県　章

三重県公報

平成19年12月7日（金）

号　外

目　次

監査委員公表
○　監査結果の公表……（監　査　委　員）1
○　同件……（　同　）84

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成19年4月13日から同年11月20日までに実施しました監査について、平成19年11月30日に県議会議長、知事及び関係各種委員会等に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成19年12月7日

三重県監査委員　鈴　木　周　作
三重県監査委員　大　野　秀　郎
三重県監査委員　貝　増　吉　郎
三重県監査委員　秋　月　　功

第1　監査の概要

1　監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正に処理されているかを主眼とし、これに関連する事業の執行等を監査の対象としました。

2　監査の実施箇所及び実施年月日

平成19年度監査は、18部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計236箇所について箇所別の監査を行いました。

監査実施箇所別の実施年月日等は、以下のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区　分	対象箇所数	委　員　監　査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部局等	47	40	7	47	0
地域機関	189	69	120	105	84
計	236	109	127	152	84

3　監査の実施方法

監査は、次の方法により実施しました。

(1)　監査委員による実地監査は、監査対象箇所へ出向き、事務局職員の予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、関係者から説明の聴取を行うなどにより実施しました。

(2)　監査委員による書面監査は、在庁のまま、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じ追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。

4　監査の着眼点

監査は、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかを検証し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げているか等にも留意しました。

また、平成18年度監査結果の意見に対する取組等の改善状況、包括外部監査の結果についてもあわせて確認しました。

第2　監査の結果及び意見

1　監査の結果

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり改善・是正を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

① 事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数　（単位：件）

部局、各種委員会等に対する共通意見	部局、各種委員会等に対する個別意見
6	63

② 財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数　（単位：件）

項　目	収入に関する事務	支出に関する事務	財産管理等に関する事務	手当の認定事務	その他の監査項目	計
意見数	17	41	32	10	23	123

2　監査の意見

［共通意見］

（1）収入未済金

県税の収入未済額は、5,624,293,327円（対前年度比100.4%）、県税以外の収入未済額は、6,842,686,100円（同104.5%）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は、12,466,979,427円（同102.6%）と多額にのぼっている。

他に、企業会計の収入未済額が184,312,540円（対前年度比105.9%）となっている。

未収金のなかには、職業訓練法人三重県サービス技能協会の破産手続きに伴う補助金返還金81,589,760円や道路交通法の改正による放置違反金9,962,000円など新たに発生したものや、返済期日を本格的に迎えたことにより増加した高等学校等修学奨学金返還金14,279,696円（同185.0%）、倒産等の理由から求償権が履行しにくい産業廃棄物不適正処理事案行政代執行費用1,257,899,463円（同106.3%）がある。

各部局等においては、未収金解消に向け、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や悪質な者への法的措置、債権回収の委託化に取り組んでいるが、長期化している債権のため債務者の状況把握が困難なものなどがあり、未収金の解消が進んでいない状況にある。

今後さらに、公平性の観点から、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、引き続き、悪質な場合には法的措置を取るなど債権の厳正な管理回収に努めるとともに、債権等の処理方針について検討されたい。

なお、経済的に支援する目的で設けられた公的貸付制度の運用に際しては、県民が制度を利用するに際して、その目的を十分周知し、制度の成果の把握と未収金発生防止の観点から定期的な状況把握に努められたい。

［一般会計、特別会計］　（単位：円）

部局等	区　分	現年度（平成18年度発生分）	過年度（平成17年度以前発生分）	計
政策部	物品売払収入	109,200	－	109,200
	小　計	109,200	－	109,200
総務部	県税	1,831,298,509	3,792,994,818	5,624,293,327
	県税加算金	9,374,674	102,432,254	111,806,928
	その他	－	1,860	1,860
	小　計	1,840,673,183	3,895,428,932	5,736,102,115
生活部	補助金返還金(認定訓練助成事業)	81,589,760	－	81,589,760
	中小企業従業員住宅家屋貸下料	－	46,153,292	46,153,292
	文化会館等使用料	－	930,060	930,060
	その他	2,933	356,000	358,933
	小　計	81,592,693	47,439,352	129,032,045

部局等	区　　分	現年度〔平成18年度発生分〕	過年度〔平成17年度以前発生分〕	計
健康福祉部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	41,562,173	333,103,938	374,666,111
	生活保護費返還金	2,440,944	69,361,481	71,802,425
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	3,050,797	67,538,828	70,589,625
	児童措置費負担金等	10,077,892	58,639,907	68,717,799
	その他	4,695,279	19,777,892	24,473,171
	小　計	61,827,085	548,422,046	610,249,131
環境森林部	産業廃棄物不適正処理事案行政代執行費用	74,959,029	1,182,940,434	1,257,899,463
	林業改善資金貸付金元利収入等	1,100,000	1,242,526	2,342,526
	その他	－	201,673	201,673
	小　計	76,059,029	1,184,384,633	1,260,443,662
農水商工部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	320,548,844	2,876,032,180	3,196,581,024
	三重ビジターズ推進機構への貸付金返還金	－	893,583,022	893,583,022
	測量談合に係る弁償金	－	164,000,206	164,000,206
	農業改良資金償還金返還金収入等	6,020,500	45,843,459	51,863,959
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入等	6,170,000	17,745,559	23,915,559
	中央卸売市場使用料等	625,613	7,922,202	8,547,815
	県営サンアリーナ使用料	－	5,396,466	5,396,466
	その他	982,492	3,320,136	4,302,628
	小　計	334,347,449	4,013,843,230	4,348,190,679
県土整備部	測量談合に係る弁償金	－	245,073,191	245,073,191
	公営住宅使用料	4,090,967	45,802,536	49,893,503
	弁償金（公営住宅関係）	115,800	11,156,310	11,272,110
	道路・河川・海岸等使用料	2,555,257	5,162,991	7,718,248
	岸壁荷揚場その他使用料	1,434,545	229,760	1,664,305
	その他	659,434	10,521,201	11,180,635
	小　計	8,856,003	317,945,989	326,801,992
教育委員会	高等学校授業料	8,068,056	9,041,246	17,109,302
	高等学校等修学奨学金返還金等	13,467,257	11,296,701	24,763,958
	その他	312,104	3,903,239	4,215,343
	小　計	21,847,417	24,241,186	46,088,603
警察本部	放置駐車違反金	9,962,000	－	9,962,000
	小　計	9,962,000	－	9,962,000
合　　計		2,435,274,059	10,031,705,368	12,466,979,427
（参考）　平成17年度合計		2,726,021,899	9,426,540,161	12,152,562,060

〔企業会計〕

区　分	未収金内容	未収額
企業庁	工業用水料金等	917,993
病院事業庁	患者自己負担金	183,394,547
合　　計		184,312,540
（参考）平成17年度合計		174,023,067

（2）業務委託

実地監査対象機関における平成18年度の業務委託契約の実績は、4,475件、約162億54百万円であり、そのうち随意契約は、3,875件、約112億12百万円(69.0%)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は、2,632件、約86億46百万円（53.2%）であり、このうち283件（10.8%）について監査を実施したところ、特命随意契約とする理由が不明瞭あるいは不適切なものが25件（8.8%）あったほか、予定価格が作成されていないもの、契約書に個人情報の適正管理に関する規定のないもの、完成認定書が作成されていないものなど、改善を要する事務処理が延べ71件見受けられた。

また、プロポーザル（企画提案コンペ）方式の業務委託契約は、134件、約15億9百万円（9.3%）であり、そのうち39件（29.1%）について監査を実施したところ、審査会が設置されていないもの、選定表への記載が不適切なものなど改善を要するものが17件（43.6%）あった。

特定の相手方と契約する随意契約においては、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、内部チェックを十分に行いながら、会計規則等に則った適切な事務処理に努められたい。

※「業務委託」とは、県がその権限に属する事業又は業務について、他の機関や一般人に依頼して行わせるものであり、調査研究委託、情報システムの開発・保守管理委託、施設の保守管理委託、イベントの開催委託などがある。(ただし、ここでは緊急入所委託などの扶助費的な委託や、測量、設計、土質・地質調査、小規模修繕、除草業務委託等の工事費的な委託は除いている。)

※「随意契約」とは、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結することである。随意契約をすることができる場合は、金額が少額である場合など、地方自治法施行令第167条の2、三重県会計規則第73条などに規定されている。

※「特命随意契約」とは、随意契約のうち特殊な技術を要求する場合など、業務内容の理由等により特定の相手方を一者選定して締結する契約をいう。

1　業務委託契約の実績　（単位：百万円、件）

区分		平成16年度	平成17年度	**平成18年度**
委託契約	件数	4,660	4,246	**4,475**
	金額 A	23,696	23,019	**16,254**
随意契約	件数	3,638	3,357	**3,875**
	金額 B	16,998	16,924	**11,212**
	比率 B/A	71.7%	73.5%	**69.0%**
特命随意契約	件数	2,449	2,350	**2,632**
	金額 C	10,792	10,242	**8,646**
	比率 C/A	45.5%	44.5%	**53.2%**
プロポーザル契約	件数	100	115	**134**
	金額 D	1,455	2,310	**1,509**
	比率 D/A	6.1%	10.0%	**9.3%**

2　特命随意契約の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕　（単位：件）

区分	監査件数	随契理由に関するもの	予定価格に関するもの	契約書に関するもの	個人情報保護に関するもの	履行確認に関するもの	その他	計
政策部	46	4	1	2		2	3	12 (9)
総務部	21	1		2		5	1	9 (7)
防災危機管理部	7	1		1	1	1		4 (3)
生活部	17		1	1	1	4	1	8 (7)
健康福祉部	31	1				4	1	6 (6)
環境森林部	12	1		1			1	3 (3)
農水商工部	29	1	2	1	2	1	2	9 (6)
県土整備部	26	8	2	1	1	2	4	18 (13)
企業庁	5		2				2	4 (3)
病院事業庁	13	2		2		1	2	7 (3)
教育委員会	54	5	2	3		2	2	14 (11)
警察本部	14	1					1	2 (2)
その他	8							－
合　計	283	25	10	14	5	22	20	96 (73)

（注）1 部局には関係地域機関を含む。
2 一件の委託契約で、複数項目を指摘したものもある。
3 計欄の（ ）内は指摘した委託契約の実数。

3　プロポーザル方式の業務委託の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕　（単位：件）

区分	監査件数	審査会に関するもの	選定表に関するもの	契約書に関するもの	個人情報保護に関するもの	履行確認に関するもの	その他	計
政策部	3		1					1 (1)
総務部	2							－
防災危機管理部	1							－
生活部	3					1	1	2 (2)
健康福祉部	9	1			1		2	4 (3)
環境森林部	2		2		1		1	4 (2)
農水商工部	8			1	1			2 (2)
県土整備部	9	1			2	1	3	7 (6)
病院事業庁	1							－
人事委員会	1		1					1 (1)
合　計	39	2	4	1	5	2	7	21 (17)

（注）は2と同じ。

(3) 県単公共工事

平成18年度に契約および完成した県単公共工事の件数は824件となっており、このうち、増額の変更契約を行ったものは569件(69.1%)、減額の変更契約を行ったものは179件(21.7%)となっている。(前年度からの繰越事業及び翌年度への繰越事業を除く。)

繰越事業を含めた全ての県単公共工事のうち、59件について監査を実施したところ、当初設計時に適切な調査・計上に努めるべきものや変更手続きが不適切なものなど、改善を要する事務処理が29件(49.2%)の契約で延べ32件見受けられた。

入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の調査や検討を十分に行うとともに、平成18年4月に改正された「三重県建設工事設計変更要領」の適切な運用に努められたい。

〔県単公共工事の変更契約の状況〕　(単位：件)

所属	契約・完成件数	増額変更		減額変更		変更なし	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所	220	159	72.3%	48	21.8%	13	5.9%
建設事務所	591	407	68.9%	130	22.0%	54	9.1%
流域下水道事務所	13	3	23.1%	1	7.7%	9	69.2%
計	824	569	69.1%	179	21.7%	76	9.2%
(参考)平成17年度	482	337	69.9%	109	22.6%	36	7.5%

(注) 公共事業総合推進本部調べ。平成18年度に契約および完成した工事を対象として計上。

○県単公共工事にかかる変更内容等の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕　(単位：件)

所属	監査件数	当初設計時に適切な調査・計上に努めるべきもの	変更手続きや変更契約時期に関するもの	その他の事務処理の不備に関するもの	計
農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所	15	2	2	0	4 (3)
建設事務所	41	11	5	10	26 (24)
流域下水道事務所	3	0	0	2	2 (2)
計	59	13	7	12	32 (29)

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の( )内は指摘した工事契約の実数。

（4）旅費

部局、各種委員会等における旅費の平成18年度決算額は約22億86百万円となっている。

監査は、平成18年度の県外へ出張した旅費を対象に463件を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無など検証、確認を行った。

463件の出張目的別内訳は、会議82件、視察41件、研修175件、大会86件、連絡調整14件、その他65件であった。

そのうち、日当で賄うべき交通費や特急料金の過払いなど手続きに問題があったものが18件、復命書の内容が項目だけとなっているものなど不十分なものが13件、研究会、大会への参加人数などが著しく多いと見受けられるものが2件であった。

不正な会計処理等の事案はなかった。しかし、旅費の執行にあたっては、規定に基づいた会計事務のチェック体制を一層強化し、県費の適正な支出を図るとともに、参加人数や出張地などを含め有効性、効率性等の観点から、その必要性や参加したことによる成果が業務に反映されているか等、常に検証されたい。

〔旅費の監査結果〕　（単位：件）

所　属	監査件数	手続き等に問題があったもの	復命書が不十分なもの	効率性等検討が必要なもの	計
本庁部局等	153	7	2	2	11 (11)
地域機関	310	11	11	0	22 (21)
合　計	463	18	13	2	33 (32)

（注）一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の（　）内は指摘した出張の実数。

（5）基金

基金については、平成18年度末で29基金、残高計約787億89百万円であるが、下記の4基金について適切に積み立てられていないなどの事務処理の不備があった。他に、長期間にわたって取崩しがなされないなど、利用されていない基金も見受けられた。基金については、それぞれの条例に基づき適切に積み立てるとともに、財産の有効活用の観点から、事業を取り巻く環境等の変化を踏まえ、その必要性や根拠条例に則ったあり方等を含めて見直しを検討されたい。

部局	基金	内容
総務部	財政調整基金、県債管理基金、庁舎等整備基金	積立額不足
農水商工部	中小企業振興基金	積立額誤り

（6）指定管理者

平成18年度から指定管理者制度を導入している18施設について、管理者の選定手続や成果目標の達成状況について監査したところ、報告遅れ等の不備が2件あったものの、概ね適正に処理されていた。

（単位：千円）

所管	施設名	募集	指定管理者	指定期間	18年度指定管理料
政策部	三重県立ゆめドームうえの	非公募	伊賀市	平成18年4月1日～21年3月31日	19,401
	三重県立熊野古道センター	公募	ＮＰＯ熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク	平成18年11月1日～22年3月31日	18,582
生活部	三重県総合文化センター	公募	(財)三重県文化振興事業団	平成19年4月1日～22年3月31日	836,575
	三重県交通安全研修センター	公募	(財)三重県交通安全協会	平成18年9月1日～21年3月31日	27,510
健康福祉部	みえこどもの城	公募	(財)三重こどもわかもの育成財団	平成18年4月1日～23年3月31日	66,880
	三重県母子福祉センター	公募	(財)三重県母子寡婦福祉連合会	平成18年4月1日～23年3月31日	9,481
	三重県身体障害者総合福祉センター	公募	(社福)三重県厚生事業団	平成18年4月1日～23年3月31日	153,689
	三重県視覚障害者支援センター	公募	(社福)三重県視覚障害者協会	平成18年4月1日～23年3月31日	38,700
農水商工部	三重県営サンアリーナ	公募	(株)スコルチャ三重	平成18年4月1日～23年3月31日	201,000
県土整備部	三重県津ヨットハーバー	非公募	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター	平成18年4月1日～21年3月31日	31,120
	熊野灘臨海公園	公募	紀北町	平成18年4月1日～21年3月31日	57,000
	三重県流域下水道施設	非公募	(財)三重県下水道公社	平成18年4月1日～21年3月31日	2,192,825
	三重県営住宅・三重県特定公共賃貸住宅	公募	三重県住宅供給公社	平成18年4月1日～21年3月31日	546,478
教育委員会	三重県営松阪野球場	非公募	松阪市	平成18年4月1日～21年3月31日	0
	三重県営ライフル射撃場	公募	三重県ライフル射撃協会	平成18年4月1日～21年3月31日	500
	三重県立鈴鹿青少年センター	公募	(財)三重県体育協会	平成18年4月1日～21年3月31日	69,897
	三重県営総合競技場	公募	(財)三重県体育協会	平成18年4月1日～21年3月31日	56,816
	三重県営鈴鹿スポーツガーデン	公募	(財)三重県体育協会	平成18年4月1日～21年3月31日	311,091

政策部

1　事業の執行に関する意見

（水力発電事業の譲渡）

(1)　企業庁の水力発電事業については、平成19年2月の「企業庁のあり方に関する基本的方向」に基づき、21年度末を目標に民間譲渡を進めている。譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献の取組継続等の譲渡条件の整理など、多くの課題があることから、企業庁と連携し、地域貢献の取組内容を説明するなど、地域住民及び市町の理解と合意形成に努め、的確に対応されたい。　（政策企画分野）

「企業庁のあり方に関する基本的方向」に示された譲渡条件
(1)　適正な譲渡価格の設定
(2)　全ての発電所の継続運営
(3)　地域貢献の取組の継続

譲渡先の条件
(1) 水力発電、ダム管理の技術、運営ノウハウを有すること
(2) 水力発電、ダム管理の運営実績を有すること
(3) 長期の安定的な事業継続の意思及び経営体制を有すること
(4) 災害時の復旧対応も含め、運転管理に必要な人員及び資金調達力を有すること
(5) 渇水時の対応等、地域との多様な調整を行う体制を有すること
(6) 地域社会に対する適切な配慮が可能なこと

（工業用水の活用）

(2)　将来の工業用水の需要に備えて確保している水源は、長良川河口堰関連事業等で日量731,800㎥あるが、社会経済情勢の変化や資源循環型社会への移行等により、水需要の大きな伸びは期待できない状況である。今後とも企業庁と連携し、具体的な活用方策に結びつけるための新規需要開拓など、引き続き未利用水の活用に取り組まれたい。　（政策企画分野）

（単位：m^3／日）

事業名	確保水源
長良川河口堰関連工業用水道事業（仮称）	515,000
北伊勢工業用水道事業	160,000
南伊勢工業用水道事業	35,000
中伊勢工業用水道事業	17,000
鈴鹿工業用水道事業	4,800
計	731,800

（市町村合併の効果）

(3)　県内の市町村合併では、平成15年12月のいなべ市から18年1月の紀宝町、大台町まで、69市町村が29市町に再編された。合併の目的には、行財政の効率化や、細

分化された組織・職員の配置による専門性の強化などがあげられていたが、その検証がなされていないので、現時点での市町における「合併効果」を明らかにするとともに、今後の課題の対応について的確に支援されたい。　（地域支援分野）

（鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用）

⑷　鈴鹿山麓研究学園都市センターは、年間2千万円以上の維持費を支出しながら一部を科学技術振興センターが使用するのみで、他の貸館部分の有料利用は低迷している。さらに、平成20年度からの科学技術振興センターの使用も明確になっていない。研究施設の立地が進まない等、当初の目的である研究者の交流が見込めない点や交通不便地に位置している点から、抜本的な活用策を早急に検討されたい。（地域支援分野）

（大仏山周辺県有地等の利用）

⑸　大仏山周辺の県有地等52.5haは未利用状態が長期間続いており、土地開発公社所有分については多額の評価損が発生している。平成9年度から年1回程度、関係市町等と利活用について検討しているものの結論が出ていないので、実現可能な利活用に向けた方向性を早期に決定し、処理を進められたい。　（地域支援分野）

（東紀州地域活性化推進施策支援事業補助金）

⑹　平成18年度まで、県と市町で構成する東紀州地域活性化事業推進協議会に対し、補助金を支出してきた。19年4月になって、当該協議会は任意団体のまま「東紀州観光まちづくり公社」に名称を変更しているが、県、市町及び当該団体の役割と機能が明確になっていない。当該団体における責任体制や県職員の服務等について早急に検討するとともに、当該団体に対する補助金のあり方などを見直されたい。

（東紀州対策局）

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

概ね適正に処理されていた。

(2) 支出に関する事務

ア　業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　　容	箇　所　名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎はプロポーザル契約	(1) ●【県民の声ＤＢＳ保守・管理業務委託】 契約書に「別紙仕様書」と記載されているが、添付されていない	経営企画分野
	(2) ●【県印刷物の配布業務に関する委託】 実績報告が未提出で、完成認定書も未作成、履行確認の書面記録なし	
	(3) ◎【「こころのふるさと三重」づくり戦略調査事業委託】 選定表の一部が鉛筆書き	政策企画分野

項　目	内　　容	箇所名
	(4)●【宮川流域エコミュージアム流域案内人養成事業委託】 実績報告に拠点施設での企画展示について記載なし	地域支援分野
	(5)●【木曽岬干拓排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託】　特命随契理由が起案等に記載されていない (6)●【北勢塾講師派遣委託】 ・請書の印紙に割印がされていない ・契約の相手方から見積書、請書、請求書を同時に徴収している	桑名県民センター
	(7)●【管内職員接遇研修業務委託】 ・1者選定の理由が不明確で、複数者の選定等の検討の必要あり ・研修の前後に実施する効果測定結果について報告の期日が定められていない	松阪県民センター
	(8)●【平成18年度第2回伊賀地域職員人権研修】 ・予定価格の記載なし ・特命随意契約の規定条項の記載なし	伊賀県民センター
	(9)●【平成18年度汚水処理施設管理運営委託】 (10)●【平成18年度一般廃棄物収集運搬処理業務委託】 特命随契しているが、複数者選定の検討の必要あり	科学技術振興センター（林業研究部）
イ 県単工事	(1)【熊野古道センター外構工事その1】 (2)【同センター外構工事その2】 (3)【同センター常設展示工事】 設計変更にかかる指名審査会の事前審査や事後報告を行っていない	東紀州対策局
ウ 県単補助金	(1)【過疎市町等地域づくり支援事業補助金】 要領における補助対象経費の記載が不明確	地域支援分野
	(2)【生活創造圏ビジョン関係の負担金、補助金】 ・対象事業等を定めた協定や補助要領等が存在しない ・負担金等を受ける側の業務も県職員が担っている	
エ 旅費	(1)経営品質ベンチマーキング等において、旅行命令に2箇所目の用務先の記載なし (2)国家予算要望等において、日当額の適用誤りあり	経営企画分野
	(3)中核交流施設整備事業企業訪問において、直行直帰の旅行命令に自宅市町名の記載なし	東紀州対策局
	(4)選挙訴訟事務研修会において、復命書の内容が不十分	四日市県民センター
	(5)度会郡町長会先進地視察において、行程の経済性について十分検討し、命令時の起案等に検討結果を明記すべき	伊勢県民センター

イ　支出時の確認不足による歳出戻入があるので、支出事務のチェック機能の強化を図るとともに、今後、適切な事務処理に努められたい。

項　目	内　　容	箇所名
歳出戻入	(1)　燃料費　　1,077,300円	科学技術振興センター（保健環境研究部）

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　　容	箇　所　名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 過去の委託契約等で納入された備品で、平成18年度になってから事後登録したものあり	情報化・統計分野
	(2) 物品の台帳管理について、処分済みのX線自動現像機の登録が出納員在庫のままとなっている	桑名県民センター
	(3) 物品表示票が貼付されていない備品あり	四日市県民センター
	(4) 防災無線関連の2物品について、登録上の使用所属が鈴鹿建設部のままになっている	鈴鹿県民センター
	(5) 鈴鹿水産研究室培養棟内の火災（修繕費2,131,500円）	科学技術振興センター(水産研究部)
イ　基金の運用・執行状況	(1) 振興拠点地域基本構想推進基金について、基となる構想が廃止されたため、基金のあり方を検討されたい	地域支援分野
ウ　金品亡失	(1) ＥＴＣカードの紛失（被害金額なし）	尾鷲県民センター
	(2) 公用車の後部バンパー等の損傷（修理代66,979円） (3) 公用車の前部バンパー等の損傷（修理代65,415円）	熊野県民センター
	(4) 公用車のフロントガラスの損傷（修理代15,750円）	科学技術振興センター（保健環境研究部）
	(5) 公用車の左後部損傷（修理代110,250円）	科学技術振興センター(林業研究部)

(4) 指定管理者制度の実施状況

施　設　名	内　　容	箇　所　名
三重県立ゆめドームうえの	(1) 基本協定書における年間利用者数目標が達成されていないので、指定管理者である伊賀市と連携し、利用者の増加を図られたい。また、指定管理者からの事業報告書の提出が期限内に行われていない。	地域支援分野
三重県立熊野古道センター	(2) 概ね適正に執行されていた。	東紀州対策局

(5) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇　所　名	内　　容
桑名県民センター	(1) 通勤手当について、休暇等で支給額が変更になったのに、通勤届に記入されず、決裁も受けていないものあり
熊野県民センター	(2) 扶養手当について、認定簿への記載漏れあり (3) 住居手当について、登記簿謄本未添付、認定簿への転記漏れ、住民票未添付あり (4) 通勤手当について、定期券・回数券の写し未添付あり

箇所名	内容
科学技術振興センター（保健環境研究部）	(5) 特殊勤務実績簿の決裁をまとめて実施
科学技術振興センター（林業研究部）	(6) 特殊勤務実績簿（危険作業手当分）の作業内容の記載に、手当対象と確認できないものあり

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
伊賀県民センター	(1) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県35,000円）

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
四日市県民センター	(1) 公用車の購入契約書に誤った車名が記載及び起案文書の校合欄及び公印欄が空白
熊野県民センター	(2) 平成18年度後納郵便料金（4、5月分）について、本来、資金前渡定例払により支払うべきところであるが、期日までに資金前渡受者口座への入金を行っていなかった
科学技術振興センター（農業研究部）	(3) 委託業務で支出命令額の誤りに気づき、相手方口座に入金される前に指定金融機関から戻入したものあり
科学技術振興センター（畜産研究部）	(4) 請求書の確認誤りによる二重払いあり

総務部

1　事業の執行に関する意見

（公務員倫理の徹底）

(1)　平成18年度に職務上の不正行為、飲酒運転、殺人事件などの職員の不祥事が発生したことから、再発防止のため、公務員倫理等について、職員研修の実施や綱紀粛正の通知により周知徹底を図ったところであるが、その後も職員の飲酒運転等の不祥事が発生している。今後は、行政に対する信頼の回復と不祥事の再発防止のため、各部と連携のうえ綱紀の粛正を確保し、公務員倫理の徹底を図られたい。

（組織・職員分野）

（財務事務の適正化）

(2)　監査対象機関の一部において、支払先の誤り、二重払いなどの不適切な処理、年度末の多量の消耗品購入、行政財産の目的外使用許可について許可書の不交付や申請箇所と現状が一致していないなど、不適切な事務処理を行っている事例が見受けられた。

事務の効率化を進める中においても、内部統制、チェック機能を十分に発揮し、会計規則等関係法規に基づき適切に処理するよう、関係部局等と連携し、職員に法令遵守の徹底を図られたい。（組織・職員分野、財政・施設分野）

（健全な財政運営）

(3)　平成18年度の県財政は、公債費負担比率や財政力指数は前年度に比べて改善が見られるものの、経常収支比率が94.1％と前年度に比べ2.7ポイント上昇し、また、県債残高が引き続き増加するなど依然として厳しい財政状況となっている。

県民しあわせプラン第二次戦略計画の財政見通し（平成19～22年度）では、財源不足を調整するための地方債を発行しても、なお財源不足が生じると試算しているので、第二次戦略計画を着実に実行するため、県が担う領域の判断基準に基づく県関与の必要性を徹底して検証し、事業の選択と集中をさらに進めるとともに、歳入の確保などに一層取り組み、健全で効率的な財政運営に努められたい。（財政・施設分野）

〔主要財政指標等〕

区　分	平成16年度			平成17年度			平成18年度
	本県	全国	順位	本県	全国	順位	（本　県）
経常収支比率	90.5％	92.4％	12位	91.4％	92.9％	13位	94.1％
公債費負担比率	20.5％	22.3％	14位	20.0％	21.8％	16位	19.6％
財政力指数	0.46578	0.41125	15位	0.46989	0.42806	12位	0.54009
実質公債費比率				12.3％	14.5％	7位	12.5％
起債制限比率	11.7％	12.6％	15位				
県債未償還残高	9,866億円			1兆60億円			1兆223億円

（県税等の未収金対策）

⑷　預貯金、給与及び自動車等の差押、インターネットを活用した公売を行うなど様々な滞納処分を進めているが、平成18年度における県税等（加算金を含む。）の収入未済額は5,736,100,255円で依然として多額であるので、債務者に対する財産や状況の調査を徹底するなど、引き続き積極的な対策を行い、収入未済額の減少に努められたい。

また、県税の未収金のうち個人県民税が全体の52.2％（前年度54.1％）を占めているので、地方税法第48条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、「地方税収確保対策連絡会議」の積極的な活用、市町及び関係機関との連携を更に強化し、税収確保に努められたい。　（財政・施設分野、各県税事務所）

〔収入未済額の状況〕

区　分	平成18年度		平成17年度	
桑名県税事務所	現年度	104,082,268円	現年度	132,225,691円
	過年度	394,634,182円	過年度	387,233,931円
	計	498,716,450円	計	519,459,622円
四日市県税事務所	現年度	357,874,978円	現年度	211,009,811円
	過年度	443,071,522円	過年度	571,885,807円
	計	800,946,500円	計	782,895,618円
鈴鹿県税事務所	現年度	169,220,158円	現年度	162,452,551円
	過年度	352,118,245円	過年度	372,187,282円
	計	521,338,403円	計	534,639,833円
津総合県税事務所	現年度	170,211,501円	現年度	152,990,330円
	過年度	693,443,351円	過年度	743,287,668円
	計	863,654,852円	計	896,277,998円
松阪県税事務所	現年度	68,019,608円	現年度	106,743,018円
	過年度	340,650,345円	過年度	354,188,036円
	計	408,669,953円	計	460,931,054円
伊勢県税事務所	現年度	154,772,788円	現年度	165,302,375円
	過年度	376,597,224円	過年度	428,926,462円
	計	531,370,012円	計	594,228,837円
伊賀県税事務所	現年度	303,535,580円	現年度	82,397,237円
	過年度	350,702,545円	過年度	424,079,609円
	計	654,238,125円	計	506,476,846円
紀州県税事務所	現年度	75,407,841円	現年度	32,662,912円
	過年度	166,243,581円	過年度	171,002,517円
	計	241,651,422円	計	203,665,429円
自動車税事務所	現年度	437,548,461円	現年度	463,782,132円
	過年度	777,966,077円	過年度	771,425,046円
	計	1,215,514,538円	計	1,235,207,178円
合　計		5,736,100,255円		5,733,782,415円

（公舎貸下料の見直し）

⑸　公舎の貸下料については、三重県公舎貸付料算定基準に基づき定めているが、平成9年4月1日以降見直しが行われていないので、地域の実情などを踏まえたうえで基準を見直されたい。　（財政・施設分野）

（情報の適正管理）

⑹　桑名県税事務所において、法人県民税・法人事業税の申告書共同発送に際して、法人の申告書の封入を誤り正当な納税者に送付されていなかった事案が発生しているので、情報漏洩等の発生防止の徹底とともに、納税者情報保護等に対する職員の意識の向上を図られたい。　（財政・施設分野、桑名県税事務所）

（基金運用益金の積立）

⑺　基金運用益から生じる収益は、それぞれの条例に基づき予算に計上して基金に積み立てることとされているが、財政調整基金、県債管理基金及び庁舎等整備基金の運用益金5,629,280円が積立不足であったので、条例に基づき適正に積み立てられたい。
（財政・施設分野）

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア　本庁分

雑入の収入未済額が1,860円（対前年度比100.0%）あるので、収納促進を図るとともに、今後の発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
財政・施設分野	雑入（前払金返還利息）	現年度　0円 過年度　1,860円 計　1,860円	現年度　0円 過年度　1,860円 計　1,860円
計	—	1,860円	1,860円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	⑴ ●【地方行財政調査委託】 ・調査結果報告書が委託先でない者から送付されているが、契約条項にその旨の記載なし ・県は2回随時調査を依頼できることとなっているが、過去に実績はなく、委託料の算定の見直しの必要あり ・各部局に調査項目の照会をするなど、委託業務の効率化に努める必要あり	財政・施設分野
	⑵ ●【地域庁舎ペーパーリサイクル委託】 ・業者選定に際して、競争性、透明性の確保の観点から、一般競争入札の導入を検討する必要あり ・所属長の実績報告書確認記録を明記するなど、より適切な検収に努める必要あり	財政・施設分野

項　　目	内　　容	箇所名
	(3) ●【給与支払報告書等封入作業委託】 契約書の記名捺印が、契約委任がされていない県税事務所長になっている	桑名県税事務所
	(4) ●【給与支払報告書等封入作業委託等】 請求書による履行確認のみで、十分な履行確認が行われていないので、検収方法について検討する必要あり	桑名、鈴鹿、津総合県税事務所
	(5) ●【自家用電気工作物の保安管理業務】 検収記録がなく、完成認定書も作成していない	伊勢県民センター
	(6)【尾鷲庁舎一般廃棄物処理業務委託】 履行内容を示した「仕様書」及び「特記仕様書」が契約書に添付されていない	尾鷲県民センター
イ 県単工事	(1)【鈴鹿庁舎2階、4階間仕切り改修工事】 履行期限延長の事務手続きをしていない	鈴鹿県民センター
	(2)【津庁舎本館間仕切新設及び移設工事】 工程表及び現場代理人等選任通知書が提出されていない	津県民センター

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 公有財産表の数値と財産台帳の数値の不一致あり	財政・施設分野
	(2) 庁舎の目的外使用許可について、 ・光熱水費等の経費の算定基準を前年度実績としているものあり ・光熱水費等の経費を一部免除しているものについて、許可指令書にその旨が明記されていない	桑名県民センター
	(3) 庁舎の目的外使用許可において、実態に合わせた使用料算定がなされていない	津県民センター
	(4) 庁舎の目的外使用許可において、光熱水費等の経費の一部を免除しているが、許可指令書にその旨が明記されていない	松阪県民センター
	(5) 庁舎の目的外使用許可において、 ・許可エリア外に自動販売機が設置されている ・光熱水費等の経費の一部について、許可受者ではない者に直接納入通知書を発付している ・光熱水費等の経費を一部免除しているものについて、許可指令書にその旨が明記されていない	伊勢県民センター
	(6) 庁舎の目的外使用許可にかかる光熱水費等の経費の一部について、許可受者ではない者に直接納入通知書を発付している	伊賀県民センター
イ　金品亡失	(1) 公用車の後部左ドアの損傷（修理代159,516円）	財政・施設分野

(4) 手当の認定

概ね適正に処理されていた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
桑名県税事務所	(1) 自損事故（損害額 90,993円）
四日市県税事務所	(2) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県0円・相手 57,624円）
松阪県税事務所	(3) 自損事故（損害額 51,450円）
	(4) 自損事故（損害額 52,395円）

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
津総合県税事務所	(1) ＥＴＣ利用伺簿の事後決裁あり
伊賀県税事務所	(2) 支払時に出納員の審査が行われていない、及び会計事務の自己検査の未実施
職員研修センター	(3) 予算令達額を超過しての支出負担行為あり

防災危機管理部

1　事業の執行に関する意見

（災害対応体制）

(1)　4月15日に亀山市内で震度5強が観測された際に、約2割の職員が連絡なしで参集していない。参集基準の認識が十分でないので、周知を一層徹底されたい。

〔参集状況〕

	対象職員	参集した	非参集（連絡あり）	非参集（連絡なし）
人数	5,407	3,726	584	1,097
比率（%）	100.0	68.9	10.8	20.3

（防災危機管理部調べ）

（業務に潜むリスク項目の的確な把握と進行管理）

(2)　平成19年1月に各部局の業務に潜むリスクが公表されたが、19年度になってからイベントでの事故や食品衛生監視の不備など、リスクの把握やその対策の検討が不十分と考えられる事例が起こっている。19年度からリスクの把握から対策検討に至る過程を、全庁的な取組として展開することとなっているが、各部局の業務執行上のリスク低減に資するよう、各過程において支援するとともに、リスク対策の進行管理を行われたい。

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

概ね適正に処理されていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	(1) ●【三重県防災ヘリコプター運航管理業務委託】　個人情報の適正管理に関する条項を契約書に盛り込む必要あり	防災危機管理分野
	(2) ●【三重県消防学校の給食及び物品斡旋業務委託】　昭和53年4月から同一業者に委託しているので、複数業者からの選定を検討する必要及び契約書添付の平面図の更新の必要あり	消防学校
	(3) ●【消火訓練施設用模擬火災設備等保守点検業務委託】　完成認定書が作成されていない	
イ 県単補助金	(1) 三重県消防協会補助金の実績報告書において、補助金の対象経費が明確に確認できないので、要領等で明確にする必要あり	防災危機管理分野

項　　目	内　　容	箇所名
ウ 旅費	(1) 第54回全国消防技術者会議において、特急料金の過払いあり（戻入1,760円）	消防学校
	(2) 視察において、 旅行命令書に2箇所目の記載なし	

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 防災行政無線設備の毀損（修理費2,499,000円）	防災危機管理分野
	(2) 各県民センターにおいて、過去の工事で廃棄済みの防災行政無線機器の備品登録が残ったままになっていた	防災危機管理分野、各県民センター
	(3) 特殊車両5台について、備品登録がされていない	消防学校
イ　金品亡失	(1) 防災行政無線機器の紛失（取得価格317,000円）	防災危機管理分野
	(2) 公用車のフロントガラス損傷（修理費18,900円）	

(4) 手当の認定

概ね適正に処理されていた。

生活部

1　事業の執行に関する意見

（個人情報の保護）

(1)　県のホームページ上で個人情報が含まれた文書件名が閲覧可能な状態であった等個人情報の漏洩等の事案が数件発生している。このため総合文書管理システムの運用の改善や職員研修に取り組み発生防止に努めているが、収集した行政情報の取り扱いについて県民への信頼を確保するため、引き続き個人情報の漏洩等の防止に努められたい。　（経営企画分野）

（人権啓発等の推進）

(2)　人権尊重社会の実現に向けて、人権啓発や人権相談など様々な事業に取り組んでいるが、県民意識基礎調査では「人権が尊重されている社会である」と感じている人の割合は前年度より減少し、社会現場における差別落書やインターネットによる差別事象報告件数も、前年度より増加している。

国、市町等多様な主体と連携し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進されたい。　（人権・男女共同参画・文化分野、人権センター）

〔差別の現況〕　（単位：件）

項目		平成16年度	平成17年度	平成18年度
差別事象の発生(件)	社　会	14	21	27
	学　校	28	20	26
人権相談件数（件）		955	956	860

（障がい者雇用の促進）

(3)　県全体の雇用情勢が好調な中、民間企業における平成18年6月1日現在の障がい者雇用率は1.42％で、法定雇用率1.8％を達成しておらず全国ワースト3位となっている。また、法定雇用率を達成している企業の割合も45.3％で半数以下となっており共に前年度より減少している。職業訓練、企業等への啓発を行っているが引き続き国、関係機関等と連携し、企業への働きかけに取り組むとともに、効果的に事業を実施し障がい者雇用の促進に努められたい。

なお、県教育委員会の障がい者雇用率は1.35％で法定雇用率（2.0％）を達成していないので引き続き雇用促進の働きかけをされたい。　（勤労・生活分野）

（交通事故防止）

(4)　平成18年の交通事故死者数は、前年より4人増加し167人で、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト2位になっており、平成10年以降ワースト10位以内が続いている。

交通事故防止は県政の最重要課題の一つであり、第8次三重県交通安全計画の数値目標の達成に向け、事故発生要因の分析を活用し地域の実情に応じた啓発活動等の交通安全対策を関係機関と連携のうえ、より一層推進されたい。

（勤労・生活分野、各県民センター）

〔県内の過去５カ年の交通事故発生状況〕

項　　目		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
人身事故件数（件）		12,048	12,659	13,479	13,441	13,123
死者数（人）		211	174	187	163	167
人口10万人当たり死者数（人）	三重県	11.34	9.35	10.04	8.74	8.94
	全　国	6.54	6.04	5.77	5.38	4.97
	全国順位	2位	8位	1位	5位	2位
負傷者数（人）		15,975	16,835	17,703	17,874	17,610
物損事故件数（件）		52,708	53,133	53,429	53,786	52,253

（三重県交通災害共済事業の見直し）

(5)　三重県交通災害共済事業については、昭和44年1月に募集を開始して以来、約38年が経過し、平成18年度末の加入者数は481,606人、加入率は30.8％で、前年度より36,881人減少し、2.4ポイント低下している。

交通災害共済を取り巻く環境が大きく変化しているため、今後の交通災害共済事業のあり方について検討されたい。　（勤労・生活分野）

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア　本庁分

収入未済額129,010,112円（対前年度比268.9％）のうち、職業訓練法人三重県サービス技能協会（国際リゾート短期大学校運営）の破産手続きに伴う認定訓練助成事業費補助金返還金81,589,760円が新たに発生しているので、今後の破産手続きを的確に把握し、収入未済額の回収に取り組まれたい。

また、家屋貸下料等の収入未済額が、47,420,352円あり、前年度と比べて550,000円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
人権・男女共同参画・文化分野	雑入（文化会館使用料等）	過年度　930,060円	過年度　930,060円
	雑入（専修学校又は各種学校入校者補助金等返還金等）	過年度　337,000円	過年度　337,000円
勤労・生活分野	雑入（中小企業従業員住宅家屋貸下料返還金）	過年度　46,153,292円	過年度　46,703,292円
	雑入（認定訓練助成事業費補助金返還金）	現年度　81,589,760円	
合　　計		129,010,112円	47,970,352円

イ　地域機関分

ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金にかかる返還金の収入未済額が19,000円あるので、早期収納に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
伊勢県民センター	雑入（補助金返還金）	過年度　19,000円	過年度　31,000円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎はプロポーザル契約	(1) ●【文化ボランティア活動促進事業委託】 完成認定書が未作成、また、個人情報の適正管理に関する条項の記載なし	人権・男女共同参画・文化分野
	(2) ◎【同和問題等啓発ポスター制作委託】 委託した業務内容の一部について履行確認が行われないまま完成認定書を交付	人権センター
	(3) ●【三重県人権フォーラム事業委託】 委託料の使用制限、収支決算書の提出を契約条項に規定しているが、収支決算書の内容審査なし	
	(4) ●【多目的ホールロールバックチェア保守点検】 従前からの契約額を予定価格としている	
	(5) ●【中小企業勤労者福祉サービスセンター事業活性化研究事業委託】 委託内容の変更について協議のみで変更契約なし	勤労・生活分野
	(6) ◎【市民活動ボランティアニュース作成事業委託】 変更契約を行い増刷したものを数ヵ月後に廃止するなど、変更契約前の計画が精査不足	人づくり・協働・国際分野
	(7) ●【青少年の生き生き創造力活用事業委託】 活動団体の選定が、不十分、また企業等への協賛依頼については未実施	
	(8) ●【広域人権まちづくり等推進事業】 再委託を行った一部業務について、事業実績報告書の提出なし	尾鷲県民センター
	(9) ●【広域人権まちづくり等推進事業】 完成認定書が未作成	熊野県民センター
イ 県単工事	(1) 【三重県勤労者福祉会館講堂等耐震改修工事】 完成期限の延長に伴う変更契約時に、契約保証金の保証期限の延長がされていない	勤労・生活分野
	(2) 【実習棟（機械・電子）屋上防水改修工事】 契約書に設計書等が未添付	津高等技術学校

項　　目	内　　容	箇所名
ウ　旅費	(1) 2006年度部落解放・人権施策確立要求第2次中央集会について、開催文書の添付なし、復命書の内容が不十分	人権センター
	(2) フレーム修正研修について、日当で賄うべき東京都区内の移動にかかる交通費が過払い	津高等技術学校
	(3) 第21回人権啓発研究集会について、復命書の内容が不十分	四日市県民センター
	(4) 男女共同参画フォーラムinとやまについて、復命書の内容が不十分	伊勢県民センター
	(5) 旅券実務研修について、日当で賄うべき東京都区内の移動にかかる交通費が過払い	熊野県民センター

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 行政財産の目的外使用許可について、使用申請が規則で定められた様式を使用しておらず、また許可書を申請者に交付していないものあり	人づくり・協働・国際分野
	(2) 行政財産の目的外使用許可について、 ・建物使用料の算定にあたり、当該建物の建て面積ではなく1階床面積を用いて土地の年額使用料相当額を算出している ・許可について管財室長への報告がされていない	人権センター
イ　基金の運用・執行状況	(1) 交通災害共済事業基金については、交通災害共済事業の見直しにあわせて、基金のあり方についても検討されたい	勤労・生活分野

(4) 指定管理者制度の実施状況

施設名	内　　容	箇所名
三重県総合文化センター	概ね適正に執行されていた。	人権・男女共同参画・文化分野
三重県交通安全研修センター	概ね適正に執行されていた。	勤労・生活分野

(5) 手当の認定

扶養手当の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内　　容
経営企画分野	(1) 扶養手当の事後確認において、確認漏れに伴う手当の過大支給あり（12,000円）

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
人権・男女共同参画・文化分野	(1) 自損事故　(損害額：県74,550円)
勤労・生活分野	(2) 物損事故　(負担割合：県100％・相手0％) (物損額：県58,975円・相手42,000円)
人づくり・協働・国際分野	(3) 自損事故　(損害額：県35,175円)

健康福祉部

1　事業の執行に関する意見

（社会福祉施設等の指導監査）

(1)　社会福祉施設等に対する指導監査については、社会福祉法人の指導監査指針の改正により、平成19年度と20年度に全社会福祉法人の実地監査を予定している。

一方、平成19年6月、県内にも事業所を有する訪問介護大手事業者の不正請求問題が発生していることから、監視指導体制を強化されたい。

さらに、指導監査結果等については、対象数、実施数、文書指摘数等の公表に努めているが、今後、県民又はサービス受給者に対してわかりやすい情報提供に努められたい。（経営企画分野、長寿・障害分野）

〔対象事業者の状況〕　（単位：箇所）

区　分	社会福祉法人	社会福祉協議会	社会福祉施設	介護保険サービス事業者	介護予防サービス事業者	指定居宅支援事業者	計
平成17年度末(A)	236	47	705	2,539	ー	1,004	4,531
平成18年度末(B)	241	29	713	2,699	1,360	700	5,742
増　減　(B)－(A)	5	△18	8	160	1,360	△304	1,211

（食の安全・安心の確保）

(2)　平成19年10月、県内の和菓子メーカーの偽装販売事件が発生し、関係部局や関係機関との連携、管轄保健所の監視指導や通報に対する初期対応が十分でなかったことから、食の安全・安心に対する県民の信頼が揺らぐ事態となっている。

副知事を本部長とする食の安全・安心危機対策本部を設置し、県民の食の安全・安心確保体制の再構築及び再発防止に取り組んでいるが、早急に監視体制を確立するとともに、関係部局や関係機関との連携を強化のうえ、食の安全・安心の確保と県民の信頼の回復に努められたい。（健康・安全分野）

（※農水商工部経営企画分野・農水産物供給分野への意見に再掲）

（施設運営のあり方検討）

(3)　草の実リハビリテーションセンターは、外来患者数は前年度に比べやや増加しているものの、入院患者数が減少し、また、平成18年10月、障害者自立支援法により、措置入所から契約入所に移行した結果、前年度より経営環境が悪化し、県費負担金は約4億3,976万円で前年度に比べ約4,962万円増加している。

一方、小児心療センターあすなろ学園は、外来患者数及び入院患者数が前年度に比べ減少した結果、一般会計からの繰入額は約3億2,708万円で前年度に比べ約3,171万円増加している。

これらの施設運営を取り巻く状況は益々厳しくなっているので、今後、利用者ニーズに的確に対応した役割と機能及び県費負担のあり方について検討されたい。

（福祉・子育て分野、草の実リハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園）

〔外来患者数、入院患者数の推移〕　（単位：人）

箇所名	区分	平成16年度	平成17年度 (A)	平成18年度 (B)	(B)／(A)％
草の実リハビリテーションセンター	外来患者数	15,201	12,586	12,766	101.4
	入院患者数	15,361	15,909	14,796	93.0
小児心療センターあすなろ学園	外来患者数	18,449	19,206	18,098	94.2
	入院患者数	21,352	23,459	23,069	98.3

（県立病院のあり方と一般会計からの繰出金）

(4)　一般会計から県病院事業会計への繰出金については、病院事業庁が策定した病院事業中期経営計画（計画期間：平成16～18年度）に位置づけられた県立病院の役割と機能に基づき支出されている。

平成19年度、病院事業庁は県立病院の経営計画の策定に合わせて繰出基準を見直すこととしている。今後、医療政策の観点から、県立病院の役割に応じた適切な負担区分を明確にし、繰出の意義について分かりやすく説明するなど、県民の理解が深められるよう努められたい。　（保健・医療分野、経営企画分野）

〔一般会計からの繰出金の推移〕　（単位：千円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度
3,750,589	3,970,047	4,234,269

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア　本庁分

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が476,646,949円（対前年度比102.5％）あり、前年度と比べて11,533,216円増加している。未収債権管理事務嘱託員の雇用、民間の回収業務のノウハウの活用等により滞納整理に取り組んでいるが、長期間債権管理されているもの等があり、未収金の解消が進んでいない。今後、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行う等、一層未収金を回収するために取り組まれたい。

〔本庁分の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成18年度		平成17年度	
経営企画分野	雑入（通勤手当返還金）	現年度	89,550円		－
福祉・子育て分野	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	現年度 過年度 計	41,562,173円 333,103,938円 374,666,111円	現年度 過年度 計	42,852,615円 314,586,064円 357,438,679円
	児童扶養手当返還金	現年度 過年度 計	2,765,990円 17,810,121円 20,576,111円	現年度 過年度 計	5,209,650円 16,055,470円 21,265,120円
	雑入（養育医療追加納付金）等	過年度	35,497円	過年度	175,497円
	小計	計	395,277,719円	計	378,879,296円
保健・医療分野	看護師養成貸付金返還金等	現年度 過年度 計	2,811,996円 4,570,500円 7,382,496円	現年度 過年度 計	1,758,000円 4,647,000円 6,405,000円
長寿・障害分野	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	現年度 過年度 計	238,801円 40,565,971円 40,804,772円	現年度 過年度 計	1,980,286円 41,685,002円 43,665,288円
	障害者住宅整備資金貸付金元利収入等	現年度 過年度 計	0円 22,402,357円 22,402,357円	現年度 過年度 計	119,377円 25,116,087円 25,235,464円
	心身障害者扶養共済事業負担金	現年度 過年度 計	707,150円 9,234,905円 9,942,055円	現年度 過年度 計	811,030円 8,916,795円 9,727,825円
	雑入（心身障害者扶養共済給付金返還金）	現年度 過年度 計	100,000円 648,000円 748,000円	現年度 過年度 計	676,900円 524,000円 1,200,900円
	小計		73,897,184円		79,829,477円
合計			476,646,949円		465,113,733円

イ　地域機関分

生活保護費返還金等の収入未済額が133,602,182円（対前年度比97.3%）あり、前年度と比べて3,749,783円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

〔地域機関分の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成18年度		平成17年度	
桑名保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	696円 1,141,141円 1,141,837円	過年度	1,790,181円
四日市保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	687,508円 3,835,720円 4,523,228円	現年度 過年度 計	244,360円 4,077,664円 4,322,024円
鈴鹿保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	43,451円 692,931円 736,382円	現年度 過年度 計	62,640円 714,131円 776,771円
津保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	137,850円 22,044,727円 22,182,577円	現年度 過年度 計	3,768,574円 20,122,233円 23,890,807円
松阪保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	228,021円 2,107,091円 2,335,112円	過年度	2,227,091円
伊勢保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	1,451,300円 24,780,943円 26,232,243円	現年度 過年度 計	4,587,382円 22,409,999円 26,997,381円
伊賀保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	39,641円 17,089,192円 17,128,833円	現年度 過年度 計	1,032,159円 18,251,876円 19,284,035円
尾鷲保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	112,459円 3,260,056円 3,372,515円	現年度 過年度 計	107,313円 3,497,781円 3,605,094円
熊野保健福祉事務所	生活保護費返還金	過年度	121,336円	現年度 過年度 計	9,000円 181,336円 190,336円
国児学園	国児学園保護費負担金	現年度 過年度 計	411,100円 1,791,977円 2,203,077円	現年度 過年度 計	575,100円 1,828,440円 2,403,540円
小児心療センターあすなろ学園	あすなろ学園使用料	現年度 過年度 計	102,716円 317,294円 420,010円	現年度 過年度 計	409,510円 176,244円 585,754円
草の実リハビリテーションセンター	草の実リハビリテーションセンター使用料等	現年度 過年度 計	1,215,623円 154,200円 1,369,823円	現年度 過年度 計	486,862円 126,260円 613,122円
児童相談センター	児童措置費負担金等	現年度 過年度 計	8,573,060円 43,072,149円 51,645,209円	現年度 過年度 計	9,846,240円 40,365,789円 50,212,029円
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉センターはばたき使用料	過年度	190,000円	現年度 過年度 計	282,300円 171,500円 453,800円
合　計			133,602,182円		137,351,965円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所名
ア　業務委託 ●は特命随意契約 ◎はプロポーザル契約	(1) ●【食の安全・安心確保基盤強化事業委託】 変更契約締結伺いの前に、変更実施伺いを起案する必要あり	健康・安全分野
	(2) ●【三重県リハビリテーション支援センター事業委託】 概算払の精算書を早急に徴収する必要あり	保健・医療分野
	(3) ●【三重県かかりつけ医認知症対応力向上研修委託外２件】　完成認定書の添付漏れ	長寿・障害分野
	(4) ◎【食育推進ボランティア活動事業委託】 委託対象団体が実施要領・募集要項の要件に該当していることを決裁書類で確認できるようにしておく必要あり (5) ◎【食育モデル園事業委託】 事業実施計画書の変更にかかる詳細が不明瞭なので、再度審査委員に諮るなど、経緯や検討内容を明確にしておく必要あり	松阪保健福祉事務所
	(6) ●【知的障害者相談支援システム保守管理業務委託】 特命随意契約理由が不明確	知的障害者更生相談所
	(7) ◎【三重県立看護大学大学案内企画制作】 調査委託審査会が未設置、三重県個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護に関する規定が未記載	看護大学
イ　県単工事	(1) 【中勢児童相談所駐車場拡張工事】 駐車場車両輪止を工事に追加しているが、当初設計に含めておく必要あり	児童相談センター
ウ　県単補助金	(1) 角膜摘出補助金等について、交付元と交付先の職員兼務が解消されていない	保健・医療分野
	(2) 社会活動指導員設置費補助金の交付申請書、実績報告書の提出が遅延	福祉・子育て分野
	(3) 民生委員組織活動費補助金交付申請書、実績報告書の提出が遅延	松阪保健福祉事務所

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 台帳上廃棄された「X線間接撮影用カメラ」が廃棄されていない	伊勢保健福祉事務所
	(2) ガスクロマトグラフ機器は、現在使用されていないので、他の事務所での利用を含めた有効な活用を検討する必要あり	四日市食肉衛生検査所
	(3) 土地の目的外使用の許可決裁書類を整える必要あり (4) 入所施設部分を社会福祉法人へ貸与することについて、管理の分担や非常時の通報体制等を明確にしておく必要あり	知的障害者更生相談所
	(5) 自動販売機設置にかかる建物使用料の免除理由が不明確	看護大学
イ　基金の運用・執行状況	(1) 国民健康保険広域化等支援基金について、平成14年度から16年度まで積み立てられたが利用されていないので、基金のあり方を検討されたい	福祉・子育て分野
ウ　金品亡失	(1) 犬捕獲器の盗難（取得価格110,210円） (2) 軽自動車のミラーの損傷（修理代5,145円）	伊勢保健福祉事務所
	(3) パソコン（リース物品）の損傷（修理代140,694円）	看護大学

(4) 指定管理者制度の実施状況

施設名	内　容	箇所名
みえこどもの城	概ね適正に執行されていた。	福祉・子育て分野
三重県母子福祉センター	概ね適正に執行されていた。	
三重県身体障害者総合福祉センター	概ね適正に執行されていた。	長寿・障害分野
三重県視覚障害者支援センター	概ね適正に執行されていた。	福祉・子育て分野

(5) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内　容
健康・安全分野	(1) 特殊勤務手当（麻薬取締業務手当）について、5カ月分がまとめて支給されていたが、麻薬取締業務報告では、実績簿の記載項目を満たさないので、実績簿を整備する必要あり
女性相談所	(2) 住居手当の事後確認漏れあり
看護大学	(3) 特殊勤務手当の支給にあたり、実績簿を整備する必要あり

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
長寿・障害分野	(1) 物損事故（負担割合：県50％・相手50％） （物損額：県42,231円・相手99,750円）
桑名保健福祉事務所	(2) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額　：県0円　相手0円） (3) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額　：県68,753円・相手0円）
鈴鹿保健福祉事務所	(4) 自損事故（損害額2,405円）
知的障害者更生相談所	(5) 自損事故（損害額14,290円）

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 会計事務の自己検査記録が、本庁の室ごとに作成されていない
こころの健康センター	(2) 令達予算を超過して執行されているものがあるので、令達元との連絡調整を確実に行い、予算の計画的な執行に努める必要あり

環境森林部

1　事業の執行に関する意見

（産業廃棄物監視指導の充実）

⑴　平成18年度、新たに確認された産業廃棄物の不法投棄等事案は30件、532ｔであり、前年度と比較して件数で2件増加しており、投棄量では325t減少している。不法投棄等については、早期に発見・対処しないと改善させることが困難になる場合が多いことから、県民の安全で安心な生活を確保するため、引き続き市町、関係機関との連携を密にし、監視指導の一層の充実を図られたい。　（循環型社会構築分野）

（ＲＤＦ焼却・発電事業のあり方検討）

⑵　ＲＤＦ焼却・発電事業は企業庁の発電事業の附帯事業であり、本体事業である水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、企業庁の長期経営ビジョンにおいて、平成21年度末を目標として新たな運営主体へ移管することを検討している。

今後の事業運営のあり方については、企業庁と連携を密にし、市町等と円滑に協議を進められたい。　（循環型社会構築分野）

（ごみゼロ運動の積極的な取組）

⑶　県では、住民・事業者・市町等との協働のもとに、ごみゼロ社会の実現のために取組を進めているところであるが、家庭系ごみの排出量は、短期目標である平成22年度における平成14年度比削減率6.0％に対し、平成18年度の削減率（速報値）は1.0％にとどまっている。

「ごみゼロ社会実現プラン」に掲げる目標の着実な達成を目指して、県庁自らがごみの削減に一層取り組むとともに、市民参画による「リサイクルパーク整備事業」などモデル事業の成果等について、県内市町等と情報共有をさらに進めることにより県内全域に展開されたい。　（循環型社会構築分野）

ごみゼロ社会実現プランに掲げる数値目標の進捗状況　（単位：t）

区　分	平成14年度	平成18年度（速報値）	平成14年度比削減率	短期目標（平成22年度）平成14年度比削減率
家庭系ごみ	535,198	529,928	1.0％	6.0％
事業系ごみ	251,733	209,575	16.7％	5.0％

（自動車排出ガス対策）

⑷　自動車交通の増大等に伴って二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が厳しい地域を対象に、三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を平成15年8月に策定し平成22年度の目標達成のため車種規制等の対策を実施しているが、対策地域における平成18年度監視結果では、二酸化窒素は1局、浮遊粒子状物質は6局で環境基準を達成していない状況にある。

平成22年度目標達成に向け、二酸化窒素等の総量削減について事業者等と連携し、引き続き総合的な排出量削減対策を強力に推進されたい。　（地球環境・生活環境分野）

（一市への水道用水供給事業の管理・運営のあり方）

⑸　市町村合併により供給先が一市となる場合の水道用水供給事業のあり方について、企業庁では、県が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向について」に沿って取り組んでいるところであるが、環境森林部ではこれらを踏まえ、管理方法や運営方法など水道用水供給事業のあり方について、企業庁と連携をとりつつ、対象となる市、住民の理解を得ながら協議を進められたい。　（地球環境・生活環境分野）

（松阪木材コンビナートへの支援）

⑹　松阪木材コンビナートについて、各事業体の稼働率向上に向けて種々の取組が行われているが、平成18年度の目標に対する各事業体の達成率は3.7～75.4％にとどまっている。

松阪木材コンビナートに対しては、平成18年度までに用地造成、施設整備に対し12億9,756万5千円の県費補助をするとともに、経営改革プランの作成並びに各種調査等を行い、経営の合理化・健全化に取り組んでいるところであるが、平成13年度稼動以来目標が達成されていないので、経営改革プランの進行管理を徹底するとともに、事業の成果が発揮されるよう一層の取組に努められたい。　（森林・林業分野）

松阪コンビナート事業体別の稼動計画と実績

事業体	事業内容		単位	最終目標	区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ｳｯﾄﾞﾋﾟｱ市売(協)	製品・原木市場		㎥	220,000	計　画	190,000	197,500	205,000	212,500	220,000	220,000
					実　績	126,571	124,649	127,337	131,445	125,205	124,398
					達成率	66.6%	63.1%	62.1%	61.9%	56.9%	56.5%
ｸﾞﾘｰﾝｳｯﾄﾞﾀｸﾐ(協)	大型並材製材		㎥	30,000	計　画	15,000	18,000	20,000	25,000	30,000	30,000
					実　績	10,568	12,178	15,654	18,441	18,173	20,011
					達成率	70.5%	67.7%	78.3%	73.8%	60.6%	66.7%
ｳｯﾄﾞﾋﾟｱ流通検査(協)	乾燥・検査	乾燥材加工	㎥	12,384	計　画	12,384	12,384	12,384	12,384	12,384	12,384
					実　績	2,581	5,914	10,274	9,621	8,723	9,343
					達成率	20.8%	47.8%	83.0%	77.7%	70.4%	75.4%
		ｸﾞﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ	㎥	6,192	計　画	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192
					実　績	549	2,292	3,191	3,301	3,358	2,386
					達成率	8.9%	37.0%	51.5%	53.3%	54.2%	38.5%
Jｽﾏｲﾙ内装材(協)	内装材加工場		㎥	3,144	計　画	2,148	2,362	2,623	2,884	3,144	3,144
					実　績	337	767	977	1,005	1,018	1,515
					達成率	15.7%	32.5%	37.2%	34.8%	32.4%	48.2%
三重県木造住宅(協)	ﾌﾟﾚｶｯﾄ工場		坪	27,000	計　画	15,000	18,000	20,000	24,000	27,000	27,000
					実　績	13,126	16,541	18,640	18,641	17,579	18,126
					達成率	87.5%	91.9%	93.2%	77.7%	65.1%	67.1%
ｳｯﾄﾞﾋﾟｱ松阪ｸﾞﾙｰﾗﾑ(協)	集成材加工場		㎥	10,560	計　画	－	7,918	8,443	8,974	9,819	10,560
					実　績	－	140	1,668	1,529	1,311	392
					達成率	－	1.8%	19.8%	17.0%	13.4%	3.7%

※事業体としては、上記のほか、総合管理を行うウッドピア松阪(協)と住宅相談等を行う松阪地区木材(協)がある。

（森林環境創造事業の推進）

(7)　森林環境創造事業について、45,000haを対象森林面積として毎年度2,250haを目標に取り組んでいるが、平成16年度944ha、17年度1,480ha、平成18年度891haと目標を大きく下回っており、また、県内7地域別の進捗状況も、着手率が8.4%～33.5%と差が出てきている。

当事業は、森林所有者と認定林業事業体が20年間の管理委託契約を締結し、森林管理業務など毎年度の事業費を市町が15～20%負担するもので、事業の促進には森林所有者や市町の理解と協力が必要なので、あらゆる機会を通じ事業趣旨への理解を一層強く求め、事業を推進されたい。　（森林・林業分野、各農林水産商工（農林商工）環境事務所）

［地域別の着手率］　（単位：ha、%）

地域	対象森林面積 (a)	平成18年度末環境林整備計画面積 (b)	着手率 b/a
北勢	4,695	552.35	11.8
中勢	6,098	513.98	8.4
松阪	9,954	3,338.61	33.5
伊勢志摩	8,569	1,484.39	17.3
伊賀	3,462	536.64	15.5
尾鷲	2,944	489.24	16.6
熊野	9,278	1,265.39	13.6
計・平均	45,000	8,180.60	18.2

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

ア　本庁分

雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）等に関する収入未済額が1,260,241,989円（対前年度比106.4%）あり、前年度と比べて75,656,829円増加しているので、今後も引き続き財産把握調査と求償を行い、収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
循環型社会構築分野	雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）	現年度　74,959,029円 過年度　1,182,940,434円 計　1,257,899,463円	現年度　40,678,114円 過年度　1,142,554,520円 計　1,183,232,634円
森林・林業分野	林業改善資金貸付金償還収入等	現年度　1,100,000円 過年度　1,242,526円 計　2,342,526円	現年度　482,000円 過年度　870,526円 計　1,352,526円
合計		1,260,241,989円	1,184,585,160円

イ　地域機関分

雑入（前払金返還利息等）の収入未済額が201,673円（対前年度比100%）あるので、今後、その収入未済額の減少と発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
熊野農林商工環境事務所	雑入（前払金返還利息等）	過年度　201,673円	現年度　201,673円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎はプロポーザル契約	(1) ●【平成18年度環境森林部人権啓発推進員研修委託】 随意契約理由記載なし	経営企画分野
	(2) ◎【「地域から発信！環境教育実践事業」環境教育プログラム作成委託】 一部選定表が鉛筆で記入、予定価格未作成	地球環境・生活環境分野
	(3) ◎【平成18年度木材コンビナート再生事業委託】 一部選定表が鉛筆で記入、契約書に「個人情報取扱特記事項」の記載なし	森林・林業分野
	(4) ●【平成18年度大杉谷登山歩道維持業務委託】 進捗状況の把握が不十分	
	(5) ●【小規模治山事業第熊1-2号工事現場技術業務委託】 契約名称が不適切	熊野農林商工環境事務所
イ 県単工事	(1) 【小規模治山事業(県単)第津－４号工事】 当初十分な植栽本数を見込まず、変更契約で大幅に増	津農林水産商工環境事務所
ウ 旅費	(1) 【浄化槽市町村整備に関する調査】 復命書に現地視察の記載なし	地球環境・生活環境分野

(3) 未利用地

環境森林部所管の行政財産が5,006.42㎡あるので、利用計画を策定し、その有効活用を図るほか、不用のものにあっては売却等を推進されたい。

内　　容	面積(㎡)	箇 所 名
四日市市西山町7592-1ほか	5,006.42	森林・林業分野

(4) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内　　容
森林・林業分野	(1) 自損事故（損害額 536,792円）

農水商工部

1　事業の執行に関する意見

（イベント等における事故防止）

⑴　平成18年度に行った事業に関するリスクの洗い出しにおいて、「イベント、事業等の実施中の事故」を想定し、平成19年6月に「農水商工部イベント実施時におけるリスク対応マニュアル」を策定していたが、同年7月に熊野農林商工環境事務所が所管するイベントで県民が負傷するという事故が発生している。

リスクに対する対策が十分ではなかったと考えられるので、職員への注意喚起や同様のイベントを行う場合のマニュアルの見直しなど、今後の事故防止に万全を図るとともに、他のリスクについても対策が十分であるか再度検証されたい。

（経営企画分野、担い手・基盤整備分野、熊野農林商工環境事務所）

（食の安全・安心の確保）

⑵　平成19年10月、県内の和菓子メーカーの偽装販売事件が発生し、関係部局や関係機関との連携、管轄保健所の監視指導や通報に対する初期対応が十分でなかったことから、食の安全・安心に対する県民の信頼が揺らぐ事態となっている。

副知事を本部長とする食の安全・安心危機対策本部を設置し、県民の食の安全・安心確保体制の再構築及び再発防止に取り組んでいるが、早急に監視体制を確立するとともに、関係部局や関係機関との連携を強化のうえ、食の安全・安心の確保と県民の信頼の回復に努められたい。（経営企画分野、農水産物供給分野）

（※健康福祉部健康・安全分野への意見の再掲）

（漁業協同組合の合併）

⑶　漁業協同組合の経営基盤の強化のため、平成19年度末までに県内の漁協を3つの自立漁協に再編するよう漁協合併を進めているが、18年度末現在の漁協数は41漁協となっている。

関係団体等との連携を図りながら今後の方針を明確にし、一層効果的な取組を行われたい。（団体・金融分野）

（財団法人三重県産業支援センターのあり方）

⑷　財団法人三重県産業支援センターは、県の中小企業支援やベンチャー支援に関してワンストップサービスをめざして取り組んでいるが、他の機関の支援との重複、中小企業を取り巻く環境の変化、課題の多様化への対応などが課題となっている。

県は、平成19年度に「（財）三重県産業支援センターあり方懇談会」を設置し、11月末を目途に今後のあり方を整理する予定であるので、その議論を踏まえ、より効率的・効果的な事業実施体制の構築を支援されたい。（商工政策分野）

（県民しあわせプランの数値目標）

⑸　施策「安全で安心な農産物の安定的な提供」において、施策目標項目の主指標を「食料自給率（カロリーベース）」としている。〔2010年度目標値：46％（2009年度概算値）〕

しかしながら、施策が目的としている本県の農産物の「安全・安心・安定供給」が向上することと、当該指標が向上することは、関連性が極めて低く、施策の成果を的

確に表していない。

このため、施策の成果については、副指標等を活用しながら検証するとともに、主要品目についての指標を設定するなど、取組成果を県民に分かりやすく説明されたい。

（農水産物供給分野）

〔三重県の食料自給率（カロリーベース）の状況（平成17年度概算値）〕

品　目		一人あたり供給熱量(A)	県内産供給熱量(B)	自給率(B/A)
全　体		2,573.4 kcal	1,077.0 kcal	41.9%
主な品目	米	598.9 kcal	689.3 kcal	115.1%
	大豆	79.7 kcal	24.2 kcal	30.4%
	野菜	77.5 kcal	27.3 kcal	35.2%
	肉類	166.7 kcal	10.4 kcal	6.2%
	魚介類	136.2 kcal	176.1 kcal	129.3%

※農水商工部調べ。

（リゾート地域活性化助成事業費補助金）

(6)　紀南地域の商業施設「ピネ」に設置された「紀南地域活性化センター」を拠点施設として活動する紀南地域活性化協議会を支援するため、平成3年度から事業費や運営費（建物借上料）の一部を補助しているが、同センターの来館者数は年々減少傾向にあり、18年度は若干増加したものの12年度実績の2/3に留まっている。

また、「ピネ」の経営会社については、18年度に県と御浜町が所有する全株式を同社に無償譲渡したことにより、純粋な民間会社に移行しており、事業環境にも変化が見られる。

こうしたことから、補助金の効果が十分に発揮されるよう、協議会に対して積極的に助言を行うなど、活性化に向けた取組を支援するとともに、補助金のあり方などについても検討されたい。

（観光局）

〔紀南地域活性化センター来館者数の推移〕　（単位：人）

年　度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
来館者数	15,145	14,302	12,034	11,621	9,029	8,838	10,058

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

ア　本庁分

（ア）貸付金にかかる収入未済

中小企業者等支援資金や農業改良資金等の貸付金については、債権管理嘱託員の配置、弁護士や民間債権回収業者への債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、中小企業者等支援資金と沿岸漁業改善資金

は前年度より増加しており全体では3,272,360,542円と多額となっているので、関係団体との連携により債務者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、貸付にあたっては、連帯保証人や本人の担保能力などに関する、より適正な審査の実施や、事後の経営指導等を強化するなど未収金の発生防止に取り組まれたい。

なお、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金は、県に原資の貸付を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構が不良債権の処理を進める方針であるため、県としても他県の動向を把握しながら、その対応を早急に検討されたい。

〔貸付金に係る収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
団体・金融分野	中小企業者等支援資金貸付金	現年度 320,548,844円 過年度 2,876,032,180円 計 3,196,581,024円	現年度 159,389,900円 過年度 2,807,990,856円 計 2,967,380,756円
	農業改良資金貸付金	現年度 6,020,500円 過年度 45,843,459円 計 51,863,959円	現年度 7,534,000円 過年度 44,798,459円 計 52,332,459円
	沿岸漁業改善資金貸付金	現年度 6,170,000円 過年度 17,745,559円 計 23,915,559円	現年度 4,880,000円 過年度 14,338,285円 計 19,218,285円
計		3,272,360,542円	3,038,931,500円

（イ）その他の収入未済

雑入の収入未済は1,067,798,212円で、前年度より29,537,412円（2.7%）減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

〔その他の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
経営企画分野	雑入（弁償金）	過年度 164,000,206円	過年度 194,500,499円
商工政策分野	雑入（補助金返還金）	現年度 962,882円	—
担い手・基盤整備分野	雑入（補助金返還金）	過年度 3,026,136円	過年度 3,026,136円
農水産物供給分野	雑入（違約金）	過年度 829,500円	過年度 829,500円
観光局	雑入（県営サンアリーナ使用料）	過年度 5,396,466円	過年度 5,396,467円
観光局	雑入（貸付金返還金）	過年度 893,583,022円	現年度 893,583,022円
計		1,067,798,212円	1,097,335,624円

イ　地域機関分

施設使用料、契約違約金返還利息等の収入未済額が8,031,925円ある。前年度と比べて1,057,748円(11.6%)減少しているものの、一層の回収と発生防止に努められたい。

〔地域機関の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成18年度		平成17年度	
伊勢農林水産商工環境事務所	雑入(違約金)	過年度	294,000円	現年度	294,000円
	海岸使用料	現年度	19,610円		−
中央卸売市場	施設使用料等	現年度 過年度 計	625,613円 7,092,702円 7,718,315円	現年度 過年度 計	1,663,228円 7,132,445円 8,795,673円
計			8,031,925円		9,089,673円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎はプロポーザル契約	(1) ◎【食の安全・安心地域リーダー協働連携事業委託】 契約書に個人情報の適正管理条項なし	経営企画分野
	(2) ●【農水商工部危機管理研修】 随意契約理由の記載が不十分	
	(3) ◎【三重の食パワーアップ100事業委託】 契約書に再委託に関する条項なし	農水産物供給分野
	(4) ●【地産地消ネットワークみえ活動推進事業委託】 ・計画変更にかかる経緯の記録なし ・契約書に個人情報の適正管理条項なし	
	(5) ●【畜産経営技術高度化促進事業委託】 予定価格が未作成	
	(6) ●【海産稚アユ利用実用化試験事業委託】 契約書に委託内容と関係のない条項あり	
	(7) ●【登記業務委託】 個人情報特記事項の添付漏れ	桑名農政環境事務所
	(8) ●【元気な野菜産地づくり人材育成事業委託】 予定価格未作成、完成認定の記録なし及び委託額の確定通知未済	

項　　目	内　　容	箇　所　名
イ 県単工事	(1)【青山地区県営ふるさと農道岡田工区交差点改良工事】 設計時の現場確認不足、変更契約日不適切	伊賀農林商工環境事務所
	(2)【青山地区県営ふるさと農道柏尾工区法面保護その3工事】 変更契約日が不適切	
ウ 県単補助金	(1)【よみがえれ！農村集落の元気増進事業補助金】 概算払にかかる履行確認未実施	津農林水産商工環境事務所
エ 旅費	(1) 都道府県計量行政協議会総会について、復命書の内容が不十分	計量検定所

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇　所　名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 町が所管する農村公園内に建設した堆肥化施設について、移管手続きや管理委託契約が未実施	農水産物供給分野
イ　基金の運用・執行状況	(1) 中小企業振興基金において、積立額の予算計上誤りにより135,110千円の積立不足	経営企画分野
ウ　金品亡失	(1) 公用車の損傷（修理代65,982円）	四日市農林商工環境事務所
	(2) 公用車の損傷（修理代 9,345円）	
	(3) 公用車の損傷（修理代 49,875円）	松阪農林商工環境事務所
	(4) 公用車の損傷（修理代 59,965円）	伊賀農林商工環境事務所
エ　未登記	別表のとおり	

(別表)

箇所名	平成18年度末未登記		平成18年度中処理分	
	筆数（筆）	面積（㎡）	筆数（筆）	面積（㎡）
桑名農政環境事務所	過年度　8筆	1,744.33㎡	過年度　1筆	195.00㎡
四日市農林商工環境事務所	過年度　51筆	19,115.08㎡	過年度　2筆	121.00㎡
津農林水産商工環境事務所	過年度　23筆	3,477.73㎡		
松阪農林商工環境事務所	過年度　151筆	26,090.09㎡	過年度　65筆	3,320.00㎡
伊勢農林水産商工環境事務所	過年度　324筆	55,265.68㎡	過年度　36筆	18,772.76㎡
伊賀農林商工環境事務所	過年度　389筆	7,440.74㎡	過年度　29筆	2,410.96㎡
熊野農林商工環境事務所	過年度　13筆	1,650.01㎡	過年度　5筆	418.00㎡
計	959筆	114,783.66㎡	138筆	25,237.72㎡

(4) 指定管理者制度の実施状況

施設名	内容	箇所名
三重県営サンアリーナ	概ね適正に執行されていた。	観光局

(5) 手当の認定等

特殊勤務手当等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、その改善に努められたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施
桑名農政環境事務所	(2) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施及び業務内容の記載不十分
津農林水産商工環境事務所	(3) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施
中央家畜保健衛生所	(4) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施及び業務内容の記載不十分
	(5) 通勤手当の算定誤り
紀州家畜保健衛生所	(6) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施及び業務内容の記載不十分

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
団体・金融分野	(1) 自損事故（損害額　0円）
桑名農政環境事務所	(2) 自損事故（損害額　67,568円）
四日市農林商工環境事務所	(3) 自損事故（損害額　85,000円）
	(4) 自損事故（損害額　146,033円）
津農林水産商工環境事務所	(5) 自損事故（損害額　14,700円）
	(6) 物損事故（負担割合：県 0%・相手100%） （物損額：県 －円・相手 70,245円）
	(7) 自損事故（損害額　21,000円）
松阪農林商工環境事務所	(8) 自損事故（損害額　254,142円）
	(9) 自損事故（損害額　72,754円）
伊賀農林商工環境事務所	(10) 物損事故（負担割合：県0%・相手100%） （物損額：県 －円・相手 －円）
熊野農林商工環境事務所	(11) 自損事故（損害額　0円）

（7）その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
団体・金融分野、津農林水産商工環境事務所	(1) 農業経営近代化資金融通事業等において、審査会設置要領が未整備、審査会委員の委嘱手続きが未実施及び審査結果の記録が一部不適切
商工政策分野	(2) 中小企業経営改革チャレンジ支援事業費補助金にかかる補助金返還金の調定額が不適切
担い手・基盤整備分野、各地域農業改良普及センター、農業大学校	(3) 年度末に予算額を大幅に超える消耗品費を執行
担い手・基盤整備分野、農業大学校	(4) 授業料の免除について、取扱要領は制定されているが、公示された要綱等はなく、要領の規定に一部不適当な部分あり (5) 農業大学校の学生自治会が行う食堂運営業務について、当事業の経理業務と当事業に対する補助金の支出業務を県職員が兼任している
松阪農林商工環境事務所	(6) 補償費の振込先誤り
中央家畜保健衛生所	(7) 郵便切手の在庫過剰及び出納自己検査の一部未実施
南勢家畜保健衛生所	(8) 書籍購入代金の振込先誤り
計量検定所	(9) つり銭資金保管簿の金種記載誤り

県土整備部

1　事業の執行に関する意見

（入札・契約制度の改善）

⑴　公共事業の入札・契約制度の改善について、平成19年4月から一般競争入札の適用を拡大するなど、公共事業総合推進本部により全庁的に進められているところであるが、一者のみによる入札が増えるなどさらに対応、改善すべき点もあるので、これまでの制度改正の効果を検証しながら、競争性、公正性、透明性の確保に引き続き取り組まれたい。

（公共事業総合政策分野）

（入札・契約に係る事務処理の改善）

⑵　公共事業の入札・契約に係る事務処理について、法令等に定められている公告や公正取引委員会への通報が行われていない事例が発生しているので、チェック機能を強化するなど、引き続き、公共調達に係る適正な事務処理の徹底を図られたい。

（公共事業総合政策分野）

（公共工事の施工管理の強化）

⑶　公共工事の施工管理に関して、請負業者が中間検査のデータを改ざんしたことに伴う指名停止処分や盛土へのゴミ混入などにより地元との協議・調整が長期化し、工事が遅延している事例などが発生しているので、より一層のチェック機能の強化を図り、再発防止と円滑な公共工事の執行に努められたい。

（公共事業総合政策分野）

（木造住宅の耐震診断補助事業等の推進）

⑷　木造住宅の耐震診断補助事業は、平成18年度末までに累計29,000戸を診断する目標で取り組まれてきたところであるが、18年度末の実績は13,878戸である。19～22年度の目標12,000戸（毎年3,000戸）の達成に向けて、普及啓発活動を強化するなど、事業推進を図られたい。

また、耐震補強補助事業についても、18年度末までの実績319戸に対して、19～20年度で800戸（毎年400戸）の目標設定がされているので、同じく事業推進を図られたい。

（住まいまちづくり分野）

〔木造住宅の耐震診断・耐震補強の補助実績〕

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	累計
耐震診断	目標		5,000	8,000	8,000	8,000	29,000
	実績	165	3,628	4,018	3,064	3,003	13,878
耐震補強	目標		25	100	125	150	400
	実績		0	41	120	158	319

（参考）第二次戦略計画の目標

		19年度	20年度	21年度	22年度	計
耐震診断	目標	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000
	実績					0
耐震補強	目標	400	400	見直し	見直し	800
	実績					0

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア　本庁分

（ア）県内測量業者との和解による損害賠償金等の分割納付に係る収入未済額が、平成18年度末現在で245,073,191円ある。

これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に収納管理に取り組まれたい。

（イ）県営住宅使用料等の収入未済額が、平成18年度末現在で66,966,491円あり、前年度と比べて24,446,347円減少しているものの、今後とも、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度		平成17年度	
公共事業総合政策分野	雑入（弁償金）	現年度	0 円	現年度	0 円
		過年度	245,073,191 円	過年度	290,696,510 円
		計	245,073,191 円	計	290,696,510 円
住まいまちづくり分野	公営住宅使用料等	現年度	4,526,167 円	現年度	10,293,469 円
		過年度	62,440,324 円	過年度	81,119,369 円
		計	66,966,491 円	計	91,412,838 円
合　計			312,039,682 円		382,109,348 円

イ　地域機関分

（ア）道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が14,762,310円（対前年度比85.4％）あり、前年度と比べて2,530,322円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度		平成17年度	
桑名建設事務所	河川使用料等	現年度	404,444 円	現年度	373,763 円
		過年度	153,768 円	過年度	186,354 円
		計	558,212 円	計	560,117 円
四日市建設事務所	河川使用料等	現年度	1,765,816 円	現年度	671,360 円
		過年度	532,270 円	過年度	1,344,815 円
		計	2,298,086 円	計	2,016,175 円
鈴鹿建設事務所	雑入（前払金返還利息等）等	現年度	76,370 円	現年度	1,170,294 円
		過年度	1,181,264 円	過年度	2,054,636 円
		計	1,257,634 円	計	3,224,930 円
津建設事務所	雑入（前払金返還利息等）等	現年度	1,259,695 円	現年度	0 円
		過年度	2,834,201 円	過年度	3,113,597 円
		計	4,093,896 円	計	3,113,597 円
松阪建設事務所	河川使用料等	現年度	0 円	現年度	0 円
		過年度	18,990 円	過年度	48,864 円
		計	18,990 円	計	48,864 円

箇所名	収入未済科目等	平成18年度		平成17年度	
伊勢建設事務所	岸壁荷揚場その他使用料等	現年度 過年度 計	113,406 円 494,810 円 608,216 円	現年度 過年度 計	700,489 円 1,487,453 円 2,187,942 円
志摩建設事務所	海岸使用料等	現年度 過年度 計	318,935 円 3,408,505 円 3,727,440 円	現年度 過年度 計	2,403,303 円 1,026,480 円 3,429,783 円
伊賀建設事務所	雑入（前払金返還利息等）	現年度 過年度 計	40,706 円 497,619 円 538,325 円	現年度 過年度 計	14,680 円 540,899 円 555,579 円
尾鷲建設事務所	雑入（前払金返還利息等）	現年度 過年度 計	327,625 円 436,826 円 764,451 円	現年度 過年度 計	313,469 円 478,910 円 792,379 円
熊野建設事務所	雑入（前払金返還利息等）	現年度 過年度 計	0 円 874,221 円 874,221 円	現年度 過年度 計	3,250 円 874,521 円 877,771 円
北勢流域下水道事務所	雑入（前払金返還利息等）	現年度 過年度 計	0 円 0 円 0 円	現年度 過年度 計	0 円 485,495 円 485,495 円
中勢流域下水道事務所	雑入（前払金返還利息）	現年度 過年度 計	22,839 円 0 円 22,839 円	現年度 過年度 計	0 円 0 円 0 円
合　　計			14,762,310 円		17,292,632 円

（イ）収入事務において不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
桑名建設事務所	(1) 河川使用料・道路敷使用料の納入通知書の発行の遅れあり
	(2) 河川使用料の督促状の発送の遅れあり
四日市建設事務所	(3) 債権管理（滞納整理、督促、催告） 平成17年度以前の滞納整理記録がほとんどなく、18年度についても督促状の発送起案のみが残っているだけであったので、適切に記録を残す必要あり
松阪建設事務所	(4) 河川使用料の調定において、同一の案件について二人から使用料が納入され、戻出する事例が発生しているので、関係者との連絡を密にするなど、適正に処理する必要あり
伊賀建設事務所	(5) 河川使用料及び道路敷使用料の調定において、調定誤りによる歳入戻出が3件発生しているので、対象の把握を十分に行うなど、適正に処理する必要あり
尾鷲建設事務所	(6) 岸壁荷揚場その他使用料において、不法な荷揚場の占拠により歳入戻出が発生しているので、港湾管理を適正に行い、対象の把握を十分に行うなど、適正に処理する必要あり

(2) 支出に関する事務

ア　業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎はプロポーザル契約	(1) ●【小山浦地区海岸他三重県海岸台帳整備業務委託】 （財）三重県建設技術センターへの随意契約について、県土整備部が定める同センターへの発注基準も含め、見直し整理について検討する必要あり	経営企画分野 公共事業総合政策分野
	(2) ●【平成18年度建設業情報処理業務委託】 ・委託業務完了報告書を徴収していない ・委託業務完了後の使用プログラムの県への移転がなされていない	公共事業総合政策分野
	(3) ●【新しい入札契約制度の導入支援業務委託】 契約書に秘密保持や個人情報保護に関する条項なし	
	(4) ●【一般地方道阿児磯部鳥羽線県単渡船運航業務委託】（※書面監査のため6ページの集計から除く。） 契約外の志摩市の自己運航について、運航内容、財産管理、費用負担、危険負担（責任の明確化）などについて、県と志摩市の役割分担を明確に整理しておく必要あり	公共事業総合政策分野 志摩建設事務所
	(5) ◎【癒しともてなしの風景街道「熊野古道伊勢路」実施計画策定業務】 随意契約理由の記載が不十分	道路政策分野
	(6) ◎【みえ幹線道路網2030（案）策定業務】 随意契約理由の記載が不十分	
	(7) ●【みえ幹線道路網2030プロポーザル発注支援業務】 随意契約理由の記載が不十分	
	(8) ◎【平成18年度三重県土砂災害情報提供システム構築委託業務】 所属長の成果物に対する支出前確認なし	流域整備分野
	(9) ◎【七里御浜海岸を自然にもどす検討調査業務委託】 変更契約の時期が不適切及び契約書に個人情報保護条項の記載なし	
	(10) ●【平成18年度三重県流域下水道汚泥処理業務委託】 全額概算払の精算を翌年度に実施	
	(11) ●【砂防GIS保守業務委託】 所属長の支出前確認なし	
	(12) ◎【中南勢都市圏総合都市交通体系調査委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項の記載なし	住まいまちづくり分野

項　　目	内　　容	箇所名
	(13) ●【不法投棄物処理業務委託】 ・契約事務に使用する様式は、会計規則で定められた様式を使用する必要あり ・予定価格が作成されていない ・単価契約外の業務については、別発注とすべき	桑名建設事務所
	(14) ●【北勢中央公園自家用電気工作物保守管理業務】 競争入札による業者選定を行う必要あり	四日市建設事務所
	(15) ●【君ヶ野ダム管理事務所一般廃棄物処理業務委託】 施行伺、予定価格の設定なし	津建設事務所
	(16) ●【管内現場技術業務委託（その２）】 （財）三重県建設技術センターへの随意契約について、県土整備部が定める同センターへの発注基準も含め、見直し整理について検討する必要あり	伊勢建設事務所
	(17) ●【宮川流域下水道（宮川処理区）下水道台帳システム構築支援業務】 （財）三重県建設技術センターへの随意契約について、県土整備部が定める同センターへの発注基準も含め、見直し整理について検討する必要あり	
	(18) ●【総合公園大仏山公園保全（防犯、火災異常）業務委託】 他の業者からも見積もりを取る必要あり	
	(19) ●【現場技術業務委託】 （財）三重県建設技術センターへの随意契約について、県土整備部が定める同センターへの発注基準も含め、見直し整理について検討する必要あり	熊野建設事務所
	(20) ◎【南部浄化センター第２期建設事業環境影響評価準備書・評価書作成業務委託】 技術審査委員会における審査記録なし	北勢流域下水道事務所
イ 県単工事	(1)【一級河川沢北川県単河川局部改良工事外６件】 ・軽微な変更協議の手続きなし ・変更契約の時期遅れ ・変更契約の理由の記載なし ・変更前設計書の保存なし ・当初設計の計上もれ ・設計変更に係る経緯等の記載なし	桑名建設事務所

項　　目	内　　容	箇所名
	⑵ 【主要地方道四日市多度線地方特定道路整備工事外5件】 ・当初設計の工期設定の精査不足 ・当初設計の計上もれ ・変更契約の時期遅れ ・段階確認の記録なし ・工事打合簿なし ・変更契約理由の記載が不十分 ・工事目的物引渡書なし ・契約変更に係る事前審査なし	四日市建設事務所
	⑶ 【主要地方道久居河芸線（泉橋）地方特定道路整備（仮橋）工事外5件】 ・入札に係る仕様変更等の事務処理の不適当 ・予算執行科目の基準不明瞭 ・変更契約に係る本庁承認の遅れ ・変更契約理由の記載が不十分 ・当初設計の精査不足	津建設事務所
	⑷ 【一般地方道打見大台線県単道路改良工事】 完成検査の時期遅れ	伊勢建設事務所
	⑸ 【主要地方道紀宝川瀬線県単道路改良（舗装）工事外3件】 ・工事発注前の国土交通省との協議不足 ・当初設計の精査不足	熊野建設事務所
	⑹ 【北勢沿岸流域下水道北勢流域下水道事務所整地工事外1件】 ・繰越明許に係る理由等の記載不十分 ・積算に係る検討経緯の記録不十分	北勢流域下水道事務所
ウ 県単補助金	⑴ 【高速道路関連公共事業補助金】 4月に補助金の概算払を行っているので、改善の必要あり	道路政策分野
	⑵ 【宮川流域下水道（宮川処理区）関連周辺地域環境整備事業負担金】 伊勢市との間で、期限の延長（繰越承認）に係る事務手続なし	流域整備分野
	⑶ 【川上ダム関連支援事業費補助金】 伊賀市との間で、期限の延長（繰越承認）に係る事務手続なし	
	⑷ 【待ったなし！耐震化プロジェクト】 全額概算払しているが、概算払精算書が未徴収	住まいまちづくり分野
エ　旅費	⑴ 部落解放研究第40回全国集会について、旅費請求書の記載方法の検討の必要あり	経営企画分野
	⑵ 第521回建設技術講習会について、旅費請求書の記載方法の検討の必要あり	公共事業総合政策分野
	⑶ 平成18年度全国治水大会青森大会について、県土整備部からの参加者が12名あり、他府県の参加状況や経済性、効率性の観点から要検討	流域整備分野

項　目	内　容	箇所名
	(4) 平成18年度全国治水大会青森大会について、概算払精算書が未作成	四日市建設事務所
	(5) 第512回建設技術講習会について、復命書の内容が不十分 (6) 第43回下水道研究発表会について、復命書の内容が不十分	北勢流域下水道事務所

イ　支出時の確認不足による歳出戻入があるので、支出事務のチェック機能の強化を図るとともに、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所名
歳出戻入	(1) 補償、補填及び賠償金　2,323,323円	桑名建設事務所
	(2) 消耗品費　13,629円	松阪建設事務所

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 防潮扉部品等の盗難が複数発生しており、公有財産の管理について、適切な対応が必要	公共事業総合政策分野 道路政策分野 流域整備分野
	(2) 公有財産台帳（副本）の管理が不十分	経営企画分野
	(3) 重要物品への物品表示票の不貼付あり	経営企画分野
	(4) 津松阪港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が1件あり	公共事業総合政策分野
	(5) 宅地開発の排水施設の道路占用許可に係り、平成16年4月から不法占有状態あり	伊勢建設事務所
	(6) 公有財産台帳（副本）の管理が不十分	北勢流域下水道事務所
イ　基金の運用・執行状況	(1) 都市計画土地区画整理事業清算基金について、資産の有効活用の観点から、基金のあり方について検討されたい	経営企画分野 住まいまちづくり分野
ウ　金品亡失	(1) 公用携帯電話（1台）の紛失（損害額　0円）	流域整備分野
	(2) 公用携帯電話（2台）の損傷（損害額　0円）	桑名建設事務所
	(3) 公用車の右前ランプカバーの損傷 （修理代5,985円）	四日市建設事務所
	(4) パソコン1台の紛失（価格120,363円）	津建設事務所
	(5) 原動機付自転車1台の盗難 （取得価額133,900円） ※取得後10年以上を経過し、使用不能。廃車予定。	松阪建設事務所

項　目	内　容	箇所名
	(6) 公用車のパトライト、キャリア、天井の損傷（修理代868,479円）	伊賀建設事務所
	(7) 公用車のマフラーの損傷（修理代4,462円）	尾鷲建設事務所
	(8) 公用車のミッションの損傷（修理代143,000円）	
エ　未登記	過年度に取得した公共用地の未登記が5,559筆、1,404,088.64㎡あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進める必要あり（別表のとおり）	

（別表）

箇所名	平成18年度末未登記		平成18年度中処理分	
桑名建設事務所	過年度 266筆	155,833.77㎡	過年度 38筆	
四日市建設事務所	過年度 309筆	62,386.75㎡	過年度 15筆	
鈴鹿建設事務所	過年度 459筆	54,937.07㎡	過年度 20筆	
津建設事務所	過年度 494筆	103,503.63㎡	過年度 16筆	
松阪建設事務所	過年度 869筆	149,396.94㎡	過年度 53筆	
伊勢建設事務所	過年度 1,058筆	262,701.97㎡	過年度 21筆	
志摩建設事務所	過年度 163筆	64,974.27㎡	過年度 20筆	
伊賀建設事務所	過年度 153筆	40,114.02㎡	過年度 7筆	
尾鷲建設事務所	過年度 543筆	211,516.33㎡	過年度 19筆	
熊野建設事務所	過年度 1,245筆	298,723.89㎡	過年度 47筆	
計	計 5,559筆	1,404,088.64㎡	計 256筆	

(4) 普通財産

県土整備部長所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が34,005.52㎡あるので、売却等を進めるなど、その適正な管理及び有効活用を図られたい。

（平成18年度末現在）

内　容	面　積（㎡）	箇所名
中ノ川廃川敷外9件	8,575.40	経営企画分野
津松阪港（※売却予定地は4,039.17㎡）	11,839.17	公共事業総合政策分野
一級河川鎌谷川外3件	1,596.70	四日市建設事務所
国道25号外6件	5,929.23	鈴鹿建設事務所
県道里鹿谷線外2件	1,021.80	志摩建設事務所
一級河川淀川水系久米川	5,043.22	伊賀建設事務所
計	34,005.52	

(5) 指定管理者制度の実施状況

施設名	内　容	箇所名
三重県津ヨットハーバー	概ね適正に執行されていた。	公共事業総合政策分野
三重県流域下水道施設	概ね適正に執行されていた。	流域整備分野
熊野灘臨海公園	当初の事業実施伺い（募集要項作成含む）について、一部起案処理なし	住まいまちづくり分野
三重県営住宅・三重県特定公共賃貸住宅	概ね適正に執行されていた。	

(6) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇　所　名	内　　容
経営企画分野	(1) 扶養手当について、配偶者の無収入の申立書がない扶養の認定が1件、家族扶養の申立書の送金額記入が不正確なものが1件あり
	(2) 住居手当について、賃貸住宅における駐車場料金込み家賃で、不動産業者等から駐車場相当額の証明を得ていないものあり
	(3) 日額特殊勤務手当について、各高速道推進プロジェクトの推進監分について1ヶ月分まとめて本庁に送り、総括室長が決裁しているので、確認方法について要検討
桑名建設事務所	(4) 日額特殊勤務手当について、実績を1ヶ月分まとめて確認
伊勢建設事務所	(5) 特殊勤務手当（危険作業手当）について、業務内容の記載が当該手当の対象であると確認できないものあり
熊野建設事務所	(6) 特殊勤務手当（危険作業手当）の支出誤りあり （1件（400円）支給もれ）
	(7) 特殊勤務手当（危険作業手当）支給に係る「危険作業手当に係る作業現場の認定」について、未作成あり

(7) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇　所　名	内　　容
経営企画分野	(1) 自損事故（損害額　0円）
四日市建設事務所	(2) 自損事故（損害額50,610円）
	(3) 物損事故（負担割合：県90％・相手10％） （物損額：県222,221円・相手149,408円）
	(4) 自損事故（損害額9,555円）
	(5) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県210,281円・相手399,000円）

鈴鹿建設事務所	(6) 自損事故（損害額：県 132,662円）
松阪建設事務所	(7) 物損事故（負担割合：県100％　相手0％） （物損額：県99,750円・相手245,043円）
伊勢建設事務所	(8) 自損事故（損害額：県99,225円）
	(9) 人身・物損事故（負担割合：県80％・相手20％） （物損額：相手242,400円） （治療費等：2,205,738円） ※　公用車は廃車、取得価格787,950円
	(10) 自損事故（損害額：県16,905円）
	(11) 物損事故（負担割合：県90％・相手10％） （損害額：県182,942円・相手138,537円）
尾鷲建設事務所	(12) 物損事故（負担割合：県80％・相手20％） （損害額：県71,929円・相手104,513円）
	(13) 自損事故（損害額：県117,453円）
	(14) 自損事故（損害額：県73,164円）
熊野建設事務所	(15) 自損事故（損害額　29,915円）

(8) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 各建設事務所への予算令達について、財務システムの事務処理が遅れたことにより、年度末時点における予算令達額が支出負担行為済額に不足している事例あり
桑名建設事務所	(2) 道路舗装修繕工事7件で、積算の変更を行っているが、当初の設計書が廃棄されていた
熊野建設事務所	(3) 熊野建設事務所の資金前渡定例払の通帳について、熊野県民センター分と共有しているが、通帳を分けるなど別途管理する必要あり
	(4) 諸手続きに係るコピー代金などの釣り銭について、資金前渡常時払の現金を一時流用して対応しているが、つり銭資金が必要な場合には、つり銭資金の交付を受けて処理する必要あり
	(5) 18年度の会計事務の自己検査の実施なし

出納局

1　事業の執行に関する意見

（会計事務の適正化）

⑴　会計事務の適正化について、平成18年度も出納局が実施した出納局検査において880件の指導が行われている。事前検査の充実や地域駐在の設置、職員研修の充実など種々取り組まれているところであるが、引き続き、職員の事務処理能力の向上を図るとともに、チェック機能の強化、適正な事務処理について、より一層取組を進められたい。

2　財務等に関する意見

概ね適正に処理されていた。

企業庁

1　事業の執行に関する意見

（企業庁のあり方に関する基本的方向の具体化）

⑴　企業庁は、県が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向について」を具体化するため、企業庁の事業運営の理念と道筋を示す「三重県企業庁長期経営ビジョン（平成19年度～28年度）」及び「企業庁中期経営計画（平成19年度～22年度）」を策定したところである。

ビジョン・計画の推進にあたっては、県民、ユーザーをはじめ、市町、県議会など関係機関に対して、積極的な情報提供に努めるとともに、充分な意見交換を行うことによって、事業に対する理解を深める取組を進められたい。

また、今後の事業経営にあたっては、常に「安全・安心・安定」を前提とし、市町、関係部と連携を密にし、時代の変化に即応した経営改善に取り組み、効率的な事業運営のもと、県民、ユーザーに対するサービス向上に努められたい。

（経営分野、事業分野）

（災害・緊急時等に対する危機管理の取組）

⑵　企業庁では、非常時において、水道・電気などライフラインの確保は極めて重要な責務であるため、近年発生している県内、県外の震災時における状況を的確に検証し、災害・緊急時等におけるハード・ソフト対策の充実に努めるとともに、緊急時に的確に対応できる技術力の高い人材の育成、確保についても検討を進めるなど、今後とも「安全・安心・安定」供給確保の観点から、危機管理の取組を一層計画的かつ着実に推進されたい。（経営分野、事業分野）

（水道・工業用水道に対する一般会計繰入金）

⑶　企業庁の繰入金は、地方公営企業法及び総務省が定めた繰出基準等に基づき実施されており、前年度対比では、繰入金全体では約8億8,244万円（△15.6%）減少している。

将来の負担を軽減するため、高金利企業債の借換えや水資源機構割賦負担金の繰上償還に努めているが、一般会計の財政状況が非常に厳しい中、今後とも引き続き繰入金の減少に向け努められたい。（経営分野）

［一般会計繰入金の状況］　（単位：百万円）

事業名	平成18年度(A)	平成17年度(B)	増　減(A)－(B)	平成18年度の主な内容
水道事業	3,228	3,025	203	・水道水源施設(258,847千円)及び水道広域化施設に係る建設改良費（北勢38,600千円、伊賀944,000千円）、償還金1,495,734千円など
工業用水道事業	1,534	2,620	△1,086	・長良川河口堰管理費負担金（768,859千円）及び水資源機構割賦負担金(628,505千円)など
電気事業	－	－	－	

(注)　計数は四捨五入によっているので、差引き、合計は一致しない場合がある。

〔水道事業関係〕

（一市への水道用水供給事業の管理・運営のあり方）

⑷　市町村合併により供給先が一市となる場合の水道用水供給事業のあり方については、「企業庁のあり方に関する基本的方向について」において、「より効果的な事業運営が図れる市の水道事業への一元化を進める。ただし、市への移譲にあたっては、市側の受入態勢を整える必要性や財政面の市の負担を踏まえ、移譲時期や技術面・財政面での配慮の必要性などについて市と十分協議するものとする。」とされているため、これらを踏まえ、管理方法や運営方法など水道用水供給事業のあり方を、関係部とともに、対象の市、住民の理解を得ながら協議を進められたい。　（経営分野、事業分野）

〔工業用水道事業関係〕

（未利用水の活用）

⑸　将来の工業用水の需要に備えて確保している水源は、長良川河口堰や三重用水等があるが、水需要が停滞しており、当面、水需要の大幅な伸びは期待できない状況となっている。

今後も県として企業債や水資源機構割賦負担金など多額の財政負担が求められるため、関係部と企業庁は、具体的な活用方策に結びつけ、水資源機構への繰上償還による財政負担の軽減等も引き続き取り組まれたい。　（事業分野）

〔電気事業関係〕

（水力発電事業の民間譲渡へ向けた取組）

⑹　水力発電事業については、「企業庁のあり方に関する基本的方向について」を受け策定した「三重県企業庁長期経営ビジョン」においては、平成21年度末を目標として民間譲渡が検討されている。

譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献の取組継続等の譲渡条件の整理など、多くの課題があることから、地域貢献の取組内容を説明するなど地域住民及び市町の理解と合意形成に努め、関係部と連携を密にし、的確な対応を図られたい。

併せて、譲渡までの運営期間中においても、安全の確保と管理の万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入の確保に努められたい。

（経営分野、事業分野）

（附帯事業の経営改善及びあり方の検討）

⑺　附帯事業（ＲＤＦ焼却・発電事業）の運営については、ＲＤＦ処理量及び電力料収入の減少、事故に伴う新たな安全対策経費の増加などから、当初の事業計画との間に乖離が生じ、今後も健全経営が困難な状況となっている。

このため企業庁は、市町及び関係部と協議を進め、改めて健全な経営が可能な平成20年度以降の事業収支計画を早期に策定することとしている。

一方、附帯事業については、本体事業である水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、「三重県企業庁長期経営ビジョン」においては、平成21年度末を目標として新たな運営主体へ移管することとしている。

これら二つの課題については、一体的に検討を進める必要があるため、関係部と連携を密にし、健全な経営が可能な事業収支計画の策定並びに今後の事業運営のあり方について、県及び市町と円滑に協議を進められたい。　（経営分野、事業分野）

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

工業用水道事業会計において、営業収益に係る収入未済額が917,993円（対前年度比48.1%）あり、前年度と比べて989,402円減少しているものの、今後も早期の収納促進及び未収金の発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度 （平成19年3月31日現在）	平成17年度 （平成18年3月31日現在）
北勢水道事務所	営業収益	現年度（施設使用料等） 917,993円 計　917,993円	現年度（施設使用料等） 1,860,795円 過年度（施設使用料） 46,600円 計　1,907,395円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	(1) ●【財務会計システムカスタマイズ（アロケ振替機能追加）業務委託】 ・予定価格が予算額を超過 ・積算資料として参考見積書を提出させているが詳細な内訳がなく、検討が不十分なまま経費節減見込額を設計価格としている	経営分野（3事業会計共通）
	(2) ●【津6号職員公舎敷地埋没物体確認業務委託】予定価格調書が未作成	
	(3) ●【財務会計システムカスタマイズ（固定資産機能強化）業務委託】 積算資料として参考見積書を提出させているが詳細な内訳がなく、検討が不十分なまま経費節減見込額を設計価格としている	
イ 県単工事	(1) 【恵利原調整池流入管改良工事】 指名競争入札に係る見積期間を5日間短縮しているが、「やむを得ない事情」が明らかにされていないので明記が必要	志摩水道事務所
	(2) 【発電所建屋外壁修理工事】 ゴンドラシステムへの変更については、事前検討が不十分	三瀬谷発電管理事務所
ウ 旅費	(1) 日本工業用水協会通常総会において、概算旅費から6,000円を控除し、個人負担分である情報交換会負担金を支払っている	経営分野（3事業会計共通）

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 固定資産台帳に記載されている資産名称が実態と異なっているものが散見されるので、実態を早急に確認し、台帳の適正な管理に努める必要あり	事業分野、経営分野（3事業会計共通）
イ　金品亡失	(1) 公用車の4WD駆動用プロペラシャフトの損傷（修理代95,550円）	三瀬谷発電管理事務所
ウ　未登記	別表のとおり	

(別表)

箇所名	平成18年度末未登記		平成18年度処理分	
	筆数（筆）	面積（㎡）	筆数（筆）	面積（㎡）
北勢水道事務所	過年度　3筆	24.68㎡	0	0
計	3筆	24.68㎡	0	0

(4) 手当の認定

特殊勤務手当について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内　容
経営分野（3事業会計共通）	(1) 特殊勤務実績簿に記載された支給範囲が一部実態と不整合

(5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内　容
経営分野（3事業会計共通）	(1) 公用車購入の支出負担行為（伺い）に予算残額を確認する記載なし

病院事業庁

1　事業の執行に関する意見

（中期経営計画の総括と現状に即した予算編成、病院経営）

(1)　平成16年度から平成18年度までの3か年を対象とした三重県病院事業中期経営計画を策定し、単年度収支均衡を掲げ、予算を編成し病院経営を進めてきた。しかし、中期経営計画の期間中の全ての年度において、経常収支は当初予算が黒字で決算が赤字となり、大きな乖離が生じている。

また、中期経営計画における各部門の年度目標値を定めたマネジメントシートについても、約半数の項目で目標が達成されていない結果となっている。

中期経営計画の3か年における当初予算と決算の乖離の要因を早急に分析し、中期経営計画の総括を行った上で、病院事業管理者として説明責任を果たすとともに、現状に即した予算編成、病院経営を行われたい。

また、病院事業庁として主体的な立場で病院現場との調整を図りながら、三重県病院事業庁（県立病院）あり方検討委員会の検討結果などを踏まえて、県立病院が果たすべき役割を明確にし、これらの内容を的確に反映した経営計画を早急に策定されたい。

〔中期経営計画と当初予算及び決算の比較（経常収支）〕　（単位：百万円）

区　分	年　度	中期経営計画	当初予算(A)	決算(B)	(B)－(A)
病院事業全体	平成16年度	292	292	△ 472	△ 764
	平成17年度	288	153	△ 72	△ 225
	平成18年度	417	254	△ 968	△ 1,222

（資金の確保）

(2)　病院経営を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっており、病院事業庁全体で、平成16年度から赤字を計上していることから、年々運転資金が減少している状況にある。

今後も厳しい経営状況が続き、一層資金繰りが厳しくなることが確実視されることから、適切な対応策を至急検討されたい。

（一般会計からの繰入金の適正化）

(3)　平成18年度の一般会計からの繰入金は、32億3,289万円（収益的収支に係る分）であり、前年度と比べ1億3,121万円増加している。

負担区分ルールは、県保健医療計画や県病院事業中期経営計画（平成16～18年度）に位置づけられた県立病院の役割と機能に基づき、不採算医療経費（高度・特殊・救急医療、不採算地区病院運営等）、行政的経費（災害医療、人材育成等）などが設定されているが、平成19年度は、経営計画の策定に合わせ繰入基準を見直すこととしており、見直しにあたっては、繰入の成果を検証し、県立病院の役割に応じた適切な負担区分を明確にするとともに、繰入の意義及びその算定基準について、県民にわかりやすく説明されたい。

〔一般会計繰入金の状況〕　（単位：千円、％）

区　分	平成17年度		平成18年度		前年対比（％）	
	収益的収支	資本的収支	収益的収支	資本的収支	収益的収支	資本的収支
総合医療センター	1,108,865	405,505	1,169,663	438,085	105.5	108.0
こころの医療センター	937,064	196,144	937,458	190,654	100.0	97.2
一　志　病　院	251,349	63,209	291,423	66,159	115.9	104.7
志　摩　病　院	684,710	203,515	700,591	306,481	102.3	150.6
県立病院経営室	119,686	0	133,755	0	111.8	－
計	3,101,674	868,373	3,232,890	1,001,379	104.2	115.3

（医療スタッフの確保等）

⑷　県民の多様化する医療ニーズに適切に対応し、質の高い医療サービスを効率的・継続的に提供していくためには、医師・看護職員の安定的な確保が必要であり、合わせて医師・看護職員不足等に起因した過重労働対策など、職場の環境改善も重要である。

病院事業庁としては、三重大学との連携強化、県外大学への医師派遣要請、看護師修学資金制度の創設等に努め、医師・看護職員の確保対策に取り組んできたが、成果が表れていない状況にあるので、県及び関係機関と連携した確保対策をさらに強化するとともに、研修制度の充実、働きやすい職場環境の向上に努められたい。

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア　患者自己負担金に係る未収金については、平成18年度に支払督促制度による法的措置を158債権に実施するなど、前年度に引き続き取組強化を行い回収に努めているが、平成19年3月31日現在、4病院合わせて1億8,339万4,547円（対前年度比106.6％）の未収金があり、前年度と比べ1,127万8,875円増加している。このため、未収金が発生しないためのシステムづくりや収納促進の強化を図りながら、悪質な未納者に対しては、未収金の解消に向け、法的措置、債権回収業務委託等の対策に一層取り組まれたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度（平成19年3月31日現在）	平成17年度（平成18年3月31日現在）
総合医療センター	医業収益	過年度　134,487,403円	過年度　123,887,445円
こころの医療センター	医業収益	過年度　20,106,710円	過年度　25,131,873円
一　志　病　院	医業収益	過年度　1,433,653円	過年度　1,320,793円
志　摩　病　院	医業収益	過年度　27,366,781円	過年度　21,775,561円
計		過年度　183,394,547円	過年度　172,115,672円

イ　収入事務において不適切な事務処理があるので、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
こころの医療センター	(1) 保険適用外収入分で事前調定がされていない
志摩病院	(2) 実習生受入に係る実習指導料及び施設使用料の収入金額等の根拠が不明瞭
	(3) 実習生受入にかかる実習指導料等の調定年度の誤りあり

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	(1) ●【常勤医師募集広告掲載業務委託(2件)】 ・随意契約理由が未記載 ・随意契約条項の記載が不十分(2件) ・見積書が未徴収(2件) ・請書が未徴収(2件) ・起案文書の契約金額記載誤り	県立病院経営室
	(2) ●【空調設備保守点検委託】 履行確認書ではなく、検収年月日及び担当者印によって簡易に検収がなされている	総合医療センター
イ 県単工事	(1) 【空調設備設置工事】 工事目的物引渡書が提出されていない (2) 【電話交換設備改修工事】 設計変更要領に基づく処理がされていない	総合医療センター
ウ 旅費	(1) 平成18年度管理者研修（事務部長コース）において、復命書の内容が項目のみで、詳細は別添資料となっており不十分	県立病院経営室
	(2) 第96回日本病理学会総会及び第38回日本小児感染症学会総会において、出席した総会の内容が復命書に記載されておらず、所期の目的が達成されたかどうか旅行命令者が確認できるものとなっていない (3) 自宅発着の場合の自宅所在地、利用交通手段等が未記載であるなど、旅行命令書の記載が不十分なものあり	志摩病院

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 各部門共通の診療材料が職員の目に届かず、管理棟内であれ来院者の立ち入りが可能な廊下に、施錠管理のないまま置かれている	総合医療センター
	(2) 高茶屋病院（現こころの医療センター）の院長印及び企業出納員印が廃棄されていない	こころの医療センター
	(3) 目的外使用にかかる自動販売機の水道料金が徴収されていない	一志病院
	(4) 目的外使用にかかる自動販売機の水道料金が徴収されていない	志摩病院

(4) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内　　容
総合医療センター	(1) 住居手当と通勤手当の事後確認で、一部書類が未添付
一　志　病　院	(2) 扶養手当の過払いあり

(5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内　　容
県立病院経営室	(1) 預り金の事務処理の不備あり
総合医療センター	(2) 不納欠損処理の決裁区分の誤り
	(3) 郵券証紙類出納簿の決裁が年度で1回のみであり、受入、払出ごとに決裁がされていない
こころの医療センター	(4) 不納欠損処理の決裁区分の誤り
	(5) 公舎貸付簿、看護宿舎貸付簿及び自動車保管場所貸付簿が未作成
	(6) 債務負担行為が設定されていないにもかかわらず、契約日が前年度の日付となっている
一　志　病　院	(7) 器械備品購入の事務決裁区分の誤り
	(8) 被服等貸与票の作成が不適切
志　摩　病　院	(9) 不納欠損処理の決裁区分の誤り
	(10) 未精算となっている預り金あり

議会事務局

概ね適正に処理されていた。

監査委員事務局

1　事業の執行に関する意見

（情報の適正管理）

(1)　個人情報が記載された文書を保管するロッカー等の施錠の徹底を図るなど、情報の管理の適正化に努めているが、予備監査時に事前提出を求めている書類の中には個人情報を含んだものもあるので、提出を求める書類の精査を行うなど、引き続き情報の適正管理について十分留意されたい。

2　財務等に関する意見

概ね適正に処理されていた。

人事委員会事務局

1　財務等に関する意見

(1) 支出に関する事務

業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇 所 名
ア 業務委託 ◎はプロポーザル契約	(1) ◎【平成19年度職員採用試験パンフレット作成及び発送業務委託】 選定委員の選定評価表への記載が鉛筆書き	人事委員会事務局

(2) 財産管理等

財産管理の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 備品の払出において、保管転換を受け使用している物品で使用主任者に払出されていないものあり	人事委員会事務局

(3) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内　　容
人事委員会事務局	(1) 前渡資金精算書への領収書未添付、払出日の入力誤りによる精算書の作成誤り

教育委員会事務局

1　事業の執行に関する意見

（個人情報の管理の徹底）

⑴　公立小中学校で、個人情報流失事案が相次いで発生している。公立小中学校における個人情報保護は、市町教育委員会において責任をもって行うべきであるが、こうした事案は、県民の信頼を損なうものである。県教育委員会も研修や文書による注意喚起を行っているが、今後も市町教育委員会と連携し、あらゆる機会を通じ、教職員の個人情報保護に対する意識の高揚と再発防止に向けた取組を進められたい。

（経営企画分野）

（障がい者雇用の促進）

⑵　県教育委員会の平成19年6月1日現在の障がい者雇用率は1.35％で、法定雇用率2.0％を達成していないので、引き続き積極的な雇用促進に努められたい。

（教育支援分野）

（いじめ、不登校児童生徒等への対応）

⑶　平成18年度のいじめの認知件数は、いじめ定義等が変更となったことなどから、914件と前年度に比べ大幅に増加している。今回の調査結果の分析を早急に行い、生徒指導の中心となる教員の指導力の向上など未然防止、早期発見、早期対応のため学校における指導体制の支援を図られたい。

平成18年度の不登校児童生徒数については、1,944人と過去5年間で最も多くなっているので、今後もスクールカウンセラーによる相談指導や教育支援センターの指導員等による訪問指導などの復帰支援とともに、さらに、未然防止等の取組の充実を図られたい。

（学校教育分野）

〔問題行動等の発生数の推移〕　（単位：件、人）

区　分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	**平成18年度**	**増減数**
不登校児童生徒数	1,891	1,893	1,783	**1,944**	**161**
いじめ件数	390	304	314	**914**	**600**
暴力行為件数	1,081	943	978	**740**	**△238**

（児童生徒の登下校時の安全確保）

⑷　登下校時における児童生徒の安全を確保するため、29市町で44人のスクールガード・リーダーが配置されているが、小学校での学校安全ボランティア（スクールガード）の組織率は68.1％となっている。スクールガード・リーダーの活動が有効的かつ効率的に発揮できるよう、地域全体で学校安全に取り組む学校安全ボランティアの組織整備の充実に向け支援されたい。

（学校教育分野）

（特別支援学校における学習環境及び通学時の安全等の確保）

⑸　県内の特別支援学校児童生徒数は、平成19年5月1日現在で1,218名と15年に比べ249名（25.7％増）増加している。

特に西日野にじ学園においては、252名と児童生徒数が急増したことから、校舎の適正規模を超え、一人あたりの学習空間やグラウンドが狭くなっているほか、通学時に児童生徒がスクールバスに長時間の乗車を強いられるなど、学習及び通学環境が悪化して

いる現況にある。

平成19年4月から特別支援教育に移行したところであるが、児童生徒数の増加動向などを的確に把握し、児童生徒が安心して教育が受けられるよう学習環境及び通学時の安全等の確保対策を早急に講じられたい。　(学校教育分野)

(県立熊野少年自然の家)

(6) 施設利用の向上、集客の一環として、積極的に企業等からの研修を受入れているが、一部において施設の目的に合致していない利用となっているものや、会計事務処理に不適切な事例が見られるので、今後は適切な事務処理に努められたい。

さらに、現在進められている当該施設と類似する機能を有する「紀南中核的交流施設」の展開を踏まえ県立熊野少年自然の家のあり方を明確にされたい。

(生涯学習分野、県立熊野少年自然の家)

(コンピュータで指導できる教員の育成)

(7) 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(平成18年度)」において、「教材研究・指導の準備・評価などにＩＣＴを活用する能力」は、67.4%(全国平均69.4%)、「授業中にＩＣＴを活用して指導する能力」は49.5%(全国平均52.6%)といずれも全国平均を下回っている。

情報教育の充実を図るため、教職員のＩＣＴを活用した指導力の向上や情報モラル等の修得が必要であることから、市町教育委員会と連携のうえ、調査結果を分析するとともに、学校における整備状況などを把握し、情報研修の改善・充実を図られたい。

(研修分野)

(注) ICT:「Information & Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」をいう。

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア　本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、27,922,651円(対前年度比161.9%)あり、前年度と比べて10,671,563円増加している。特に三重県高等学校等修学奨学金返還金については、滞納整理に関する要綱に基づき、連帯保証人に対して代位弁済を強力に求めるなど、その収納促進及び未収金の発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
経営企画分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金	現年度 7,448,455円 過年度 6,831,241円 計 14,279,696円	現年度 4,549,273円 過年度 3,170,420円 計 7,719,693円
教育支援分野	雑入(給与過払い分)	過年度 269,535円	過年度 362,868円
	雑入(退職手当戻入分)	過年度 2,716,323円	過年度 4,204,323円
	延納利息	現年度 39,740円	－
学校教育分野	スクールカウンセラー通勤手当返還金	過年度 97,280円	現年度 97,280円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度 2,567,800円 過年度 3,180,400円 計 5,748,200円	現年度 1,919,800円 過年度 1,339,600円 計 3,259,400円

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
	進学奨励金返還金	現年度 3,091,002円 過年度 1,300,060円 計 4,391,062円	現年度 1,093,084円 過年度 358,120円 計 1,451,204円
	高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金返還金	現年度 360,000円	現年度 148,000円
生涯学習分野	生涯学習棟光熱水費	現年度 12,495円	－
	雑入（生涯学習センター使用料）	過年度 8,320円	過年度 8,320円
合計		27,922,651円	17,251,088円

イ　高等学校分

（ア）　高等学校授業料等の収入未済については、18,165,952円（対前年度比85.3％）と多額になっており、前年度と比べて3,127,451円減少しているものの、高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の規定に基づいた滞納整理を実施するよう各学校に周知徹底を図ることにより、その収納促進及び未収金の発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
県立高等学校（46校）	高等学校授業料	17,109,302円	20,476,622円
県立高等学校（7校）・美術館	弁償金・学校開放事業光熱水費負担金等	1,056,650円	816,781円
計		18,165,952円	21,293,403円

（イ）　収入事務において不適切な事務処理があるので、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
松阪商業高等学校	(1) 物品売払の調定漏れ

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	(1) ●【教職員ライフプラン事業等推進業務委託】 契約書に求める内容・成果を明記する必要あり	教育支援分野
	(2) ●【三重県公立学校教員採用選考試験における内田クレペリン精神検査の判定業務委託】 特命随意契約理由の明確化の必要あり	

項　　目	内　　容	箇所名
	(3) ●【高等学校産業教育フェア事業委託】 予定価格の設定省略根拠が不明確及び実施報告書の遅延、完成認定書の未交付	学校教育分野
	(4) ●【三重県高等学校芸術文化祭事業委託】 予定価格の設定省略根拠が不明確	
	(5) ●【平成18年度総合型地域スポーツクラブマネージャー養成事業委託】 事業執行伺いが未策定	生涯学習分野
	(6) 【一般廃棄物運搬業務委託】 予定価格が未設定	熊野少年自然の家
	(7) ●【旧畜産実習棟牛舎内汚泥引抜業務委託】 請書が未作成	相可高等学校
	(8) ●【旧畜産実習棟豚舎内汚泥引抜業務委託】 設計書、請書が未作成	
	(9) ●【学校医業務委託】 特命随意契約理由、適用条項が未記載及び支払いにあたり、履行確認が行われていない	杉の子特別支援学校
	(10) ●【支援部全体研修会への講師派遣委託】 特命随意契約理由、適用条項が未記載	
	(11) ●【医療的バックアップ体制における三者懇談会・個別研修会への講師派遣委託】 特命随意契約理由、適用条項が未記載	
	(12) ●【ボイラー設備法令による定期点検業務委託】 随意契約理由が未記載	稲葉特別支援学校
イ 県単工事	(1) 【北側校庭アスファルト工事】 業者選定理由に明確な根拠がなく、公平性の確保が不十分	津東高等学校
	(2) 【家庭科棟ＬＡＮ工事】 契約時までに納税確認が必要	松阪高等学校
	(3) 【冷暖房機器移設工事】 契約書において別途定めるとした契約条項が未制定及び設計書、仕様書、工程表及び工事写真が未整備	鳥羽高等学校
	(4) 【実習船しろちどり夏季ドック追加工事】 契約書及び検収調書が未作成	水産高等学校
	(5) 【グランド修繕工事】 契約書が未作成及び工事検査員と契約担当者が同一となっていた	聾学校
ウ 県単補助金	(1) 三重県公立学校職員互助会助成金において、交付要領の見直し及び履行確認が未実施	教育支援分野
エ 旅費	(1) 毎年開催されている「全国公立高等学校事務職員研究大会」に教育委員会事務局を含め県内各高等学校から多数の事務職員(18年度計51人)が参加しているが、経済性、効率性の検討の必要あり	経営企画分野

項　　目	内　　容	箇所名
	(2) 第59回全国公立高校事務職員研究大会において、前日出発の旅行命令とした合理的理由を示す必要があるなど旅費のチェックが不十分	川越高等学校
	(3) 平成18年度学校安全推進フォーラムにおいて、復命書の内容が不十分	四日市商業高等学校
	(4) 全国単位制高等学校長等連絡研究協議会大阪大会において、復命書の内容が不十分	北星高等学校
	(5) 学校農業クラブ全国大会及び全国農業高等学校長会において、交通費の過払い	久居農林高等学校

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 菰野高等学校、南伊勢高等学校南島校舎における学校用地について、使用に係る権利関係を引き続き整理、明確にするなど、適切な処理をされたい	教育支援分野
	(2) 公有財産台帳（副本）の未整理	熊野少年自然の家、博物館、桑名北高等学校、川越高等学校、四日市中央工業高等学校、名張西高等学校、長島高等学校
イ　基金の運用・執行状況	(1) 三重県美術博物館建設基金について、博物館の施設の検討を踏まえ、基金のあり方を検討されたい	生涯学習分野
ウ　金品亡失	(1) くものすパソコン損傷（修理代0円）	四日市西高等学校
	(2) 液晶プロジェクションテレビ他盗難（取得額216,075円）	菰野高等学校
	(3) ノートパソコン（くものすパソコン）の損傷（修繕額21,000円）	津工業高等学校
	(4) 通学路途上にある家屋、道路等に落書き、当校正面入り口、体育館、トレーニング室、駐輪場、野球部部室に落書き（ペンキ等の代金18,278円）	津商業高等学校
	(5) デジタルカメラ（取得額40,858円）亡失	みえ夢学園高等学校
	(6) 「くものす」ネットワークの端末機器の損傷 液晶画面（修繕料73,500円） メインボード（修繕料66,150円）	久居高等学校
	(7) 視聴覚機器（テレビ）の破損（取得価格54,500円）	名張西高等学校
	(8) 所在不明図書　41冊　81,113円	図書館

(4) 指定管理者制度の実施状況

施　設　名	内　　容	箇所名
三重県営鈴鹿スポーツガーデン	概ね適正に執行されていた。	生涯学習分野
三重県営総合競技場	概ね適正に執行されていた。	
三重県営松阪野球場	概ね適正に執行されていた。	
三重県営ライフル射撃場	概ね適正に執行されていた。	
三重県立鈴鹿青少年センター	概ね適正に執行されていた。	

(5) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内　　容
経営企画分野	(1) 扶養手当等において、手当の戻入を行っている事例及び支給要件の事後確認書類が添付されていない事例あり
桑名北高等学校	(2) 住居手当の支給漏れあり(4名)
伊勢まなび高等学校	(3) 住居手当の申請書類で、確認書類の未添付あり
南伊勢高等学校 (度会校舎)	(4) 教員特殊業務手当の過払いあり
南伊勢高等学校 (南勢校舎)	(5) 特殊勤務実績簿において、従事時間の記入なし (6) 教員特殊業務手当にかかる特殊勤務実績簿が未整備
上野農業高等学校	(7) 通勤手当の過払いあり
名張西高等学校	(8) 扶養手当において、18歳以上22歳未満の扶養認定にかかる証明の未添付あり
北勢きらら学園	(9) 特殊勤務実績簿における従事時間を明記する必要あり
博物館	(10) 扶養手当、住居手当について、事後確認の徹底の必要あり

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇　所　名	内　　容
経営企画分野	(1) 資金前渡の精算が行われていない事例2件や、資金前渡受者の通帳に入金されてから、77日後に払い出されている事例あり

労働委員会事務局

1　財務等に関する意見

(1) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
労働委員会事務局	(1) 扶養手当の新規認定において、被扶養者の無収入証明を共済組合に提出した書類で代用しているが、所定の様式で別途提出させる必要あり
	(2) 扶養手当、住居手当、通勤手当の支給要件確認のための書類を、手当認定関係書類とともに編てつする必要あり

海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局

1　財務等に関する意見

(1) 手当の認定

扶養手当の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	(1) 扶養手当の確認書類添付漏れ

警察本部

1　事業の執行に関する意見

（交通事故の発生防止）

(1)　平成18年の県内の人身事故件数は13,123件で前年に比べ318件(△2.4%)減少、負傷者数は17,610人で同じく264人（△1.5%）減少、物損事故は52,253件で同じく1,533件（△2.9%）減少した。

しかし、死者数は167人で、前年対比4人増（2.4%増）であり、全国的に38都道府県において交通死亡者数が減少している中、都道府県別の人口10万人当たりの死者数でみると、全国ワースト2位と平成10年以降ワースト10位内が続いている。

引き続き第8次三重県交通安全計画に基づき、悪質、危険な交通違反に対する取締り等を一層強化するとともに、高齢者をはじめとする交通弱者や運転者等に対する交通教育を関係機関等と連携して進めることにより、交通事故の減少に努められたい。

〔県内の過去５カ年の交通事故発生状況〕

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
人身事故件数（件）		12,048	12,659	13,479	13,441	13,123
死者数（人）		211	174	187	163	167
人口10万人当たり死者数(人)	三重県	11.34	9.35	10.04	8.74	8.94
	全　国	6.54	6.04	5.77	5.38	4.97
	全国順位	2位	8位	1位	5位	2位
負傷者数（人）		15,975	16,835	17,703	17,874	17,610
物損事故件数（件）		52,708	53,133	53,429	53,786	52,253

（警察情報管理の徹底）

(2)　平成19年9月にファイル共有ソフトが原因とされるウィルスに感染し、私物パソコンから個人情報を含んだ警察情報がインターネット上に流出する事例が発生しているので、原因を分析するとともに、情報管理の徹底に努められたい。

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア　本庁分

平成18年度に施行された放置違反金制度により、収入未済額が発生しているので、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成18年度	平成17年度
交通指導課	放置違反金	現年度　9,962,000円	－

イ　地域機関分

職員住宅に係る家屋貸下料について、減額調定漏れがあったので、今後、適正な事務処理に努められたい。　（津南警察署）

当初調定日	内　　容
平成18年4月3日	家屋貸下料　95,880円　→　要減額調定額　7,990円
平成18年5月1日	家屋貸下料　95,880円　→　要減額調定額　7,990円
平成18年9月1日	家屋貸下料　87,890円　→　要減額調定額　533円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	(1) ●【自家用電気工作物保守管理業務委託】 受託者要件について仕様書で定めているが、契約伺いでは各項目に該当することが分からないので、その検討資料を残しておく必要あり	四日市西警察署
	(2) ●【自家用電気工作物保守管理業務委託】 起案に特命随契理由の記載なし	松阪警察署
	(3) 【冷暖房保守管理業務委託】 契約書添付の仕様書が別の委託契約のものとなっている	伊賀警察署
イ　旅費	(1) 平成18年度体育指導者研修会において、 ・公務上の必要で航空機利用の特別承認を得ているが、旅費請求書にその理由や経路等を確認できる書類が添付されていない ・利用区間が50キロメートル未満であるのに座席指定料金を支給していた	警察本部 教養課
	(2) 犯罪の捜査において、日当で対応すべき東京都区内の鉄道運賃を交通費で支給していた	伊賀警察署

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所名
ア　公有財産、物品の管理状況	(1) 平成16年度に処分した不用物品1件の事務処理が18年度になっている	松阪警察署
イ　金品亡失	(1) 公用車のドアヒンジ及び右フェンダ損傷（修理代 84,195円）	警察本部
	(2) 公用車の赤色灯損傷（警察整備工場において修理）	
	(3) 公用車の損傷（修理代　30,900円）	亀山警察署
	(4) 交通事故等自動記録装置破損（加害者において原状回復）	津警察署
	(5) 公用車の損傷（修理代　162,355円）	
	(6) 公用車の損傷（警察整備工場において修理）	尾鷲警察署

(4) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
警察本部	(1) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県72,345円・相手412,755円）
	(2) 物損事故（負担割合：県5％・相手95％） （物損額：県4,174円・相手0円）
	(3) 自損事故（損害額　27,825円）
	(4) 自損事故（損害額　79,170円）
	(5) 物損事故（負担割合：県70％・相手30％） （物損額：県16,243円・相手82,320円）
	(6) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県52,550円・相手194,838円）
	(7) 自損事故（損害額　61,998円）
桑名警察署	(8) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県290,077円・相手473,550円）
四日市南警察署	(9) 自損事故（損害額　91,350円）
	(10) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県0円・相手82,940円）
鈴鹿警察署	(11) 物損事故（負担割合：県10％・相手90％） （物損額：県0円・相手129,596円）
	(12) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県0円・相手117,034円）
津警察署	(13) 自損事故（損害額　106,567円）
	(14) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県74,340円・相手0円）
津南警察署	(15) 自損事故（損害額　34,912円）
	(16) 自損事故（損害額　20,790円）
	(17) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県116,403円・相手171,587円）
伊賀警察署	(18) 物損事故（負担割合：県50％・相手50％） （物損額：県7,717円・相手17,136円）
伊勢警察署	(19) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県0円・相手0円）
	(20) 物損事故（負担割合：県90％・相手10％） （物損額：県497,952円・相手612,450円）
	(21) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県98,805円・相手0円）
	(22) 物損事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県59,808円・相手0円）

箇　所　名	内　　容
大台警察署	(23) 物損事故（負担割合：県90％・相手10％） （物損額：県0円・相手25,647円）
尾鷲警察署	(24) 自損事故（損害額　19,950円）
	(25) 人身事故（負担割合：県100％・相手0％） （物損額：県0円・相手950,000円）
熊野警察署	(26) 自損事故（損害額　861,000円）

（注）県有備品車両の事故のみ

(5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇　所　名	内　　容
伊賀警察署	(1) 契約及び支出の事務を１人で行っているため、チェック機能が働いていないので、副務者を設けるなど、内部牽制体制の強化を図る必要あり

別　表〔監査実施箇所一覧〕

1　総括本監査の実施年月日等

部局等	実施年月日	監査区分		部局等	実施年月日	監査区分	
		実地	書面			実地	書面
政策部	平成19年11月 8日	○		企業庁	平成19年 8月 3日	○	
総務部	平成19年11月 8日	○		病院事業庁	平成19年 8月 3日	○	
防災危機管理部	平成19年11月 1日	○		議会事務局	平成19年11月13日	○	
生活部	平成19年11月 7日	○		監査委員事務局	平成19年11月 1日	○	
健康福祉部	平成19年11月 8日	○		人事委員会事務局	平成19年11月13日	○	
環境森林部	平成19年10月31日	○		教育委員会事務局	平成19年11月 7日	○	
農水商工部	平成19年11月 1日	○		労働委員会事務局	平成19年11月20日		○
県土整備部	平成19年11月13日	○		海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	平成19年11月20日		○
出納局	平成19年11月13日	○		警察本部	平成19年10月31日	○	

2　部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等

(注)　県民センターは政策部に、農林水産商工環境事務所（農政環境事務所、農林商工環境事務所）は農水商工部に含めている。

【政策部】

(実地監査13箇所)			(書面監査：9箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成19年10月26日
箇所別	経営企画分野	平成19年 9月19日	・　実施先 東京事務所、科学技術振興センター保健環境研究部、同工業研究部、同農業研究部、同畜産研究部、同林業研究部、同水産研究部、桑名県民センター、津県民センター
	政策企画分野	平成19年 9月19日	
	地域支援分野	平成19年10月31日	
	情報化・統計分野	平成19年 9月10日	
	東紀州対策分野（局）	平成19年10月31日	
	科学技術振興センター	平成19年11月 7日	
	総合研究企画部	平成19年 7月19日	
	四日市県民センター	平成19年 7月 5日	
	鈴鹿県民センター	平成19年 6月22日	
	松阪県民センター	平成19年 6月20日	
	伊勢県民センター	平成19年 7月25日	
	伊賀県民センター（テレビ会議）	平成19年 6月27日	
	尾鷲県民センター（テレビ会議）	平成19年 7月 6日	
	熊野県民センター	平成19年 7月10日	

【総務部】

（実地監査：8箇所）			（書面監査：3箇所）
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成19年10月26日
箇所別	組織・職員分野	平成19年 9月19日	・　実施先 四日市県税事務所、松阪県税事務所、紀州県税事務所
	財政・施設分野	平成19年 9月19日	
	桑名県税事務所（テレビ会議）	平成19年 6月28日	
	鈴鹿県税事務所	平成19年 6月22日	
	津総合県税事務所	平成19年 7月 4日	
	伊勢県税事務所	平成19年 6月26日	
	伊賀県税事務所（テレビ会議）	平成19年 6月27日	
	職員研修センター	平成19年 5月22日	

【防災危機管理部】

（実地監査：1箇所）		（書面監査：1箇所）
監査実施先	監査実施年月日	実施年月日　平成19年10月25日
消防学校	平成19年 4月25日	・　実施先 防災危機管理分野

【生活部】

（実地監査：6箇所）		
監査実施先		監査実施年月日
箇所別	経営企画分野	平成19年 9月10日
	人権・男女共同参画・文化分野	平成19年 9月 7日
	勤労・生活分野	平成19年 9月10日
	人づくり・協働・国際分野	平成19年 9月 7日
	人権センター	平成19年 5月22日
	津高等技術学校	平成19年 4月27日

【健康福祉部】

（実地監査：15箇所）			（書面監査：11箇所）
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成19年10月26日
箇所別	経営企画分野	平成19年 9月10日	・　実施先 桑名保健福祉事務所、四日市保健福祉事務所、津保健福祉事務所、伊賀保健福祉事務所、熊野保健福祉事務所、松阪食肉衛生検査所、国児学園、草の実リハビリテーションセンター、こころの健康センター、小児心療センターあすなろ学園、公衆衛生学院
	健康・安全分野	平成19年 9月 7日	
	福祉・子育て分野	平成19年 9月10日	
	保健・医療分野	平成19年 9月10日	
	長寿・障害分野	平成19年 9月10日	
	鈴鹿保健福祉事務所	平成19年 7月19日	
	松阪保健福祉事務所	平成19年 6月20日	
	伊勢保健福祉事務所	平成19年 7月25日	
	尾鷲保健福祉事務所（テレビ会議）	平成19年 7月 6日	
	児童相談センター	平成19年 4月23日	

	四日市食肉衛生検査所	平成19年 4月25日	
	女　性　相　談　所	平成19年 4月23日	
	知的障害者更生相談所	平成19年 5月24日	
	身体障害者更生相談所	平成19年 5月24日	
	看　護　大　学	平成19年 4月23日	

【環境森林部】

(実地監査：4箇所)		
監査実施先		監査実施年月日
箇所別	経営企画分野	平成19年 9月11日
	循環型社会構築分野	平成19年 9月11日
	地球環境・生活環境分野	平成19年 9月11日
	森林・林業分野	平成19年 9月11日

【農水商工部】

(実地監査：15箇所)			(書面監査：　9箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成19年10月25日
箇所別	経営企画分野	平成19年 9月 7日	・　実施先 四日市農林商工環境事務所、松阪農林商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所、北勢家畜保健衛生所、南勢家畜保健衛生所、大阪事務所、中央卸売市場
	団体・金融分野	平成19年 9月 7日	
	商工政策分野	平成19年 9月 7日	
	担い手・基盤整備分野	平成19年 9月 7日	
	農水産物供給分野	平成19年 9月 7日	
	観光局	平成19年11月 1日	
	桑名農政環境事務所（テレビ会議）	平成19年 6月28日	
	津農林水産商工環境事務所	平成19年 7月 4日	
	伊賀農林商工環境事務所（テレビ会議）	平成19年 6月27日	
	病害虫防除所	平成19年 5月11日	
	中央家畜保健衛生所	平成19年 7月24日	
	紀州家畜保健衛生所	平成19年 7月10日	
	計量検定所	平成19年 5月22日	
	中央農業改良普及センター	平成19年 5月11日	
	農業大学校	平成19年 5月11日	

【県土整備部】

（実地監査：10箇所）			（書面監査：7箇所）
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成19年10月26日
箇所別	経営企画分野	平成19年 9月11日	・　実施先 鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、中勢流域下水道事務所
	公共事業総合政策分野	平成19年 9月11日	
	道路政策分野	平成19年 9月11日	
	流域整備分野	平成19年 9月11日	
	住まいまちづくり分野	平成19年 9月11日	
	桑名建設事務所（テレビ会議）	平成19年 6月28日	
	四日市建設事務所	平成19年 7月 5日	
	津建設事務所	平成19年 7月24日	
	伊勢建設事務所	平成19年 6月26日	
	北勢流域下水道事務所	平成19年 7月 5日	

【出納局】

（実地監査：1箇所）	
監査実施先	監査実施年月日
出納局	平成19年11月13日

【企業庁】

（実地監査：4箇所）			（書面監査：6箇所）
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成19年8月1日
箇所別	中勢水道事務所	平成19年 7月13日	・　実施先 経営分野、事業分野、北勢水道事務所、南勢水道事務所、伊賀水道建設事務所、三重ごみ固形燃料発電所
	志摩水道事務所	平成19年 7月17日	
	三瀬谷発電管理事務所	平成19年 7月13日	
	水質管理情報センター	平成19年 7月13日	

【病院事業庁】

（実地監査：4箇所）			（書面監査：1箇所）
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成19年8月1日
箇所別	総合医療センター	平成19年 7月27日	・　実施先 県立病院経営分野
	こころの医療センター	平成19年 7月 4日	
	一志病院	平成19年 7月27日	
	志摩病院	平成19年 7月17日	

【議会事務局】

（実地監査：1箇所）	
監査実施先	監査実施年月日
議会事務局	平成19年11月13日

【監査委員事務局】

(実地監査：1箇所)	
監査実施先	監査実施年月日
監査委員事務局	平成19年11月 1日

【人事委員会事務局】

(実地監査：1箇所)	
監査実施先	監査実施年月日
人事委員会事務局	平成19年11月13日

【教育委員会事務局】

(実地監査：20箇所)			(書面監査：64箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日平成19年10月25日
箇所別	経営企画分野	平成19年 9月18日	・ 実施先 下記のとおり。
	教育支援分野	平成19年 9月18日	
	学校教育分野	平成19年 9月18日	
	生涯学習分野	平成19年 9月18日	
	研修分野	平成19年 9月18日	
	図書館	平成19年 5月24日	
	熊野少年自然の家	平成19年 7月11日	
	博物館	平成19年 4月25日	
	四日市中央工業高等学校	平成19年 5月25日	
	北星高等学校	平成19年 5月25日	
	飯野高等学校	平成19年 6月22日	
	久居農林高等学校	平成19年 4月27日	
	松阪高等学校	平成19年 6月20日	
	相可高等学校	平成19年 5月11日	
	伊勢まなび高等学校	平成19年 4月24日	
	水産高等学校	平成19年 4月13日	
	南伊勢高等学校	平成19年 4月13日	
	上野工業高校	平成19年 4月20日	
	名張桔梗丘高等学校	平成19年 4月20日	
	特別支援学校 玉城わかば学園	平成19年 4月24日	

〔書面監査の実施先〕

美術館、斎宮歴史博物館・埋蔵文化財センター、桑名高等学校、桑名西高等学校、桑名北高等学校、桑名工業高等学校、いなべ総合学園高等学校、朝明高等学校、川越高等学校、四日市高等学校、四日市南高等学校、四日市西高等学校、四日市四郷高等学校、四日市農芸高等学校、四日市工業高等学校、四日市商業高等学校、菰野高等学校、神戸高等学校、亀山高等学校、白子高等学校、石薬師高等学校、稲生高等学校、津高等学校、津東高等学校、津西高等学校、津工業高等学校、津商業高等学校、みえ夢学園高等学校、久居高等学校、白山高等学校、松阪工業高等学校、松阪商業高等学校、飯南高等学校、宮川高等学校、昴学園高等学校、宇治山田高等学校、伊勢高等学校、伊勢工業高等学校、宇治山田商業高等学校、明野高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、上野高等学校、上野農業高等学校、上野商業高等学校、あけぼの学園高等学校、名張高等学

校、名張西高等学校、尾鷲高等学校、長島高等学校、木本高等学校、紀南高等学校、盲学校、聾学校、城山特別支援学校、草の実特別支援学校、杉の子特別支援学校、緑ヶ丘特別支援学校、稲葉特別支援学校、特別支援学校伊賀つばさ学園、度会特別支援学校、特別支援学校西日野にじ学園、特別支援学校北勢きらら学園、特別支援学校東紀州くろしお学園

【労働委員会事務局】
（書面監査）
・　実施年月日　平成19年11月20日
・　実施先　　1箇所　労働委員会事務局

【海区漁業調整委員会事務局（内水面漁場管理委員会事務局を含む）】
（書面監査）
・　実施年月日　平成19年11月20日
・　実施先　　1箇所　海区漁業調整委員会事務局
（内水面漁場管理委員会事務局を含む）

【警察本部】

（実地監査：5箇所）			（書面監査：14箇所）
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日平成19年10月25日
箇所別	四日市南警察署	平成19年 5月25日	・　実施先 警察本部各部及び警察学校、桑名警察署、いなべ警察署、四日市北警察署、四日市西警察署、亀山警察署、鈴鹿警察署、津警察署、大台警察署、伊勢警察署、鳥羽警察署、尾鷲警察署、熊野警察署、名張警察署
	津南警察署	平成19年 4月27日	
	松阪警察署	平成19年 6月26日	
	紀宝警察署	平成19年 7月11日	
	伊賀警察署	平成19年 4月20日	

以　上

監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査について、平成19年11月30日に県議会議長、知事及び関係各種委員会の長に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成19年12月7日

三重県監査委員　鈴　木　周　作
三重県監査委員　大　野　秀　郎
三重県監査委員　貝　増　吉　郎
三重県監査委員　秋　月　　功

第１　行政監査（評価）の趣旨

地方分権の時代を迎え、地方行政を取り巻く環境は大きく変化しています。また、食の安全や環境問題など、社会情勢の急速な変化により、県民ニーズもますます多様化・高度化しています。そのような中、県の財政状況は、基金残高の減少、県債残高の増加など一層厳しいものとなっており、将来にわたって果たすべき役割を見極めながら、施策の選択と集中を一層進め、必要なサービスを効率的・効果的に展開していくことが求められています。

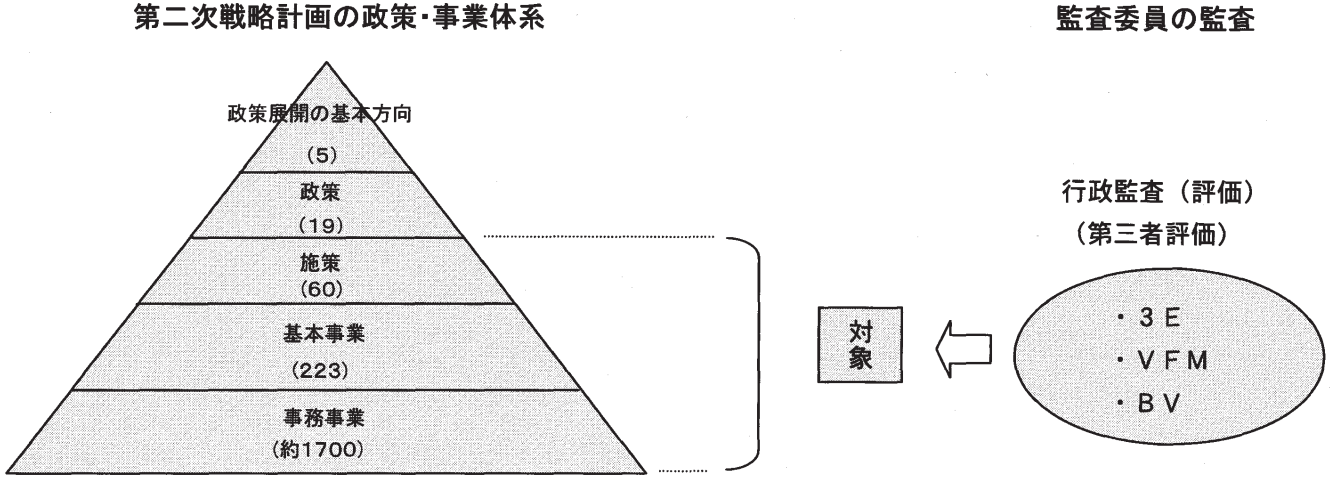
こうしたことから、県の監査では、施策・事業の成果や実施状況を客観的に評価するため、平成14年度から評価方式による行政監査（評価）を導入しています。

行政監査（評価）では、県の総合計画「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の施策を対象に、施策・基本事業・事務事業という体系に基づき、3Ｅ（経済性・効率性・有効性）及びＶＦＭ（バリュー・フォー・マネー：支出に見合う価値）、ＢＶ（ベスト・バリュー：サービスの質と改善可能性の評価）の視点から監査を行い、行政サービスがどのような水準であるかをグラフや5段階評価で、県民の皆さんに分かりやすく表しています。

行政監査（評価）は、3カ年でおおむねすべての施策について実施することとしており、17年度から2巡目に入っています。

今年度の行政監査（評価）では、17施策を選定し監査しました。

また、重点プログラムの構成事業で、対象施策内のものに対して、18年度の達成度等を評価しています。



第２　行政監査（評価）の対象施策

今回の監査対象とした施策番号及び施策名、施策主担当部、事業数は次のとおりです。

表－１　対象施策、施策主担当部及び事業数

施策番号及び施策名	施策主担当部	基本事業数	事務事業数	施策番号及び施策名	施策主担当部	基本事業数	事務事業数
111　人権尊重社会の実現	生　活　部	4	42	331　健康づくりの推進	健康福祉部	6	24
121　生涯学習の推進	教育委員会	3	18	341　医療体制の整備	健康福祉部	8	73
131　文化にふれ親しむことができる環境づくり	生　活　部	5	35	411　廃棄物対策の推進	環境森林部	4	30
132　スポーツの振興	教育委員会	3	16	431　環境経営・環境行動の促進	環境森林部	3	18
221　安全で安心な農産物の安定的な提供	農水商工部	2	30	443　エネルギー対策の推進	政　策　部	2	13
222　農林水産資源の高付加価値化	農水商工部	2	14	512　県境を越えた交流・連携の推進	政　策　部	2	3
321　交通安全対策の推進	生　活　部	3	15	551　道路網の整備	県土整備部	3	24
322　地域安全対策の推進	警 察 本 部	5	17	552　交通網の整備	政　策　部	3	15
323　安全で安心できる消費生活の確保	生　活　部	2	10	合　計　17施策	8部	60	397

第３　評価の考え方

１　評価項目の設定

評価項目は次の７項目としました。

⑴　施策の目的、目標の妥当性と水準を評価するための「事業適応性」「目標達成度」「有効性」

⑵　事業の実施状況や進め方を評価するための「経済性・効率性」「品質十分性」「計画性」「行政活動充実度」

なお、評価結果は、優れている面や改善が必要な面を評点とレーダーチャートを用いて表しています。

表－２　評価項目等

評　価　項　目	評　価　事　項
１ 事業適応性	社会経済情勢等の変化に的確に対応しているか、「新しい時代の公」や「文化力」の視点から事業を展開しているかを評価する。
２ 目標達成度	目標指標や目標値が妥当であるか、実績が目標を達成しているかを評価する。
３ 有効性	施策の目的を達成するために、事業（基本事業と事務事業）が効果的に展開されているか、事業が施策の目的に寄与しているかを評価する。
４ 経済性・効率性	事業の実施に伴って投入されたお金などが、経済的かつ効率的に使われているかを評価する。
５ 品質十分性	提供しているサービスの質や提供の方法が適正であるか、サービスの対象者が満足するものであるかを評価する。
６ 計画性	事業が計画的に進められているかを評価する。
７ 行政活動充実度	分野等を越えた連携や先進例調査等による業務の見直し、組織の能力の維持・向上に取り組んでいるかを評価する。

2　評価方法

評価は、評価項目ごとに1から5までの評点を付し、その合計によりＡＡ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの5段階で行いました。

ただし、評点合計が21.0以上の場合であっても、「事業適応性」「目標達成度」「有効性」のいずれかの評価項目の評点が「２」以下のときは、評点合計にかかわらず総合判定を「Ｃ」としています。

なお、評価、評点及び総合判定の考え方については、施策別の行政監査（評価）結果の後に詳しく説明しています。

表－３　評点の内容

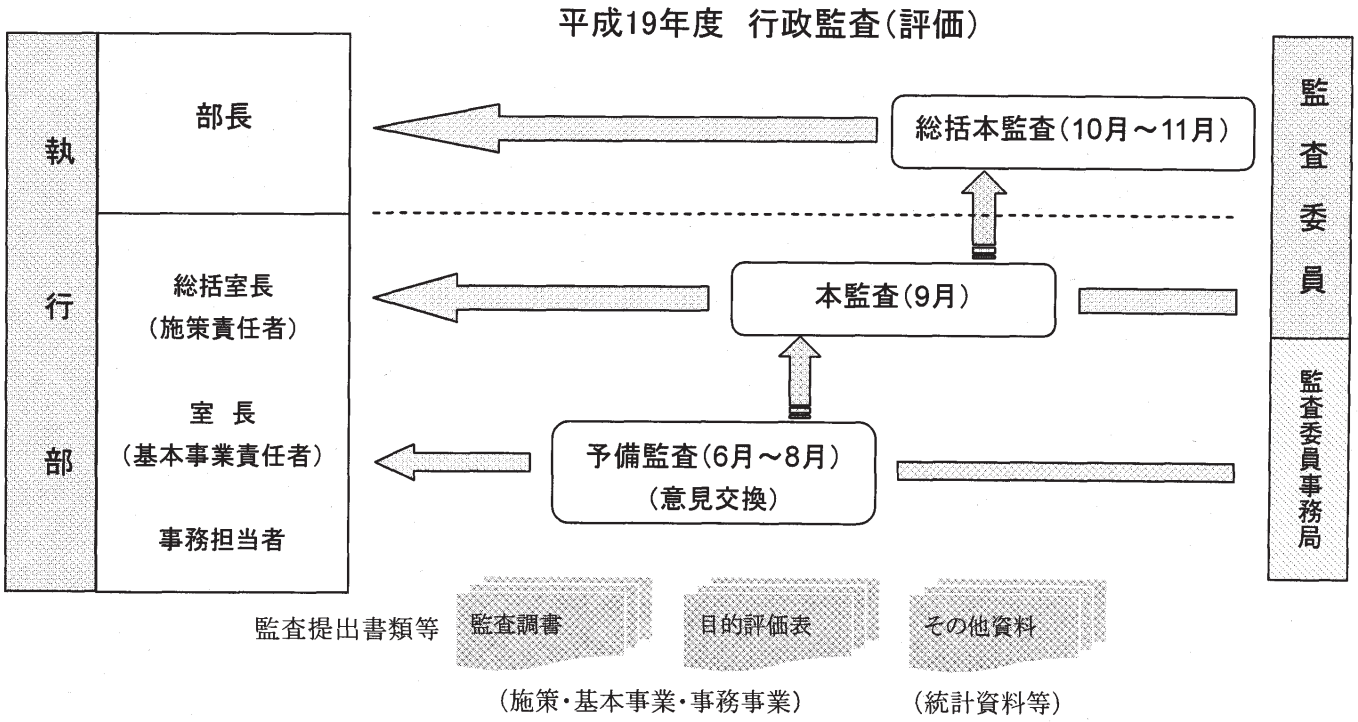
評　点	取　組　状　況
5	優れている
4	やや優れている
3	おおむね妥当
2	やや劣っている
1	劣っている

表－４　総合判定のための基準

総合判定	評点合計 以上　　未満	評　価　内　容
ＡＡ	28.0～（満点35）	優れた取組が多く、十分な成果が発揮されている。
Ａ	24.5～28.0	優れた取組がいくつかあり、成果が発揮されている。
Ｂ	21.0～24.5	取組の成果が発揮されておおむね良好な結果が見られる。さらなる取組により、より上位をめざすことが必要である。
Ｃ	17.5～21.0	いくつかの取組において成果が十分とはいえず、改善の余地がある。さらなる改善が必要である。
Ｄ	～17.5	取組にさまざまな問題点が散見され、成果があまり見られない。大幅な改善が必要である。

第４　行政監査（評価）の実施方法等

１　**対象年度**　　平成 18 年度
２　**対 象 部**　　施策主担当部の 8 部（事業を担当するその他の部等も含む）
３　**実施方法**　　監査委員による監査（総括本監査、本監査）
監査委員事務局による、総括室長・室長・事務担当者への聞き取り調査及び意見交換（予備監査）
※その他、有識者・市町の意見聞き取り、地域機関・団体等の調査等を行い、評価の客観性の向上を図っています。



第５　行政監査（評価）の結果の概要

１　総合判定の結果

今回の行政監査（評価）の対象施策について、各施策の評点合計（満点 35）の平均は 21.8 で、総合判定の結果は以下のとおりとなっています。

(1)　「ＡＡ」… 該当なし

(2)　「　Ａ　」…　2 施策
- 222　農林水産資源の高付加価値化
- 551　道路網の整備

(3)　「　Ｂ　」…　7 施策
- 322　地域安全対策の推進
- 323　安全で安心できる消費生活の確保
- 331　健康づくりの推進
- 341　医療体制の整備
- 411　廃棄物対策の推進
- 431　環境経営・環境行動の促進
- 443　エネルギー対策の推進

(4)　「　Ｃ　」…　8 施策
- 111　人権尊重社会の実現
- 121　生涯学習の推進
- 131　文化にふれ親しむことができる環境づくり
- 132　スポーツの振興
- 221　安全で安心な農産物の安定的な提供
- 321　交通安全対策の推進
- 512　県境を越えた交流・連携の推進
- 552　交通網の整備

(5)　「　Ｄ　」… 該当なし

表－５　各施策の総合判定及び評点

施策番号及び施策名	総合判定	評点合計	各評価項目の評点						
			事業適応性	目標達成度	有効性	経済性・効率性	品質十分性	計画性	行政活動充実度
111　人権尊重社会の実現	C	20.8	3	2	3	2.8	3.0	4.0	3.0
121　生涯学習の推進	C	21.1	3	2	3	3.6	3.0	3.3	3.2
131　文化にふれ親しむことができる環境づくり	C	20.6	3	2	3	3.2	3.2	3.0	3.2
132　スポーツの振興	C	19.3	2	2	3	3.3	3.0	3.0	3.0
221　安全で安心な農産物の安定的な提供	C	21.0	4	1	3	3.0	3.4	2.6	4.0
222　農林水産資源の高付加価値化	A	25.6	5	3	4	3.6	3.6	3.4	3.0
321　交通安全対策の推進	C	18.4	3	1	3	3.8	2.8	2.0	2.8
322　地域安全対策の推進	B	24.1	5	3	3	3.6	3.6	2.9	3.0
323　安全で安心できる消費生活の確保	B	22.0	4	3	3	3.0	3.0	3.0	3.0
331　健康づくりの推進	B	22.8	4	3	3	3.0	2.8	3.5	3.5
341　医療体制の整備	B	22.6	5	3	3	3.0	2.6	3.0	3.0
411　廃棄物対策の推進	B	22.7	4	3	3	3.0	3.4	3.0	3.3
431　環境経営・環境行動の促進	B	22.1	4	3	3	2.8	3.0	3.3	3.0
443　エネルギー対策の推進	B	22.8	3	4	3	2.8	4.0	3.0	3.0
512　県境を越えた交流・連携の推進	C	20.5	4	2	3	3.0	2.5	3.0	3.0
551　道路網の整備	A	24.6	4	4	3	3.2	3.1	3.8	3.5
552　交通網の整備	C	19.8	3	2	3	3.0	3.4	2.4	3.0
評点の平均		21.8	3.7	2.5	3.1	3.2	3.1	3.1	3.1

（注）①「経済性・効率性」以下の項目については、ＡＨＰ（Analytic Hierarchy Process；階層化意思決定法）の手法を参考に決定した、各基本事業の寄与度（施策への貢献割合）により評点を加重平均しているため、小数点以下第１位までの評点としています。

②　総合判定は、評点合計により次のとおりとしています。

ＡＡ：28.0以上　　Ａ：24.5以上28.0未満　　Ｂ：21.0以上24.5未満　　Ｃ：17.5以上21.0未満　　Ｄ：17.5未満

ただし、評点合計が21.0以上の場合であっても、「事業適応性」「目標達成度」「有効性」のいずれかの評価項目の評点が「２」以下のときは、評点合計にかかわらず総合判定を「Ｃ」としています。今回は、施策121、施策221が該当しています。

2　評価項目別の結果概要

(1)　「事業適応性」

社会経済情勢の変化等に対応し先進的な取組を行っているなど、高い評価※をしたものは「222　農林水産資源の高付加価値化」「322　地域安全対策の推進」など10施策ありました。

一方、低い評価※をしたものは「132　スポーツの振興」の1施策でした。

(2)　「目標達成度」

施策の数値目標を実績値が大きく上回るなど、高い評価をしたものは「443　エネルギー対策の推進」「551　道路網の整備」の2施策でした。

一方、施策目標の妥当性が低い、数値目標を達成していないなど、低い評価をしたものは「221　安全で安心な農産物の安定的な提供」「321　交通安全対策の推進」など8施策ありました。

(3)　「有効性」

県政運営の重点課題として取り組み、施策の目的の達成に貢献していると高い評価をしたものは「222　農林水産資源の高付加価値化」の1施策でした。

なお、低い評価をしたものはありませんでした。

(4)　「経済性・効率性」

予算など事業に投じた行政資源が経済的・効率的に使われているなど、比較的高い評価をしたものは「121　生涯学習の推進」、「321　交通安全対策の推進」など4施策ありました。

なお、低い評価をしたものはありませんでした。

(5)　「品質十分性」

提供しているサービスの質や提供の方法が適正であるなど、高い評価をしたものは「222　農林水産資源の高付加価値化」「443　エネルギー対策の推進」など3施策ありました。

低い評価をしたものは「512　県境を越えた交流・連携の推進」の1施策でした。

(6)　「計画性」

計画的な進行管理を行う仕組みがあるなど、高い評価をしたものは「111　人権尊重社会の実現」「551　道路網の整備」など3施策ありました。

低い評価をしたものは「321　交通安全対策の推進」など2施策でした。

(7)　「行政活動充実度」

分野等を越えた連携や先進例調査等による業務の見直し、組織の能力の維持・向上に取り組んでいるなど、高い評価をしたものは「221　安全で安心な農産物の安定的な提供」「331　健康づくりの推進」など3施策ありました。

なお、低い評価をしたものはありませんでした。

※「高い評価」は評点が3.5以上のもの、「低い評価」は評点が2.5以下のものを指しています。

3　前回の行政監査（評価）との比較

(1)　総合判定

今回の行政監査（評価）の対象17施策はすべて2回目の評価となります。

前回監査時とは事業の構成が異なっている施策があるため、それぞれの結果を単純に比較することはできませんが、総合判定では、「C」から「A」となったものが1施策（施策551)、「B」から「A」となったものが1施策（施策222)、「C」から「B」となったものが3施策（施策322、施策323、施策443）あります。

一方、「B」から「C」となったものが4施策（施策111、施策132、施策321、施策512）あります。

なお、評点の合計の平均は、前回より0.4ポイント上がって21.8でした。

(2)　各評価項目の評点

評価項目別の評点では、「事業適応性」「有効性」「経済性・効率性」「計画性」で前回に比べて評点が上がっています。逆に「目標達成度」「品質十分性」「行政活動充実度」で評点が下がっています。

表－6　今回及び前回の評点の平均

区分	評点合計（平均）	各評価項目の評点						
		事業適応性	目標達成度	有効性	経済性・効率性	品質十分性	計画性	行政活動充実度
今回	21.8	3.7	2.5	3.1	3.2	3.1	3.1	3.1
前回	21.4	3.4	2.9	2.9	3.1	3.2	2.8	3.2

（注）　評点合計と評価項目の評点はそれぞれで四捨五入しています。

第６　重点プログラム関連事業の評価

重点プログラム関連事業の評価

県では平成16年度から18年度の3カ年、総合計画「県民しあわせプラン」により、政策・事業体系に基づく63の施策に取り組んできました。重点プログラムには、「みえの元気づくり」「みえのくらしづくり」「みえの絆づくり」の3つのテーマの下に30のプログラムを位置付け、プログラムのねらいに貢献できる効果的で必要性の高い事務事業が選定されました。

そこで、重点プログラムの構成事業で、19年度行政監査（評価）の対象施策に関連する47事業について、18年度の達成度等を確認し、評価しています。

今回確認した47事業に設定されている43目標のうち、達成しているのは37事業（78.7％）、34目標（79.1％）でした。

（参考①）三重県総合計画「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の政策・事業体系と対象施策

※ 網掛け は、平成19年度の行政監査（評価）の対象施策です。

〔政策展開の基本方向（五つの柱）〕	〔政策〕	〔施策〕	〔主担当部〕
Ⅰ 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり	1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現	1 人権尊重社会の実現	生活部
		2 男女共同参画社会の実現	生活部
	2 豊かな個性を育む人づくりの推進	1 生涯学習の推進	教育委員会
		2 学校教育の充実	教育委員会
		3 青少年の健全育成	生活部
	3 文化・スポーツを通じた自己実現	1 文化にふれ親しむことができる環境づくり	生活部
		2 スポーツの振興	教育委員会
Ⅱ 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり	1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進	1 地域の実情に応じた多様な雇用支援	生活部
		2 職業能力の開発と勤労者生活の支援	生活部
	2 安心を支える力強い農林水産業の振興	1 安全で安心な農産物の安定的な提供	農水商工部
		2 農林水産資源の高付加価値化	農水商工部
		3 農水産業のもつ多面的機能の維持・向上	農水商工部
		4 農業を支える生産・経営基盤の充実	農水商工部
		5 安心して使える県産材等の提供	環境森林部
		6 安全で安心な水産物の安定的な提供	農水商工部
		7 農林水産業を支える技術開発の推進	政策部
	3 地域経済を支える戦略的な産業振興	1 自律的産業集積の推進	農水商工部
		2 活力ある地域産業の振興	農水商工部
		3 観光・交流産業の振興	農水商工部
		4 技術の高度化の促進	政策部
Ⅲ 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造	1 災害に強い県土づくりの推進	1 防災対策の推進	防災危機管理部
		2 治山・治水・海岸保全対策の推進	県土整備部
	2 安全な生活の確保	1 交通安全対策の推進	生活部
		2 地域安全対策の推進	警察本部
		3 安全で安心できる消費生活の確保	生活部
		4 食の安全とくらしの衛生の確保	健康福祉部
		5 感染症対策の推進	健康福祉部
	3 健やかなくらしを育むささえあい社会の構築	1 健康づくりの推進	健康福祉部
		2 子育て環境の整備	健康福祉部
		3 地域とともに進める福祉社会づくり	健康福祉部

	4 安心を支える医療・福祉の推進	1 医療体制の整備	健康福祉部
		2 生活保障の確保	健康福祉部
		3 高齢者保健福祉の推進	健康福祉部
		4 障がい者保健福祉の推進	健康福祉部
Ⅳ 持続可能な循環型社会の創造	1 資源循環型社会の構築	1 廃棄物対策の推進	環境森林部
		2 大気環境の保全	環境森林部
		3 水環境の保全	環境森林部
	2 自然との共生の確保	1 自然環境の保全・再生と活用	環境森林部
		2 森林のもつ公益的機能の発揮	環境森林部
	3 環境保全活動の推進	1 環境経営・環境行動の促進	環境森林部
	4 土地・水・エネルギー資源の効率的な利用の推進	1 土地の計画的な利用の促進	政策部
		2 水資源の確保と効率的な総合利用	政策部
		3 エネルギー対策の推進	政策部
Ⅴ 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造	1 多様な交流と連携の促進	1 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進	生活部
		2 県境を越えた交流・連携の推進	政策部
		3 科学技術交流の推進	政策部
	2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進	1 NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）の参画による地域社会づくりの推進	生活部
		2 分権型社会の実現	政策部
		3 住民参画による景観まちづくりの推進	県土整備部
		4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進	政策部
		5 ITの利活用におけるサービスの高度化	政策部
	3 活力ある地域づくりの推進	1 地域の特性を生かした地域づくり	政策部
		2 元気で魅力ある農山漁村づくり	農水商工部
		3 東紀州地域の振興	政策部
	4 快適なまちづくりの推進	1 快適な都市環境の整備	県土整備部
		2 快適で安心な住まいづくり	県土整備部
	5 交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備	1 道路網の整備	県土整備部
		2 交通網の整備	政策部
		3 港湾の整備	県土整備部
		4 基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	県土整備部

(参考②) 結果報告書の各ページの見方

施策の現状

平成18年度に実施した事業を第二次戦略計画の施策体系に基づき記載しています。

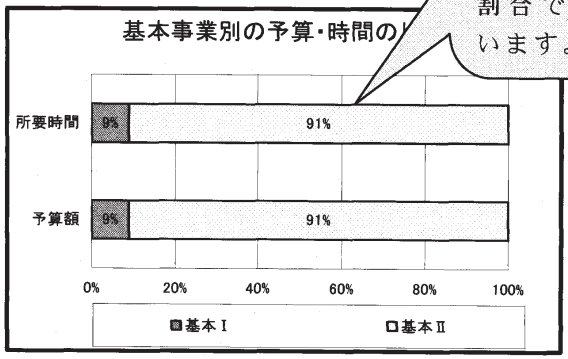
施策の現状

施策名	○○○
主担当	○○部　○○○○分野
施策の目的	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

施策の目的と自ら設けた数値目標の状況です。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	○○○○○○(kl)	目標	―	230,000	278,000
		実績	206,257	―	―
副指標	○○○○○○(累計)	目標	―	13	22
		実績	10	―	―
副指標	○○○○○○(%)	目標	―	100	100
			94.5	―	―
旧指標	○○○○○○(kl)	目標	179,000		
		実績	209,522		

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　○○
2007年版県政報告書　○○



平成18年度に要した予算額、所要時間を、基本事業ごとに割合で表しています。

基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額(千円)	所要時間	事務事業数
Ⅰ ○○○○○	○○部 ○○○室	○○○○○○○○ ○○○○○○○○	80%	12,345	1,234	3
Ⅱ ○○○○○	○○部 ○○○室	○○○○○○○ ○○○○○○○	20%	123,456	12,345	6
合計			100%	135,801	13,579	9

施策を進めるために展開された基本事業の事業概要です。

行政監査（評価）の結果

1　施策の総合判定のほか、評点、主な評価内容、意見を記述しています。

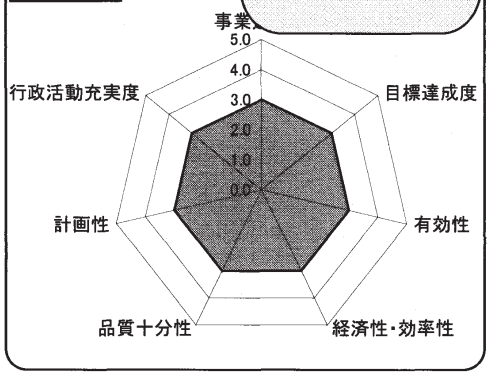
行政監査(評価)の結果

1 総括

○総合判定と評点

総合判定は、優れたものからＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階で表しています。

総合判定
B
21.0



評価項目	施策	基本事業 Ⅰ	基本事業 Ⅱ
1 事業適応性	3	3	3
2 目標達成度	3	3	3
3 有効性	3	3	3
4 経済性・効率性	3.0	3	3
5 品質十分性	3.0	3	3
6 計画性	3.0	3	3
7 行政活動充実度	3.0	3	3
合計	21.0	21	21

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎○○【事業適応性】

●○○○【目標達成度】

○○【品質十分性】

評価項目ごとの主な評価内容を記述しています。
◎はプラス評価したもの、●はマイナス評価したもの、○はその他で、【　　】内は評価項目です。

ス評価　●マイナス評価　○その他　【　】内は評価項目

○意見

1 ○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2　施策の現状及び評価の内容

各評価項目の現状及び評価の内容を記述しています。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価事項		現状等	評価	評点
1 事業適応性	①	○○○

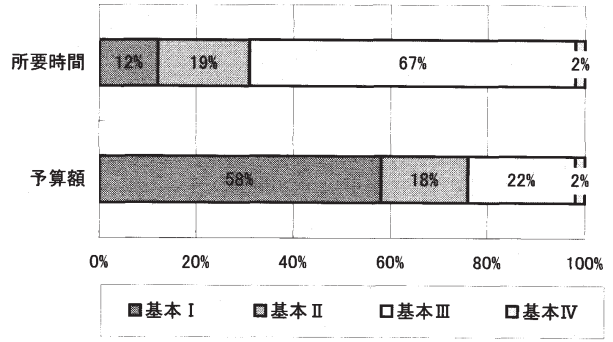
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　222～227 頁
2007年版県政報告書　42～43 頁

施策名	111　人権尊重社会の実現
主担当	生活部　人権・男女共同参画・文化分野
施策の目的	県民一人ひとりが、くらしの中で、人権が尊重されていると感じられる社会になっている。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度（%）	目標	—	28.8	31.8
		実績	27.8	—	—
副指標	人権施策を推進するための基本計画等を策定した市町の割合（%）	目標	—	82.8	100
		実績	79.3	—	—
副指標	一万人アンケートにおける県の取組内容の認知度（%）	目標	—	59.8	62.8
		実績	58.8	—	—
副指標	人権イベント・講座等の参加者数（人）	目標	—	28,000	31,000
		実績	26,919	—	—
旧指標	人権尊重社会に関する意識度（%）	目標	59		
		実績	44.3		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 人権が尊重されるまちづくりの推進	生活部 人権・同和室	○「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定 ○人権尊重の視点によるまちづくりへの支援 ○隣保館機能拡充の支援	30%	595,164	22,792	12
Ⅱ 人権啓発の推進	生活部 人権・同和室	○みえ人権フォーラムの開催 ○人権に係る啓発、研修の実施（企業、県民、行政職員等） ○人権センターの管理運営	25%	183,073	34,540	16
Ⅲ 人権教育の推進	教育委員会 人権・同和教育室	○学校における人権教育 ○教職員に対する人権研修の実施 ○市町における人権教育の支援	25%	220,970	119,765	11
Ⅳ 人権擁護の推進	生活部 人権・同和室	○人権相談の実施 ○人権相談員の研修及び相談機関との連携	20%	16,556	2,950	3
		合計	100%	1,015,763	180,047	42

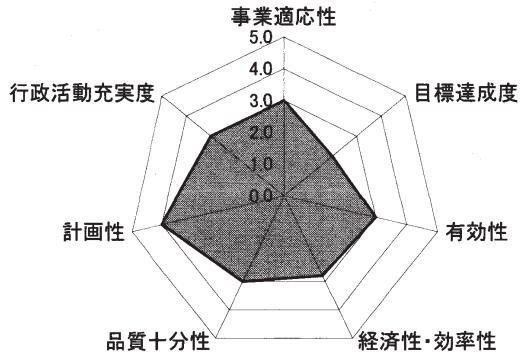
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
C
20.8

人権尊重社会の実現



評価項目	施策	基本事業			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1 事業適応性	3	3	3	3	3
2 目標達成度	2	2	2	3	4
3 有効性	3	3	3	3	3
4 経済性・効率性	2.8	3	3	2	3
5 品質十分性	3.0	3	3	3	3
6 計画性	4.0	4	4	4	4
7 行政活動充実度	3.0	3	3	3	3
合計	20.8	21	21	21	23

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎平成19年3月、新たに策定した「人権が尊重される三重をつくる行動プラン(19～22年度)」について、取組状況等に対する三重県人権施策審議会の意見を踏まえ、次年度の事業に反映させるなど進行管理の仕組みができている。【計画性】

○平成18年度に地域社会や学校で、差別落書やインターネットによる差別事象等が50件余り発生している。【品質十分性】

●平成18年度県民意識基礎調査による施策の数値目標「人権尊重社会に関する意識度」は、目標の59％に対し実績は44.3％で、目標を下回っている。【目標達成度】

●大学等進学資金貸付金等の返還金の平成18年度収入未済額は、前年度と比べて大幅に増加し、調定額に占める割合も高くなっている。【経済性・効率性】

◎プラス評価　●マイナス評価　○その他　【 】内は評価項目

○意見

1　人権啓発・教育等の推進

県民意識基礎調査による「現在は、人権が尊重されている社会であると感じている人の割合」は、平成15年度から年々減少し、また、地域社会や学校において差別落書やインターネットによる差別事象等が18年度50件余り発生しているので、多様な主体と連携しながら、人権啓発・教育をはじめとする総合的な取組を一層推進されたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>現 状 等</th><th>評 価</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>①</td><td>○国では、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、14年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発を推進している。

○県では、「三重県人権施策基本方針（平成11年策定）」を18年3月に改定した。また、同基本方針を多様な主体で推進していくため、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を19年3月に策定した。

○平成18年度に実施した県民意識基礎調査では「現在は、人権が尊重されている社会であると感じている人の割合」は44.3％となっている。
「現在は、人権が尊重されている社会であると感じている人の割合」の推移 （%）
<table><tr><th></th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr><tr><td>目 標</td><td>－</td><td>51.0</td><td>55.0</td><td>59.0</td></tr><tr><td>実 績</td><td>47.1</td><td>46.4</td><td>45.4</td><td>44.3</td></tr></table>
○市町における取組（平成19年3月31日現在）
・人権条例制定：23市町
・人権教育基本方針策定：16市町</td><td>○改定後の基本方針では、社会状況の変化等を踏まえ、新たにインターネットによる人権侵害等の課題を追加し見直しを図っている。
　また、人権が尊重されるまちづくり等の4つの施策分野に体系づけた行動プランを策定し、犯罪被害者等の権利や利益の保護対策、インターネットによる人権侵害の防止事業等、新たな課題に対応した取組を行っている。

○「現在は、人権が尊重されている社会であると感じている人の割合」は年々減少し、また、人権条例や人権教育基本方針等が作成されていない市町があるので、NPO、企業、行政等の多様な主体と連携しながら、人権啓発・教育をはじめとする総合的な取組を一層推進する必要がある。</td><td rowspan="2">3</td></tr>
<tr><td></td><td>②</td><td>○企業も社会を構成する一員として、「人権が尊重される社会」を共に創り上げていく役割を求められている中、人権の視点から捉えた企業の社会的責任（CSR）についての普及に向けた研究・調査に取り組んでいる。
・平成17年度：各国や国内の先進企業での状況調査
・平成18年度：県内企業の社会的責任に関する状況調査
（従業員規模30人以上の企業にアンケート調査）</td><td>○「人権が尊重される社会」の実現のためには、CSRを進めていくことが重要であり、平成19年度には、関係者による検討会議を立ち上げ、同会議を中心として、CSR定着に向けた基準の策定、モデル取組の実施、啓発シンポジウム等の取組を進めている。</td></tr>
</table>

2 目標達成度	①	○施策の旧指標は「人権尊重社会に関する意識度」で、県民意識基礎調査において「現在は、人権が尊重されている社会であると感じている人の割合」としている。	○平成19年度から県民意識基礎調査が行われないので、第二次戦略計画では、主指標を一万人アンケートによる「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度」としており、施策の達成状況を表す指標として妥当である。	**2**
	②	○平成18年度の目標59％に対して、実績は44.3％である。	●施策の目標の達成率が75％であり、目標は達成していない。	
	③	○施策を構成する基本事業の目標指標5項目の目標と実績は次のとおりである。 ・人権施策を推進する計画を策定した市町の割合 目標90％、実績79.3％ ・人権イベント等の参加者数 目標75,000人、実績57,087人 ・県内市町における人権教育基本方針策定率 目標65％、実績55.2％ ・人権相談の中で同和問題の相談が占める割合 目標3.0％、実績1.4％ ・同和問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数 目標180、実績171	○基本事業の指標で目標を達成していない4項目のうち、同和問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数は目標をほぼ達成していると認められるものの、目標を達成していない基本事業については、事業の取組方法等を見直す必要がある。	
3 有効性	①	○施策を構成する4本の基本事業の寄与度は、「人権が尊重されるまちづくりの推進」を30％、「人権啓発の推進」を25％、「人権教育の推進」を25％、「人権擁護の推進」を20％としている。	○基本事業は、人権が尊重されるまちづくりへの支援や人権啓発・教育の推進、人権相談等による人権擁護の推進を図るもので、施策の目的である人権が尊重される社会の実現に向けて有効である。	**3**
	②	○「人権問題に関する三重県民意識調査」の中から、特徴的な設問とその結果を紹介しながら、ポイントとなる問題点を整理して冊子にまとめたり、人権相談や社会現場における差別事象の状況等を把握し、人権啓発や教育等に活用している。	○人権に関する調査・研究や人権相談、差別事象の状況を把握し、人権啓発や教育等に活用するなど、基本事業間で連携する仕組みを取り入れ、施策の目的達成に貢献している。	
	③	○第一次戦略計画では、施策の目的を達成するために必要な基本事業を5本としていたが、第二次戦略計画では基本事業を4本にして体系の見直しを行っている。	○第二次戦略計画の策定にあたり、平成18年3月に改定された「三重県人権施策基本方針」の施策体系と整合を図っている。	

4 経済性・効率性

①

○市町が設置している隣保館（38館）の運営、事業、整備に対し補助をしている。
・活動内容：人権・福祉・職業相談、啓発・広報活動、地域交流活動等

隣保館への補助金の推移　（単位：千円）

	H16	H17	H18
隣保館運営費等補助金（国補）	315,708	319,301	315,989
隣保館事業費補助金（県単）	28,609	26,736	25,792
隣保館整備費補助金（国補）	47,620	83,468	6,487
合　　計	391,937	429,505	348,268

○隣保館では、地域の状況に応じた事業が実施され、地域住民の相互交流が深まりつつあるが、補助金が継続的に投入されていることから、今後一層、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たせるよう、運営や活動を支援していく必要がある。

2.8

③

○大学等進学資金貸付金返還金及び進学奨励金返還金の収入未済額が平成18年度末現在10,139,262円ある。

大学等進学資金貸付金返還金等の収入未済率の推移　（単位：円）

年度	H16	H17	H18
調定額　(A)	12,015,116	19,852,398	24,942,172
収入未済額　(B)	2,526,966	4,710,604	10,139,262
収入未済率　(B)/(A)	21%	24%	41%

*過年度分も含む

●大学等進学資金貸付金等の返還金の平成18年度収入未済額は、前年度と比べて大幅に増加し、調定額に占める割合も高くなっているので、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努める必要がある。

5 品質十分性

①

○人権センターで行っている人権相談件数は、直近5年間をみると、800件から1,000件近い件数で推移している。
　また、NPOと県・市町等の相談員を対象とする講座や交流会を行っている。
・人権相談
　月～金曜日　9:00～17:00（相談員3人）
　専門家の相談　弁護士等　毎週水曜日　13:00～16:00
　　臨床心理士　第4木曜日　9:00～12:00
・講座：平成18年度　1,079人
・交流会：平成18年度　2回

○平成16年度から重点プログラムにより、NPOと県・市町等の相談員の資質向上及びネットワークの形成を進め、県内の人権相談体制の充実を図っている。

○人権センターでは県内で差別事象が発生した場合、市町や関係機関等と連携し、情報の収集、事実の確認、課題の整理を行っている。
　また、当該市町を中心とした具体的な啓発・研修や体制づくりについての助言、県としての啓発推進等の取組を実施している。

差別事象の発生件数、人権相談件数の推移　（単位：件）

項　目		H14	H15	H16	H17	H18
差別事象の発生件数	社会	24	36	14	21	27
	学校	30	31	28	20	26
人権相談件数		851	979	955	956	860

○人権センターを県内の人権施策の啓発等の拠点施設と位置付け、様々な啓発活動を行ってきている。（平成8年設置）
　利用者は、ここ3年 30,000人前後で推移している。

人権センターの利用人数の推移　（単位：人）

	H14	H15	H16	H17	H18
展示室	7,540	6,558	8,400	14,235	14,498
図書室	8,128	6,325	6,382	4,115	4,889
多目的ホール	17,470	15,620	15,478	10,674	10,781
合　計	33,138	28,503	30,260	29,024	30,168

○平成16年度から重点プログラムにより、拠点校を23校（小学校2校、中学校14校、高等学校7校）指定し、研究発表会等の地域と連携した取組を公開した。
　その結果、保護者・地域が学校へ参画する「子ども人権ネットワーク」の設置が広がった。

・「子ども人権ネットワーク」の設置数
　16年度：25件　17年度：48件　18年度：82件

○学校、PTA、地域、関係機関の代表者等で構成される「人権教育推進協議会」を設置している。

○地域社会や学校において、差別落書やインターネットによる差別事象等が平成18年度50件余り発生しているので、人権が尊重されるまちづくりや人権啓発、人権教育等の施策を一層推進する必要がある。

○人権センターの利用者は、平成14年度と比べると3,000人近く減少しているので、展示空間の有効活用に取り組むとともに、ホール等の利用を積極的に広報するなどして、利用者の増加を図る必要がある。

○人権教育の推進には、地域との連携が重要であり、拠点校の取組の成果を活かし、中学校区、県立学校に設置されている「人権教育推進協議会」の活動を充実させ、人権が尊重される学校づくり、地域づくりの取組を進める必要がある。

3.0

6 計画性	①	○「三重県人権施策基本方針（平成11年策定）」を18年3月に改定した。 　また、同基本方針を多様な主体で推進していくため、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を19年3月に策定した。	◎新たに策定した「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成19～22年度）」について、取組状況等に対する三重県人権施策審議会の意見を踏まえ、次年度の事業に反映させるなど進行管理の仕組みができている。	**4.0**
7 行政活動充実度	①	○各部局に人権特命担当監等を設置し、「人権特命監等会議」を開催している。 　また、各地域機関との情報共有を図るため、県民センター人権担当連絡調整会議を開催している。 ・人権特命監等会議開催数　平成18年度：22回 ・県民センター人権担当連絡調整会議開催数　平成18年度：9回	○各部局の人権特命担当監が部局間の連携を図るとともに、総合的・計画的な人権施策の推進に努めている。 　また、県民センターでは、地域人権啓発事業を実施する中で、複数の県民センターの合同開催等の連携した取組を行っている。	**3.0**

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	絆5	県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	258～259頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度 目標	平成18年度 実績
一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現のため、県民による地域活動への支援をとおして、県民意識を醸成します。	ひとにやさしいまちづくり支援事業	ひとにやさしいまちづくりの活動組織数	18組織	18組織
	子ども一人ひとりが尊重される学校づくり事業	「子ども人権ネットワーク」の設置数	69	82
	人権相談体制充実支援事業	講座受講者数	720人	1,079人
	※その他当施策外の事業4事業			

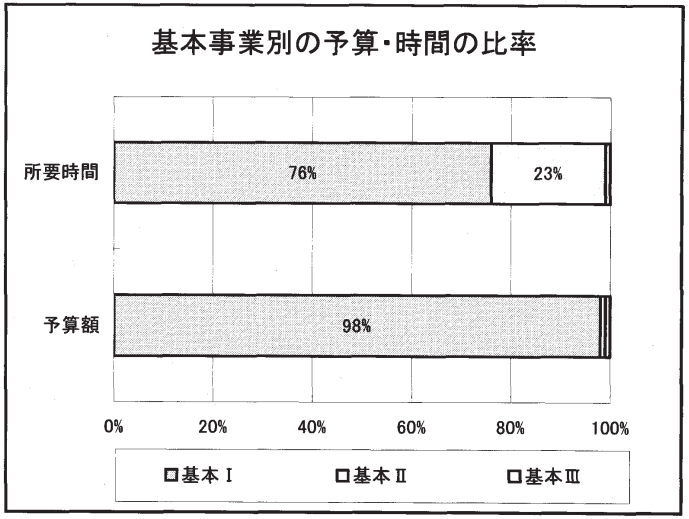
当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○関連する3事業すべてで目標を達成している。 ○これらの関連事業では、人権の視点に立った地域住民主体のまちづくり活動への支援や学校を中心にした地域・保護者等の協働による人権ネットワークの取組、民間を含む各種人権相談員の資質向上を図るため、研修や交流会を実施している。	○すべての事業目標を達成している。この重点プログラムで取り組んできた活動が、引き続き地域において推進され、人材が有効に活用されるよう支援していくことが必要である。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　234～239 頁
2007年版県政報告書　46～47 頁

施策名	121　生涯学習の推進
主担当	教育委員会　生涯学習分野
施策の目的	県民が、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学習し、その成果を生かして活動している。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	生涯学習関連講座への参加者数（人）	目標	―	307,500	318,000
		実績	303,955	―	―
副指標	生涯学習情報提供システムへのアクセス数（件）	目標	―	169,000	172,000
		実績	167,280	―	―
副指標	子ども体験活動クラブへの参加者数（人）	目標	―	24,700	31,500
		実績	19,961	―	―
副指標	家庭教育に関する学びの機会への参加者数（累計）（人）	目標	―	25,000	109,000
		実績	―	―	―
旧指標	週に1時間以上生涯学習に費やす県民の割合（%）	目標	58		
		実績	48.9		



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 生涯学習環境の整備	教育委員会 生涯学習室	○「みえ生涯学習ネットワーク」の拡充・推進 ○図書館、博物館、美術館、生涯学習センターなど生涯学習施設の充実	55%	716,745	95,437	11
Ⅱ 地域と連携した生涯学習の充実	教育委員会 生涯学習室	○学校内外を通じて、子どもたちが自主的な読書活動に親しむことができる環境の整備 ○地域における社会教育推進体制の整備	30%	7,889	29,567	6
Ⅲ 家庭の教育力の充実	教育委員会 生涯学習室	○親が、自信を持って子育てができるための学習活動の支援 ○子育て中の親や家庭を地域でサポートできる人材養成	15%	5,572	1,900	1
		合計	100%	730,206	126,904	18

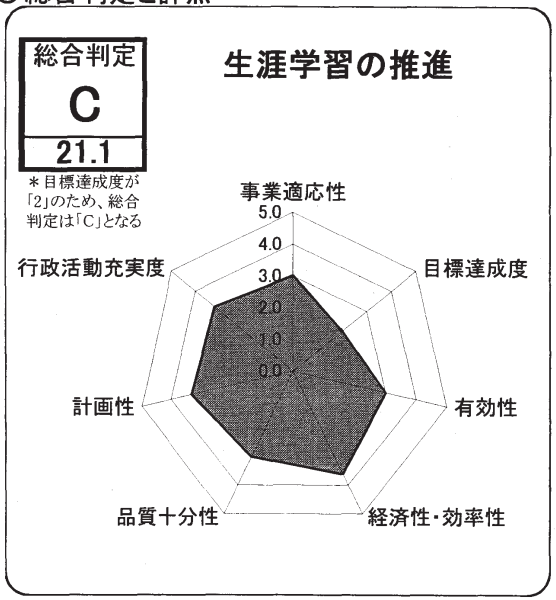
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
C
21.1

＊目標達成度が「2」のため、総合判定は「C」となる



評価項目	施策	基本事業		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
1 事業適応性	3	3	3	3
2 目標達成度	2	4	4	3
3 有効性	3	3	3	3
4 経済性・効率性	3.6	4	3	3
5 品質十分性	3.0	3	3	3
6 計画性	3.3	3	4	3
7 行政活動充実度	3.2	3	3	4
合計	21.1	23	23	22

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎県民に親しまれる博物館づくりのため、「みんなの博物館サポートスタッフ」活動事業により、地域文化を支え、次世代に継承していく人材の育成が進んでいる。【事業適応性】

○市町、高等教育機関等で構成されている「みえ生涯学習ネットワーク」により、生涯学習や講師の情報などを共有している。【事業適応性】

○県立図書館は、年々、来館者の減少が続いている。【品質十分性】

●生涯学習事業における取組の行動指針である「第2次三重県生涯学習振興基本計画」を、いまだ策定していない。【事業適応性】

●平成18年度の施策目標である「週に1時間以上生涯学習に費やす県民の割合」は、目標58％に対して実績は48.9％であり、目標は達成されていない。【目標達成度】

◎プラス評価　●マイナス評価　○その他　【　】内は評価項目

○意見

1　生涯学習事業における県の役割の明確化及び基本計画の策定

県内各地域における生涯学習の取組状況をより具体的に把握した上で、県の役割を明確にし、効果的な生涯学習事業の推進を図られたい。

また、生涯学習事業における取組の行動指針である「第2次三重県生涯学習振興基本計画」を、いまだ策定していないので策定されたい。

2　新しい県立図書館づくりの推進

県立図書館は、年々、来館者や貸出冊数の減少が続いており、平成19年6月に22年度を目標とする取組方針「新しい県立図書館づくり～知識と情報の拠点を目指して～」を策定して、その実現に向け、防災や子育て等身近な情報を提供するなどのサービスを実施しているが、今後、さらに取組方針に沿ったサービスの提供を推進されたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現状等	評価	評点
1 事業適応性	①	○教育における地方分権の推進等を目指し平成19年6月20日に教育再生三法が改正（20.4.1施行）され、文化・スポーツ部門を知事部局が所管できるようになった。 ○平成12年2月に三重県生涯学習審議会から答申を受け、総合的、計画的に生涯学習を推進するため、13年3月に「三重県生涯学習振興基本計画」（計画期間：13年度～17年度）を策定した。本計画は17年度末までであったが、しあわせプラン第二次戦略計画との整合を図るため、18年度末まで延長し19年度から第2次生涯学習振興基本計画をスタートする予定であった。	○平成19年度、生活部において、文化芸術に生涯学習分野等の近接領域を含めた幅広い視点から、三重の文化振興策の基本的な考え方や振興方向を明確にした「三重の文化指針（仮称）」を検討している。この中で、文化振興の拠点としてのあり方を踏まえつつ、博物館の基本的なあり方について検討されている。 ●生涯学習事業についての取組の行動指針である「第2次三重県生涯学習振興基本計画」の策定について、平成18年11月に第3期三重県生涯学習審議会から答申を受けたが、いまだ策定されていないので策定する必要がある。	3
	②	○社会の成熟化に伴い、くらしの中のしあわせ感が大切にされるようになっているなか、県民の多様化・高度化した学習ニーズに的確に対応するため、生涯学習に対する意識の向上と機運の醸成を目指し、市町、NPO、学校、企業等が会員になっている「みえ生涯学習ネットワーク」の取組を活用している。 ・みえ生涯学習ネットワークの参加団体者数 平成17年度：168件（目標：160件） 平成18年度：186件（目標：175件） ・連携講座・共催講座開催回数　47回（目標：15回以上） ・移動講座・出前講座開催回数　24回（目標：13回以上） ・講座に対する満足度　76％（目標：75％以上）	○「みえ生涯学習ネットワーク」により、生涯学習や、講師の情報等を共有しているが、各地域における、より具体的な生涯学習の取組状況を把握した上で、県の役割を明確にし、効果的な事業の推進を図る必要がある。	
	③	○平成18年度から、博物館を支えていこうという県民のニーズに対し、より親しまれる博物館として機能の充実・強化が図られるよう、「みんなの博物館サポートスタッフ」活動事業を進めている。 ・登録者数：74人（18年度）	◎サポートスタッフとして、三重の自然や、歴史・文化に関する調査・研究、展示企画等の博物館活動に参加することにより、知識や技能を深めることはもとより、世代を超えた交流や地域の再発見につながっている。これらの取組は、地域文化を支え、次世代に継承していく人材の育成にもつながる重要な取組である。	

2 目標達成度	①	○施策の旧指標は「週に1時間以上生涯学習に費やす県民の割合」であり、県民意識基礎調査により把握している。	○平成19年度から県民意識基礎調査の終了に伴い、第二次戦略計画の目標指標は、「生涯学習関連講座への参加者数」としており、取組状況を表す指標としておおむね妥当である。	2
	②	○平成18年度の目標数58%に対して、実績は48.9%である。 16年度：51.6%（目標52%） 17年度：46.0%（目標55%） 18年度：48.9%（目標58%）	●施策の目標は達成されていない。	
	③	○施策を構成する基本事業の目標指標は2項目である。 ・生涯学習情報提供システムの年間アクセス数 目標：140,000件、実績：167,280件 ・子ども体験活動クラブへの総参加者数 目標：17,000人、実績：19,961人	○基本事業の目標はすべて達成されている。	
3 有効性	③	○施策を構成する基本事業は3事業あり、寄与度は「生涯学習環境の整備」を55%、「地域と連携した生涯学習の充実」を30%、「家庭の教育力の充実」を15%としている。	○基本事業は、施策の目的を達成するために必要な事業で構成されている。	3
4 経済性・効率性	①	○子どもたちが、家庭や地域でさまざまな体験を通じて、豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むことができるよう、社会教育主事を市町に派遣し「子どもの居場所」として、「子ども体験活動クラブ」の設置に取り組んだ結果、平成18年度末現在、県内15市町に24クラブが設置された。	○平成18年度末で「子ども体験活動クラブ」への参加者数は19,961人となった。ただ、クラブの活動状況が必ずしも正確に把握されていないところがあるので市町と十分連携を図り、成果の検証を行うことが求められる。	3.6
	②	○鈴鹿青少年センターでは、民間のノウハウを活用し、サービスの向上を図り効率的な運営を行なうため、平成18年4月から指定管理者制度を導入した。 ＊平成17年度当初予算を基礎とし、指定期間中（18年度から20年度までの3ヶ年間）の経費変動要素を加味した管理経費総額（推定額）が、267,756千円に対し、指定管理者の指定管理料提案額が209,155千円となっている。 ・指定管理料（209,155千円）の内訳：69,897千円（18年度実績）、69,625千円（19年度）、69,633千円（20年度） なお、美術館、図書館、熊野少年自然の家について指定管理者制度の導入が検討されている。	◎平成18年度の指定管理者制度の導入により、指定期間3ヶ年間で58,601千円のコスト削減が見込まれる。	

<table>
<tr>
<td rowspan="3">5 品質
十分性</td>
<td>①</td>
<td>○県立図書館は年々、来館者、貸出冊数の減少が続いている。このようななか、平成18年度に、学識経験者、NPO関係者等で構成する新しい県立図書館像検討会から「新しい県立図書館像」の検討報告を受けた。

・入館者数の推移（県立図書館調）

<table>
<tr><th></th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr>
<tr><td>蔵書冊数（千冊）</td><td>708</td><td>725</td><td>735</td><td>750</td></tr>
<tr><td>貸出冊数（千冊）</td><td>418</td><td>396</td><td>383</td><td>360</td></tr>
<tr><td>来館者数（人）</td><td>411,314</td><td>402,802</td><td>389,517</td><td>373,169</td></tr>
<tr><td>e-Booking利用件数（件）</td><td>10,057</td><td>10,842</td><td>10,522</td><td>13,038</td></tr>
<tr><td>レファレンス件数（件）</td><td>－</td><td>－</td><td>3,610</td><td>3,885</td></tr>
</table>

○平成19年度県民1万人アンケートでは、重要、どちらかといえば重要の計が82.6%（21位）に対し、満足どちらかといえば満足の計は39.9%（2位）となっている。</td>
<td>○この報告を受け、平成22年度を目標とする取組方針「新しい県立図書館づくり～知識と情報の拠点を目指して～」を19年6月に策定し、その後、その実現に向けて、防災や子育て等身近な情報を提供するなどのサービスを実施しているが、今後、さらに取組方針に沿ったサービスの提供を推進する必要がある。

※レファレンスサービス：学習や調査・研究のために、必要な資料や情報を提供するサービス

○県民満足度は比較的高い。</td>
<td rowspan="2">3.0</td>
</tr>
<tr>
<td>②</td>
<td>○平成18年度に県内5地域で地域や「みんなの博物館サポートスタッフ」と連携して博物館移動展示を実施した。

○三重県図書館情報ネットワークを活用し、県民が県立・市町立図書館等の蔵書約500万冊を共有の財産として、県内どこからでも県立図書館資料の利用ができるよう、e-Bookingを実施している。</td>
<td>○来館者数は26,526人（目標：10,000人）であり県立博物館の収蔵資料の活用が図れた。

○地域間格差の解消を図るため、e-Bookingのサービスを提供しており、平成18年度からは、県内全市町で利用が可能となったことから、一層の情報発信により利用拡大を図ることが求められる。

※e-Booking：オンライン予約配送サービス</td>
</tr>
<tr>
<td>6 計画性</td>
<td>①</td>
<td>○「子どもの読書の推進に関する法律」第9条の規定に沿って、県教育委員会では平成16年3月に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、県内市町では18年度に6市町が子ども読書活動推進計画を策定した。</td>
<td>◎平成18年度末現在8市町が策定済となり全国順位が35位（17年度）から15位に上昇した。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

		○第2次三重県生涯学習振興基本計画を平成19年度に公表するため策定に取り組んでいる。	○平成19年度からスタート予定である「第2次三重県生涯学習振興基本計画」が、いまだ策定されていないので策定する必要がある。	3.3
	③	○三重県教育振興ビジョン第四次推進計画（平成19年度～22年度）において事業の見直しを行った。	○教育行政を取りまく状況の変化から生じる新たな課題への対応策について計画に位置付けるなどの見直しを行った。また、重要で必要性の高い取組を、「三重の教育力向上プログラム」として位置付けた。	
7 行政活動充実度		○アカデミアみえ「学校開放講座」を県内6校においてそれぞれ特色のある講座を開催した。 ・平成18年度　県内6高等学校で開催　受講者136名　修了123名 ・家庭でできる介護実践講座：昴学園高校 ・わくわく食農体験スクール：相可高校　他4校	○県内高校の有する人的・物的資源を有効に活用し特色あるさまざまな講座が実施されている。	3.2
	①	○平成19年度に教育委員会が取り組んでいる「放課後子ども教室推進事業」と健康福祉部が取り組んでいる「放課後児童健全育成事業」を一体として取り組むこととなった。	○放課後の子どもたちの総合的な対策事業「放課後子どもプラン」を進めるため、放課後子どもプラン支援会議を設置し、さまざまな取組を連携して実施している。	
		○平成16年に親が自信を持って子育てができるように、子どもとのコミュニケーション方法等を学習するための「親の学びのプログラム」を作成し、就学前の子どもを持つ親を対象にした交流会等で使用している。 ・「親の学びのプログラム」策定府県：14府県（三重県含） ・いきいき親子フォローアップ講座　5回（参加者：200人） ・いきいき親子サポート講座　21回（902人）	◎就学前の子どもを持つ親を対象にした「親の学びのプログラム」を全国に先駆け、作成し、健康福祉部と連携を図り、地域子育て支援センター、保育所での講座に積極的に活用している。	

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	くらし9　少子化対策のための子育て家庭応援プログラム	主担当部局名	健康福祉部	「県政報告書」の頁	230～232頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名		平成18年度目標	平成18年度実績
	少子化対策の一環として、多機能保育所・放課後児童クラブの設置促進など、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心して子どもを生み育てられると実感できる環境づくりを進めます。	いきいき親子サポートプラン事業	プログラムを活用した学習活動参加者数		25,000人	25,644人
		※その他当施策外の事業7事業				

当施策関連事業		現　状	評　価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○放任や過保護・過干渉になったり、子どもへの接し方や教育の仕方が分からない、または、育児不安の広がりやしつけへの自信が喪失している人が増えているので、親が自信を持って子育てができるように、「親の学びのプログラム」を作成し、活用した。	○就学生前の児童を持つ親を対象にした「親の学びのプログラム」を全国に先駆け、作成し、健康福祉部と連携を図り、地域子育て支援センター、保育所などと協働し、学習プログラムの活用や講座の実施などに積極的に活用した。

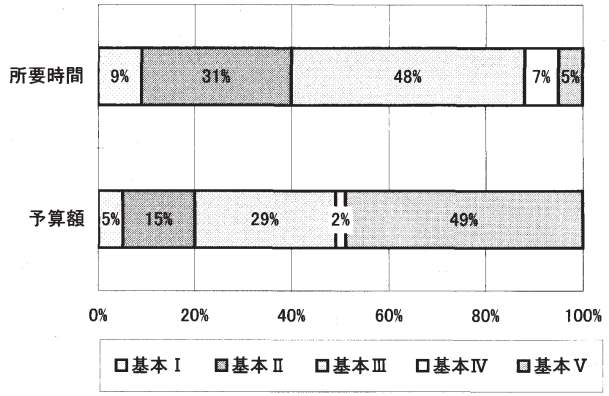
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　254～261 頁
2007年版県政報告書　52～53 頁

施策名	131　文化にふれ親しむことができる環境づくり
主担当	生活部　人権・男女共同参画・文化分野
施策の目的	県民が、多様な文化芸術にふれ親しみ、地域の歴史や文化を大切にしている。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	音楽、美術などのさまざまな芸術や文化と直接ふれ親しめる機会が多いことに対する満足度（%）	目標	―	18.2	19.0
		実績	17.9	―	―
副指標	三重県総合文化センター利用者数（人）	目標	―	650,000以上	650,000以上
		実績	666,002	―	―
副指標	「活かそう地域文化提案事業」参加者数（人）	目標	―	12,430	15,000
		実績	9,516	―	―
副指標	文化芸術情報アクセス件数（件／月）	目標	―	17,300	18,800
		実績	16,749	―	―
旧指標	文化活動を活発に行っている人の割合（%）	目標	21		
		実績	6.9		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 文化芸術の裾野の拡大と頂点の伸長	生活部 文化振興室	○「三重の文化芸術振興方策」の策定 ○みえ県民文化祭の開催	30%	79,838	10,711	7
Ⅱ 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用	教育委員会 文化財保護室	○「活かそう地域文化提案事業」の実施 ○「三重県史」の編さん刊行	20%	231,019	39,979	10
Ⅲ 埋蔵文化財の保存・継承・活用	教育委員会 文化財保護室	○埋蔵文化財センターの管理運営 ○斎宮歴史博物館の管理運営・展示・普及事業	20%	452,215	62,849	7
Ⅳ 文化芸術を通じた他地域、他分野との連携・交流と発信	生活部 文化振興室	○全国俳句募集事業 ○歴史的・文化的資産の保全・活用を図るための人材育成	15%	27,741	9,500	5
Ⅴ 文化芸術活動支援のための体制整備	生活部 文化振興室	○総合文化センターの管理運営（総務部・文化会館） ○文化会館事業	15%	756,675	6,800	6
		合計	100%	1,547,488	129,839	35

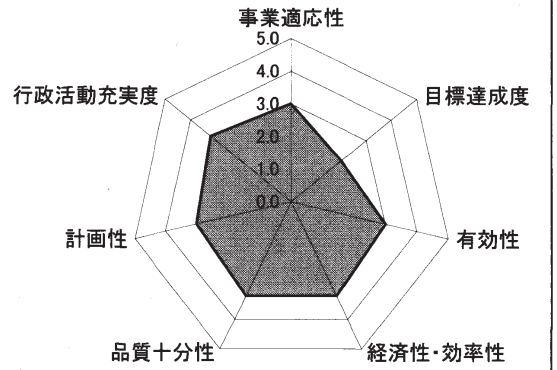
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定 **C** **20.6**

文化にふれ親しむことができる環境づくり



評価項目	施策	基本事業				
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
1 事業適応性	3	3	3	3	3	3
2 目標達成度	2	3	3	4	3	4
3 有効性	3	3	3	3	3	3
4 経済性・効率性	3.2	3	3	3	3	4
5 品質十分性	3.2	3	3	3	3	4
6 計画性	3.0	3	3	3	3	3
7 行政活動充実度	3.2	3	3	4	3	3
合計	20.6	21	21	23	21	24

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎総合文化センターについて、本県で最初に指定管理者制度を導入し、平成19年度の指定管理料は783,650千円で前年度に比べ52,925千円減額となり、経費削減につながっている。【経済性・効率性】

◎総合文化センターは、指定管理者制度の導入後、利用時間の延長や利用料金の納入方法の多様化等の改善を進め、利用者の利便性の向上を図っている。【品質十分性】

○総合文化センターは、市町の文化施設との連携による巡回公演等を実施している。【事業適応性】

○三重県史の編さんは、平成18年度末現在、全30巻のうち資料編・別編18巻の編さんが終了した状況で、完成予定年度は、資料編23年度、通史編26年度、別編27年度となっている。【品質十分性】

●平成18年度県民意識基礎調査による施策の数値目標「文化活動を活発に行っている人の割合」は、目標21％に対し実績は6.9％で、目標を下回っている。【目標達成度】

◎プラス評価　●マイナス評価　○その他　【　】内は評価項目

○意見

1　文化芸術の振興における市町や民間、文化団体との連携

文化芸術の振興に当たって、平成18年度に策定した「三重の文化芸術振興方策」に掲げる県の役割を踏まえて取り組むとともに、連携事業について、地域で質の高い文化芸術にふれる機会を提供するため、市町や民間、文化団体との連携により一層事業を推進されたい。

2　三重県史編さんの推進

三重県史の編さんは完成まで長期にわたるので、編さん作業が円滑に進むように努め、計画的に取り組まれたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現 状 等	評 価	評点
1 事業適応性	①	○「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へという言葉に象徴されるように、人びとの価値観は、一人ひとりの生き方、癒しや心の充実感、歴史・伝統、自然、文化芸術を重視する方向に変化してきている。 　こうした社会変化やニーズの変化に対応するには、長期的な視点から、従来より幅広い文化振興策を展開していくことが求められている。 ○県では、平成18年度に、文化芸術分野を対象とした施策を推進していくため、「三重の文化芸術振興方策」を策定した。	○平成19年度には、文化芸術分野に生涯学習分野等の近接領域を含めた幅広い視点から、新たな文化振興策の策定を進めるなど、環境の変化に応じて、長期的な視点で新たな取組を行うことは評価できるが、策定に当たっては、教育委員会をはじめとする関係部と連携しながら、県民等の意見も踏まえた検討が必要である。	3
	②	○新しい時代の公の考え方に沿った役割分担・連携・協働の下、次のとおり事業を実施している。 （総合文化センター事業） ・市町の文化施設と連携した巡回公演(2館) ・県立美術館、老人福祉施設でのコンサート （その他） ・「みえ県民文化祭」の開催（参加人数99,288人） ・文化ボランティアの地域への派遣（実績60回、延べ598人） ・まちかど博物館推進事業（396館）	○総合文化センターは、市町の文化施設との連携による巡回公演等を実施しているが、地域で質の高い文化芸術にふれる機会を提供するため、市町や民間、文化団体との連携により一層事業を推進していく必要がある。	
	③	○平成18年度から地域の貴重な文化財について、地域住民等から文化財の整備・修理と一体となった活用方策の提案を受け、その自主的な活動に対し補助している。 ・活かそう地域文化提案事業：18年度補助金 20件 55,010千円 ・古代体験イベントとして縄文土器の製作体験や勾玉作りの実施等	○地域の埋もれた地域資源を発掘、活用し、地域の魅力や価値を高めるよう努めている。	

<table>
<tr><td rowspan="3">2 目標達成度</td><td>①</td><td>○施策の旧指標は「文化活動を活発に行っている人の割合」で、県民意識基礎調査において「最近1年間において、文化鑑賞や文化活動のために年10回以上出かけた人の割合」としている。</td><td>○平成19年度から県民意識基礎調査が行われないので、第二次戦略計画では、主指標を一万人アンケートによる「音楽、美術などのさまざまな芸術や文化と直接ふれ親しめる機会が多いことに対する満足度」としており、施策の達成状況を表す指標として妥当である。</td><td rowspan="3">2</td></tr>
<tr><td>②</td><td>○平成18年度の目標21％に対して、実績は6.9％である。
施策の旧指標における実績値の推移（単位：％）
<table><tr><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td></tr><tr><td>7.7</td><td>7.9</td><td>6.9</td></tr></table>（県民意識基礎調査より）</td><td>●実績は、目標を大きく下回っている。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>○施策を構成する基本事業の目標指標4項目の目標と実績は次のとおりである。
・県が支援を行った文化事業への参加者数
目標880,000人、実績875,785人
・県総合文化センターと県内文化施設の連携等による活動・事業数
目標20事業、実績24事業
・調査研究成果の活用者数
目標175,000人、実績184,892人
・国・県の指定文化財件数
目標863件、実績873件</td><td>○基本事業の目標達成率は、「県が支援を行った文化事業への参加者数」が、99.5％で目標をほぼ達成している。それ以外の3項目はすべて目標を達成している。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3 有効性</td><td>①</td><td>○施策を構成する5本の基本事業の寄与度は、「文化芸術の裾野の拡大と頂点の伸長」を30％、「歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用」を20％、「埋蔵文化財の保存・継承・活用」を20％、「文化芸術を通じた他地域、他分野との連携・交流と発信」を15％、「文化芸術活動支援のための体制整備」を15％としている。</td><td>○基本事業は、文化芸術の裾野を広げ高め、歴史的資産等を守り伝えること、文化芸術を通じて他地域、他分野とつながること等に対する支援体制の整備を図るもので、施策の目的である「県民が多様な文化芸術にふれ親しみ地域の歴史や文化を大切にしている」ことに有効である。</td><td rowspan="3">3</td></tr>
<tr><td>②</td><td>○「三重の文化芸術振興方策」にあっては、県民との協働による文化芸術振興の基本方向として以下の4点を位置付けている。
1 広げ、高める　2 守り、伝える　3 つながる　4 支える。</td><td>○「三重の文化芸術振興方策」の考え方を基に、基本事業Ⅰ・Ⅱの「文化芸術の裾野を広げ高める。歴史的資産等を守り伝える。」を目的として位置付け、その目的達成の手段として基本事業Ⅲ・Ⅳの「文化芸術を通じて他地域、他分野とつながること。文化芸術活動支援のための体制整備。」を位置付けて、相互に連携する仕組みとなっている。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>○第一次戦略計画では、施策の目的を達成するために必要な基本事業を4本としていたが、第二次戦略計画では基本事業を5本にして体系の見直しを行っている。</td><td>○第二次戦略計画の策定に当たり、平成19年3月に策定した「三重の文化芸術振興方策」の県の取組方向と整合を図っている。</td></tr>
</table>

4 経済性・効率性

②

○総合文化センターについて、平成16年10月、指定管理者制度を導入し、文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センターを一体的に管理している。
　センターでは、19年度から、従来2区分であった清掃業務委託を一括して発注するなど、委託方法の見直しを行っている。

総合文化センター指定管理料等の推移　（単位：千円）

H15	H16	H17	H18	H19
847,670	832,352	831,704	836,575	783,650

・指定の期間：第1期 16年10月～19年3月、第2期 19年4月～22年3月

・熊野古道関係別枠予算（H17：1,500千円、H18：6,000千円）のため増額

・貸館収入：17年度 140,795千円、18年度 151,251千円

◎総合文化センターについて、本県で最初に指定管理者制度を導入し、サービスの改善による貸館収入の増や平成19年度からの委託方法の見直しにより、19年度の指定管理料は、前年度に比べ52,925千円の減額となり、経費削減につながっている。

3.2

5 品質十分性

①

○総合文化センターは、指定管理者制度により管理者の裁量権が拡大したメリットを活かして次のとおりサービスを改善した。
・利用時間の延長
　9時～22時 → 6時～3時（準備等含む）
・利用料金の納入方法の多様化
　指定銀行 → コンビニ・郵便局・銀行振込、貸館窓口の現金徴収
・施設利用料の弾力化（閑散期の料金割引等）
・年間施設利用率は次のとおり
　平成16年度 67.7%　平成17年度 70.9%　平成18年度 73.7%
・年間利用人数は次のとおり

総合文化センターの利用人数の推移　（単位：人）

H14	H15	H16	H17	H18
594,908	662,159	610,429	641,127	666,002

◎指定管理者制度の導入後、利用時間の延長や利用料金の納入方法の多様化等の改善を進め、利用者の利便性の向上を図っており、年間施設利用率は、平成16年度から3年続けて過去最高値を更新し、利用者人数も16年度以降増加している。

		○昭和59年度より三重県史の編さんに着手し、平成18年度末現在、全30巻36冊のうち資料編・別編合わせて18巻22冊の編さんが終了しており、完成予定年度は、資料編23年度、通史編26年度、別編27年度となっている。 県史の編さん状況 全体数：19巻23冊／15巻18冊／23 通史編：6巻6冊／0／26 別編：5巻7冊／3巻4冊／27 計：30巻36冊／18巻22冊／27	○三重県史の編さんは完成まで長期にわたるので、編さん作業が円滑に進むように努め、計画的に取り組む必要がある。	3.2
	③	○総合文化センターは、危機管理の取組として、危機管理マニュアルの策定・更新を行うとともに、消防訓練、AED取扱講習等の危機管理実働訓練を実施している。	○事前に伝えずに、夜間の消火訓練を行い課題を検証するなど、危機管理意識の向上に努めている。	
6 計画性	①	○県では、平成18年度に、文化芸術分野を対象とした施策を推進していくため、「三重の文化芸術振興方策」を策定した（計画期間：19～22年度）。	○県民しあわせプラン第二次戦略計画の計画期間（平成19～22年度）に合わせて、18年度に「三重の文化芸術振興方策」を策定し、本方策の中間時点（20年度）、最終時点（22年度）において、有識者・文化芸術活動関係者・県民等の意見を聴取し、その後の事業展開に反映することとしている。	3.0
7 行政活動充実度	①	○斎宮歴史博物館では、平成18年度、総合文化センター（生涯学習センター、文化会館）と同じテーマで事業を実施した。 ・テーマ：「能『絵馬』と斎宮」 ・事業と参加者数について 「能『絵馬』と斎宮」の展示：2,442／斎宮 特別展「斎王のおひざもと」：6,137／斎宮 能「絵馬」散策ツアー：62／斎宮、生涯 能「絵馬」レクチャー講座：252／斎宮、生涯 伝統芸能サミット能「絵馬」公演：841／文化	◎斎宮歴史博物館では、事業の実施に当たって、事業効果を上げるため、テーマ設定やPRについて、総合文化センターと協働して取り組んでいる。	3.2

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	絆2　歴史的・文化的遺産等を活かした三重の魅力づくりプログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	252～253頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度目標	平成18年度実績
地域の歴史的・文化的遺産等を、地域住民が積極的に保全・活用するなど、三重の魅力につなげるための環境をつくります。	歴史的・文化的遺産を活かした風情あるまちづくり推進事業	歴史的・文化的資産保全活用推進員養成数（累計）	280人	279人
	歴史的・文化的遺産を活かした県事業等の推進環境づくり事業	歴史的・文化的遺産の保全・活用講座受講者数（累計）	200人	200人
	歴史資料の保存活用環境づくり事業	県の資料の閲覧可能資料率	60%	60%

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○関連する3事業のうち、2事業で目標を達成し、歴史的・文化的遺産を活かした風情あるまちづくり推進事業についても、ほぼ目標を達成している。 ○これらの関連事業では、歴史的・文化的遺産を活かした地域づくり、環境づくりを進めるため、人材の養成や地域の活動者との交流の機会づくり、歴史資料の閲覧に向けた整備などを実施している。	○今後、歴史的・文化的資産により地域づくりを進めていくために、養成された人材等を活用していく必要がある。

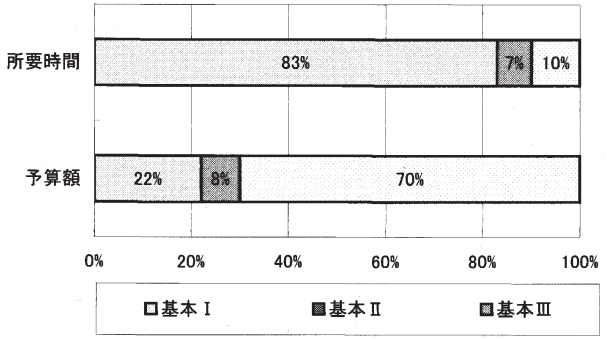
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　262～266 頁
2007年版県政報告書　54～ 55 頁

施策名	132　スポーツの振興
主担当	教育委員会　生涯学習分野
施策の目的	県民が、それぞれの好み、年齢や体力等に応じて、スポーツに親しんでいる。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	公立スポーツ施設の利用者数（人）	目標	－	6,740,000	6,970,000
		実績	6,612,131	－	－
副指標	総合型地域スポーツクラブの会員数（人）	目標	－	22,500	26,700
		実績	21,171	－	－
副指標	全国大会における入賞数（件）	目標	－	76	85
		実績	76	－	－
旧指標	週1回以上スポーツをする県民の割合（%）	目標	41		
		実績	30.5		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 地域スポーツの推進	教育委員会 スポーツ振興室	○市町の「総合型地域スポーツクラブ」設立への支援 ○「みえスポーツフェスティバル」の開催	30%	588,484	36,000	8
Ⅱ 競技スポーツの充実	教育委員会 スポーツ振興室	○ジュニア期からシニア期の競技の一貫指導 ○国体、スポ・レク祭等への選手の派遣	40%	200,759	3,080	3
Ⅲ スポーツ施設の整備・運営	教育委員会 スポーツ振興室	○県営施設の維持・管理 （鈴鹿ｽﾎﾟｰﾂｶﾞｰﾃﾞﾝ、総合競技場、松阪野球場、ﾗｲﾌﾙ射撃場）	30%	1,802,138	4,390	5
		合計	100%	2,591,381	43,470	16

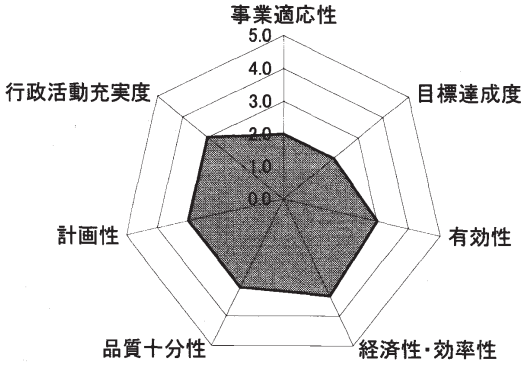
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
C
19.3

スポーツの振興



評価項目	施策
1 事業適応性	2
2 目標達成度	2
3 有効性	3
4 経済性・効率性	3.3
5 品質十分性	3.0
6 計画性	3.0
7 行政活動充実度	3.0
合計	19.3

基本事業		
Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
2	3	3
3	3	3
3	3	3
3	3	4
3	3	3
3	3	3
3	3	3
20	21	22

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎鈴鹿スポーツガーデンの平成18年度の指定管理料は、前年度の管理委託料と比べると約37,000千円（10.6％）減となり、コスト削減を図っている。【経済性・効率性】

◎鈴鹿スポーツガーデンでは平成17年度から、一定時期の通常休業日の営業や利用時間の延長を行ったり、スポーツ教室を増加したりして、サービスの向上に努めている。【品質十分性】

●「総合型地域スポーツクラブ」に係る事業の実施に当たって、関わりが大きい市町・民間のスポーツ活動やスポーツ施設の実態把握が十分とは言えない。【事業適応性】

●施策目標「週1回以上スポーツをする県民の割合」の平成18年度実績は目標を下回っている。【目標達成度】

●鈴鹿スポーツガーデンの水泳場について、平成17年9月に実施した調査で、吊り天井を「吊り天井ではない」旨の誤った報告をし、不適切な対応となっている。【品質十分性】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　市町のスポーツ活動等の実態把握と県の役割の明確化

スポーツの振興について、「総合型地域スポーツクラブ」設立への支援等に取り組んでいるが、市町・民間のスポーツ活動やスポーツ施設の実態を把握した上で、県の役割を明確にして、事業の効果的な推進に努められたい。

2　スポーツ施設の安全対策の推進

鈴鹿スポーツガーデンをはじめとする県営スポーツ施設（4施設）について、施設管理者のほか県関係部署とも連携して、利用者の一層の安全対策に傾注されたい。

2　施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>現　状　等</th><th>評　　価</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業
適応性

①</td><td>○国の「スポーツ振興基本計画」（平成12年度策定、18年度改定）では、今後のスポーツ行政の課題として、次のものを掲げている。
・スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策
・地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
・我が国の国際競争力の総合的な向上方策

○県では、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」（以下「クラブ」）の設立を支援するため、次の事業を行っている。また、一部市町でも助成しているところがある。
・クラブ未設立等の市町に社会教育主事派遣(H18：7市町各1名)
・クラブのマネージャーや指導者を養成する講習会の実施
さらに、県体育協会が行う公認スポーツ指導員の養成等の事業に助成している。

総合型地域スポーツクラブの推移
<table><tr><th></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr><tr><td>市町</td><td>4</td><td>14</td><td>20</td><td>16</td><td>18</td></tr><tr><td>クラブ数（カ所）</td><td>6</td><td>17</td><td>27</td><td>38</td><td>45</td></tr><tr><td>会員数（人）</td><td>3,950</td><td>17,253</td><td>13,803</td><td>16,990</td><td>21,171</td></tr></table>
○地方自治法の改正（平成15年6月公布、同年9月施行）により指定管理者制度が導入され、当基本事業関連の県営スポーツ4施設についても、18年度から導入している。

県営スポーツ施設の収入内訳（18年度）　（単位：千円）
<table><tr><th>区分＼施設</th><th>鈴鹿ｽﾎﾟｰﾂｶﾞｰﾃﾞﾝ</th><th>総合競技場</th><th>松阪野球場</th><th>ﾗｲﾌﾙ射撃場</th></tr><tr><td>指定管理料</td><td>311,091</td><td>56,816</td><td>0</td><td>500</td></tr><tr><td>利用料収入</td><td>73,413</td><td>18,871</td><td>1,782</td><td>613</td></tr><tr><td>そ　の　他</td><td>10,791</td><td>4,875</td><td>8,538</td><td>56</td></tr><tr><td>計</td><td>395,295</td><td>80,562</td><td>10,320</td><td>1,169</td></tr></table>※「その他」は、スポーツ教室収益や指定管理者負担等によるもの</td><td>（参考）
・総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営し、多種目、多世代、競技レベルの多様性などの特徴をもつスポーツクラブ。

●クラブは会費制による自主運営とされており、行政と地域がそれぞれの役割を担う仕組みとなっている。
しかし、事業の実施に当たって、関わりが大きい市町・民間のスポーツ活動やスポーツ施設の実態把握が十分とは言えないので、それを把握した上で、県の役割を明確にして、事業の効果的な推進に努める必要がある。

（参考）
・国の振興計画では、平成22年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成し、「将来的には、中学校区の地域に密着」としている。

○松阪野球場について、従前から事業費の多くを松阪市の繰入金に負っており、指定管理者制度となった平成18年度も、事業費の83％が市の繰入金となっていることから、今後の施設の維持・運営のあり方を検討しておく必要がある。

○ライフル射撃場について、利用者は限定的で少なく、ここ数年の利用者数は増減があるものの、18年度は14年度と比べると21.5％減となっており（「品質十分性」の項参照）、今後の施設の維持・運営のあり方を検討しておく必要がある。</td><td>2</td></tr>
</table>

	②	○平成10年度まで開催していた県民体育大会と県スポーツ・レクリエーション祭を見直し、11年度から「みえスポーツフェスティバル」を開催している。実施に当たっては、(社)三重県レクリエーション協会に委託し、各種目団体に助成している。 「みえスポーツフェスティバル」の開催状況 H14 / H15 / H16 / H17 / H18 種目数：68 / 69 / 65 / 68 / 68 参加者数：24,167 / 22,399 / 22,458 / 23,162 / 23,118 ※参加者数は予選を含む。 「みえスポーツフェスティバル2006」の参加年齢層 年齢：～19 / ～39 / ～59 / 60～ 割合(%)：11.5 / 25.4 / 38.5 / 24.6 ※参加者アンケート結果より（有効回答数：716）	○フェスティバルは、実行委員会形式により、県や市町、各種団体が連携して実施している。 しかし、フェスティバルの参加者はここ数年微増であり、また開催期間が9月・10月を中心とするものの、7月9日～11月12日と約4カ月にもわたることなどから、各種目が一体感を持ったフェスティバルとして、幅広い層のより多くの県民の参加が得られるよう取り組む必要がある。	
2 目標達成度	①	○施策の旧指標は「週1回以上スポーツをする県民の割合」で、県民意識基礎調査による数値である。	○平成19年度から県民意識基礎調査が行われないので、第二次戦略計画では、主指標を「公立スポーツ施設の利用者数」としており、「スポーツに親しんでいる」(目的)状況を示す指標として妥当である。	2
	②	○平成18年度、目標41.0%に対して実績は30.5%である。 1週間に1回以上スポーツをする割合【年齢別】（単位：%） 年齢：20～ / 30～ / 40～ / 50～ / 60～ / 70～ / 80～ 割合：32.3 / 23.9 / 28.2 / 28.9 / 35.1 / 34.9 / 35.8 ※平成18年度「三重県民意識基礎調査」報告書より	●実績は目標を下回っている。 年齢別に見ると、特に30歳代から50歳代が低くなっている。 (参考) ・国の基本計画では、「地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」の中で、「できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50パーセントとなることを目指す」としている。	
	③	○当施策の基本事業は第一次戦略計画では2本で、その目標指標2項目のうち1項目で目標を達成している。 ・総合型地域スポーツクラブの会員数：目標21,500人　実績21,171人 ・県営スポーツ施設利用者数：目標526,900人　実績540,185人	○「総合型地域スポーツクラブの会員数」についても、目標をほぼ達成している。(達成率98.5%)	

3 有効性

①

○目標数値は毎年度増加するように設定しているが、実績は平成15年度から30%前後で横ばいの状況である。

「週1回以上スポーツをする県民の割合」（%）

	H15	H16	H17	H18
目標	－	34.0	37.0	41.0
実績	30.8	30.8	29.3	30.5

※県民意識基礎調査より

○目標指標である「週1回以上スポーツをする県民の割合」は平成15年度から横ばいを示しており、施策の推進に当たっては取組の手法を一考する必要がある。

（参考）全国の「週1回以上運動・スポーツを行う者の割合」の推移

	H6	H9	H12	H15	H18
割合（%）	29.9	34.7	37.2	38.5	44.4

※内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく推計

③

○施策を構成する3本の基本事業の寄与度は、「地域スポーツの推進」を30%、「競技スポーツの充実」を40%、「スポーツ施設の整備・運営」を30%としている。

○各基本事業により、スポーツへの関心を高め（基本13202）、スポーツ施設を利用し（基本13203）、好み等に応じてスポーツに取り組む（基本13201）ことを目的として、本施策に位置付けている。

3

4 経済性・効率性

①

○クラブは、地域住民の自主運営、受益者負担が原則となっている。
県では、スポーツ担当の社会教育主事を、クラブ未設立の市町を中心に基本的に2年間派遣している。（派遣スポーツ主事派遣事業 60,392千円）

○設置されたクラブについて、会員数や指導者数、会費等は調査しているが、活動状況の把握は十分とは言えないので、活動状況を検証していく必要がある。

②

○最近5年の各施設の管理委託料等と利用料収入は次のとおり。
鈴鹿スポーツガーデンと総合競技場は平成14年度から利用料金制度を導入し、受託者が利用料金収入を自らの収入としてきた。松阪野球場は、利用料収入相当額を管理委託料として支払ってきた。松阪野球場とライフル射撃場は、指定管理者制度に合わせて利用料金制度を導入した。

県営スポーツ施設の管理委託料と利用料収入　（単位：千円）

施設＼年度		H14	H15	H16	H17	H18
鈴鹿スポーツガーデン	管	396,526	391,951	398,131	348,109	311,091
	利	66,138	67,312	70,689	66,531	73,413
総合競技場	管	63,716	65,253	68,574	60,502	56,816
	利	10,165	12,177	14,289	18,873	18,871
松阪野球場	管	1,448	1,560	1,335	1,618	0
	利	1,448	1,560	1,335	1,618	1,782
ライフル射撃場	管	1,080	1,152	1,080	1,080	500
	利	326	542	515	748	613

※「管」は管理委託料（18年度は指定管理料）、「利」は利用料収入

◎平成18年度の指定管理料を前年度の管理委託料と比べると、鈴鹿スポーツガーデンが約37,000千円（10.6%）、総合競技場が約3,700千円（6.1%）の減となっている。一方、鈴鹿スポーツガーデンの利用料収入は6,882千円（10.3%）増えており、コスト削減を図っている。

3.3

5 品質十分性

①

○クラブについて、目標指標としている会員数やクラブ数は目標を達成またはおおむね達成している。

総合型地域スポーツクラブ
人口当たり会員数の上位・下位2市町

順位	市町	クラブ数	会員数	／人口千人
1	明和町	1	1,726	76.2
2	紀宝町	2	408	65.0
…	・・・	—	—	—
16	四日市市	4	604	7.9
17	松阪市	2	147	1.7
	計・平均	42	504	11.3

平成18年10月1日現在。18年度設立クラブ分は除く。

○ここ数年の東海4県の国体総合成績（天皇杯）順位は下記のとおり。
国体40競技のうち29競技で、本大会への出場権をかけて東海（4県）ブロック大会が行われている。

東海4県の国民体育大会総合成績（天皇杯）順位

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
三重県	29	44	43	45	41	44	36	35
愛知県	5	9	6	3	4	4	4	3
岐阜県	23	23	27	28	20	18	22	18
静岡県	15	12	10	9	1	13	19	21
（開催県）	熊本	富山	宮城	高知	静岡	埼玉	岡山	兵庫

○各施設の最近5年の利用人数は次のとおり。

県営スポーツ施設利用人数の推移　（単位：人、%）

施設＼年度	H14	H15	H16	H17	H18	／H14
鈴鹿ｽﾎﾟｰﾂｶﾞｰﾃﾞﾝ	269,425	265,353	268,867	289,320	287,606	+6.7
総合競技場	189,671	199,185	207,788	219,584	224,582	+18.4
松阪野球場	35,204	27,609	22,885	22,973	27,256	-22.6
ライフル射撃場	944	997	790	829	741	-21.5

※H18右欄は、14年度比の増減率

（鈴鹿スポーツガーデン）
・敷地面積：374,118㎡
・施設：ｻｯｶｰﾗｸﾞﾋﾞｰ場（5面）【H4～】
　水泳場（50m・25m・飛込）、庭球場（21面）【H9～】
　体育館【H19～】、多目的広場

○クラブを平成22年度に各市町で少なくとも一つは設置することとしているが、18年度末現在、11市町で設置されていないので、設置に向けて市町を引き続き支援するしていく必要がある。
　また、クラブが設置されている市町についても、管内人口に対する会員数が少ないところがあるので、クラブの周知等により、活動を一層促進する必要がある。

○国体の総合成績は、平成12～16年度は40位台が続いたが、17・18年度と連続で30位台を達成しており、向上が見られる。

◎鈴鹿スポーツガーデンでは、平成17年度から、夏休み期間は通常休業日の月曜日の営業（水泳場・庭球場・体育館）や、7月～10月の平日利用時間の1時間延長（9時～22時；庭球場）を行ったり、スポーツ教室を増加したりして、サービスの向上に努めている。

○県の中核的スポーツ施設といえる鈴鹿スポーツガーデンは、平成18年度の利用者が前年度からは若干減少しているので、より多くの県民の利用を促進するため、県と指定管理者が連携して施設のPRに一層努める必要がある。

3.0

		○県の一万人アンケートの項目「スポーツ・レクリエーション」（楽しむための機会や施設が充実していること）の重要度・満足度の状況は次表のとおり。 一万人アンケート結果「スポーツ・レクリエーション」 （単位：%）；（ ）内は順位 H15 / H17 / H19 重要度 63.8 (31) / 73.2 (29) / 71.7 (34) 満足度 21.3 (4) / 27.8 (13) / 24.1 (13) 項目数 47 / 44 / 44 ※重要度＝「重要」＋「どちらかといえば重要」 満足度＝「満足」＋「どちらかといえば満足」	○「スポーツ・レクリエーション」の重要度はそれほど高くないが、満足度は比較的高くなっている。	
	③	○鈴鹿スポーツガーデンでは、平成19年4月15日の県中部地震で水泳場のアルミルーバーの一部が落下した。 また、上記事故を受けて実施した所管施設調査で、県営総合競技場体育館も補強が必要な吊り天井であることや、体育館客席の天井及び壁面にアスベスト関連材が使われていることが分かっている。	●鈴鹿スポーツガーデンの水泳場について、平成17年の宮城県沖地震によるスポーツ施設の天井崩落事故を受け同年9月に実施した調査で、吊り天井を「吊り天井ではない」旨の誤った報告をし、不適切な対応となっているので、利用者の安全対策に一層傾注する必要がある。	
6 計画性	①	○スポーツ振興法では、県等の教育委員会は、国の基本的計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツ振興に関する計画を定めるものとされている。 ○「県民しあわせプラン第二次戦略計画」でのスポーツに関する施策を具体化するための実施計画として19年7月、「第6次三重県スポーツ振興計画」（19～22年度）を策定した。 ○振興計画の策定に当たっては、スポーツ振興法、県スポーツ振興審議会条例に基づくスポーツ振興審議会等により議論された。審議会は18年度、3回開催されている。	○第6次推進計画では、身近なスポーツ環境の充実などの課題に対応し、「総合型地域スポーツクラブの育成」など4本の重点施策を掲げて推進していくこととしている。 また、具体的方策として、女性や高齢者、障がい者のスポーツへの取組を位置付けている。 ○スポーツ振興計画の策定に当たっては、平成18年12月15日から約1カ月、県民からの意見や提案を募集し、延べ80件の意見等を得て、一部については振興計画に反映させている。	3.0
	②	○県営施設の主な整備・改修状況は次のとおり。 ・鈴鹿スポーツガーデン体育館の建設（H18） ・サッカー・ラグビー場メインスタンドの改修(H18) ・総合競技場の公認更新のための施設整備（H19）	○県営スポーツ施設の小規模な改修等は施設管理者で行われているが、鈴鹿スポーツガーデンでは、水泳場の天井のほか、テニスコートの人工芝張り替え等、松阪野球場では防球ネット等、それぞれ要望が出されているので、その状況を十分把握し、計画的に対応する必要がある。	

7 行政活動充実度	①	○県中部地震（平成19年4月15日）による鈴鹿スポーツガーデン水泳場のアルミルーバー落下に対しては、4月15日、スポーツ振興室職員による状況確認の後、4月16日に総務部営繕室および施工業者により点検調査を行っている。 ○国体に向けて、助成する競技・種目の選定に当たっては、県体育協会や競技団体、市町、地域クラブ等からなる「三重県競技力向上推進委員会」（委員長：県体育協会理事長、委員16名）を設置している。	○施設管理に当たっては、今後も、施設管理者のほか県関係部署とも連携して対応する必要がある。	3.0

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし11　子どもたちが安心できる学習プログラム	主担当部局名	教育委員会	「県政報告書」の頁	236～237頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度目標	平成18年度実績
校内暴力やいじめ、不登校を減らし、子どもたちが安心して学べる学習環境をつくります。	総合型地域スポーツクラブ育成事業	総合型地域スポーツクラブ数（累計）	43クラブ	45クラブ
	※その他当施策外の事業4事業			

当施策関連事業

	現　状	評　価
関連事業の目標達成度・有効性等	○事業目標は達成している。 重点プログラム期間の目標と実績は次のとおり。	○国の「スポーツ振興基本計画」（平成12年度策定、18年度改定）では、22年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成し、「将来的には、中学校区の地域に密着」としている。 県では、事務事業の目標として22年度のスポーツクラブ数を、未設置の市町数11を加えたクラブ数を設定しているが、18年度の設置市町数は前年度から1市増えているだけであり、目標達成に向けて一層の取組が必要である。

総合型地域スポーツクラブ数（累計）

	H16	H17	H18
目標	20	30	43
実績	27	38	45
設置市町数	(20)	17	18

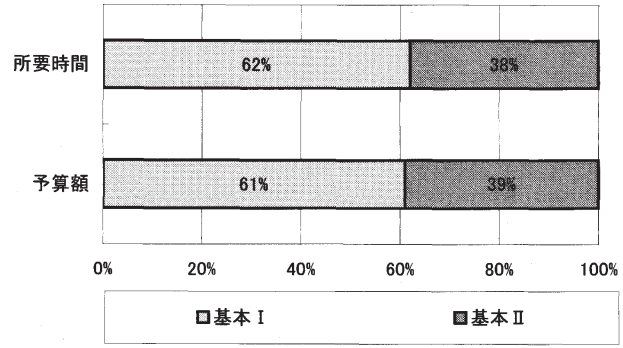
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　278～281 頁
2007年版県政報告書　60～61 頁

施策名	221　安全で安心な農産物の安定的な提供
主担当	農水商工部　農水産物供給分野
施策の目的	県民が、安全で安心な農産物の提供を安定的に受けている。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	食料自給率(カロリーベース)(%)	目標	―	46	46
		実績	―	―	―
副指標	品質・衛生管理導入経営体数(経営体)	目標	424	573	800
		実績	499	―	―
副指標	近隣府県の農業算出額に占めるシェア(%)	目標	―	12.4	12.4
		実績	11.4	―	―
旧指標	(主指標に同じ)	目標	45		
		実績	42		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額(千円)	所要時間	事務事業数
Ⅰ 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保	農水商工部 農水産物安全室	○食品表示の監視指導、生産履歴記帳・HACCPによる自主衛生管理の定着 ○中央卸売市場・食肉センターの経営基盤強化 ○農薬・肥料の適正な流通・使用の監視指導、土壌中の有害物質把握 ○家畜伝染病の発生予防、動物用医薬品・飼料の適正な流通・使用の監視指導	60%	748,692	172,251	15
Ⅱ 消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給	農水商工部 農畜産室	○農畜産物の安定供給 ○需要に応じた米・麦・大豆の生産の定着 ○価格安定制度の実施、果樹・茶・花き・花木の品質向上対策 ○経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体の育成	40%	485,892	104,596	15
		合計	100%	1,234,584	276,847	30

行政監査（評価）の結果

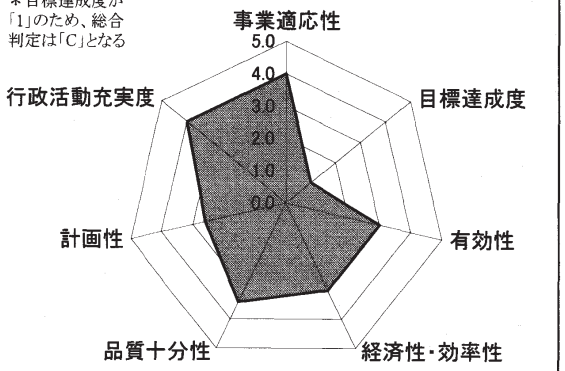
1　総括

○総合判定と評点

総合判定
C
21.0

＊目標達成度が「1」のため、総合判定は「C」となる

安全で安心な農産物の安定的な提供



評価項目	施策	基本事業 Ⅰ	基本事業 Ⅱ
1 事業適応性	4	4	4
2 目標達成度	1	2	2
3 有効性	3	3	3
4 経済性・効率性	3.0	3	3
5 品質十分性	3.4	3	4
6 計画性	2.6	3	2
7 行政活動充実度	4.0	4	4
合計	21.0	22	22

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎鳥インフルエンザの発生対策については、県民センター所長を対策本部長として各地域機関が主体となり対応し、BSE、口蹄疫、豚コレラについても、すでに平成16年度から対応マニュアルを作成し危機管理対策の体制を整えている。【品質十分性】

●施策の目標であるカロリーベースの食料自給率は、安全で安心な農産物の安定的な供給の実態を十分に反映しているとはいえない。また、未達成である基本事業の数値目標のうち、耕地利用率については目標値を達成していない上、全国平均を下回り毎年度徐々に低落している。【目標達成度】

●基本事業Ⅱを構成する事務事業では、数値目標の達成数が少ないことから、施策目的である安定的な供給の実現について十分でないと考えられる。【有効性】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　農畜産物の安定供給と分かりやすい指標の設定

米の新しい戦略の実践や平成19年度から実施の品目横断的経営安定対策により、米・麦・大豆の生産体制づくり・品質向上に取り組んでいる。これら米・麦・大豆の計画的生産をはじめとして、農畜産物の安定供給体制の構築等の取組を進めるとともに、その現状や進捗状況について実態を十分に反映した指標等により県民に分かりやすく示されたい。

2　農畜産物の安全性の確保

生産段階からの安全性の確保のため、重点プログラムの事業を柱として農薬・肥料等の監視・指導、家畜伝染病の発生予防、JAS表示適正化、自主衛生管理の定着等の取組を進めてきたが、一層の周知や監視・指導等が必要とされる現状にある。このため、今後さらに、生産者・事業者への普及啓発や検査・監視・指導等に遺漏のないよう、関係機関と連携しながら、食の安全・安心の確保に努められたい。

3　中央卸売市場のあり方の検討と食肉センターの経営改善

中央卸売市場について、平成19年4月に水産物部の地方市場への転換が行われたが、今後も市場の経営改善と業者への経営指導を進めるとともに、青果部の地方市場への転換等市場の活性化について関係者との検討を継続されたい。また、食肉センターの経営改善については各種の方策を講じて対応しているところであるが、さらに協議の上、関係者の理解を得てなお一層の経営改善に努められたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現状等	評価	評点
1 事業適応性	①	○第一次戦略計画の施策における基本事業「農林水産物の生産・流通における安全・安心の確保」は、生産から流通・消費に至る過程での衛生管理や動物用医薬品・飼料・農薬・肥料の適正な流通・使用等に係る検査・監視・指導の事業と、中央卸売市場等市場関連事業に分かれる。なお、平成16年度からは、重点プログラムの事業を活用して次の事業に取り組んだ。 ・家畜衛生安全確保事業・・・ 家畜農家への立入検査の強化。 自主管理のための使用履歴記帳の推進。 ・畜産物HACCP実証事業・・・ HACCP方式による家畜衛生管理手法の実証。 ・農産物生産資材等監視事業・・・ 農薬・肥料の立入検査強化。有害物質除去試験。	○食の安全・安心の確保が強く求められている状況に対応し、重点プログラムの事業を通じて検査・監視・指導の取組を強化した。 ・動物用医薬品販売業者・飼料製造販売業者への全戸立入検査 ・飼養衛生管理に係る家畜農家への全戸訪問監視指導 ・生産資材に係る生産・販売業者への全戸立入検査 ※HACCP方式 危害分析重要管理点方式のこと。抜き取り方式ではなく、原料が加工され製品になるまでのあらゆる過程において、危険性をリストアップし、重要管理点ごとに処理方法を明確にする管理方式。	4
		○基本事業「農畜産物の安定供給」においては、安全・安心な農畜産物に対する消費者の関心の高まりに対応して、経営体の育成等生産体制づくりや品質向上に係る研究・技術普及の支援を行っている。また、価格安定対策や生産振興対策に取り組み、消費拡大のための情報発信を行っている。	○生産体制の確立のため、生産技術の振興・価格安定対策・生産調整等の生産振興対策に取り組んでいる。積極的に事業を構築して即応するという要素が少ないながら、各事務事業を円滑に進めている。	
	②	○食の安全を確保するため検査・監視・指導を行う一方、自主衛生管理手法や使用履歴記帳の導入による安全で安心な食品の生産・供給を支援し、さらに消費者による食品表示ウォッチャーを設置の上、協働して食品表示の監視に当たった。また、生産者・事業者が主体的に安全・安心な農産物の提供に取り組めるよう、情報の提供や環境づくりを進めた。	○県としての役割を意識し、協働の上、支援や啓発等に取り組んできたが、広く普及・定着するまでには至っておらず、さらなる取組の継続が必要とされている。	
	③	○「みえの伝統農産物等活用促進事業」においては、地域の生産者や県内外の流通業者と連携して、各地域の資源である個性的な品種が持つ特性や歴史を再評価した上で、産地の生産システムの再構築を図っている。 ・平成18年度選定品目 三重なばな・芸濃ずいき・伊勢いも・きんこ・たかな	◎歴史性と地域性に着目し、その活用についてネットワークを広げて行っており、地域文化を生かした農林水産業の振興として評価できる。	

<table>
<tr><td rowspan="3">2 目標達成度</td><td>①</td><td>○施策の指標はカロリーベースでの食料自給率とし、平成19年度の目標では国の目標数値45%を超えた46%としている。2つの副指標は、基本事業の指標の中の代表的なものである。
・主な三重県農畜産物自給率（平成17年度概算値）
米115.1%　大豆30.4%　野菜35.2%　牛肉10.8%
魚介類129.3%　　全体41.9%</td><td>●カロリーベースの食料自給率は国が定めたもので22都道府県(H18.8現在)で利用されているが、安全で安心な農産物の安定的な供給の実態を十分に反映しているとはいえず、適切な指標として理解しがたいため、生産量等を用いた指標や個別の品目による指標の併用を検討し、県民に分りやすいものとする必要がある。</td><td rowspan="2">1</td></tr>
<tr><td>②</td><td>○施策の指標である平成18年度の食料自給率は、米の生産量が前年より減少したものの、魚介類が増加したため前年度指標値41.6%より上昇したが、目標値45%のところ、42%（41.9%）に留まった。
（単位:%）<table><tr><th></th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th></tr><tr><td>全国</td><td>40</td><td>40</td><td>40</td></tr><tr><td>愛知</td><td>14</td><td>13</td><td>13</td></tr><tr><td>岐阜</td><td>27</td><td>25</td><td>25</td></tr><tr><td>三重</td><td>42</td><td>42</td><td>42</td></tr></table>この表に示した年度は食料自給率の当該年度であり、各年度の翌年度の指標として用いている。</td><td>○目標は達成されていない。しかし、農林水産省策定の食料・農業・農村基本計画による食料自給率の目標値は平成27年度で45%となっていることからも、18年度の県目標値としての17年度における食料自給率45%の数値は達成が困難なものであった。
なお、14年度43.9%、15年度42.1%、16年度41.6%と低落傾向にあったが、17年度は41.9%としてその傾向に歯止めをかけている。</td></tr>
<tr><td></td><td>③</td><td>○平成18年度の基本事業の指標は、すべて達成できなかった。
・「農畜水産物安全基準違反件数」　目標値0件　実績値1件
・「エコファーマー認定数」　目標値1,000　実績値902
・「耕地利用率」　目標値96.7%　実績値88.3%
（単位:%）<table><tr><th></th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th></tr><tr><td>全国</td><td>94.0</td><td>93.8</td><td>93.4</td></tr><tr><td>愛知</td><td>92.0</td><td>91.8</td><td>91.8</td></tr><tr><td>岐阜</td><td>92.6</td><td>92.2</td><td>91.7</td></tr><tr><td>三重</td><td>89.0</td><td>88.5</td><td>88.3</td></tr></table>この表に示した年度は耕地利用率の当該年度であり、各年度の翌年度の指標として用いている。</td><td>●未達成である数値目標のうち、「農畜水産物安全基準違反件数」は違反件数なしが目標数値であるため目標は達成されていないものであるが、「耕地利用率」については水田利用率の改善はあるものの目標値を達成していない上、全国平均を下回り毎年度徐々に低落している。
なお、この指標は天候等の要因に左右されやすいため、19年度から「近隣府県の農業算出額に占めるシェア」に指標を変更するが、供給側のみではなく消費者側の指標も検討すべきである。
※エコファーマー
「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を知事に提出して、適当であると認定を受けた農業者の愛称。</td></tr>
<tr><td>3 有効性</td><td>①</td><td>○第一次戦略計画の施策目的である「安全で安心な農林水産物の安定的な供給」に関して、基本事業「農林水産物の生産・流通における安全・安心の確保」は食の安全・安心対策の取組であり、検査・監視・指導と事業者の自主衛生管理体制の構築を連動させて、事業効果の発現を図っている。特に、重点プログラムの事業を配置し、使用履歴記帳や自主衛生管理手法の導入、立入検査の強化等を行っている。
○第一次戦略計画における基本事業「農畜産物の安定供給」の事務事業は、いわゆる振興対策事業を中心に据えて、重点プログラムの事業と必要に応じて策定された各事業(みえの伝統農産物等活用推進事業・園芸福祉事業・資源循環型畜産確立対策推進事業）で補強している。</td><td>○農薬・肥料の減量等、生産・流通段階での安全・安心の確保のため検査・監視・指導を強化してきた。
なお、農家による自主管理の促進についてより効果を上げるため、広報等の周知方法の検討をすべきである。
●基本事業「農畜産物の安定供給」を構成する事務事業では、数値目標の達成数が少ないことから、施策目的である安定的な供給の実現について十分でないと考えられる。
・15ある事務事業の指標39項目のうち、達成は21、未達成18。</td><td>3</td></tr>
</table>

	②	○生産者・供給サイドの事業として、安心安全な農林水産物生産のための検査・監視・指導の基本事業と、生産振興対策の基本事業が連携しており、施策を構成する2つの基本事業の寄与度は基本事業「農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保」60%、基本事業「消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給」40%である。	○施策目的を実現するため、基本事業間の連携がとれている。	
	③	○施策を構成する2つの基本事業については、安全・安心な農林水産物の安定的な供給の施策目的達成のため連携のとれた事務事業の構成となっている。	◎事業を実施する担当室が連携をとって、検査・監視・指導と振興対策の各基本事業を配置している。また、各基本事業を構成する事務事業も、重点プログラム事業で補強された上、もれなく配置されている。	
4 経済性・効率性	①	○第一次戦略計画の基本事業「農畜産物の安定供給」については、平成18年度における複数の事務事業を19年度において統合するなどの統廃合を柔軟に行い、補助金の有効な活用等、経済性を重視した事務事業の編成を行った。	○国庫補助金・交付金が税源移譲で整理統合され、財源的に事務事業の編成等が厳しくなっている。今後も、効率性の観点からの検討を継続すべきである。 ＊平成18年度から19年度にかけての振興対策関連事業の統合 ・2事業を1事業に統合・・・2件 ・重点プログラム事業を含む複数事業を1事業に統合・・・2件	**3.0**
	②	○伝統農産物の活用について、現状調査は民間団体に委託し、伝統農産物の選定は民間主体の「みえ伝統農産物等ネットワーク構築戦略会議」において行う。 ・みえ伝統農産物等ネットワーク構築戦略会議の構成 生産者団体・流通関係団体・消費者団体・食をテーマとした民間団体	○文化力や食を通じた地域づくりの観点を踏まえた上で、調査及び今後の事業を外部委託の取組として構成している。	
	③	○中央卸売市場使用料や食肉公社の解体手数料について、費用と周辺の同様施設の動向に配慮しつつ応分な負担を求めて料金を設定している。	○財源確保のため、応分の負担を求めている。 ・卸売場使用料　250円 ・仲卸売場使用料　1,350円 ・牛の解体手数料(1頭当たり)　松阪 15,750円　四日市11,025円	
5 品質十分性	①	○平成19年5月実施の一万人アンケートにおいて、「食の安全」について重要な項目であると意識している県民は92.6%であり、全44項目中第11位となっている。また、満足している県民は36.0%であり全44項目中第3位である。	○満足度の順位は高い。しかし、「満足」は5.9%のみで、「どちらかといえば満足」が30.1%となっている。一方、不満意識も、「不満」(7.6%)、「どちらかといえば不満」(12.7%)をあわせて、20.3%で44位中30位となっている。	
	②	○食品表示については、啓発や監視・指導を通してJAS法に基づく表示の適正化を図っている。また、これらの広報についても、食品表示ハンドブックやパンフレットを用いた研修会の開催や、監視指導の場での直接指導、食品表示ウォッチャーの活用などによって、表示制度の周知を図っている。	●食品表示の適正化は消費者・県民の食の安全にとって重要なものであるが、事業者・生産者によるJAS法の認識が不足している事例が発生したことから、より一層周知を徹底し、あわせて消費者・県民への広報にも努める必要がある。 ・委嘱された食品表示ウォッチャーの数 15年度123名　16年度84名　17年度77名　18年度65名	

		○情報提供サービスの改善を実施した。 ・HP「食の安全・安心ひろば」による監視・指導計画の公開 ・茶のトレーサビリティシステムを改善 ・インターネットにおける「三重県土壌診断・堆肥流通支援システム」による情報提供 ・HP「三重の畜産広場」（三重県畜産協会に委託）による情報提供	◎ホームページによる情報の提供のみではなく、トレーサビリティー等のシステムや技術情報を公開して生産者への支援を幅広く行い、消費者に対し情報を開示している。	3.4
	③	○特定家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫、豚コレラ）の発生対策について、マニュアルを策定し、防疫机上訓練を行った。特に、鳥インフルエンザについては、まん延防止対策を目的として、各地域機関において現地対策本部の設置について定め、危機管理対策の体制を整えた。 ＊鳥インフルエンザ所掌事務概要 総務調整・防疫対策・健康対策・移動規制の4対策班を置き、防疫・病性鑑定・現地検診・消費者対策・経営支援等の対策を行う。	◎鳥インフルエンザについて、県民センター所長を対策本部長として各地域機関が主体となり対応し、BSE、口蹄疫、豚コレラについても、すでに平成16年度から対応マニュアルを作成し危機管理対策の体制を整えている。 *18年度鳥インフルエンザ危機管理体制の訓練等 ・全地域機関において初動連絡体制・防疫体制の確認と図上訓練を実施。 ・本庁における、全国事象の連絡会(4回)と講演会を開催。	
6 計画性	①	○園芸福祉において福祉的な取組と農業生産活動の結びつけを行い、その課題を明らかにした。なかでも、生産技術面での対策等の取組や、高齢化社会における農業と地域のあり方の提案を行うべく、農と福祉とを結ぶバリアフリー施設によるイチゴ栽培技術開発の取組を行った。	○園芸福祉事業を継続するに当たっては地域機関と連携し、目標とする「県全体での園芸福祉を取り入れた農業の展開」について今後のスケジュールを立て、それに基づいて計画的・効率的に事業を推進する必要がある。	2.6
	②	○中央卸売市場の再編については、卸売市場法の改正による中央卸売市場の再編方針に基づいて、平成19年4月に水産物部の地方卸売市場への転換を行った。また、青果部の地方卸売市場への転換についても、20年4月を目途として関係者と検討を継続しているところである。さらに、卸売市場整備計画については、5年ごとに見直している。 ○三重県の基幹食肉処理施設である松阪食肉公社と四日市畜産公社に対しては、県が主要株主の一つとなり支援を行っており、公社においても、経営改善方策について協議会・ワーキング等で協議・検討を続けている。 ＊自助努力・・・経費節減、集荷拡大、収益事業実施 ・両公社の稼働率（牛・豚の処理数／処理可能頭数） 15年度75.7%　16年度79.4%　17年度79.7%　18年度81.1% ・松阪食肉公社における収益事業 枝肉ネットオークション手数料 松阪牛個体識別管理システム関係登録手数料 ＊受益者負担・・・解体手数料の値上げ	○青果部についても、地方卸売市場への転換に向け全国主要産地の出荷団体との意見交換をはじめとして、関係者との協議を進めており、整備計画の見直しも含め進行管理に配慮している。 ○経営の改善について具体的な方策に取り組んでいる。今後も、関係者の理解を得つつ経営改善の取組を実施し、継続して進行管理を行う必要がある。	

	③	○平成15年度に策定した三重県食の安全安心確保基本方針に基づく行動計画について、9・12・3月に進捗状況を把握しつつ、事業を推進した。また、18年度に大幅な見直しを行った。 ○事業推進に係る進行管理として、果樹農業振興計画、酪農・肉牛生産近代化計画の計画を5年ごとに見直しをしている。 ※耕畜連携 畜産農家が米・野菜等を生産する耕種農家に家畜堆肥を供給し、耕種農家が稲わらや飼料作物を畜産農家に供給するなど、相互に協力して生産活動を行うこと。	○第二次戦略計画や食育の計画の策定に伴い見直しを行った。 ●平成18年度に目標数値に届かなかった指標を持つ事務事業の中で、推進方法を見直すべき事業がある。 ＊飼料対策事業[指標:飼料作物作付面積] 18年度の作付面積が目標数値の53.4％であり、17年度に比しても16.9％の減となっている。耕畜連携の推進からも問題がある。 ・作付面積（目標面積2,500ha） 16年度1,475ha　17年度1,758ha　18年度1,335ha	
7 行政活動充実度	①	○以下のとおり、関係部局と連携を取りながら対応している。 ・食品表示の監視・指導、農薬販売業者への検査、残留農薬の分析、家畜伝染病の予防とまん延の防止について・・・健康福祉部・生活部・科学技術振興センター ・ダイオキシン類の調査・水質汚染防止、鳥インフルエンザの対策について・・・環境森林部 ・水質汚染防止、獣害対策について・・・科学技術振興センター	○食品表示に関しては県の部局とともに国の機関との連携が必要である。このため、監視体制や情報交換等の事務に遺漏のないよう配慮する必要がある。	4.0
	②	○県内初の大規模企業養鶏場の進出に伴い、防疫面の指導方法に関してベンチマークを行い、検討の上、当該進出企業から伝染病予防事業の協力をとりつけ、連絡体制を確立した。また、食肉公社の経営改善策に係るベンチマークを公社職員と協働して実施した。 ○業務見直しの結果、平成19年度から事業の統合を行った。 ・果実生産振興対策・野菜生産振興対策⇒野菜果実生産振興対策 ・水田農業推進対策・米の生産振興対策・（重点）三重の農産物安全安心づくり支援⇒三重の水田農業構造改革総合対策 ・中小家畜対策・畜産総合対策⇒中小家畜経営対策 ・飼料対策・肉牛生産振興対策・酪農振興対策・（重点）畜産物安全安心確保⇒大家畜生産振興対策	◎県内初の大規模企業養鶏場の進出に対応するという目的が明確なベンチマークであり、連絡体制確立等有効な成果を上げている。また、食肉公社の経営改善策についても、公社と県とで連携して行っている。 ◎成果を上げた事務や残った課題を検討した上で、業務見直しを積極的に行い事業の集中と選択を行った。	
	③	○平成19年度には戦後最大の農政改革である品目横断的経営安定対策の導入があることから、農業団体と協働して市町、農協の担当者会議を開催したが、それに備えて職員への情報の周知を行った。	○平成19年度には事務事業の組み換えが行われることもあり、庁内地域機関職員への研修等について配慮されていた。	

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	くらし5　食の安全・安心確保プログラム	主担当部局名	農水商工部	「県政報告書」の頁	218～219頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名		平成18年度目標	平成18年度実績
	事業者の自主管理の促進と監視・指導の充実をはかり、消費者の食の安全に対する安心感を高めます。	安全な食品を生産する農畜水産物生産資材等監視事業	農畜水産物安全基準違反件数		0件	1件
		自主衛生管理強化促進事業	HACCP方式自主管理導入品目数（累計）		38品目	50品目
		※その他当施策外の事業2事業				

当施策関連事業		現状	評価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○生産段階の監視指導について、基準違反件数の目標値を0件としていたところ、適正表示に関する意識の欠如した事業者による違反が1件発生した。 ○食品製造業者、農畜林水産物生産者の自主衛生管理の促進や監視指導の充実、食の安全・安心に関する技術研究開発等に取り組んだ結果、消費者の食の安全に対する安心感の向上に成果があった。	○当該2施策関連事業は各々複数の重点プログラムの事業で構成されているが、事業目標が各重点プログラム事業の目的を正確に反映していないと思われるものがある。 ○安全違反件数が1件であり目標を達成していないが、昨年度に比べ違反件数は4分の1になっており改善されている。

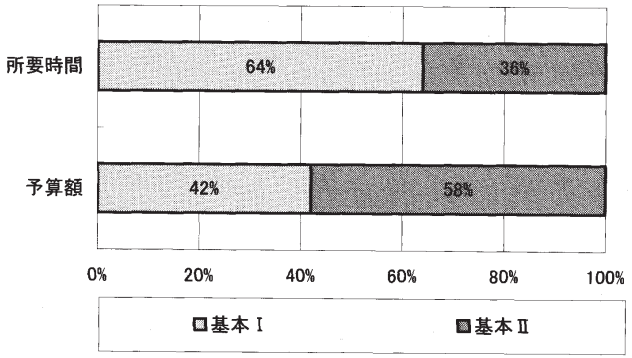
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　282～285　頁
2007年版県政報告書　62～63　頁

施策名	222　農林水産資源の高付加価値化
主担当	農水商工部　農水産物供給分野
施策の目的	県内外の消費者が、付加価値の高い県産農林水産物を認知しているとともに、その提供を受けている。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	「三重ブランド」として認定された農林水産品目の認定事業者数(事業者)	目標	―	40	43
		実績	39	―	―
副指標	県内産品を意識的に購入する人の割合(%)	目標	35	38	50
		実績	34	―	―
副指標	「三重ブランド」として認定された農林水産品目数(品目)	目標	10	10	12
		実績	9	―	―
副指標	「三重ブランド」ホームページアクセス数(件)	目標	12,000	18,500	20,000
		実績	18,016	―	―
旧指標	「三重ブランド」として認定された農林水産品目数(品目)	目標	10		
		実績	9		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額(千円)	所要時間	事務事業数
Ⅰ 地産地消・食育の推進	農水商工部 マーケティング室	○地産地消運動の実践支援と食育の推進、地産地消・食育関連の情報発信 ○異業種の交流やマッチングの支援、及び商品づくりの支援 ○安全・安心の県産食材の安定的生産と安全・安心に係る多様な主体との連携	60%	75,940	24,429	9
Ⅱ 農林水産資源のブランド化の推進	農水商工部 マーケティング室	○三重ブランドの認定・情報発信と、新たな三重ブランドの創出 ○商品力の強化や経営改善、販売戦略の構築に取り組む事業者の支援 ○高付加価値化、ブランド化のための人材育成	40%	103,086	13,650	5
		合計	100%	179,026	38,079	14

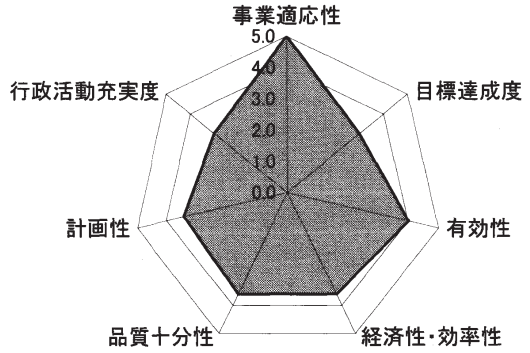
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
A
25.6

農林水産資源の高付加価値化



評価項目	施策	基本事業 Ⅰ	基本事業 Ⅱ
1 事業適応性	5	5	5
2 目標達成度	3	3	3
3 有効性	4	3	5
4 経済性・効率性	3.6	4	3
5 品質十分性	3.6	4	3
6 計画性	3.4	3	4
7 行政活動充実度	3.0	3	3
合計	25.6	25	26

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎ブランドチャレンジャーによる商品力アップ、産地構造改革プログラムによる競争力ある農水産物の育成、観光関連商品のブラッシュアップ等、いずれも県は支援・調整を担当し、民間の力により効果を引き出す内容となっている。【事業適応性】

◎金融機関との共催による農林水産業と流通販売業、飲食業、体験サービス業のマッチング交流会は、ビジネス展開の機会を提供したものであり評価できる。また、三重の食パワーアップ100事業の成果である新商品については販路を拡大しつつあり、産業振興や観光に貢献している。【品質十分性】

●三重ブランド認定品について、三重県近郊だけでなく全国的に情報発信するための発信方法を検討する必要がある。【品質十分性】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　食育の推進

地産地消により、地場産品・地域食材の活用促進に取り組んでいるが、平成19年3月に「三重県食育推進計画」が策定され、食育に係る部局の横断的な取組が課題となっており、農水商工部として地産地消の運動と連携した食育の推進を展開するため、他部局と連携の上、具体的な行動指針を策定し事業を実施されたい。

2　三重ブランド認定品の情報発信

三重ブランドの認定や地域農水産物を利用した商品の開発と既存の商品の改善を実施し、効果を上げてきた。しかし、三重ブランド認定品の全国へのPRや新たな販路の開拓が不十分なことから、県産農水産物や商品が広く認知されているとは言いがたいため、全国への発信と新規販路開拓について検討し、その対応を図られたい。

3　地域資源の高付加価値化の推進

重点プログラムの事業を有効に生かして、全国に通じる高い商品力と競争力をもった農林水産物の育成に取り組んできたが、今後、市場におけるシェア拡大の動向等の成果を評価した上で、地域に存在する農林水産資源を活用した高付加価値化の事業を継続されたい。さらに加えて、事業を主体的に取り組む生産者や事業者の育成を図られたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現 状 等	評 価	評点
1 事業適応性	①	○第一次戦略計画の施策における基本事業「地産地消の推進」については、県民への安心できる食料の提供のための事業で構成している。 ・地産地消については、供給側（生産者・流通関係者）を活性化させ、消費者（県民）の認識を高める重点プログラムの事業で構成している。 ・食の安全・安心 については、Eマーク、安心食材マーク、エコファーマーの取組を中心に重点プログラムの2事業を含む3事業で構成し、食育の実践、環境に負荷をかけない持続性の高い農業の定着等の課題に取り組んでいる。 ○第一次戦略計画の施策における基本事業「農林水産物「三重の顔」の推進」の事務事業は、平成16年度から開始された3つの重点プログラムの事業を利用して、三重ブランド商品に係る開発等を行った。 ・新「三重ブランド」推進事業・・・18年度までに三重ブランド9品目（ひのき、ひじき、伊勢茶、真珠、松阪牛、伊勢海老、あわび、的矢かき、南紀みかん）を認定した。また、ブランドチャレンジャーによる新商品の開発（累計26品目）を行った。 ・「三重の顔」商品力強化事業・・・伊賀米、伊勢茶、県産牛、ひのき、養殖まだい、とらふぐの産地に対して、産地構造改革プログラムに基づいた産地間競争に打ち勝つ商品の開発と販売戦略による新規需要の開拓の支援を行った。 ・三重の食パワーアップ100事業・・・観光振興プランに沿って三重県産品のブランド化を推進し、土産物103商品の商品力向上を行った。	◎地物一番の日の定着、6次産業化に向けた異業種交流の場の設置、NPO団体「地産地消ネットワークみえ」の設立等、先進的な取組を推進した。さらに、平成19年度からは、環境の変化を読み取り、新たに舞台づくり事業をもって事業を展開しようとしている。 ※6次産業化 農林水産物生産をベースにとした加工・販売・サービス提供等への事業展開。 （事例） 南国フルーツ「アテモヤ」の販路開拓で鳥羽市内のホテルとマッチングし、ホテルの食材となった ◎基本事業「農林水産物「三重の顔」の推進」の各事務事業により、多様化する消費者のニーズに対応し競争力ある農林水産物のブランド化の推進を図った。さらに、平成19年度からは、商品開発事業の後継として、人材の育成を目標とした新たな重点事業に入ることとしているが、継続性のある事業展開である。	5
	②	○消費者・生産者・NPO・食品関連事業者等が対話・交流を行うことにより、それぞれの立場で新しい知恵や仕組等を生み出す創造力を養い、積極的に取組を進める環境を整えた。 ・NPO主体の「地産地消ネットワークみえ」を設立し、運営を支援。 ・生産者や流通関係者等によるマッチング交流会を県内金融機関と共催。 ・ブランド開発、商品力アップについて、県の支援は最小限とし民間による対話・交流をもって事業を進行。	◎地産地消ネットワークみえの設立に当たっては、県の関与を検討し役割分担をして取り組んだことについて評価できる。さらに、6次産業アグリビジネス支援事業におけるマッチング交流会については、民間業者の自主的な活動を引き出し成果を上げた。 また、ブランドチャレンジャーによる商品開発、産地構造改革プログラムによる競争力ある農林水産物の育成、観光関連商品のブラッシュアップ等において、いずれも県は支援・調整を担当し、民間の力により効果を引き出す事業内容となっている。	

	③	○松阪地域の観光振興につながる地産地消の定着化事業では、松阪地域の産品を利用した創作料理コンクールを行い、入選作品等のレシピをまとめ地元飲食関係店に配布した。また、伊賀地域のほんまもん「旬味」発信事業では、伊賀米のブランド化キャンペーンや、伊賀の産品を紹介するイベントを行った。	◎松阪では、地域の農産物を有効にPRした上、成果を地元に還元している。単に地産地消や観光面だけでなく、地域の食文化としても評価できるものである。また、伊賀では地域の生産者・小売業者が主体となり、地元伝統的生産物の販売を行い、地域機関において地域の特色を生かした事業が実施された。	
2 目標達成度	①	○旧指標を三重ブランドの品目数とし、三重ブランドの認知度を向上することにより高付加価値で競争力の高い農林水産物を増加させる目的で事業を展開した。なお、平成19年度からは安定的に生産する事業者を育成する目的に転換し、新しい主指標を三重ブランドを生産する事業者数とする。	○第二次戦略計画における施策の指標の転換は、ブランドの開発や商品力のアップといういわゆる物の開発の事業から、生産者の人材の育成事業に転換されることによるものであり、新旧の指標はいずれも妥当な指標である。	3
	②	○平成18年度の施策の指標の「「三重ブランド」として認定された農林水産品目数」は、三重ブランド認定委員会の審議を経て知事が認定するブランド化された品目の数であるが、18年度においては目標値は累計10品目のところ実績は9品目であった。	○目標値は未達成であったが、2ケ年（平成18・19年度）で1品目増加させる数値目標であり、認定された9ブランドの内容も充実したものであることから、今後の商品化等の事業展開にも支障はないと考えられる。また、三重ブランドの認定品目数という指標は、施策の指標として適切であった。	
	③	○平成18年度の2つの基本事業の目標については達成できなかったが、内容的にはほぼ達成している。 ＊県内産品を意識的に購入する人の割合 目標値35％　実績値34％ ＊全国ベスト5に入る農林水産品目数 目標値29品目　実績28品目 ［主な品目］ ・単価　（1位松阪牛）（2位とらふぐ） ・生産量（1位さつき・つつじ、乾燥あらめ）（2位はたけしめじ） （3位真珠、かき、茶、ひのき） ・漁獲量（1位びんながまぐろ、あおのり）（2位いせえび、かつお） （3位ぼら、はまぐり、養殖まだい） ・販売量（1位なばな）（2位モロヘイヤ）	○「県内産品を意識的に購入する人の割合」は段階的に増加させる方針(平成22年度までに51％)のものであって、現段階で1％不足しているが問題はない。また、「全国ベスト5に入る農林水産品目数」も1品目目標値に達していないが、2ケ年（18・19年度）で1品目増加させる数値目標であり支障はない。 なお、第一次戦略計画の重点プログラムでブランド化に成功した品目について、シェア拡大の動向等の成果を把握すべきである。	
3 有効性	①	○第一次戦略計画の施策における基本事業「地産地消の推進」では、県民の地産地消運動への主体的参画や、県内農林水産物を容易に購入できる環境づくりを事業内容として、地産地消の定着による地域産業の活性化に向けた効率的な事務事業の配置となっている。特に、地物一番の日の定着、6次産業化に向けた異業種交流の場の設置、NPO団体「地産地消ネットワークみえ」の設立等、先進的な取組を推進している。	○重点プログラムの事業を配置し、地産地消の推進をはじめとして食育の実践、表示制度の普及、持続性の高い農業の定着を進め、付加価値の高い農林水産物の提供の観点で効果を上げている。 しかし、生産者による県産食材の安定的な供給と消費者による需要との連携が不十分と思われるので、生産、流通と消費を密接にする取組を検討すべきである。	

		○第一次戦略計画の施策における基本事業「農林水産物「三重の顔」の推進」では、商品力のある県産品を三重ブランドとして認定し、さらに産地構造改革プログラムに基づく競争力のアップ、ブランドチャレンジャーによる新商品の開発、三重の食腕自慢商品の商品力アップを進めることによって競争力のある県産品を創出し、施策目的である「戦略的なマーケティングプロジェクトの展開」に貢献している。	◎三重ブランドの認定、商品の開発、商品力のアップ、産地の構造改革等、施策目的の達成に効果があった。 ・認定された三重ブランド品数・・・9品目 ・ブランドチャレンジャーによる新商品数・・・28品目 ・産地構造改革プログラム対象品目の認知度の上昇・・・28.3% ・産地構造改革プログラム対象品目の売上金額の増加・・・37.5% ・商品力がアップした「三重の食腕自慢商品」・・・103品	4
	②	○基本事業の寄与度は、基本事業「地産地消・食育の推進」60%、基本事業「農林水産資源のブランド化の推進」40%であり、地産地消を進行させることによりブランド力や商品力を高め、高付加価値化により地産地消をより進行させる連携を持った基本事業の配置をしている。	○施策目的の達成にとって、二つの基本事業の連携はとれている。	
	③	○「安心を支える力強い農林水産業の振興」という政策の下、「戦略的なマーケティングプロジェクトの展開」という第一次戦略計画の施策目的実現のため、基本事業・事務事業を配置している。	○施策目的にとってふさわしい基本事業であるが、地産地消と、全国に通じる商品力の高い農林水産物の生産とでは、それぞれ対象とする消費者が異なるため事務事業の意図に差がある。	
4 経済性・効率性	①	○第一次戦略計画の基本事業「農林水産物「三重の顔」の推進」では、民間事業者の活力を引き出すことにより、新商品の開発や商品のブラッシュアップを行なった。	○民間活力による商品の開発・商品力の向上を図り、各事業において新商品創出等の成果を得たが、一方投下された県費はやや大きかった。今後、販売や販路開拓の動向を追跡・把握し、事業の効果について検証すべきである。 （単位:千円） H16 / H17 / H18 新三重ブランド推進　34,883　35,765　34,365 三重の顔商品力強化支援　22,209　26,417　21,239 三重の食パワーアップ100　0　25,913　37,734	3.6
	②	○「みえ地物一番の日」の小売店舗企画や外食店舗企画に対して、食品小売業・外食産業の参加を得て、民間主導により開催することができた。 ・16年度参加店数・・・食品小売業401店　外食産業　90店 ・17年度参加店数・・・食品小売業653店　外食産業193店 ・18年度参加店数・・・食品小売業675店　外食産業220店 ○地産地消を県民運動として効率的に推進するため、平成18年12月にNPO法人「地産地消ネットワークみえ」を設立した。	◎多数の民間の参加と協力を得て行なわれ、スーパー等が積極的にコーナーを設置するまでにいたった。 ○地産地消への県民の参加を進め、民間が主体的に運営するNPO法人をめざしているが、現在のところ事務局は農林水産支援センターであり、財源の確保に努力する必要がある。	

	③	○三重の安心食材の登録料や地産地消情報データベースへの登録料について、管理する団体の財源としている。 ・登録料　新規15,000円　継続7,000円	○各登録者に対して負担を求め財源の確保を図っているものである。なお、料金の設定については、加入者増の方策とあわせて再検討の余地がある。	
5 品質十分性	①	○民間活力の導入として、流通販売・飲食・体験サービスの各業者と農林水産業者・三重の食パワーアップ100事業参加事業者・三重ブランドチャレンジャー事業受賞者とのマッチング交流会を、県内金融機関との共催により開催した。これは、全国的にも例のない取組であり、有効にビジネス展開の機会を提供することができた。またこのことにより、県内食品関連事業者に対して高付加価値化の機運の醸成を図ることができた。	◎金融機関との共催によるマッチング交流会は、ビジネス展開の機会を提供したものであり評価できる。 ・参加業者による参加効果(アンケート回答52業者) 商談成立9件　販路・営業先の開拓11件 共同開発・コラボレーションの依頼等16件 商品のアイデアの獲得11件 また、三重の食パワーアップ100事業の成果である新商品については販路を拡大しつつあり、産業振興や観光に貢献している。 ・販路拡大例 高級スーパーでの取扱い開始・鈴鹿サーキットでの販売展開・東京での販売高の増・外国バイヤーの接触	3.6
		○消費者が安全・安心な県産農畜産物を確認して利用できるよう、Eマーク・安心食材表示等の定着を図り、エコファーマーの増加を推進している。 ・エコファーマー　902人(前年比144人増) ・安心食材表示制度登録事業者　421件 うち　米関係・・148件 茶関係・・32件 ・Eマーク認証食品取得事業者数　97人	○目標数にわずかに及ばないが、事業は推進されている。 ・エコファーマーについては平成18年度末の目標値1,000人には達していないものの、年々増加している。 ・安心食材表示制度登録事業者は目標数である500件を下回っているが、件数ではなく特定品種に登録者が偏っている現状につき検討を要する。 ・Eマークについては目標数110人をやや下回っている。取得事業者数は県民に対する周知と関連するので、検討を要する。	
	②	○三重ブランドの発信については、ブランド9品それぞれのポスターを製作し、近鉄特急停車駅において掲出した。また、生物系知的財産保護の観点から、積極的に特許庁による地域団体商標制度を利用し、県産品の保護に努めている。 ・平成19年6月3日現在認定数　全国213件中、内三重県5件 (松阪牛、松阪肉、伊勢茶、大内山牛乳、伊勢たくあん)	●三重ブランド認定品については、三重県近郊だけでなく全国的に情報発信するための発信方法を検討すべきである。	
	③	○NPO等の参加やイベント開催の機会が多いため、個人情報漏えい、イベント開催中の事故等を危機として認識し対応している。	○特に問題の発生はない。	
6 計画性	①	○関係部局が連携し策定した三重県食育推進計画は、平成19年度からの基本事業の柱となる計画である。今後、農水商工部としてはこの計画に基づいて地産地消と食育に取り組む事業を展開する。	○三重県食育推進計画は、地域住民による地産地消と食育を支援する場の構築を目指すものであり、その方向性は妥当である。なお、特に地産地消と関わる取組については、第二次戦略計画の開始にあわせてその内容を確認・検討し、進行管理を行うべきである。	

		○「「三重の顔」の推進」の基本事業においては、進行管理を重視して、重点プログラムの3事業を中心に据え相互の関連性に配慮し事業に取り組んできた。また、第一次戦略計画における重点プログラムの事業の成果をさらに展開するため、第二次戦略計画の重点事業に引き継いだ。	◎三重ブランドの推進のため、複数の重点プログラム事業の進行管理が適切に行われ、第二次戦略計画に引き継ぐことができた。	
	②	○平成18年度までの地産地消関連事業では、キャンペーン支援・異業種交流・情報基盤整備等を実施した。今後は、その成果を検討し、地産地消の民間運動の活性化促進と食育事業を展開する。 　また、重点プログラムの事業が中心の「三重の顔」の推進については、第一次戦略計画における事業計画に沿って進行することができた。	◎地産地消の推進とブランド化の推進事業については、ともに複数の重点プログラムの事業を中心にして計画的に進められてきたが、特に地産地消については、各重点プログラム事業の進行に関してその管理の的確さの観点から評価できる。 ・地物一番キャンペーンへの多数の量販店・小売業者の参加。 ・情報基盤整備として地産地消に関連するサービス等の情報を一元的に提供する情報データベースを構築し、インターネット上で公開。 ・ニュースレターの発行(4回)、メールマガジンの発信(28回)、フォーラム開催。 ・地産地消関連情報の調査と発信を通じた、生産者・流通販売業者・消費者等の交流による多様な主体のネットワークの構築。	3.4
	③	○農水商工部・健康福祉部・教育委員会が連携して、食習慣や人格の形成期である子どもを対象に、地産地消の観点からの給食への地域食材の導入や食農教育を実践できるシステムを構築している。平成18年度には、食育の推進に関して、小中学校の児童生徒に地域食材の生産現場における体験学習の場を提供し、生産地と教育現場をつなぐ活動を行った。	●小中学校の体験学習については、食育の端緒についた事業として評価できる。しかし、食育事業については、今後の見通しに具体性を持たせる意味で、事業の進め方に関して地産地消の推進や多様な主体の協働等の観点を盛り込んだ具体的な計画を検討すべきである。	
7 行政活動充実度	①	○関係部局が連携し三重県食育推進計画を策定した。農水商工部としても第二次戦略計画において舞台づくりプログラムで取り上げ、地産地消と食育に取り組む地域住民の連携を支援する場を構築する。	○地産地消子どもの元気づくりの事業を推進するに当たっては、重複や認識の齟齬等ないように関係部局の食育事業との連携を図り進めるべきである。	3.0
	②	○能力向上としてベンチマーキングや流通関係業者からのヒアリングを実施している。	○地産地消の事業を実施するに当たっては、関係する生産者や流通業者、NPOとのヒアリングや協議等を適時行っている。また、流通業者等との連携については、ヒアリングにこだわらず、各事業において必要に応じて行っている。	
	③	○第一次戦略計画における重点プログラムの事業の実施や第二次戦略計画の遂行に当たり、事業の円滑な推進のため地域機関担当者への周知を徹底する必要があるが、各室長が担当者会議を開催し、情報の周知等行っている。	○今後、伝統的な食材の掘り起こしや地元生産者・加工業者との調整、情報発信については、地域機関と関係部局との連携を密にする必要がある。	

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	元気6　地産地消定着による地域産業活性化プログラム	主担当部局名	農水商工部	「県政報告書」の頁	198 ～200頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度目標	平成18年度実績
県内農林水産業の持つ魅力を十分生かした農林水産物などを県民に届けるための供給側の取組が活性化されるとともに、県民の地産地消運動に対する理解が深まります。	6次産業化・アグリビジネス支援事業	ワークショップから生まれる、農林水産業を起点とした新たな物・サービスの提供	30件	42件
	地域が支持する農林水産経営育成事業	新たな産消連携実践育成組織数（累計）	25組織	29組織
	地産地消情報基盤整備事業	データベースシステムへの年間アクセス数	100,000件	144,431件
	地産地消暮らしの魅力発見事業	地産地消ネットワークみえ会員数（累計）	20,000人	18,750人
	地産地消子どもの元気づくり事業	地域食材を積極的に学習や体験に活用している小学校・保育園等の数（累計）	300か所	302か所
	※その他当施策外の事業1事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○当施策関連5事業は、農林水産物の供給側の取組の活性化と、消費者側である県民の地産地消運動の理解を深める事業である。 ○地産地消ネットワークの会員数については、イベント等を中心とした会員拡大活動での広がりが薄かったため、目標に達しなかった。	○事業目標を達成している事業は、5事業のうち4事業である。 ○地産地消ネットワークみえの会員数は目標値に達しなかったが、地産地消運動の定着については県民の理解を得て事業の効果が上がっており、事業目標としてもほぼ達成していると見てよい。 ○地産地消運動は、啓発や情報発信の結果、県民に浸透している。 ○事業目標も重点プログラム事業ごとに設定されており、適切なものである。

重点プログラム	重点プログラム名	元気7　競争力のある三重の農林水産物創出プログラム	主担当部局名	農水商工部	「県政報告書」の頁	202 ～203頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度目標	平成18年度実績
産地間競争に負けない競争力のある農林水産物を育てます。	新「三重ブランド」推進事業	「三重ブランド」ホームページアクセス数	12,000件／月	18,016件／月
	「三重の顔」商品力強化支援事業	採択農林水産物の認知度の増加率	15.0%	28.3%
	※その他当施策外の事業4事業			

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○新「三重ブランド」推進事業は、三重ブランドとして9品目を認定し、ブランドチャレンジャーも5件（3ケ年で28件）採択し商品開発の支援を行った。さらに、これらを情報発信した結果、目標の1.5倍のアクセスがあった。 ○「三重の顔」商品力強化支援事業については、産地間競争に打ち勝つ商品力の開発を目的とし、伊賀米以下6品目の産地の構造改革プログラムによる事業を支援した。	○事業目標は達成されている。 ○目標値の達成とともに事業の内容からも成果が上がっていると評価できるが、三重ブランドの効果的な発信方法については検討の余地がある。

重点プログラム	重点プログラム名	絆1　観光みえの魅力増進プログラム	主担当部局名	農水商工部	「県政報告書」の頁	248～250頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度目標	平成18年度実績
地域が持つ資源を十分に生かし、観光みえの魅力の向上に努めます。	三重の食パワーアップ100事業	研修後改善された土産物数	100個	103個
	※その他当施策外の事業11事業			

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○この事業は、観光局と連携の上、食品製造事業者・販売事業者の商品改善の取組を支援して土産物の商品力アップを図ったものである。 ○一定の魅力が向上したと認められる商品が派生商品を含め103個となり、目標を達成できた。	○改善された商品はすでに商品化され、県内各地で販売されている。目標値の到達はもちろん事業の内容からも効果が上がっており、事業目標としても達成している。 ○目標数値も、自主的に商品を改善しようとする事業者に対し十分に支援でき進行管理をしうる個数であり、適切なものである。

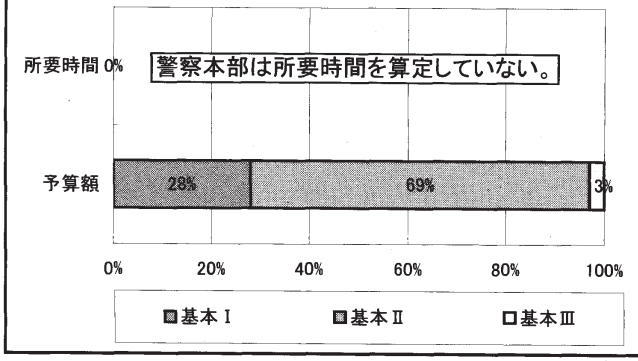
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　354～359 頁
2007年版県政報告書　86～87 頁

施策名	321　交通安全対策の推進
主担当	生活部　勤労・生活分野
施策の目的	県民一人ひとりが、自ら交通安全意識を高め、安全で安心な交通社会の中で活動している。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	交通事故死者数（人）	目標	－	150	130
		実績	－	－	－
副指標	無事故・無違反をめざす県事業の参加者数（人）	目標	－	39,800	43,700
		実績	38,520	－	－
副指標	シートベルトの着用率（%）	目標	－	92.4	95.0
		実績	91.5	－	－
副指標	交通事故死傷者数（人）	目標	－	17,000	15,500
		実績	17,777	－	－
旧指標	（主指標に同じ）	目標	150		
		実績	167		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	生活部 交通安全室	○交通安全教育・啓発の推進 ○交通災害共済事業の実施 ○交通安全研修センターの管理	20%	1,495,195		12
Ⅱ 安全で快適な交通環境の整備	警察本部 交通部	○信号機等交通安全施設の整備促進 ○総合的な交通規制の実施 ○道路管理者等関係機関と連携した交通事故防止対策の充実	40%	3,692,421		2
Ⅲ 交通秩序の維持	警察本部 交通部	○交通指導取締りの実施 ○交通事故事件等の強制捜査の実施 ○交通事故・違反等の悪質・危険違反者の行政処分の執行	40%	160,067		1
		合計	100%	5,347,683		15

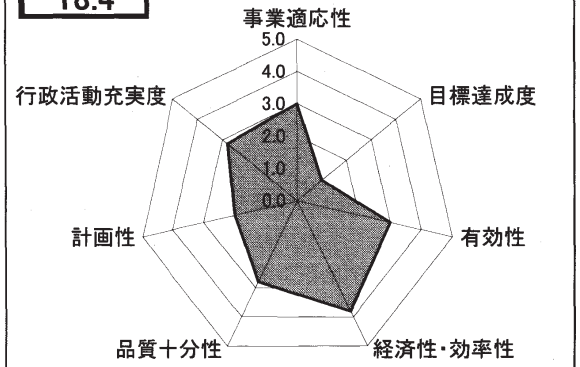
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定 **C** **18.4**

交通安全対策の推進



評価項目	施策	基本事業		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
1 事業適応性	3	3	4	2
2 目標達成度	1	2	2	2
3 有効性	3	3	3	3
4 経済性・効率性	3.8	3	4	4
5 品質十分性	2.8	2	3	3
6 計画性	2.0	2	2	2
7 行政活動充実度	2.8	2	3	3
合計	18.4	17	21	19

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎「あんしん路肩」の整備推進は、道路の一部修繕により、遅れている歩道の整備を機能的に補い、地域のニーズにあった事業効果の早期発現を図れる、発想の転換による事業の見直しである。【事業適応性】

●悪質危険違反を原因とする死亡事故比率が高いので、教育・啓発の充実、交通指導取締りの強化など、さらなる対応策を強力に展開することが求められる。【事業適応性】

●施策の目標指標は「交通事故死者数」であり、実績は目標を達成しておらず、かつ前年実績を下回っている。基本事業もすべて目標を達成していない。【目標達成度】

●5カ年計画である「第8次三重県交通安全計画」に基づいて実施計画を策定しているが、事業を効果的に推進し、目標を達成するための進行管理の仕組みが構築されていない。【計画性】

●関係機関、団体、市町等と地域の活動体制を活用して十分連携し、交通事故防止対策の仕組みづくりなど総合的な交通安全対策を推進することが必要である。【行政活動充実度】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　交通安全対策の推進

全国の交通事故死者数が減少する中、県内の死者数は増加し、人口10万人当たりの死者数は8.94人と全国ワースト2位である。この傾向は何年も続いており、危機感を持って、交通事故の調査・分析を進め、教育・啓発の充実、指導・取り締まりの強化など、より一層強力に展開されたい。

2　第8次三重県交通安全計画の推進

第8次三重県交通安全計画について、進行管理の仕組みが構築されていないので、その実効性を高め、的確な進行管理が行えるよう仕組みを整えて、推進されたい。

3　住民、関係団体等との連携の促進

各地域に交通安全活動指導員連絡協議会が設立されたので、今後は関係機関、市町等と十分連携を促進しながら、交通事故防止のための総合的な交通安全対策を展開されたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

<table>
<tr><th>評価項目</th><th></th><th>現状等</th><th>評価</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>①</td><td>○平成18年の全国の交通事故による死者数は、6,352人と前年と比べ519人（7.6%）減少し、人身事故件数や負傷者数も減少している。
三重県でも、人身事故件数や負傷者数は減少している一方、交通事故死者数は167人と前年と比べ4人増加している。
また、交通事故件数、死者数が減少している中、高齢者が関連する事故が増加傾向にある。
そのような中、県民が主体的に交通事故防止活動に参加することで、交通安全意識の高揚を図り無事故・無違反を目指す「無事故・無違反チャレンジ123」事業を実施したが、参加したチームの平成18年度目標達成率は、82.9%と目標である90.0%に達しなかった。

○県内における原付以上の第1当事者の交通死亡事故の原因は悪質危険違反が多い。
（悪質危険違反を原因とする死亡事故件数）
H17：62件（全体：148件　割合：41.9%）
H18：57件（全体：137件　割合：41.6%）
※全国平均　30.9%
※悪質危険違反：最高速度違反、酒酔い、信号無視、一時不停止、通行区分違反、歩行者妨害等
（単位：%）
<table><tr><th>項　目</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr><tr><td>最高速度違反</td><td>19.9</td><td>8.1</td><td>10.2</td></tr><tr><td>信号無視</td><td>5.3</td><td>8.1</td><td>1.5</td></tr><tr><td>一時不停止</td><td>8.6</td><td>6.1</td><td>7.3</td></tr><tr><td>酒酔い</td><td>5.3</td><td>8.8</td><td>11.7</td></tr></table></td><td>○県内の交通事故発生件数、負傷者数は減少しているものの、死者数は増加しており、人口10万人当たりの死者数は8.94人と全国ワースト2位である。
そのため、これまでの交通安全教育・啓発について事業内容の見直しを行うとともに、高齢者を対象とした効果的な教育・啓発活動の推進が求められる。
交通事故死者数推移
<table><tr><th></th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr><tr><td>死者数（人）</td><td>187</td><td>163</td><td>167</td></tr><tr><td>（うち高齢者）</td><td>88</td><td>67</td><td>70</td></tr><tr><td>全国ワースト順位</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td></tr></table>●重点的な取締りの実施にもかかわらず、飲酒運転を原因とする死亡事故の件数も構成比も増加しているなど、悪質危険違反を原因とする死亡事故比率が高いので、関係部局と連携・協力し、教育・啓発の充実、交通指導取締りの強化等、さらなる対応策を強力に展開することが求められる。
死亡事故件数の推移
<table><tr><th></th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr><tr><td>死亡事故件数（件）</td><td>175</td><td>159</td><td>157</td></tr><tr><td>（うち最高速度違反）</td><td>30</td><td>12</td><td>14</td></tr><tr><td>（うち酒酔い）</td><td>8</td><td>13</td><td>17</td></tr></table></td><td rowspan="2">3</td></tr>
<tr><td></td><td>③</td><td>○ローカル・ルール（1.5車線的道路整備）の考え方に沿って、歩行者が少ない地域において、歩道を設置する代わりに路肩を広幅員化し、歩行者の安全を確保する「あんしん路肩」の整備に全国的にも先駆的に取り組んでいる。国際的にも高い水準にある歩行中の死亡事故等を減らすことは全国的な課題となっているが、人口10万人当たりの交通事故死亡者数が平成18年全国2位となっている当県では、道路の交通安全対策は急務である。
平成18年度　　16路線　17箇所
平成19年度（予定）　14路線　14箇所</td><td>◎道路の一部修繕により、遅れている歩道の整備を機能的に補い、地域のニーズにあった事業効果の早期発現を図れる事業への積極的な取組は、発想の転換による事業の見直しである。
なお、第二次戦略計画においては、基本事業の目標項目の一つとして「既存の道路敷地を利用した路肩整備率」を掲げている。
・県管理道路歩道設置率
平成18年4月1日現在 29.1%
（全国平均 38.4%、順位39位）</td></tr>
</table>

2 目標達成度	①	○施策の旧指標は「交通事故死者数」であり、副指標は「無事故・無違反をめざす県事業の参加者数」、「シートベルトの着用率」、「交通事故死傷者数」である。	○施策の目標指標は、施策目的の達成状況を表している。第二次戦略計画の目標指標も同じである。	1
	②	○平成18年度の目標指標である「交通事故死者数」の実績は167人であり、目標の150人を達成していない。	●目標を達成しておらず、かつ前年実績を下回っている。	
	③	○第一次戦略計画の基本事業の目標指標3項目のうち、すべての項目で目標を達成していない。 ・「無事故・無違反をめざす県事業の参加した県民の目標達成率」 目標　90%　実績　82.9% ・「特定経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率」 目標　70%　実績　62.7% ・「シートベルトの着用率」 目標　95%　実績　91.5%	●すべての基本事業で目標が達成されていない。シートベルトの着用率（一般道、運転席）は、全国平均は93.8%であり、三重県の着用率は全国39位と低位にある。	
3 有効性	②	○基本事業は交通啓発・教育、交通環境整備、指導取締りであり、行政と警察が役割分担して取り組んでいる。	○主担当部は生活部であるが、基本事業数や寄与度からみると警察本部の事業が大きな比重となっており、施策の目的達成のため相互の事業連携が求められる。	3
	③	○施策は3本の基本事業で構成されており、寄与度は「交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進」を20%、「安全で快適な交通環境の整備」を40%、「交通秩序の維持」を40%としている。	○施策の目的達成に必要な事業で構成されている。	
4 経済性・効率性	①	○省電力、長寿命、メンテナンスの少ないLED（発光ダイオード）式信号機の整備を積極的に進めている。 平成17年度末　LED化率 全国　車両用灯器　12.8%　歩行者用灯器　5.3% 三重県　〃　20.3%　〃　17.2%	◎当県の信号機のLED化率は全国的にも高い水準にあり、特に歩行者用灯器では全国1位（平成17年度末）である。LED式信号機は、環境にもやさしく、今後も継続して取り組むことが望まれる。 ※LED（発光ダイオード）式信号機・・・従来型に比べ、消費電力は約1/4～1/5、年一回の電球交換不要と環境負荷が少なく、視認性も高い。	3.8
	②	○新駐車法制の運用開始（平成18年6月1日）に伴い、津警察署と四日市南警察署に民間の監視員各4名を配備し、放置駐車違反取締りを強化した結果、管内の違法駐車等が減少した。	◎津警察署と四日市南警察署管内の人身事故件数と物損事故件数を合わせるとそれぞれ前年比5.2%、1.3%の減少となっており、地域内の違法駐車の摘発も前年に比べて5.4倍と急増しており、効果を上げている。	

5 品質十分性	②	○平成18年度の「一万人アンケート」においては、交通安全に対する重要度は93.1%（6位）と高いが、不満度が41.5%（3位）と高くなっている。 （一万人アンケート） 平成14年度　平成16年度　平成18年度 重要度　88.4%（7位）　91.7%（5位）　93.1%（6位） 満足度　17.4%（10位）　21.8%（18位）　23.5%（15位） 不満度　33.0%（17位）　42.4%（4位）　41.5%（3位）	●県民は交通安全を重要な施策と認識しているが、不満度が高くなっているので、成果の確認と検証を行い、原因を分析し、必要な対応策を講ずる必要がある。	2.8
6 計画性	①	○平成18年度に、国、市町、県の関係機関の代表による三重県交通安全対策会議において「第8次三重県交通安全計画」が策定された。 その確実な実施を図るため、年度毎に各関係機関が国の方針に基づき「交通安全実施計画」を策定し、交通安全室はその計画をとりまとめている。	●5カ年計画である「第8次三重県交通安全計画」に基づいて実施計画を毎年策定しているが、事業を効果的に推進し、目標を達成するための進行管理の仕組みが構築されていない。	2.0
7 行政活動充実度	① ①	○三重の安全な道づくりに向けて、国、県（生活部、県土整備部）、警察、中日本高速道路㈱で「三重県道路交通環境安全推進連絡会議」を設置し、重大事故の再発防止のための整備やわかりやすい道路標識の整備に連携して取り組んでいる。 ○四季の運動の重点や関係機関・交通安全対策関係121団体の運動の進め方についての事前検討・調整を行っているほか、警察からの資料提供（交通事故分析結果）の関係機関・団体への交通安全対策への情報の共有化を図っている。 また、地域の活動体制である交通安全活動指導員連絡協議会を、平成17～18年度に県内7地域おいて整備完了したところである。 ・会議開催回数　8回	○重大事故の再発防止のための整備を平成15～17年度に県内10箇所で取り組み、その実績を公表している。 18年度の連絡会議の実施回数は、幹事会3回、現地検討会2回であった。 また、新設道路への交通安全施設の計画的な整備が必要となることから、道路管理者と事業計画に係る打ち合わせ会議を開催して連絡調整を図っており、道路の環境整備の充実を図っている。 ●交通事故死者数の増加、事故原因の悪質危険違反割合の高さ等を踏まえて、学校における交通安全教育の取組等、新しい取組も加えつつ、関係機関、団体、市町等と地域の活動体制を活用して十分連携し、交通事故防止対策の仕組みづくりなど総合的な交通安全対策を推進することが必要である。	2.8

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし4　交通事故抑止プログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	216～217頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度目標	平成18年度実績
高齢者等の交通弱者の交通事故死者数を減少させます。	交通事故分析等の高度化推進事業	交通総合情報管理システムによる情報提供の環境整備	100%	100%
	高齢者の交通安全活動総合サポート事業	交通安全活動実施高齢者(交通安全活動指導員)数(累計)	4,800人	4,937人
	交通弱者に対する交通安全教育推進事業	重点対象に対する交通安全教育実施地区数	3地区	3地区
	安全・安心交通環境整備事業	「あんしん歩行エリア」整備率(対策済箇所数/全体箇所数)	100%	100%
	交通安全施設等整備事業	「交通事故危険箇所」整備率(対策済箇所数/全体箇所数)	100%	100%

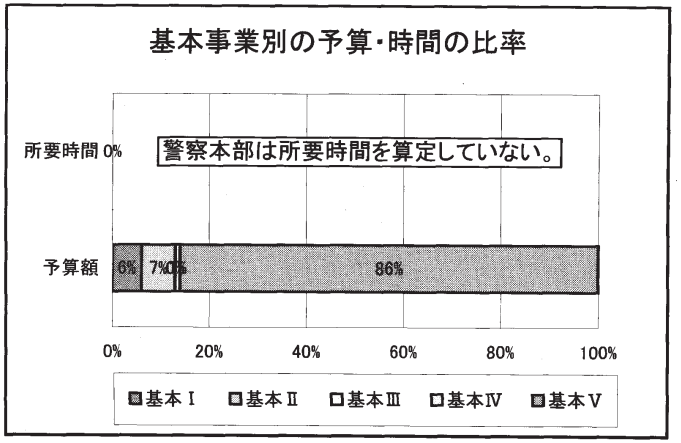
当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○事業目標を達成している。 ○高齢者や子どもなど交通弱者を交通事故から守るための対策の推進や、安全な交通環境づくりに重点を置いた地域住民や市町等と一体となった取組を展開することによって交通事故の抑止を進めた。	○構成している関連事業はすべて事業目標を達成しているものの、平成18年の交通事故死者数は増加しており、人口10万人当たりの交通事故死者数も全国2位と悪い状態が続いているので、今後も交通弱者の交通安全意識啓発や安全な交通環境を確保するための交通安全施設の整備を推進していくことが必要である。 なお、交通事故死傷者数の減少を目標とした人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくりについて、第二次戦略計画で重点事業に位置付けて取り組んでいる。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　360～367 頁
2007年版県政報告書　88～89 頁

施策名	322　地域安全対策の推進				
主担当	警察本部				
施策の目的	県民が、犯罪や事故に対する不安を感じることなく、安心して暮らしている。				
数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	刑法犯認知件数（件）	目標	－	27,000	24,000
		実績	28,103	－	－
副指標	凶悪犯の検挙率（%）	目標	－	77.0	80.0
		実績	76.5	－	－
旧指標	治安が良いと感じる県民の割合（%）	目標	56.0		
		実績	32.5		



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ みんなで進める安全・安心まちづくり総合対策の推進	警察本部 生活安全部	○防犯対策の推進 ○地域警察活動の推進	15%	393,048		4
Ⅱ 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化	警察本部 刑事部	○犯罪捜査活動の推進 ○生活環境犯罪対策の推進 ○ストーカー・配偶者暴力対策の推進	30%	480,622		6
Ⅲ 組織犯罪対策の推進	警察本部 刑事部	○暴力団犯罪対策の推進 ○来日外国人犯罪対策の推進 ○銃器・薬物犯罪対策の推進	30%	16,904		3
Ⅳ 犯罪被害者支援対策の充実	警察本部 警務部	○被害者対策及び相談業務の充実	15%	43,593		1
Ⅴ 県民の安全を守る活動基盤の整備	警察本部 警務部	○警察施設の整備 ○情報管理業務の推進 ○装備資機材の整備	10%	5,973,491		3
		合計	100%	6,907,658		17

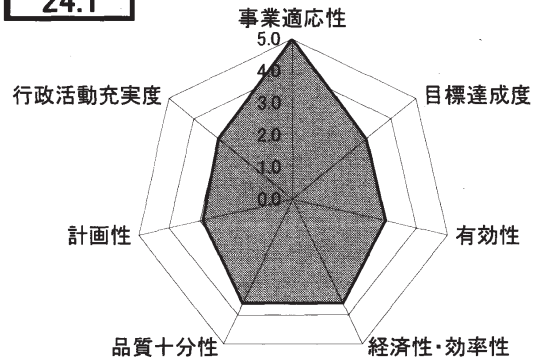
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定 **B** **24.1**

地域安全対策の推進



評価項目	施策	基本事業				
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
1 事業適応性	5	4	4	3	3	3
2 目標達成度	3	4	4	2	4	4
3 有効性	3	4	3	3	3	3
4 経済性・効率性	3.6	4	4	3	4	3
5 品質十分性	3.6	4	4	3	4	3
6 計画性	2.9	2	3	3	3	3
7 行政活動充実度	3.0	3	3	3	3	3
合計	24.1	25	25	20	24	22

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎地域住民等が主体的に取り組む防犯活動への支援を行い、活動を拡大させている。【事業適応性】

◎平成18年は16年と比較して、警察官は4.6%増員され、交番・駐在所箇所数は17.6%減少しているが、同期間で刑法犯認知件数は26.9%減少するとともに、刑法犯検挙件数は26.2%増加しており、効率的な対策を実施している。【経済性・効率性】

●県民意識基礎調査による「治安が良いと感じる県民の割合」は平成18年度32.5%で、16年度から年々改善されてきてはいるが、14年度の45.0%と比較すると依然低い実績値である。【目標達成度】

●条例に基づく「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」は施策の展開方向等を定めているが、具体的な数値目標や実施事業量の記載がないので、別途把握しなければ、毎年度PDSの進行管理を行うことは難しい。【計画性】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　犯罪抑止対策の推進と自主防犯活動の促進

県内の治安状況は回復に向かっているものの、依然として「治安が良いと感じる県民の割合」が低いなど、県民の防犯に対する重要意識・不満意識は高いので、安全で安心なまちづくりの実現に向けて、犯罪の徹底した取り締まり、自主防犯活動の活性化の促進等に、地域住民・関係機関等との連携をより深めながら取り組まれたい。

2　犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりの推進

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」について、実施に係る進行管理の仕組みが十分に構築されていないので、施策の実効性を高めるために、的確な進行管理が行える仕組みを整えられたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現状等	評価	評点
1 事業適応性	①	○刑法犯の検挙率は、平成16年頃から回復し、18年は40.0％と、15年の19.6％比較すると大きく改善されている。 刑法犯の認知件数も15年の42,587件から18年の28,103件と大きく減少している。 しかし、犯罪の多様化、広域化、巧妙化が顕著となっている。	◎多様化、広域化、巧妙化する犯罪に対応するため、警察官を増員し、重要窃盗犯の検挙向上のため、組織窃盗犯対策と窃盗常習者対策を捜査の重点として、他府県警察との共（合）同捜査等を推進して、成果を上げている。	5
	②	○（社）みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとして、民間の専門相談や地域支援協力員等とのネットワークを充実させて、相談、付添等の被害者支援事業を進めている。	○犯罪被害者総合支援は、警察や行政だけでなく民間団体など多様な主体が連携して行う必要があるので、「公」を担う多様な主体を意識し、役割分担、情報共有を図るなどの環境整備に取り組み始めている。	
	②	○県内の自主防犯団体は平成16年度末の94団体7,966人から18年度末の287団体19,666人に大きく増加している。また、16年度から認められた青色回転灯を使用したパトロール実施団体は65団体となっている。	◎地域住民等が主体的に取り組む防犯活動の支援を行い、活動を拡大させている。 今後は団体間の情報共有や行政施策の団体への周知方法の仕組みの構築を検討し、より効果的な取組が地域で行われるよう支援することが望ましい。	
2 目標達成度	①	○施策の旧指標は、県民意識基礎調査の「治安が良いと感じる県民の割合」である。	○旧指標は、要因の分析が難しいなどの課題があったため、第二次戦略計画の主指標は、「刑法犯認知件数」に変更し、副指標は「凶悪犯の検挙率」としている。新指標は、施策目的の達成状況を表している。 ※凶悪犯とは、殺人、強盗、放火、強姦の4犯罪であり、検挙率は1年間に認知した件数に占める検挙した件数である。	3
	②	○平成18年度の「治安が良いと感じる県民の割合」の実績は32.5％であり、目標の56.0％を達成していない。	●治安が良いと感じる県民の割合は、平成16年度からは、年々改善されてきているが、14年度の45.0％と比較すると、依然低い実績値である。	
	③	○第一次戦略計画の基本事業の目標指標5項目のうち、4項目で目標を達成しており、「組織犯罪対策の推進」に係る項目が目標を達成していない。 ・「暴力団検挙率」　目標 25％　実績 16％	○基本事業の目標指標5項目のうち、4項目で目標を大きく上回って達成している。 ○平成18年の「刑法犯検挙率」、「凶悪犯の検挙率」、「重要窃盗犯の検挙率」はいずれも全国平均を上回っている。 ◎平成17年から18年の刑法犯認知件数の減少率は全国2位であり、刑法犯検挙件数の増加率は全国1位であった。なお、18年の人口10万人当たりの刑法犯認知件数は1,505件と全国15位となっている。	

<table>
<tr><td>3 有効性</td><td>③</td><td>○施策を構成する5本の基本事業の寄与度は、「みんなで進める安全・安心まちづくり総合対策の推進」を15%、「犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化」を30%、「組織犯罪対策の推進」を30%、「犯罪被害者支援対策の充実」を15%、「県民の安全を守る活動基盤の整備」を10%としている。</td><td>○施策を構成する基本事業は、施策の目的を達成するために必要な事業で構成されている。
　寄与度については、予算的に少なく、目標達成度の低い「組織犯罪対策の推進」が、「犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化」と並んで高い数値となっている。</td><td>3</td></tr>
<tr><td>4 経済性・効率性</td><td>①</td><td>○平成16～18年度にスーパー防犯灯19台、ミニスーパー防犯灯56台の計75台を事業費198,348千円で街頭犯罪等多発地区に設置したが、18年度の通報機能の利用状況はスーパー防犯灯24回、ミニスーパー防犯灯7回であった。

○急増した刑法犯に対応するため、警察官の増員を図るとともに、交番・駐在所の再編整備を行った。

警察官数の推移　（単位：人）
<table><tr><th></th><th>三重県人口</th><th>県警察官数</th><th>一人当たり負担人口</th><th>全国人口</th><th>全国警察官数</th><th>一人当たり負担人口</th></tr><tr><td>16年</td><td>1,864,791</td><td>2,821</td><td>661.0</td><td>127,786,988</td><td>244,343</td><td>523.0</td></tr><tr><td>17年</td><td>1,866,963</td><td>2,891</td><td>645.8</td><td>127,767,994</td><td>247,873</td><td>515.5</td></tr><tr><td>18年</td><td>1,867,696</td><td>2,951</td><td>632.9</td><td>127,769,510</td><td>251,329</td><td>508.4</td></tr></table>
○（社）みえ犯罪被害者総合支援センターは、民間からの会費と県費、市町負担金で運営されており、相談・支援業務もボランティア支援員24名が中心に担っている。
　なお、同センターは、平成19年4月「犯罪被害者等早期援助団体」として、全国で11番目に三重県公安委員会から指定された。
・支援センター年間予算額　　19,527千円（会費5,500千円、県費9,350千円、市町負担金4,677千円）</td><td>○防犯灯は設置地区の刑法犯認知件数を減少させるなど、一定の犯罪抑止効果を上げているが、通報機能の利用は、1灯あたり平均して年間0.4回となっている。

◎平成18年は16年と比較して、警察官は4.6%増員され、交番・駐在所箇所数は17.6%減少しているが、同期間で刑法犯認知件数は26.9%減少するとともに、刑法犯検挙件数は26.2%増加しており、効率的な対策が実施されている。
・交番・駐在所の再編整備
　平成16年度　56交番205駐在所
　平成18年度　57交番158駐在所

◎民間との役割分担や民間人材の活用により、事業を実施しており、経済性は高い。
・平成18年度支援センター活動状況
　電話相談件数　　372件
　面接相談件数　　74件
　支援実施件数　　11件</td><td rowspan="2">3.6</td></tr>
<tr><td></td><td>②</td><td>○「県民が安心して暮らせる防犯サポート事業」で、街頭パトロールを民間へ事業委託した。平成18年度事業費は77,105千円で3地区（北勢、中勢、南勢）で実施した。</td><td>◎3地区の平成18年の刑法犯認知件数は、前年比4,388件(18%)減の20,135件であり、外部委託により、効率的な防犯対策が行われた。</td></tr>
</table>

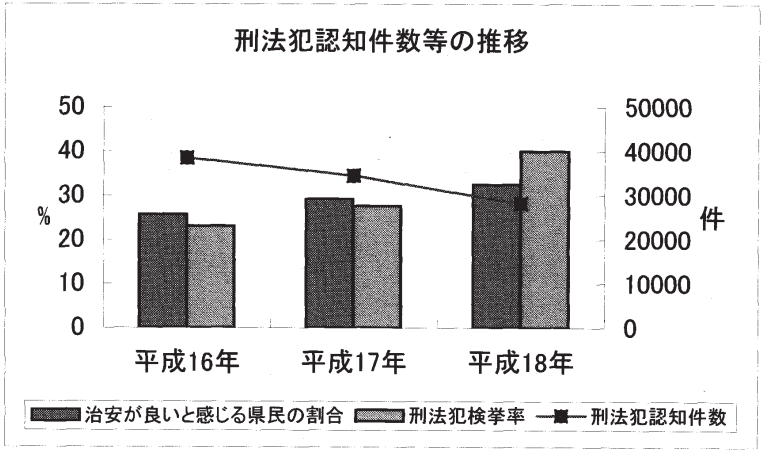
5 品質十分性

①

○平成16～18年の刑法犯認知件数及び検挙率と県民意識基礎調査における治安が良いと感じる県民の割合は次のとおりである。

		平成16年	平成17年	平成18年
県	認知件数（件）	38,455	34,457	28,103
	発生件数順位	17	16	19
	検挙率（%）	23.1	27.6	40.0
	検挙率順位	40	38	18
全国	認知件数（件）	2,562,767	2,269,293	2,050,850
	検挙率（%）	26.1	28.6	31.2
治安が良いと感じる県民の割合（%）		25.7	29.2	32.5

◎犯罪数が、検挙その他の各種対策の強化により減少している。刑法犯認知件数の減少、検挙率の上昇は、おおむね治安が良いと感じる県民の割合を連動して向上させている。



○三重県内の平成18年末暴力団勢力は、54団体、約1,450人で前年に比べて、横這いで推移している。
　暴力団犯罪検挙人員は15年の349人から18年は227人と減少している。

●人口10万人当たりの暴力団勢力数は全国平均より上回っており、しかも構成員等が微増の傾向にある中、検挙人員が減少しているので、近年、構成員を上回っている準構成員対策も含めて暴力団の一層の取締りが求められる。
　・人口10万人当たり暴力団勢力　　78人（全国平均　66人）

○平成18年の警察安全相談受理件数は、33,483件（生活安全関係26,257件、交通関係2,433件、刑事関係2,050件、その他）で前年に比べて1,060件増加している。また相談者に対してアンケート調査を実施しているが、満足度は95.1%と高い実績となっている。

◎警察安全相談受理件数は、人口10万人当たり1,791件と全国平均の1,100件と比べて高く、利用度、満足度からみて成果は上がっている。犯罪の未然防止対策としても、相談に対するきめ細かい対応は重要である。

②

○交番・駐在所が発行する「ミニ広報紙」や「速報」により、事件・事故の発生状況やその防止対策に関する情報を地域住民に提供している。
　・発行回数　延べ2,704回（平成16年2,524回）
　　1交番・駐在所当たりの発行回数：平均約12回（平成16年10回）

◎地域住民は、その地域で発生した事件・事故の状況や防犯対策等の身近な情報提供を求めていることから、細やかな情報提供を行う必要がある。交番・駐在所再編整備により、交番等が大きく減少する中で、発行回数を増やしている。

3.6

		○来日外国人犯罪対策の推進として、ポルトガル語版の冊子「日本でのルール」等を発行するとともに、県警ホームページのトップページに外国人用サイトを設置するなど、積極的な情報発信に努めている。	◎県内の外国人登録者数は年々増加しており、全体の4割以上をブラジル人が占めている。来日外国人犯罪の予防として、県警ホームページの外国人用サイトの設置等、わかりやすい情報の提供は重要であり、各県警でホームページに外国人用サイトを設置している例がまだ少ない中、適時性があり、先進的である。	
6 計画性	①	○県条例「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」第2条第1項に基づき「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」を関係部とともに策定し、毎年度PDS(plan do see)の進行管理を行うこととしている。	●「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」は施策の展開方向等を定めているが、具体的な数値目標や実施事業量の記載がないので、別途把握しなければ、毎年度PDSの進行管理を行うことは難しい。	**2.9**
	③	○「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」を県民しあわせプラン・第二次戦略計画の策定に合わせて改定した。	○主要な施策として、「学校安全ボランティア（スクールガード）の充実」、「犯罪情報提供のためのIT機器の整備」を追加するなど、環境変化に対応している。	
7 行政活動充実度	①	○行政部局等と「三重県安全安心まちづくり推進本部」や「三重県犯罪被害者等支援施策連絡会議」を設置して、安全安心まちづくり事業の推進に総合的に取り組んでいる。	○自主防犯活動の活性化や犯罪被害者支援に関するネットワークの構築などに対して、生活部、警察本部、教育委員会等の関係部局の連携が行われている。	**3.0**

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	くらし3　身近な犯罪抑止プログラム	主担当部局名	警察本部	「県政報告書」の頁	214～215頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度目標	平成18年度実績	
	身近な犯罪の発生件数を減少させます。	県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業	スーパー防犯灯等の設置による安全確保地区数	8地区	8地区	
		県民が安心して暮らせる防犯サポート事業	街頭パトロールの実施による安全確保地区数	3地区	3地区	
		犯罪のないまちづくり活動支援事業	地域住民の先駆的な防犯活動に係る成果発表会への参加者数	300人	390人	
		犯罪多発地区における治安拠点整備・パトロール等強化事業	治安拠点の重要整備地区数（累計）	12地区	12地区	
		※その他当施策外の事業1事業				

当施策関連事業		現状	評価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○事業目標を達成している。 ○身近な犯罪を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、パトロール活動等の強化や環境の整備など地域と一体となった防犯対策を進めた。	○防犯設備の整備や自主防犯団体、民間警備員のパトロールの実施などにより、刑法犯認知件数の減少など、治安の回復に向けた成果が上がっているが、県民意識基礎調査では、県民の不安感を解消するには至っていないことが伺えるので、犯罪の抑止と検挙に向けた活動をさらに充実させていく必要がある。 なお、凶悪犯の検挙率向上を目標とした安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備について、第二次戦略計画で重点事業に位置付けて取り組んでいる。

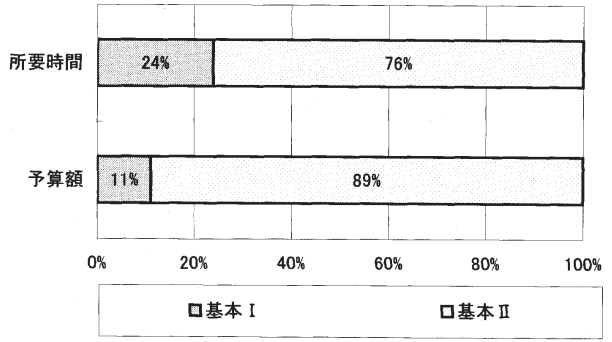
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　368～371 頁
2007年版県政報告書　90～91 頁

施策名	323　安全で安心できる消費生活の確保
主担当	生活部　勤労・生活分野
施策の目的	県民一人ひとりが、安全で安心できる消費活動を行っている。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	消費生活事業利用者数（人）	目標	－	45,900	51,800
		実績	44,903	－	－
副指標	事前に消費者トラブルを回避するように助言した割合（%）	目標	－	15.7	16.0
		実績	15.5	－	－
副指標	消費生活講座参加者数（人）	目標	－	7,200	7,500
		実績	7,036	－	－
副指標	消費生活相談における「自主交渉に向けた助言」の割合（%）	目標	－	85.1	85.1
		実績	80.0	－	－
旧指標	消費生活相談における被害を受ける前段階での相談の割合（%）	目標	16.0		
		実績	15.5		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 消費者の自立のための支援	生活部 消費生活室	○消費者への情報提供、啓発活動 ○消費者教育	75%	4,991	6,650	5
Ⅱ 消費者被害の防止・救済	生活部 消費生活室	○消費生活センターによる相談業務 ○事業者に対する立入検査、調査及び指導	25%	39,358	20,532	5
		合計	100%	44,349	27,182	10

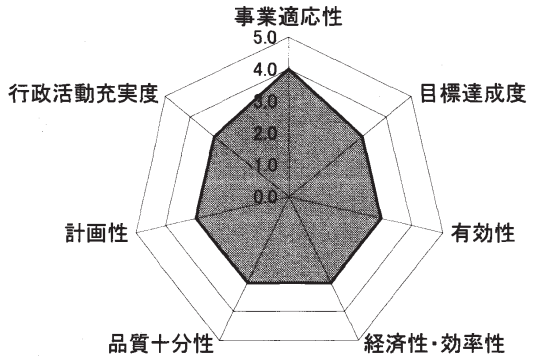
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定 **B** 22.0

安全で安心できる消費生活の確保



評価項目	施策	基本事業 Ⅰ	基本事業 Ⅱ
1 事業適応性	4	3	4
2 目標達成度	3	3	3
3 有効性	3	3	3
4 経済性・効率性	3.0	3	3
5 品質十分性	3.0	3	3
6 計画性	3.0	3	3
7 行政活動充実度	3.0	3	3
合計	22.0	21	22

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎消費生活に関する問題への取組に当たって、研究校を指定し、高校生による研究活動や地域の高齢者への啓発活動等、新たな発想で事業を推進している。【事業適応性】

○消費者の自立を促進し、支援するため、消費生活に係る相談など住民に身近な市町における迅速かつ適切な対応が求められている。【事業適応性】

○消費生活に関する問題について、情報誌やホームページ等で消費者への啓発・情報提供を行っている。【品質十分性】

◎プラス評価　○その他　【　】内は評価項目

○意見

1　市町の取組への支援

消費生活に係る相談について、住民に身近な市町において迅速かつ適切な対応ができるよう、県は市町と連携を図るとともに、市町の相談体制整備を支援されたい。

2　消費者への啓発・情報提供の推進

消費生活に関する問題について、消費者の理解を深めるため、市町と連携して、地域における啓発・情報提供を一層推進されたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

<table>
<tr><th>評価項目</th><th></th><th>現 状 等</th><th>評　　価</th><th>評点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1 事業
適応性</td><td>①</td><td>○「消費者保護基本法」が「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とした「消費者基本法」に改正され、平成16年6月に公布・施行されている。

○県では、同法の改正の趣旨を踏まえ、平成18年3月に「三重県消費生活条例」の一部改正を行い、18年7月から施行している。
　そして、同条例に基づき、消費施策の展開方向として「安全で安心な商品・サービスの確保」、「消費者の自立のための支援」、「消費者被害の防止・救済」の3つの基本目標を定めた「三重県消費者施策基本指針」を19年3月に策定している。

○消費者トラブルとしては、インターネットのホームページや電子メールにより有料のサービスの利用料を不当請求したり、ハガキにより「未納の消費料金があり、裁判になっているので至急連絡を取るように」などと求める架空請求がある。さらに、契約に関する知識が十分でない高齢者等に次々と必要のない高額な商品を契約させるなど、悪質化、巧妙化している。</td><td>○規制緩和や高度情報通信社会の進展等に伴い、商品やサービス及び商取引の多様化・複雑化が進み、新しい消費者トラブルが次々と発生しているので、「三重県消費者施策基本指針」に基づき、関係部、教育委員会等と連携し、消費者施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。</td><td rowspan="2">4</td></tr>
<tr><td>②</td><td>○消費生活相談は、県と市町で相談を受け付けているが、専門の消費生活相談員を配置しているのは、県と下表の5市となっている。
　また、県では、市町消費者行政担当者研修会を開催したり、消費生活相談ハンドブックを配布するなど市町に対し支援を行っている。

<table>
<tr><th></th><th>設置年月</th><th>相談回数</th><th>相談員数</th></tr>
<tr><td>四日市市</td><td>S47. 6</td><td>週 5回</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>鈴鹿市・亀山市
広域連合</td><td>H18. 4</td><td>週 5回</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>津市</td><td>H19. 1</td><td>週 5回</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>桑名市</td><td>H19. 6</td><td>週 2回</td><td>2人</td></tr>
</table>
</td><td>○消費者の自立を促進し、支援していくためには、住民に身近な市町において迅速かつ適切な対応ができることが重要であるので、県は市町と連携を図るとともに、市町の相談体制整備を支援していく必要がある。</td></tr>
</table>

	③	○平成18年度より「消費生活問題研究校」（3校）を指定し、研究した成果を「みえ消費者フォーラム」で発表したり、地域で高齢者を対象とした啓発活動を実施している。 ・18年度実施校：白子高等学校、津商業高等学校、明野高等学校	◎消費生活に関する問題への取り組みにあたって、研究校を指定し、高校生による研究活動や地域の高齢者への啓発活動等、新たな発想で事業を推進している。	
2 目標達成度	①	○施策の旧指標は「消費生活相談における被害を受ける前段階での相談の割合」で、消費生活センターに寄せられる消費生活に関する相談等のうち、契約等に際しての事前相談や悪徳商法等に関する情報収集等、トラブルが発生する前の相談の占める割合としている。	○第二次戦略計画では、主指標を「消費生活事業利用者数」としており、施策の達成状況を表す指標として妥当である。	3
	②	○平成18年度の目標16.0％に対して、実績は15.5％である。	○施策の目標の達成率が97％であり、目標をほぼ達成している。	
	③	○施策を構成する基本事業の目標指標2項目の目標と実績は次のとおりである。 ・消費生活事業利用者数：目標51,000人、実績49,555人 内訳 消費生活情報提供サービス 利用者数　4,652人 それ以外の消費生活事業利用者数　44,903人 ＊平成19年度からの施策の主指標は同名称であるが、22年度以降の上記消費生活情報提供サービス事業の実施が未確定であるため、同事業の利用者人数を入れていない。 ・相談・苦情対応の充実度：目標98.6％、実績98.0％	○基本事業の目標の達成率は、それぞれ97％、99％であり、目標をほぼ達成している。	
3 有効性	①	○施策を構成する2本の基本事業の寄与度は、「消費者の自立のための支援」を75％、「消費者被害の防止・救済」を25％としている。	○2本の基本事業は、消費者啓発及び教育による消費者の自立支援、消費生活相談等による消費者被害の防止・救済であり、施策の目的である安全で安心できる消費生活を確保するために有効である。	3
	②	○基本事業「消費者被害の防止・救済」に位置付けられている消費生活相談で得られた情報を、基本事業「消費者の自立のための支援」に位置付けられている「消費者啓発事業」のホームページ・情報誌・講座等を通じて啓発活動に活用することで、消費生活トラブルの未然防止を図っている。	○消費生活相談で得られた情報を、ホームページや情報誌、講座等を通じて啓発活動に活用することで、消費生活トラブルの未然防止を図るなど、基本事業間で連携する仕組みを取り入れ、施策の目的達成に貢献している。	
	③	○施策の目的を達成するため、消費者啓発及び教育の事務事業を実施する基本事業「消費者の自立のための支援」と、消費生活相談や法令等に基づき、事業者に対する立入検査、調査指導等の事務事業を実施する基本事業「消費者被害の防止・救済」を位置付けている。	○施策の目的である県民一人ひとりが安全で安心できる消費活動を行うため、基本事業「消費者の自立のための支援」、「消費者被害の防止・救済」を位置付け、消費者啓発及び教育、消費生活相談等の必要な事業で構成されている。	

4 経済性・効率性

②

○平成16年度から消費生活情報提供サービス委託（24時間対応の音声自動応答及びオペレーターによる対応）をしている。

・18年度契約額　8,045,730円　オペレーター対応 9時 ～20時
　19年度契約額　4,171,000円　オペレーター対応 9時～16時

（消費生活情報提供サービスのアクセス件数）

項　目	H16	H17	H18	減少率(%)
アクセス件数	8,430	6,510	4,652	28.5

○平成19年度からオペレーターによる対応時間の短縮と3年間の複数年契約により経費節減を図っている。

3.0

5 品質十分性

①

○三重県消費生活センターの相談件数は、平成16年度をピークに減少傾向にあり、18年度の相談件数は、8,023件で前年度に比べ1,844件(18.7%)減少している。

消費生活相談件数及び相談員数の推移　（単位：件、人、%）

項　目	H14	H15	H16	H17	H18	減少率
総 件 数	8,201	12,947	16,412	9,867	8,023	18.7
（うち架空・不当請求）	－	5,977	10,083	3,368	2,374	29.5
消費生活相談員数	7	7	9	10	10	

*H18右欄は、相談件数の17年度比の減少率

＊18年度における市町の消費生活相談件数
　四日市市　2,349件
　鈴鹿市・亀山市広域連合　1,237件
　津市　111件
　その他25市町　1,153件

○消費生活に関するトラブルについて相談を受け付け、解決困難な事例については、あっせん等により対応し、また、相談員では判断できないような相談については、弁護士による法律相談を実施し、県民のニーズに応えている。

3.0

	②	○消費者啓発として、さまざまな事業を行っている。 〔高校生に対する消費生活教育〕 青少年消費生活講座の推移（単位：回、人） H16 / H17 / H18 開催数：9 / 8 / 25 受講者数：921 / 1,083 / 3,878 〔消費生活啓発等〕 ・くらしの講座　受講者：延べ561人 ・消費生活一日講座　開催数：54回　受講者：2,597人 ・消費者団体等に対する研修会　開催数：22回　参加者数：786人 ・情報誌『素敵なくらし』年4回配布　各30,000部　計　120,000部 ・ホームページ アクセス件数　H18：29,701件　　H17：25,653件	○青少年消費生活講座は、司法書士会等と連携して、高校生の受講機会の増加に努めている。 また、消費生活に関する問題について、情報誌やホームページ等で啓発・情報提供を行っているが、消費者の理解を深めるため、市町と連携して、地域における啓発・情報提供を一層推進する必要がある。	
6 計画性	①	○平成19年3月に「三重県消費者施策基本指針（計画期間19～22年度）」を策定した。	○基本指針では、実効性を確保するために、主要な施策の実施状況を審議会に報告するとともに、審議会の意見を踏まえて施策に反映することとしている。	**3.0**
7 行政活動充実度	①	○広域的に活動する悪質な取引行為等を行う事業者に対応するため、平成17年11月に愛知県、岐阜県と東海地域悪質事業者対策会議を設置した。 ・19年10月、1社に対し三県で同時に行政処分（業務停止命令3か月）を実施。	○東海三県による連携強化により、消費者被害の未然防止、拡大防止を図っている。	**3.0**

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	くらし3　　身近な犯罪抑止プログラム	主担当部局名	警察本部	「県政報告書」の頁	214～215頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名		平成18年度 目標	平成18年度 実績
	身近な犯罪の発生件数を減少させます。	消費生活パワーアップ地域支援事業	地域で啓発等を行う人を対象とした研修会・情報交換会への参加者数		500人	800人
		※その他当施策外の事業4事業				

当施策関連事業		現　　状	評　　価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○事業実績は、研修会と情報交換会への参加者数合計である。 ○関連事業では、地域で啓発活動を展開している消費者団体等を対象に研修や事業者との交流会を開催するとともに、啓発パンフレットを作成・配布し、その活動を支援している。また、「みえ消費者フォーラム」の開催や、24時間体制の音声自動応答電話サービスによる消費生活情報の提供等を実施している。	○事業目標を達成している。安心な消費生活の確保に向けて、市町と連携しながら、地域の自主的な活動への支援を行うとともに、地域における啓発・情報提供を一層推進する必要がある。

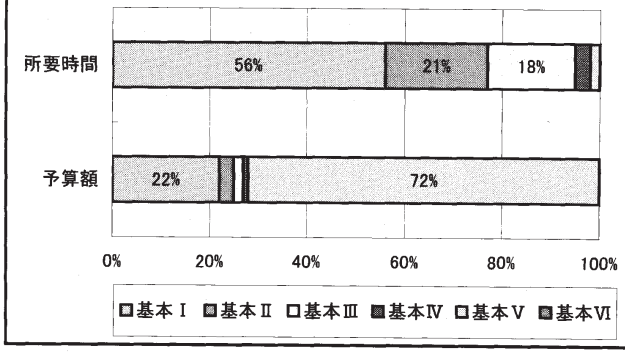
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　382～387 頁
2007年版県政報告書　96～ 97 頁

施策名	331　健康づくりの推進
主担当	健康福祉部　保健・医療分野
施策の目的	県民一人ひとりが、健康づくりに取り組んでいる。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	健康づくり推進事業者数（事業者）	目標	―	464	576
		実績	425	―	―
副指標	地域職域連携推進協議会設置地域数（地域）	目標	―	5	9
		実績	2	―	―
副指標	リスナー（心の健康づくりをサポートできる人）指導者養成数（累計）（人）	目標	―	145	200
		実績	124	―	―
旧指標	健康と感じている人の割合（%）	目標	76.0		
		実績	71.5		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 健康づくり活動の推進	健康福祉部 健康づくり室	○健康増進計画（「ヘルシーピープルみえ・21」）の推進 ○地域保健関係職員の研修	45%	226,891	70,095	10
Ⅱ 食環境の整備	健康福祉部 健康づくり室	○食育の推進、食生活指針・食事バランスガイドの普及啓発 ○特定給食施設への栄養バランス指導	15%	26,158	26,274	5
Ⅲ こころの健康づくりの推進	健康福祉部 健康づくり室	○リスナー指導者の養成等の自殺予防対策 ○ひきこもりを含む思春期のこころの問題に関する支援	15%	18,684	22,566	4
Ⅳ 歯と口の健康づくりの支援	健康福祉部 健康づくり室	○歯科保健の普及啓発 ○歯科医の立場からの子育て支援	10%	14,722	3,274	1
Ⅴ 健診・相談等サービス体制の整備	健康福祉部 健康づくり室	○老人保健事業の県負担金 ○乳がん検診の啓発、認定医師等養成のための研修	10%	731,393	2,456	4
Ⅵ 県民の健康づくりのための調査研究・技術支援の推進	政策部 科学技術振興センター	○保健福祉事務所、市町等の情報処理・疫学統計への技術支援 ○健康寿命の算定とその他健康指標の情報提供	5%	0	0	0
		合計	100%	1,017,848	124,665	24

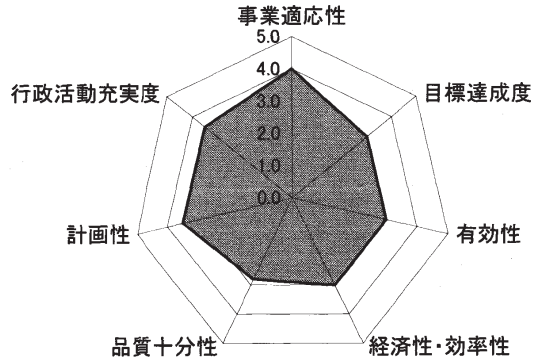
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
B
22.8

健康づくりの推進



評価項目	施策
1 事業適応性	4
2 目標達成度	3
3 有効性	3
4 経済性・効率性	3.0
5 品質十分性	2.8
6 計画性	3.5
7 行政活動充実度	3.5
合計	22.8

基本事業						
Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
4	5	4	4	3	3	
3	2	4	2	2	3	
3	3	3	3	3	3	
3	3	3	3	3	3	
3	2	3	3	2	3	
4	3	3	3	3	3	
4	3	3	3	3	3	
24	21	23	21	19	21	

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎「健康づくりの店」「たばこの煙のないお店」の認定や「健康づくり推進事業者」の公表制度等、事業者や企業と協働して健康づくりに取り組む仕組みを構築し、多様な主体が「公」の担い手として活動するための取組を展開している。【事業適応性】

◎平成13年3月に策定した健康増進計画「ヘルシーピープルみえ・21」について、計画の中間年に当たる17年度に中間評価を実施し、重点的に取り組む方向性を定めるなど進行管理が的確に行われている。【計画性】

◎地域保健の専門職種としての能力開発を計画的・体系的に実施するとともに、研修に派遣した職員から新しい情報を伝達する仕組みを構築するなど、組織の業務執行能力の維持・向上に積極的に取り組んでいる。【行政活動充実度】

●市町が実施している、基本健康診査の受診率は全国と比較して中位であるが、がん検診の受診率は向上してきているものの、なお低位にある。【品質十分性】

●給食施設の栄養管理について、健康増進法による必要な指導及び助言を行うため、各保健福祉事務所の栄養指導員が巡回指導を実施しているが、給食施設の種類や保健福祉事務所によって実施率に格差がある。【品質十分性】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　栄養指導員による給食施設への巡回指導方法の見直し

給食施設の栄養管理について、健康増進法による必要な指導及び助言を行うため、各保健福祉事務所の栄養指導員が給食施設への巡回指導を実施しているが、給食施設の種類や保健福祉事務所によって実施率に格差があるので、巡回指導体制の見直しや、優先順位を明確にした計画に基づく実施等、全県的に統一した実施方法により巡回指導するよう改善されたい。

2　施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現状等	評価	評点
1 事業適応性	①	○国では平成12年に国民健康運動の計画である「健康日本21」を策定し、その法的基盤となる健康増進法を15年5月に施行した。 ○県では平成13年3月に、健康増進計画として「ヘルシーピープルみえ・21」を策定し、14年4月に三重県健康づくり推進条例を施行している。 ○平成17年9月、国の厚生科学審議会が「今後の生活習慣病対策の推進について（中間とりまとめ）」において、都道府県健康増進計画にメタボリックシンドロームの概念に対応した目標等を設定する必要性を指摘している。 　19年4月にとりまとめられた「都道府県健康増進計画改定ガイドライン（確定版）」においては、都道府県が19年度中に策定する医療費適正化計画と整合性を取り、一体的に改定作業が進められる必要があるとされている。	○都道府県で健康づくりの推進条例を制定したのは三重県が最も早く、「ヘルシーピープルみえ・21」を条例に基づく基本計画に位置付け、事業を実施している。 ○平成19年度中に、生活習慣病予防に係る目標と推進方策、関係者の役割分担について検討し、健康増進計画に追加する必要がある。	4
	②	○「健康づくりの店」「たばこの煙の無いお店」の認定や「健康づくり推進事業者」の公表制度等、多様な主体と協働して健康づくりに取り組む仕組みを構築するとともに、平成18年度から、職域メンタルヘルスサポーターの養成を行っている。 ・健康づくりの店（18年度）　330店（前年度293店） ・たばこの煙の無いお店（18年度）　79店（前年度21店） ・健康づくり推進事業者（18年度）　16事業者（前年度12事業者） ・職域メンタルヘルスサポーター（18年度）　115人	◎「公」を担う多様な主体を意識し、事業者や企業が「公」の担い手として活動するための取組を展開している。	
2 目標達成度	①	○施策の旧指標は、「健康と感じている人の割合」で、県民意識基礎調査によるものである。	○平成19年度から県民意識基礎調査が行われないので、第二次戦略計画では主指標を「健康づくり推進事業者数」にし、禁煙等の健康づくりを推進する取組を行っている県内の事業者数としている。 　この指標は、施策目的の「県民一人ひとりが、健康づくりに取り組んでいる」状況そのものを表すわけではないが、施策目的を達成するために必要な民間事業所への取組の広がりを指標としており、この施策で取り組んだことの成果を表す代替指標と認められる。	

<table>
<tr>
<td></td>
<td>②</td>
<td>○「健康と感じている人の割合」は、平成18年度の目標76.0％に対して、実績は71.5％である。
・数値目標の達成状況
<table>
<tr><th>数値目標の指標名</th><th>年度</th><th>H17</th><th>H18</th></tr>
<tr><td rowspan="2">健康と感じている人の割合</td><td>目標</td><td>75.5%</td><td>76.0%</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>71.2%</td><td>71.5%</td></tr>
</table>
</td>
<td>○平成18年度実績の目標値に対する達成率は約94％であるが、前年度より高い水準に設定した目標値に対するものであり、実績値は前年度より改善している。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>③</td>
<td>○施策を構成する基本事業の目標指標6項目のうち、「健康の保持、増進に心がけている人の割合」等の2項目で目標を達成している。
目標を達成していない基本事業の目標指標は次のとおりである。
・「健康づくりの店」協力店舗数：目標335店、実績330店
・3歳児う蝕（むし歯）有病率：目標25％以下、実績33％
・基本健康診査受診率：目標50％、実績45％
・紀南地域における住民の自主的な健康・生きがいづくりグループの組織数：目標80組織、実績73組織

○三重県の人口10万人当たりの自殺死亡者は、平成17年20.0人であったが、18年は速報値で21.7人である。
・自殺死亡率（人口10万人当たり）の推移
<table>
<tr><th></th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr>
<tr><td>三重県
（全国順位）</td><td>24.9
（16位）</td><td>21.1
（10位）</td><td>20.0
（2位）</td><td>21.7
（12位）</td></tr>
<tr><td>全国</td><td>25.5</td><td>24.0</td><td>24.2</td><td>23.7</td></tr>
</table>
※H18年は速報値。全国順位は低い方から</td>
<td>○基本事業の指標で目標を達成していない4項目のうち、「健康づくりの店」協力店舗数はほぼ目標を達成していると認められるものの、目標を達成していない基本事業については、事業の取組方法等を見直す必要がある。

○三重県の自殺死亡率は前年に比べ上昇しているものの、全国平均と比較して低い水準で推移している。

（参考）主な自殺予防対策の取組
14年度から各地域でリスナー及びリスナー指導者を養成
18年度から職域メンタルヘルスサポーターを養成
18年8月に三重県自殺予防対策推進協議会を設置
（単位：人）
<table>
<tr><th></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr>
<tr><td>リスナー（累計）</td><td>25</td><td>147</td><td>445</td><td>682</td><td>－</td></tr>
<tr><td>リスナー指導者（累計）</td><td>12</td><td>33</td><td>72</td><td>97</td><td>124</td></tr>
<tr><td>職域メンタルヘルスサポーター</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>115</td></tr>
</table>
</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>3 有効性</td>
<td>③</td>
<td>○施策を構成する6本の基本事業の寄与度は、「健康づくり活動の推進」を45％、「食環境の整備」を15％、「こころの健康づくりの推進」を15％、「歯と口の健康づくりの支援」を10％、「健診・相談等サービス体制の整備」を10％、「県民の健康づくりのための調査研究・技術支援の推進」を5％としている。

○がん対策について、一次予防（生活習慣の改善）と二次予防（検診）をこの施策で実施し、三次予防（診療体制の整備）は「施策341 医療体制の整備」で実施している。</td>
<td>○施策を構成する基本事業は、施策の目的を達成するために必要なもので構成されている。</td>
<td>3</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>4 経済性・効率性</td><td>②</td><td>○県内各地域に残っている郷土食について、食生活改善推進連絡協議会会員等の協力により調査をしている。</td><td>○昭和30年代から40年代前半の「日常」の食事や行事食の作り方、エピソード等の調査をボランティアの協力により経済的に実施している。</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5 品質十分性</td><td>①</td><td>○平成16年度、県民健康実態調査を実施し、「ヘルシーピープルみえ・21」の中間評価の基礎データを把握している。

○老人保健事業として市町が実施している、基本健康診査の受診率は全国と比較して中位であるが、がん検診の受診率は向上してきているものの、なお低位にある。
・老人保健事業における受診率
<table>
<tr><th></th><th>H14</th><th>H17</th></tr>
<tr><td>基本健康診査</td><td>43.6%　(23位)</td><td>43.0%　(23位)</td></tr>
<tr><td>胃がん</td><td>9.6%　(40位)</td><td>10.9%　(34位)</td></tr>
<tr><td>子宮がん</td><td>9.0%　(46位)</td><td>13.5%　(43位)</td></tr>
<tr><td>肺がん</td><td>16.7%　(39位)</td><td>15.4%　(37位)</td></tr>
<tr><td>乳がん</td><td>8.0%　(46位)</td><td>13.6%　(38位)</td></tr>
<tr><td>大腸がん</td><td>12.0%　(45位)</td><td>15.2%　(37位)</td></tr>
</table></td><td>●受診率の向上に向け、がん検診の必要性や効果に関する県民への普及啓発に努める必要がある。</td><td rowspan="2">2.8</td></tr>
<tr><td>②</td><td>○給食施設の栄養管理について、健康増進法による必要な指導及び助言を行うため、各保健福祉事務所の栄養指導員が給食施設への巡回指導を実施している。
・給食施設への保健福祉事務所別の巡回指導状況（平成18年度）
<table>
<tr><th>保健福祉事務所</th><th>施設数</th><th>巡回指導実数</th><th>実施率</th><th>栄養指導員数</th></tr>
<tr><td>桑名</td><td>131</td><td>35</td><td>26.7%</td><td>1人</td></tr>
<tr><td>四日市</td><td>211</td><td>41</td><td>19.4%</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>鈴鹿</td><td>158</td><td>23</td><td>14.6%</td><td>1人</td></tr>
<tr><td>津</td><td>222</td><td>98</td><td>44.1%</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>松阪</td><td>141</td><td>26</td><td>18.4%</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>伊勢</td><td>227</td><td>48</td><td>21.1%</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>伊賀</td><td>149</td><td>9</td><td>6.0%</td><td>1人</td></tr>
<tr><td>尾鷲</td><td>45</td><td>7</td><td>15.6%</td><td>1人</td></tr>
<tr><td>熊野</td><td>59</td><td>14</td><td>23.7%</td><td>1人</td></tr>
</table></td><td>●保健福祉事務所によって実施率に格差があるとともに、病院への実施率は高く、事業所へは低いなど、給食施設の種類によっても格差があるので、巡回指導体制の見直しや、優先順位を明確にした計画に基づく実施等、全県的に統一した実施方法により巡回指導するよう改善する必要がある。</td></tr>
</table>

6 計画性	①	○平成13年3月に、13年から22年までの10年間を計画期間とする三重県健康増進計画（「ヘルシーピープルみえ・21」）を策定している。 　また、毎年、年次報告書を作成して公表するとともに、計画の中間年に当たる17年度に中間評価を実施している。	◎中長期的な展望の下で計画を策定し、かつ、年次報告書による取組状況を公表するとともに、中間評価を実施し、重点的に取り組む方向性を定めるなど進行管理が的確に行われている。	3.5
	②	○中間評価の結果、5年前と比べて悪化した領域・指標について分析し、改善のためのターゲットと方向性をまとめ、平成18年度からは産業保健との連携を強化するとともに、受動喫煙防止対策、ウォーキングの促進に重点を置いて取り組んでいる。		
7 行政活動充実度	①	○農水商工部、教育委員会と連携して、地域食材を学習や体験に活用するなど、地産地消を基盤とした食育の推進に取り組んでいる。 　また、平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、19年3月、三重県食育推進計画を連携して策定している。 ○ひきこもりについては、学校教育の中断や終了とともに相談支援体制が途切れ、長期化につながっていることが予測されることや、実数の把握が困難な状況にある。	○食育を推進するに当たって、農水商工部及び教育委員会と連携し、総合行政の視点で事業を実施している。 ○「施策332 子育て環境の整備」で取り組んでいる要保護児童対策地域協議会の設置が進んできているので、教育委員会と連携し、同協議会を活用した情報交換を検討する必要がある。 ・要保護児童対策地域協議会　22市町（75.9%）で設置	3.5
	③	○保健福祉事務所及び市町の保健担当者を対象に、各種研修を実施するとともに、厚生労働省等が開催する研修へ派遣した職員には伝達研修をするための機会を設けている。 ・段階別研修　　保健師一次、二次、三次、四次、リーダー研修 ・事業別研修　　危機管理、地域保健、健康づくり、情報専門職養成 ○基本事業「健康づくり活動の推進」での取組の一つである、紀南地域で取り組まれている「ゆる体操」は、率先実行大賞を3年連続で受賞している。	◎地域保健の専門職種としての能力開発を計画的・体系的に実施するとともに、研修に派遣した職員から新しい情報を伝達する仕組みを構築するなど、組織の業務執行能力の維持・向上に積極的に取り組んでいる。 ◎「ゆる体操」は、平成16年度から18年度の3年連続で率先実行大賞に選定され、17年度は「特別賞」、18年度は「副知事杯」を受けるなど、組織の業務執行能力の維持・向上を図っていると認められる。	

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	くらし8　医療体制緊急整備プログラム	主担当部局名	健康福祉部	「県政報告書」の頁	226～228頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度 目標	平成18年度 実績	
	県内で不足する医師及び看護師の確保、休日や夜間における救急医療の整備、がんの総合対策、医療機関情報の提供により医療体制を充実します。	乳がん対策推進事業	乳がん検診受診率	12.3%	13.6%	
		※その他当施策外の事業6事業				

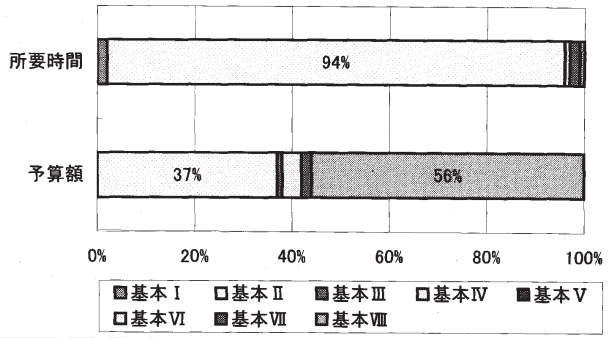
当施策関連事業		現状	評価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○この重点プログラムにおける当施策関連事業の事業目標を達成している。	○目標を達成し、おおむね順調にプログラムを推進したと認められるが、全国と比較してなお低位にあるので、引き続き、受診率の向上に向け、がん検診の必要性や効果に関する県民への普及啓発に努める必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　400～407 頁
2007年版県政報告書　102～103 頁

施策名	341　医療体制の整備				
主担当	健康福祉部　保健・医療分野				
施策の目的	県民一人ひとりが、必要とする適切な医療を受けている。				
数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	地域の診療所・病院から地域医療支援病院への紹介率（%）	目標	―	63	66
		実績	62	―	―
副指標	地域医療支援病院から地域の診療所・病院への紹介率（%）	目標	―	48	51
		実績	47	―	―
副指標	難病相談支援センター登録患者数（人）	目標	―	780	930
		実績	731	―	―
副指標	医療相談件数（件）	目標	―	610	730
		実績	573	―	―
旧指標	医療に対する県民満足度（%）	目標	85		
		実績	80.3		
旧指標	県内におけるがん死亡率（人口10万人あたり）	目標	121.0		
		実績	128.2		

基本事業別の予算・時間の比率



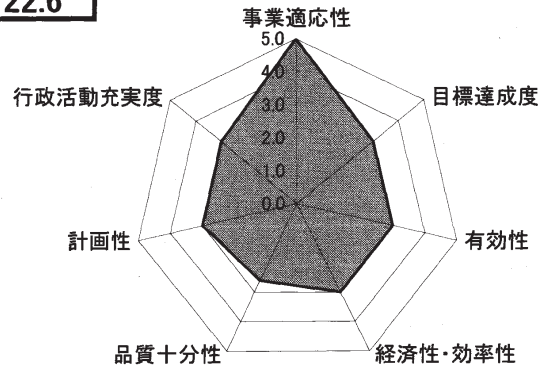
基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 患者本位の医療の推進	健康福祉部 医療政策室	○医療法に基づく医療機関への立入検査 ○医療審議会での医療提供体制等の重要事項の審議	10%	107,585	53,693	13
Ⅱ 県立病院の医療サービス提供	病院事業庁 県立病院経営室	○県立病院（総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院）の経営	5%	15,005,304	2,792,050	7
Ⅲ 救急・へき地医療体制の整備	健康福祉部 医療政策室	○救急医療情報システムの運営、救命救急センター運営費の助成 ○へき地への代診医派遣・巡回診療、自治医科大学運営費の負担	20%	390,378	14,172	14
Ⅳ がん診療体制の整備	健康福祉部 医療政策室	○がん専門医等の人材育成 ○がん診療連携拠点病院の指定及び情報提供体制の強化	20%	4,369	2,000	1
Ⅴ 骨髄バンク、臓器移植等の推進	健康福祉部 医療政策室	○骨髄バンクの普及啓発、ドナー登録 ○臓器移植の普及啓発	5%	5,707	2,218	2
Ⅵ 難病患者等の支援	健康福祉部 健康づくり室	○難病患者の相談、訪問診療 ○特定疾患に係る医療費の助成	5%	1,560,562	29,162	8
Ⅶ 医療分野の人材確保	健康福祉部 医療政策室	○医師の確保 ○看護職員の養成・確保・離職防止	30%	882,630	57,089	20
Ⅷ 適正な医療保険制度の確保	健康福祉部 生活保障室	○国民健康保険及び老人保健医療制度への負担金 ○医療費適正化計画の策定、後期高齢者医療制度の創設	5%	22,457,947	22,770	8
		合計	100%	40,414,482	2,973,154	73

行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
B
22.6



評価項目	施策	基本事業							
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
1 事業適応性	5	3	3	3	3	3	4	4	3
2 目標達成度	3	3	2	3	3	4	3	3	2
3 有効性	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4 経済性・効率性	3.0	3	2	3	3	3	3	3	3
5 品質十分性	2.6	2	3	3	3	3	3	2	3
6 計画性	3.0	3	3	3	3	3	3	3	3
7 行政活動充実度	3.0	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	22.6	20	19	21	21	22	22	21	20

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎平成16年度に医師修学資金等貸与制度、17年度にドクタープール制度、18年度にみえ医師バンクを創設し、医師確保に努めている。
　これらの制度をすべて実施しているのは、18年度末で8県であり、先進的に取り組んでいると認められる。【事業適応性】

◎難病患者の日常生活における相談・支援等を行う拠点として「難病相談・支援センター」を平成17年度に設置し、難病患者やその家族が、公的サービスを受けるだけでなく、疾患別相談会や地域での相談会を実施するなど、新しい時代の公の担い手として活動する環境を整備し事業を展開しており評価できる。【事業適応性】

●県内の人口当たりの医師数は、全国と比較して低位にある。
　また、看護職員は、「三重県看護職員需給見通し」（平成18年3月策定）において、18年で848人、22年で157人の不足が見込まれている。【品質十分性】

●医療法に基づく医療機関への立入検査について、県の要綱で「概ね5年で一巡する目途で実施する」と定めている診療所への立入検査の実施率が低い。【品質十分性】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　医師・看護職員の確保

　医師確保について、ドクタープール制度などを創設し先進的に取り組んでいるが、県民が医療サービスの提供を受ける上で大きな課題となっているので、県民が安心して暮らせるよう、引き続き関係機関と連携し、その対策に取り組まれたい。
　また、看護職員も不足が見込まれているので、高等学校等に対して看護職員の需要や業務について一層周知するなど、関係機関と連携し確保に努められたい。

2　医療機関への立入検査の実施方法等の見直し

　診療所への立入検査について、県の要綱で「概ね5年で一巡する目途で実施する」と定めているが、立入検査の実施率が平成18年度で10.6％と低いので、実施方法等を含め見直しを検討されたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

<table>
<tr><th>評価項目</th><th></th><th>現 状 等</th><th>評　　価</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業
適応性</td><td>①</td><td>○急速な高齢化と医療技術の向上により医療費が増大する一方、経済の低成長への移行、少子化による健康保険料収入が伸び悩むなど、大きな環境変化に直面し、国レベルで医療制度の構造改革が急務となり、平成17年12月、医療制度改革大綱が定められ、18年6月、医療制度改革関連法が成立した。

○県では、平成19年度に保健医療計画の第4次改訂とともに、医療費適正化計画、地域ケア体制整備構想の策定を行い、20年度から施行しなければならないことになっている。

○全国に比べて不足している医師を確保するため、第一次戦略計画の重点プログラム(「くらし8　医療体制緊急整備プログラム」)に位置付け、平成16年度から、へき地等に勤務する医師を確保する事業を実施してきている。
・医療施設従事医師数（人口 10 万人対）（各年 12 月 31 日現在）
<table><tr><td></td><td>H10</td><td>H12</td><td>H14</td><td>H16</td></tr><tr><td>全国</td><td>187.3</td><td>191.6</td><td>195.8</td><td>201.0</td></tr><tr><td>三重県</td><td>168.0
(33)</td><td>170.7
(35)</td><td>173.6
(36)</td><td>176.8
(36)</td></tr></table>※（　）内は全国順位

○平成18年8月、国において、「新医師確保総合対策」が策定され、都道府県のみでは対応困難な地域に対する緊急対策として、医師の不足が特に深刻と認められる県(本県を含む10県)において、最大10人、20年度からの最大10年間、医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認するなど、緊急に取り組む対策をまとめている。</td><td>○保健医療計画については、平成18年度、計画を策定するための基礎データとなる調査を実施し、19年度、医療審議会に保健医療計画策定部会を設置して策定を進めている。
　また、18年度から医療制度改革特命監を設置し、医療費適正化計画、地域ケア体制整備構想の策定に取り組んでいる。

◎平成16年度に医師修学資金等貸与制度、17年度にドクタープール制度、18年度にみえ医師バンクを創設し、医師の確保に努め、実績を上げてきている。
　これらの制度をすべて実施しているのは、18年度末で8県であり、先進的に取り組んでいると認められる。
・へき地等医療機関へ勤務する医師確保の成果　（単位：人）
<table><tr><td></td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td></tr><tr><td>自治医科大学事業</td><td>11</td><td>11</td><td>13</td><td>11</td><td>12</td></tr><tr><td>医師修学資金等貸与制度</td><td></td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>ドクタープール制度</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>みえ医師バンク</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr></table>
○医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認するために、県が講ずべき措置として、当該県の増員後の医学部定員の5割以上の者を対象とした奨学金の設定や、奨学金を貸与する医師の卒業後の活用・配置の計画を策定することなどが条件となっており、平成19年度、医師修学資金等貸与制度を抜本的に見直し、20年度から実施することとしている。</td><td>5</td></tr>
</table>

		○県では、それまでの事業に加えて、平成18年度に看護職員確保・離職防止充実事業を創設し、第一次戦略計画の重点プログラム（「くらし8　医療体制緊急整備プログラム」）に位置付け実施している。	○看護職員を確保するための既存の事業に加えて、看護師養成所にカウンセラーを派遣し新卒看護職員の離職防止等を図る相談事業や、離職対策実践モデル病院を公募しアドバイザーを派遣するなどの離職防止事業に取り組んでいる。	
	②	○難病患者の日常生活における相談・支援等を行う拠点として「難病相談・支援センター」を平成17年度設置し、県と当事者団体である三重県難病団体連絡協議会（現：NPO法人三重難病連）が協働して、療養上の悩みや不安等の解消を図るための相談・支援を行っている。	◎難病患者やその家族が、公的サービスを受けるだけでなく、疾患別相談会や地域での相談会を実施するなど、新しい時代の公の担い手として活動する環境を整備し事業を展開しており評価できる。 H17：疾患別相談会（回）56、地域難病相談会（地区）4 H18：疾患別相談会（回）67、地域難病相談会（地区）5	
2 目標達成度	①	○この施策は、第一次戦略計画の「施策341 医療提供体制の整備」と「施策342 多様化する疾病への対応」を統合したものである。 旧指標は、それぞれ「医療に対する県民満足度」と「県内におけるがん死亡率」で、「医療に対する県民満足度」は最近1年間に医師から受けた診察・診療の内容に対する満足度で県民意識基礎調査によるものであり、「県内におけるがん死亡率」は三重県における人口10万人あたりのがん死亡者数（年齢調整死亡率）である。	○平成19年度から県民意識基礎調査が行われないので、第二次戦略計画では主指標を「地域の診療所・病院から地域医療支援病院への紹介率」にし、かかりつけ医である地域の診療所・病院から専門的な医療等後方支援の役割を担う地域医療支援病院への紹介患者の割合としている。 この指標は、施策目的の「県民一人ひとりが、必要とする適切な医療を受けている」状況そのものを表すわけではないが、現在の医療資源が効率的に活用されているかを示す指標であり、この施策で取り組んだことの成果を表す代替指標と認められる。	3
	②	○「医療に対する県民満足度」は、平成18年度の目標85％に対して、実績は80.3％である。 また、「県内におけるがん死亡率（人口10万人あたり）」は、平成18年度の目標121.0以下に対して、実績128.2である。 ・数値目標の達成状況 医療に対する県民満足度：目標 H17 83.5% H18 85%／実績 H17 80.2% H18 80.3% 県内におけるがん死亡率（人口10万人あたり）：目標 H17 124.0 H18 121.0／実績 H17 130.0 H18 128.2	○平成18年度実績の目標値に対する達成率はともに約94％であるが、前年度より高い水準に設定した目標値に対するものであり、実績値はいずれも前年度より改善している。 （参考）がん男女別年齢調整死亡率（人口10万人当たり） H12：男 206.4（17位）女 98.3（15位） H17：男 180.4（6位）女 90.7（11位） ※全国順位は低い方から ※都道府県別にみた死亡の状況（厚生労働省）を基に調整	

<table>
<tr><td></td><td>③</td><td>○施策を構成する基本事業の目標指標8項目のうち、「県内ドナー登録者数」等の3項目で目標を達成している。
　目標を達成していない基本事業の目標指標は次のとおりである。
・医療機関数（人口10万人あたり）：目標132機関、実績130機関
・県立病院患者満足度（推薦比率）：目標80%、実績71.3%
・看護職員充足率：目標89%、実績87.8%
・財政安定保険者率：目標71%、実績55.2%
・地域がん診療拠点病院指定数：目標6機関、実績5機関</td><td>○基本事業の指標で目標を達成していない5項目のうち、「医療機関数（人口10万人あたり）」と「看護職員充足率」はほぼ目標を達成していると認められるものの、目標を達成していない基本事業については、事業の取組方法等を見直す必要がある。</td><td></td></tr>
<tr><td>3 有効性</td><td>③</td><td>○施策を構成する8本の基本事業の寄与度は、「患者本位の医療の推進」を10%、「県立病院の医療サービス提供」を5%、「救急・へき地医療体制の整備」を20%、「がん診療体制の整備」を20%、「骨髄バンク、臓器移植等の推進」を5%、「難病患者等の支援」を5%、「医療分野の人材確保」を30%、「適正な医療保険制度の確保」を5%としている。
○周産期医療体制の整備については、「施策332 子育て環境の整備」で推進している。
○がん対策について、一次予防（生活習慣の改善）と二次予防（検診）は「施策331 健康づくりの推進」で実施し、この施策では、三次予防（診療体制の整備）を実施している。</td><td>○施策を構成する基本事業は、施策の目的を達成するために必要なもので構成されている。</td><td>3</td></tr>
<tr><td>4 経済性・効率性</td><td>①</td><td>○病院事業庁では、平成16年度から18年度までの3か年を計画期間とした中期経営計画を策定し、単年度収支均衡を掲げ、病院経営を進めてきたが、計画期間中のすべての年度において、経常収支は、当初予算が黒字で、決算が赤字となっている。
　なお、中期経営計画は、19年度まで延長している。
・病院事業における経常損益の推移　（単位：千円）
<table><tr><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td></tr><tr><td>195,206</td><td>381,746</td><td>△472,020</td><td>△72,001</td><td>△967,555</td></tr></table></td><td>●当初予算と決算の乖離の原因を分析し、中期経営計画の総括を行った上で、現状に即した予算編成、病院経営を行う必要がある。</td><td>3.0</td></tr>
</table>

5 品質十分性

①

○県内の医師数は、人口10万人当たりで全国と比較して低位にある。
　診療科別に見ると、小児科・産婦人科・脳神経外科・麻酔科で全国と比べ不足している状況である。

・医療施設従事医師数（人口 10 万人対）　（平成 16 年 12 月 31 日現在）

	総　数	内　科	小児科	産婦人科	脳神経外科	麻酔科
全国平均	201.0	57.7	11.5	8.0	4.9	5.0
三重県	176.8 (36)	57.1 (25)	10.5 (32)	7.7 (31)	4.3 (36)	2.7 (45)

※（　）内は全国順位

○看護職員について、看護師養成所の運営支援、ナースセンター事業による未就業者の就業斡旋を実施し、看護職員の従事者数は増加してきているが、平成18年3月に実施した「三重県看護職員需給見通し」では、18年において848人、22年で157人の不足が見込まれている。
　なお、18年4月から、入院患者7人に対し看護職員1人の配置基準を満たすと診療報酬が上乗せされる改定があったことに伴い、需給に変動が生じている。

・看護職員需給見通し（平成 17 年度策定）　（単位：人）

	H18	H19	H20	H21	H22
需要	17,217	17,299	17,350	17,415	17,474
	219	227	235	242	250
供給	16,369	16,607	16,840	17,069	17,317
	209	211	213	215	217
不足	848	692	510	346	157
	10	16	22	27	33

※下段は助産師（再掲）

○医療法に基づく医療機関への立入検査により、医療機関における人員の確保と構造設備等の適正な配置について、医療従事者への指導監督を行っている。

・医療機関への立入検査数　（単位：箇所）

区　分	H14	H15	H16	H17	H18	医療機関数(H18)
病　院	114	114	115	113	111	111
診療所	203	250	238	256	249	2,354

※　診療所には、歯科診療所を含む

●県民が医療サービスの提供を受ける上で、医師確保は大きな課題となっているので、県民が安心して暮らせるよう、引き続き確保対策に取り組む必要がある。

●看護職員の確保については、今後の需給動向も踏まえ、引き続き関係機関と連携し、取り組む必要がある。
　また、看護職員のうち、助産師については、平成18年において10人、22年で33人の不足が見込まれているので、一層の確保対策に取り組む必要がある。
　なお、「三重県看護職員需給見通し」は5年に1回策定するものであり、供給数は2年に1回実施している「看護職員業務従事者届」により把握しているが、需要数の調査は実施されないので、中間段階での需給差の把握について検討する必要がある。

●病院については、厚生労働省が定める要綱に基づき、原則年1回立入検査を実施している。
　診療所については、県の要綱で「概ね5年で一巡する目途で実施する」と定めているが、実施率が平成18年度で10.6％と低いので、実施方法等を含め見直しを検討する必要がある。

2.6

		○患者のニーズに応じた医療機関の情報提供が求められるなか、医療法の改正により、平成19年度から、すべての医療機関に診療科目、診療時間等の情報提供が義務付けられることになった。 ○小児救急については平成14年度に国立療養所三重病院を小児救急医療拠点病院として指定し、北勢及び中勢・伊賀の両保健医療圏を対象として入院治療を要する子どもの重症救急患者に対応している。 ○がん（悪性新生物）の死亡率は、昭和56年に三大死因の第1位となり、その後も心疾患や脳血管疾患による死亡率を大きく引き離し、現在では死亡総数の約3割を占めるに至っている。	○県では、法改正に先駆けて、平成17年度から各医療機関に情報提供を呼びかけ、18年度において、約7割の医療機関の情報をホームページ（医療ネットみえ）で提供している。 ○南勢志摩及び東紀州の両保健医療圏を対象とした小児救急医療拠点病院の設置について、関係機関との協議を進めていく必要がある。 ○がん対策を有効に進めるためには罹患率や生存率の把握が必要であり、がん医療を実施している中核的な病院における院内がん登録体制の整備を促進し、地域がん登録の実施を検討するとともに、県民への情報提供を推進する必要がある。
	②	○平成18年度の「一万人アンケート」によると、「病状に応じて、身近なところで適切な医療が受けられること（医療体制）」に対する重要度は高い。医療体制に対する満足度は県全体で見ると高いが、不満度も高い結果となっている。 ・平成18年度一万人アンケート（医療体制） 県全体：重要意識 92.6%（8位）／満足意識 34.4%（8位）／不満意識 32.4%（9位） ※（　）内は44項目中の順位 ※重要意識＝「重要」＋「どちらかといえば重要」 満足意識＝「満足」＋「どちらかといえば満足」 不満意識＝「不満」＋「どちらかといえば不満」	○圏域別に満足度・不満度を見ると、四日市、津・久居、松阪・紀勢では満足度が高く、伊賀、尾鷲、熊野では不満度が高い結果となっているので、関係機関と連携して、医療体制の整備に努める必要がある。 ・平成18年度一万人アンケート（医療体制） 重要意識／満足意識／不満意識 桑名・員弁 92.7% 30.3% 36.0% 四日市 95.4% 37.6% 33.0% 鈴鹿・亀山 93.9% 32.9% 28.3% 伊賀 92.6% 24.4% 45.2% 津・久居 91.9% 40.1% 24.2% 松阪・紀勢 91.4% 40.7% 24.4% 伊勢志摩 90.5% 34.4% 33.1% 尾鷲 88.0% 15.7% 57.2% 熊野 90.7% 17.2% 59.3%
6 計画性	①	○昭和63年に三重県保健医療計画を策定し、その後、平成5年、10年、15年と5年に一度改訂を行っている。 　平成20年4月から25年3月までの5年間を計画期間とする第4次改訂を19年度に進めることとしている。	○平成19年度に策定することになっている医療費適正化計画、地域ケア体制整備構想と整合性を取りながら改訂する必要がある。

		○病院事業庁では、平成16年3月、16年度から18年度までの3年間を計画期間とする三重県病院事業中期経営計画を策定し、一般会計からの繰入基準を示している。 次期経営計画等については、現計画が満了する18年度中に策定し、19年度から開始する予定であったが、県立病院の今後のあり方、役割が引き続き検討されることから、現計画を1年延長し、19年度中に策定し、一般会計からの繰入基準についても、下記における検討も踏まえ見直すこととしている。 ・検討体制 18年度　「病院事業庁（県立病院）あり方検討委員会」（庁内） 「公営事業の民営化検討委員会」（議長諮問機関） 19年度　「県立病院等調査特別委員会」（議会） 「病院事業の在り方検討委員会」（知事附属機関）	○委員会における検討結果等を踏まえて、県立病院が果たすべき役割や機能を明確にし、県保健医療計画の改訂と整合性を取りながら、次期経営計画を策定する必要がある。	3.0
		○平成17年度から21年度までの5年間を計画期間とする三重県がん対策戦略プランを策定している。 なお、19年度、国の「がん対策推進計画」が策定されたことから、三重県がん対策戦略プランの内容について整合を図る予定である。	○平成19年4月施行のがん対策基本法において、がん対策推進計画の策定が都道府県に義務付けられたが、県では、法に先駆けて、計画を策定している。	
7 行政活動充実度	①	○看護のこころを普及するために、高校生を対象として、夏休みに一日看護体験事業を実施している。 ・一日看護体験事業の参加者数　（単位：人） H16: 613 / H17: 659 / H18: 571	○看護職員を確保するため、高等学校等に対して看護職員の需要や業務について一層周知するなど、教育委員会との連携に引き続き努める必要がある。	3.0
		○救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、救急救命士が行う気管挿管等の救急措置について、医師による指導・助言及び検証により質を確保する体制（メディカルコントロール体制）を防災危機管理部と連携し構築している。	○麻酔医が不足する中で、気管挿管の病院実習が進まない状況があるが、消防学校において病院実習待機者へのフォローアップ研修を実施し、講習修了者の知識、技術の維持を図っている。	
	③	○病院事業庁では、平成15年度からTQM（トータル・クオリティ・マネジメント）を導入し、すべての県立病院で職員がグループを作り、お互いの能力を高めながら、課題の解決、業務改善に取り組む活動を行っている。18年度は43の取組が行われ、各病院でTQM大会を開催し優秀な活動を選出・表彰のうえ、病院事業庁全体の大会で最優秀賞、優秀賞を表彰している。	○現場から改善活動を提案することにより、医療の質の向上を目指すとともに、学習と成長する組織風土を醸成している。	

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし8　医療体制緊急整備プログラム	主担当部局名	健康福祉部	「県政報告書」の頁	226～228頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度目標	平成18年度実績
県内で不足する医師及び看護師の確保、休日や夜間における救急医療の整備、がんの総合対策、医療機関情報の提供により医療体制を充実します。	医師確保対策事業	医師確保支援を実施しているへき地等機関数（累計）	3か所	4か所
	救急医療機能分担促進事業	モデル地区における二次救急医療機関受診患者に占める重症患者（入院患者）の割合	40%	31%
	こどもの救急医療整備充実事業	小児救急輪番実施率	36%	36%
	質の高いがん医療の推進事業	地域がん診療拠点病院数（累計）	6病院	5病院
	医療情報提供システム整備事業	システム参加医療機関数（累計）	1,650か所	1,658か所
	看護師確保・離職防止充実事業	看護師従業者届出数	17,500人	17,568人
	※その他当施策外の事業1事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○この重点プログラムにおける当施策関連事業の事業目標6項目のうち4項目で目標を達成している。	○「医療情報提供システム参加医療機関数」は、第一次戦略計画策定時の平成18年度目標値（1,200か所）を上方修正した高い水準の目標を上回る実績を上げている。 「地域がん診療拠点病院数」は目標を達成していないが、三重大学医学部附属病院が拠点病院として指定され前年度実績（4病院）より改善している。 また、「モデル地区における二次救急医療機関受診患者に占める重症患者（入院患者）の割合」は、目標を達成していないものの、第一次戦略計画策定時の18年度目標値（18%）を上方修正した高い水準の目標に対するものである。 以上のことから、この重点プログラムにおける当施策関連事業は一定の成果を上げたと認められる。

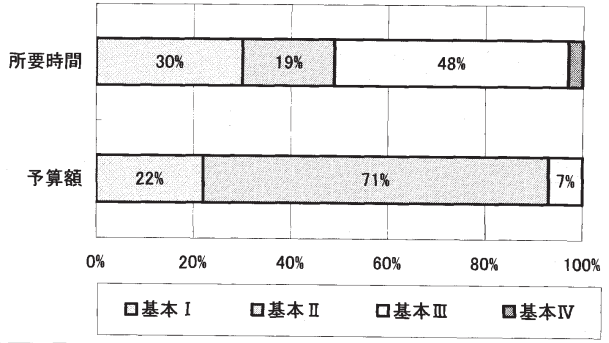
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　426～431 頁
2007年版県政報告書　110～111 頁

施策名	411　廃棄物対策の推進
主担当	環境森林部　循環型社会構築分野
施策の目的	県民、事業者、行政が、廃棄物の発生を極力抑制し、分別の徹底など廃棄物の減量化への取組を一体となって進め、どうしても処理しなければならない廃棄物を適正に処理している。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	廃棄物の最終処分量(千トン)	目標	－	269	208
		実績	215	－	－
副指標	多量排出事業者における資源化率(%)	目標	－	38.0	39.5
		実績	37.5	－	－
副指標	ごみの排出量削減率(家庭系)(%)	目標	－	3.0	6.0
		実績	1.0	－	－
旧指標	廃棄物の最終処分量(千トン)	目標	340		
		実績	664		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額(千円)	所要時間	事務事業数
Ⅰ ごみゼロ社会づくりの推進	環境森林部 ごみゼロ推進室	○「ごみゼロ社会」実現に向けた取組への県民等の理解と参加促進 ○「ごみゼロ社会」実現のためのモデル事業の実施 ○認定リサイクル製品の利用推進	25%	692,489	56,563	12
Ⅱ 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進	環境森林部 廃棄物対策室	○産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理施策の推進 ○産業廃棄物適正管理計画の作成指導等を通じた産業廃棄物の減量化の促進 ○PCB廃棄物の円滑な処理	25%	2,271,377	35,186	7
Ⅲ 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進	環境森林部 廃棄物監視・指導室	○不法投棄等不適正処理事案(11事案)の安全性確認調査の実施 ○行政代執行による生活環境保全上の支障の除去 ○産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止	40%	222,232	90,348	8
Ⅳ 廃棄物の減量化や環境危機対応のための調査研究・試験検査の推進	政策部 科学技術振興センター	○産業廃棄物の発生抑制、リサイクル技術開発をめざす企業との共同研究 ○廃FRPのリサイクル技術の開発 ○家畜ふんたい肥の適正な循環利用技術の開発	10%	9,796	5,461	3
		合計	100%	3,195,894	187,558	30

＊主指標：一般廃棄物と県内多量排出事業者からの産業廃棄物の最終処分量合計
＊旧指標：県内の最終処分場で処分された一般廃棄物と産業廃棄物の合計

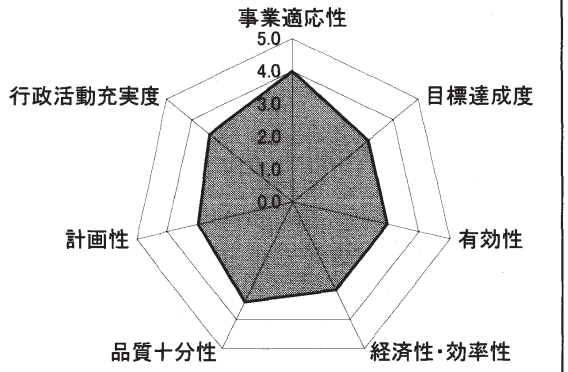
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
B
22.7

廃棄物対策の推進



評価項目	施策	基本事業			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1 事業適応性	4	3	3	4	3
2 目標達成度	3	3	3	4	4
3 有効性	3	3	3	3	3
4 経済性・効率性	3.0	3	3	3	3
5 品質十分性	3.4	3	3	4	3
6 計画性	3.0	4	2	3	3
7 行政活動充実度	3.3	3	4	3	3
合計	22.7	22	21	24	22

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎産業廃棄物の不法投棄等の監視強化に努めており、年々不法投棄件数は減少している。【事業適応性】

◎県内26市町と廃棄物に係る協定を締結し、市町職員に立入検査権限を付与するなど市町との連携を図り、廃棄物の不法投棄等の早期発見・早期是正に努めている。【品質十分性】

○平成17年3月策定の「ごみゼロ社会実現プラン」に沿って、18年度はモデル的な事業に支援を行った。【事業適応性】

●フェロシルトの回収について、平成18年度に提出された現計画に基づき、20年1月末に回収を完了する予定であるが、撤去量の増大等により当初計画から遅れている。【品質十分性】

◎プラス評価　●マイナス評価　○その他　【　】内は評価項目

○意見

1 「ごみゼロ社会実現プラン」の推進

「ごみゼロ社会実現プラン」に掲げる目標の着実な達成を目指して、県庁自らがごみの削減に一層取り組むとともに、市民参画による「リサイクルパーク整備事業」などモデル事業の成果等について、県内市町等と情報共有をさらに進めることにより県内全域に展開されたい。

2　認定リサイクル製品の安全性の確保

県内におけるフェロシルト回収について、現計画に基づき回収されるよう強く指導するとともに、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく厳格な認定審査や立入調査により、リサイクル製品の品質及び安全性の確保を図り、県民の認定リサイクル製品制度に対する信頼の回復に努められたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>現 状 等</th><th>評　　価</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業
適応性</td><td></td><td>○過去の不適正事案のうち、生活環境保全上の支障等が懸念された11事案について、平成18年度に3事案の調査が終了し、11事案すべての調査が終了した。このうち4事案については生活環境保全上の支障の可能性があることから、事業者に対する措置命令を発出しその是正に取り組んでいる。また、原因者が措置を講じない場合には、必要に応じて、県が支障等の除去措置を講じている（行政代執行）。なお、11事案に加えて、桑名市五反田事案及び津市芸濃町事案についても、その是正に取り組んでいる。</td><td>○不法投棄に関し、県では、行為者に資力がない等の理由により長期間放置され撤去、改善の見込みがない事案等について安全性の確認調査を行い、その是正に取り組むなど、県民の不安の払拭のための取組を実施している。</td><td rowspan="2">4</td></tr>
<tr><td></td><td>①</td><td>○不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理が後を絶たず、年々悪質、巧妙化してきている。
・確認された不法投棄件数：
<table>
<tr><th>年　　度</th><th>確認事案数</th><th>数量（トン）</th></tr>
<tr><td>H 16</td><td>63</td><td>2,884</td></tr>
<tr><td>H 17</td><td>28</td><td>857</td></tr>
<tr><td>H 18</td><td>30</td><td>532</td></tr>
</table></td><td>◎平成18年度、廃棄物監視・指導室20人（7班）体制で、3,152件の監視を実施し1,596件に対し行政指導等を行うなど監視強化に努めており、年々不法投棄件数は減少している。
・18年度：目標60件（以下）、実績30件</td></tr>
<tr><td></td><td>②</td><td>○平成18年度、県では17年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」に沿って、「ごみゼロ社会」の実現を目指し、モデル的な事業3カ所に対し支援を行った。
・住民参画によるごみ処理基本計画づくり（東員町、補助金840千円）
・リサイクルパーク整備事業
・事業系生ごみの再資源化等検討調査　}（鳥羽市、補助金13,103千円）</td><td>○モデル事業の成果を検証し、これら事業の成果等について、県内市町等と情報共有をさらに進めることにより県内全域に展開する必要がある。</td></tr>
</table>

○生ごみリサイクルに関する取組事例の交流会を開催するとともに、「ごみゼロホームページ」において県民への情報発信を行っている。
・生ごみリサイクル交流会：参加者数80名（目標150人）
・生ごみ堆肥化講座開催4カ所：参加者数（延）408人（目標100人）
・ホームページアクセス数
　平成16年度　75,659件
　平成17年度　269,281件
　平成18年度　244,155件

○「ごみゼロ社会」の実現に向けて、住民、事業者、民間団体、行政等多様な主体が連携・協働し、ごみを資源ととらえた地域づくりに努めている。

○平成17年からごみ削減に向けた日常的な取組として、買物の際には「マイバッグ」を持参し、レジ袋をもらわないようにするキャンペーンを展開している。

○平成19年9月から、伊勢市内の主要スーパーでは、レジ袋の削減のためマイバッグ持参運動及びレジ袋の有料化を実施している。

2 目標達成度

①

○施策の旧指標は「廃棄物の最終処分量」である。

○旧指標は「廃棄物の最終処分量」としており、埋立処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量である。なお、産業廃棄物については県内すべての最終処分場で埋立処分された総量である。
　第二次戦略計画の目標指標では、一般廃棄物と県内多量排出事業者からの産業廃棄物の合計最終処分量としており、取組状況を表す指標としておおむね妥当である。

②

○廃棄物の最終処分量は目標の340千トン（以下）に対し実績は664千トンであった。

・埋立処分量の推移（平成18年度は速報）　（単位：千トン）

区分＼年度			H17	H18
一般廃棄物			96	82
産業廃棄物	フェロシルト		19	191
	事業団（フェロシルトを除く）		146	84
	民間処分場	県内分	85	101
		県外分	88	206
	小計		338	582
合計			434	664

施策の目標値	360	340

○平成18年度の埋立処分実績は664千トンで目標の340千トン（以下）を達成していないが、特殊要因であるフェロシルト分や県外分の埋立処分量を除くと267千トンである。

<table>
<tr><td></td><td>③</td><td>○施策を構成する基本事業の目標指標4項目のうち、3項目で目標を達成している。
　目標を達成していない指標は次のとおりである。
・適正管理計画策定率目標：100％、実績：97％</td><td>○過去に計画を策定し減量化や資源化の取組を順調に進めており、すでに計画目標を達成した企業においては、適正管理計画を提出しなくなったため100％の目標が達成できなかった。</td><td></td></tr>
<tr><td>3 有効性</td><td>③</td><td>○施策を構成する4本の基本事業の寄与度は、「ごみゼロ社会づくりの推進」を25％、「産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進」を25％、「産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進」を40％、「廃棄物の減量化や環境危機対応のための調査研究・試験検査の推進」を10％としている。</td><td>○施策を構成する基本事業は、施策の目的を達成するために必要な事業で構成されている。</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4 経済性・効率性</td><td>①</td><td>○桑名市五反田地内の不法投棄現場において平成13年度から行政代執行を実施している。また、四日市市内山町地内の最終処分場及び中間処理場における不適正事案について、19年2月から行政代執行に着手している。</td><td>○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「行政代執行法」に基づき代執行を行っている。（なお、原因者からの費用回収ができていない。）
桑名市五反田事案の収入未済額（単位：百万円）<table><tr><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>計</td></tr><tr><td>43</td><td>449</td><td>517</td><td>77</td><td>41</td><td>75</td><td>1,202</td></tr></table></td><td rowspan="2">3.0</td></tr>
<tr><td>③</td><td>○企業等との共同研究において県が負担する経費の一部を共同研究者が負担している。

○（財）三重県環境保全事業団が運営している「ガス化溶融施設」の経営健全化を図るため、「廃棄物処理センター運営協議会」内構成市町職員による「検証部会」で施設維持運営の適正さ等を検証し、一般廃棄物の処理料金を平成19年度から実態に見合う額に改めた。
　また、産業廃棄物の処理料金についても、一般廃棄物の改定に合わせ改めた。
・一般廃棄物（トン当たり料金）：28,000円→35,000円（灯油高騰分を除く）
・産業廃棄物（トン当たり料金）：30,000円→42,000円（燃えがら等3品目）</td><td>○産業廃棄物税を活用し、三重県科学技術振興センター共同研究要綱に基づき、企業のニーズを踏まえ、共同研究を実施している。（センター必要経費の3分の1以上を企業が負担、産廃事業以外は2分の1以上を企業が負担）

○平成19年4月から経営改善を図るため、処理料金を改定した。</td></tr>
</table>

5 品質十分性

	○環境省と連携し、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法である「廃棄物会計基準」の策定に参画して、県内5市町でモデル試行を実施した。 ・取組都県：三重県、東京都 ・取組市町：四日市市、菰野町、伊勢市、鳥羽市、津市	◎ごみ処理システムのコストを分かりやすく説明するため有効なツールであり、全国に先駆け、取り組んでいることは評価できる。
	○県民・市町等、地域との連携に努め、「三重県市町職員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査の実施に関する協定」を県内26市町（平成18年度末現在）と、「情報提供（通報）に関する協定」を県内すべての10森林組合と結んだ。なお、19年度中には残りの3市町と協定を結ぶ予定である。	◎県内26市町と廃棄物に係る協定を締結し、市町職員に立入検査権限を付与するなど、県民・市町等地域との連携に努め、廃棄物の不法投棄等の早期発見、早期是正を図り、安心して暮らせる社会の実現のための先進的な取組を進めている。
①	○平成17年度1人1日当たりごみ排出量（g/人・日）は、1,137g(全国順位35位）である。 1人1日当たりごみ排出量（g/人・日）（環境省調査） H13：1,199　H14：1,201　H15：1,186　H16：1,176　H17：1,137　H18（速報）：1,122 全国：H13：1,180　H14：1,166　H15：1,166　H16：1,146　H17：1,131　H18（速報）：集計中	●年々、ごみ排出量は減少しているものの、平成17年度1人1日当たりのごみ排出量は全国水準まで減少していない。
	○認定リサイクル製品であったフェロシルトの施工現場で土壌環境基準を超える六価クロム等が検出され、調査の結果、製造者が虚偽の申請で不正に認定を受けていたこと等が判明したことから、不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保のため、平成18年3月に三重県リサイクル製品推進条例等を改正した。 ・既認定製品施工現場周辺の水質調査（平成18年度実施）：県内14河川25地点のすべての地点で水質環境基準に適合 ・回収予定量：いなべ市170千トン、亀山市192千トン（H19．10現在）	●フェロシルトの回収について、平成18年度に提出された現計画に基づき、20年1月末に回収を完了する予定であるが、撤去量の増大等により当初計画から遅れているので、現計画に基づき適切に回収されるよう強く指導するとともに、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく厳格な認定審査や立入調査により、リサイクル製品の品質及び安全性の確保を図り、県民の認定リサイクル製品制度に対する信頼の回復に努める必要がある。
②	○平成18年度、県の自主情報公開ガイドラインに基づき産業廃棄物適正管理計画を策定している事業所数は17年度と比較し45増加し、ほとんどすべての事業所である501事業所になった。また、自主情報公開に502事業所が取り組んだ。（対象事業所数：517事業所）	◎産業廃棄物の減量化の促進、県民の理解と信頼の確保のため、情報を事業者自らが公開する制度が進んだ。

3.4

<table>
<tr>
<td>6 計画性</td>
<td>①</td>
<td>○平成18年12月に県民、事業者、学識者等で構成される「ごみゼロプラン推進委員会」において、ごみゼロ社会実現プラン進捗状況の点検・評価を受けた。
ごみゼロプランに掲げる数値目標に関する進捗状況（千トン/年）H19.5（環境森林部調査）
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">指標名</th><th>2002年度（確定値）</th><th>2006年度（速報値）</th><th></th><th>短期目標</th><th>中期目標</th><th>数値目標</th></tr>
<tr><th>2002年度比</th><th>(2010)</th><th>(2015)</th><th>(2025)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ごみ排出量削減率</td><td>家庭系</td><td>535</td><td>530</td><td>1.0%</td><td>6.0%</td><td>13.0%</td><td>30.0%</td></tr>
<tr><td>事業系</td><td>252</td><td>210</td><td>16.7%</td><td>5.0%</td><td>13.0%</td><td>30.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">資源としての再利用率</td><td>14.0%</td><td>16.2%</td><td></td><td>21.0%</td><td>30.0%</td><td>50.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">最終処分量</td><td>151</td><td>82</td><td></td><td>81</td><td>76</td><td>0</td></tr>
</table>
</td>
<td>◎委員会との連携によりプランの進捗管理が適切に行われ、その結果をホームページにて公表している。</td>
<td rowspan="2">3.0</td>
</tr>
<tr>
<td>③</td>
<td>○平成16年3月に策定された「三重県廃棄物処理計画」に沿って、県民、事業者、行政が協働して廃棄物対策、廃棄物抑制の取組が行われている。</td>
<td>●「ごみゼロ社会実現プラン」との整合が図られていないので数値目標等の整合を図る必要がある。</td>
</tr>
<tr>
<td>7 行政活動充実度</td>
<td>①</td>
<td>○農地における木くず等の不適正利用を防止することを目的に、県独自に「木くず等の農地等への利用に係るガイドライン」を策定した。
・ガイドライン策定県：長野県、三重県</td>
<td>◎全国に先駆け、農水商工部、科学技術振興センターと連携し、木くず等を農地等に利用する場合の基準又は指標を明確にするとともに、不適正利用の未然防止を図るため、「木くず等の農地等への利用に係るガイドライン」を策定し、不適正利用の未然防止に役立てている。</td>
<td>3.3</td>
</tr>
</table>

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	くらし12　ごみゼロ社会実現プログラム	主担当部局名	環境森林部	「県政報告書」の頁	238～239 頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度 目標	平成18年度 実績
住民、事業者、市町村等との協働のもとに、ごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにし、ごみゼロ社会実現のための取組を進めます。	モデル事業の実施	モデル事業実施数	3件	3件

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○県民参画により平成16年度に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」に基づき、プラン推進のための取組を県民・事業者・NPO団体等の多様な主体との連携・協働のもと推進している。	○「ごみゼロ社会実現プラン」に掲げる具体的施策をより実効性の高いものとするためのモデル事業として、「住民参画によるごみ処理基本計画づくり（東員町）」、「リサイクルパーク整備事業（鳥羽市）」、「事業系生ごみの再資源化等検討調査（鳥羽市）」の3件の事業について、市町等と取り組んだ。これら事業の成果等について、県内市町等と情報共有をさらに進めることにより県内全域に展開する必要がある。

重点プログラム	重点プログラム名	くらし13　不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラム	主担当部局名	環境森林部	「県政報告書」の頁	240～241頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度 目標	平成18年度 実績
過去の不法投棄等に対する安全性の確認を行い、県民の不安を払拭するとともに、市町村等と協働で不法投棄等に対する監視体制を強化することにより、不法投棄等の未然防止対策を進めます。	不法投棄等の是正推進事業	安全性確認調査実施件数（累計）	11件	11件
	産業廃棄物監視指導重点事業	監視連携している市町村等数（累計）	29市町、10組合	26市町、10組合

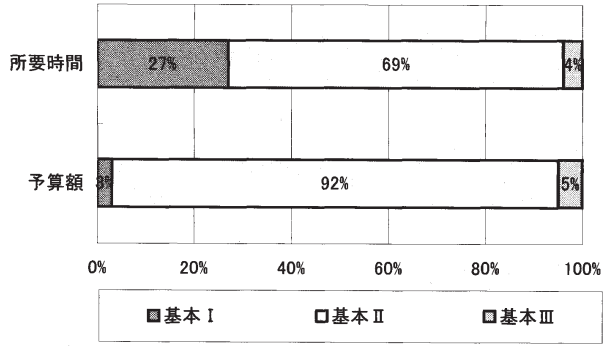
当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○産業廃棄物の不適正処理事案について、安全性確認調査の結果、生活環境保全上の支障又は支障のおそれがあると認められた事案について、県民の安全性を確保するため、安全対策を講じている。 ○近年、益々悪質・巧妙化する不法投棄等不適正処理事案を未然に防止するため、監視強化に努めている。	○産業廃棄物の不適正処理11事案の安全性確認調査を計画的に実施し、全事案の調査を終了した。このうち、生活環境保全上の支障等が確認されたものについては、原因者に支障等の除去を命じるなどの措置を講じた。 ○不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、監視強化に努め、不法投棄件数は減少した。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　456～459 頁
2007年版県政報告書　120～121 頁

施策名	431　環境経営・環境行動の促進				
主担当	環境森林部　地球環境・生活環境分野				
施策の目的	県民や事業者などが、日常生活や事業活動のあらゆる場面で、環境に配慮した取組を行っている。				
数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	環境マネジメントシステム導入事業所数（事業所）	目標	－	1,005	1,275
		実績	908	－	－
副指標	環境教育参加者数（人）	目標	－	21,000	22,500
		実績	20,508	－	－
旧指標	環境経営実践事業所数（事業所）	目標	1,130		
		実績	1,320		
旧指標	環境保全活動参加者数（人）	目標	250,000		
		実績	192,553		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 環境経営の促進	環境森林部 環境活動室	○小規模事業所が導入しやすいM-EMSの普及促進 ○企業の環境に関する連携の促進 ○企業や市・町と協働・連携した環境経営取組の向上	50%	17,581	11,200	7
Ⅱ 環境行動の促進	環境森林部 環境活動室	○県民、事業者、行政等の参加による環境県民運動の展開 ○環境学習情報センター活動の充実	35%	508,638	28,372	9
Ⅲ 国際的な環境保全への協力・貢献の推進	環境森林部 環境活動室	○ICETTを通じたアジア発展途上国の自治体の環境改善の促進 ○中国河南省から環境行政職員を受け入れた研修	15%	29,295	1,800	2
		合計	100%	555,514	41,372	18

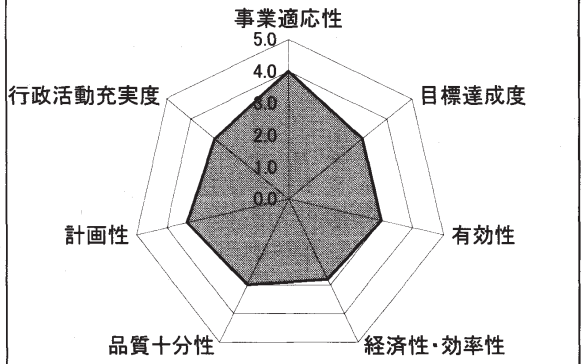
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定 **B** 22.1

環境経営・環境行動の促進



評価項目	施策	基本事業		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
1 事業適応性	4	4	3	3
2 目標達成度	3	4	3	4
3 有効性	3	3	3	3
4 経済性・効率性	2.8	2	4	3
5 品質十分性	3.0	3	3	3
6 計画性	3.3	3	4	3
7 行政活動充実度	3.0	3	3	3
合計	22.1	22	23	22

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎小規模事業所向けの環境マネジメントシステム（M-EMS:ミームス）は、事業者が取り組みやすく費用負担の少ないシステムで、全国に先駆けた取組である。【事業適応性】

◎学校や団体が連携して環境教育を実施する環境教育プログラム作成や、子どもたちの環境に対する意識の向上を図るための「キッズISO14000プログラム」は、三重県環境保全活動・環境教育基本方針に沿った、全国に先駆けた取組である。【計画性】

●環境経営の取組が優れた事業所を表彰する「日本環境経営大賞」で得られた成果について、県内企業へのフィードバックが十分とはいえない。【経済性・効率性】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　M-EMSの普及促進

小規模事業所向けの環境マネジメントシステム（M-EMS:ミームス）について、取組事業所数は、平成18年度目標160事業所に対し120事業所にとどまっているので、商工団体等との連携を密にし、取得メリットなど一層の周知に努め、M-EMSの普及促進を図られたい。

2　環境保全活動・環境教育の推進

環境保全活動・環境教育の推進について、モデル地域で、学校、団体等の参画により地域資源を活用したプログラムづくりや、「キッズISO14000プログラム」に全国に先駆け、取り組んでいるが、多様な主体が連携し環境教育を積極的に実施することは重要であることから、引き続き、教育委員会等との連携を密にし、取組の拡大を図られたい。

3　「日本環境経営大賞」の成果の普及促進

環境先進県を目指した取組としての「日本環境経営大賞」について、先進的な取組事例の情報提供の強化など、より効果的な事業展開を図り県内企業へのフィードバックを十分行われたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現状等	評価	評点
1 事業適応性		○環境問題が深刻化するなか、企業においてはCSR（企業の社会的責任）の一つとして環境経営の成果が一層求められていることから、第三者認証を前提とした小規模事業所が導入しやすい簡易な環境マネジメントシステム（M-EMS：ミームス）の普及を図っている。 ・全国の取組数：12団体（三重県含） ・取組事業所数（累計） 平成16年度：30事業所 平成17年度：85事業所 平成18年度：120事業所	◎小規模事業所向けに、取り組みやすく費用負担の少ないM-EMSの普及を、平成16年度から全国に先駆け、積極的に取り組んでいることは評価できる。 ※M-EMS（小規模事業所向け環境マネジメントシステム）：規模の小さい事業所等が、自主的な環境負荷削減の活動に取り組みやすく、費用負担も少ない環境マネジメントシステム	4
	①	○平成5年度から、（財）国際環境技術移転研究センターや企業等と連携し、三重県に蓄積された環境保全技術を中国河南省をはじめアジア地域等へ技術移転するなど、国際的な環境保全への協力と貢献を推進している。 平成16年度　受入数：2名　日数：18日間 平成17年度　受入数：2名　日数：18日間 平成18年度　受入数：3名　日数：22日間	○三重県に蓄積された環境保全技術を中国河南省をはじめアジア地域等へ技術移転するなど、国際的な環境保全への協力と貢献に取り組んでいる。	
		○環境と経済を同軸に捉えた環境経営の取組に優れた事業所を表彰する「日本環境経営大賞」制度を実施している。 ・応募件数の推移 平成17年度　目標：200件、実績：214件（受賞20件） 平成18年度　目標：225件、実績：180件（受賞17件）	○平成14年度から、三重県独自に実施しており、18年度は全国から180件の応募があり17の受賞者が選ばれた。この表彰制度で得られた成果を環境経営サロン等で県内企業に情報提供している。	
	②	○「企業環境ネットワーク・みえ」や「みえ・グリーン購入倶楽部」においてグリーン購入の促進や地域貢献・地域協働セミナーの開催等を実施することにより環境保全活動に取り組んだ。 ・「企業環境ネットワーク・みえ」加入事業所数（累計） 平成17年度：246事業所 平成18年度：290事業所 ・「みえ・グリーン購入倶楽部」会員数（累計） 平成17年度：111団体 平成18年度：122団体	○持続可能な社会の構築に向けて、企業が各々の環境経営取組を進めるだけでなく、多様な主体が協働・連携することにより、成果がより一層期待される。 ※企業環境ネットワーク・みえ：三重県内の環境問題に熱心に取り組む企業を中心とした組織	

		○地球温暖化問題など環境問題が深刻化するなか、県民一人ひとりがグリーン購入や家庭における省エネ活動等、環境に配慮したライフスタイルへと大きく転換することが求められている。こうしたなか、電気使用料等の削減を促す「みえのエコポイント」の周知活動及び参加者数の増加に取り組んでいる。 ○次世代を担う子どもたちに向けて、NPO、関係団体、企業及び行政等が協働・連携し、環境負荷低減の新しい技術（太陽光発電・燃料電池等）とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験の場として、「こどもかんきょう体感フェア2006」を開催した。 ・開催場所：鈴鹿山麓リサーチパーク 来場者：4,800人、出展数：44　（H18.7.29～30）	○平成18年度のエコポイント参加数は51,506人で、昨年度参加数61,617人と比較し減少している。19年度からは個人参加のみになることから、スーパーなど民間事業者との連携をさらに強め、地球温暖化防止を推進するための県民運動として拡大していくことが求められる。 ○「こどもかんきょう体感フェア2006」参加者の満足度は高く一定の成果は認められるものの、来場者数は4,800人で目標の5,000人には達しなかった。 ・来場者アンケート（1,407人回答）結果 「とてもよかった」「よかった」人の割合：93.6%（1,317人）	
2 目標達成度	①	○施策の旧指標は「環境経営実践事業所数」及び「環境保全活動参加者数」である。	○旧指標では「環境経営実践事業所数」及び「環境保全参加者数」を目標指標にしている。 　第二次戦略計画の指標は「環境マネジメントシステム導入事業所数」としてとしており、取組状況を表す指標としておおむね妥当である。	3
	②	○平成18年度の施策目標のうち「環境経営実践事業所数」は目標1,130事業所数に対して、実績は1,320事業所であり、「環境保全活動参加者数」は目標250,000人に対して、実績は192,553人である。 ・環境経営事業所数内訳（1,320事業所） ISO取得企業数：788事業所 M-EMS取組事業所数：120事業所 企業環境ネットワーク・みえ参加者数：290事業所 みえ・グリーン購入倶楽部参加者数：122事業所 ・環境保全活動参加者数内訳（192,553人） エコポイント推進事業参加者数：187,656人 こどもエコクラブ会員数：3,687人 身近な自然を体験する県民デー参加者数：1,210人	○施策目標のうち「環境経営実践所数」は目標を大きく上回っている。 　一方、「環境保全活動参加者数」は目標を達成していない。	
	③	○施策を構成する基本事業の目標指標5項目のうち4項目で目標を達成している。 　目標を達成していない指標は次のとおりである。 ・民間環境保全活動団体数：目標120、実績101	○目標を達成していない基本事業について、事業の内容や結果を検証することが必要である。	

<table>
<tr><td>3 有効性</td><td>③</td><td>○施策を構成する3本の基本事業の寄与度は、「環境経営の促進」を50%、「環境行動の促進」を35%、「国際的な環境保全への協力・貢献の推進」を15%としている。</td><td>○施策を構成する基本事業は、施策の目的を達成するために必要な事業で構成されている。</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4 経済性・効率性</td><td>①</td><td>○環境と経済を同軸に捉えた環境経営の取組に優れた事業所を表彰する「日本環境経営大賞」制度で得られた環境経営に関する先進的な取組事例について、県内企業に提供し環境経営理念の普及を図った。</td><td>●環境先進県を目指した取組としての「日本環境経営大賞」について、先進的な取組事例の情報提供の強化等、より効果的な事業展開を図り県内企業へのフィードバックを十分行う必要がある。</td><td rowspan="2">2.8</td></tr>
<tr><td>②</td><td>○ホームページのサーバ機器について、利用者の利便性を損ねることなく、保守、通信コストの削減、セキュリティー対策の向上を図るため、政策部との協働により、機器構成の見直し、ネットワークの見直し、機器設置箇所移設等を実施し運用経費の削減を実施した。
・平成18年度決算額:34,643千円
・平成19年度予算額:18,104千円

○平成18年度から小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)の制度普及を図るため、「M-EMS普及員」を公募して、現在5名のボランティアの普及員が地域の業界団体等に対して普及活動を実施している。
・18年度普及活動:延べ約10回</td><td>◎政策部の行政WANに接続することにより、16,539千円の経費削減を行なった。

○ボランティアの普及員による地域業界団体等に対しての説明会開催等、協力を得ている。</td></tr>
<tr><td>5 品質十分性</td><td>②</td><td>○三重県環境学習情報センターにおいてセンター講座や出前講座を実施した。
<table>
<tr><th></th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr>
<tr><td>センター講座参加者数</td><td>1,731</td><td>1,536</td><td>1,158</td><td>1,275</td></tr>
<tr><td>出前講座参加者数</td><td>3,191</td><td>5,459</td><td>5,102</td><td>4,779</td></tr>
<tr><td>見学視察・体験教室参加者数</td><td>5,111</td><td>4,806</td><td>4,086</td><td>4,247</td></tr>
<tr><td>環境学習センター来館者数</td><td>69,067</td><td>62,909</td><td>60,282</td><td>64,100</td></tr>
</table></td><td>○平成15年度以降利用者数は減少傾向にあるので、教育委員会等との連携を強化し、次世代を担う子どもたちに、さらに環境保全の大切さを認識してもらう必要がある。</td><td>3.0</td></tr>
</table>

		○県の環境森林行政に係るホームページ「三重の環境と森林」を毎日更新し、情報発信している。また、大気環境測定結果についてはリアルタイムで常時監視データを公開している。 ・ホームページアクセス数 平成15年度　12,139,158件 平成16年度　17,738,268件 平成17年度　20,955,104件 平成18年度　20,702,849件	○「三重の環境と森林」ホームページの情報内容の充実により、アクセス数が年々増加傾向にある。	
6 計画性	②	○平成17年6月に策定した「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」に沿って、18年度に学校や団体が連携して環境教育を実施する環境教育プログラム作成や、企業や学校との連携による「キッズISO14000プログラム」を実施した。 ・環境教育プログラム作成地区数　目標：3地区、実績：3地区 ・「キッズISO14000プログラム」実施学校数　目標：5校、実績：5校（参加者：約 250人）	◎これらの取組は全国に先駆けたものであり、作成されたプログラムは他地域のきっかけづくりとなるよう、県内全小中学校に配布されるなど環境保全活動・環境教育に関する促進が図られるとともに、「キッズISO14000プログラム」への取組により子どもたちの環境に対する意識の向上が図られた。このように、多様な主体が連携し環境教育を積極的に実施することは重要であることから、引き続き、教育委員会との連携を密にし、取組の拡大が必要である。	3.3
7 行政活動充実度	①	○中小企業にとって、費用が安く取り組みやすい小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS：ミームス）の制度の普及を行っている。 ・M-EMS取組事業所数：120事業所（平成18年度末）	○M-EMS制度は小規模事業所を対象としており、取組事業所数は平成18年度末120事業所であるので、農水商工部との連携を密にし、商工団体等との連携を図りM-EMS認証取得におけるメリットなどについて、一層周知に努めることが望まれる。	3.0
	②	○県からの働きかけにより、商工中金の環境配慮型金融商品「環境配慮型経営支援貸付」、百五銀行の「百五CSR融資、百五CSR私募債」、三重銀行の「三重銀ビジネスセレクトローンエコ」にM-EMS認証取得事業所が対象となった。また、平成19年4月1日から、「M-EMS認証取得」が県単公共工事における総合評価方式の加算点の評価項目として認められた。	○M-EMS認証取得のインセンティブに積極的に取り組んでいる。	

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	元気5　中小企業支援プログラム	主担当部局名	農水商工部	「県政報告書」の頁	196 ～ 197頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名		平成18年度目標	平成18年度実績
	意欲ある中小企業者の経営革新や経営基盤の強化を進めます。	小規模事業所向けEMS導入事業	環境経営ツール導入事業所数（累計）		160事業所	120事業所
		※その他当施策外の事業5事業				

当施策関連事業		現状	評価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○M-EMS制度の充実と普及については、小規模事業所に対する的確な審査体制を整えるとともに、M-EMS制度の説明会、相談会を開催している。また、大手企業や官公庁のグリーン調達条件として採用されるよう関係機関と連携して啓発活動を実施している。なお、県からの働きかけにより、金融機関のCSR融資等の対象となった。さらに、平成19年4月1日からは「M-EMS認証取得」が県単公共工事における総合評価方式の加算点の評価項目として認められた。	○M-EMSの普及が図られているものの、取組事業所数は平成18年度目標の160事業所に対して、18年度末120事業所にとどまっているので、商工団体等との連携を密にし、取得メリットなど一層の周知に努め、M-EMSの普及促進を図る必要がある。

重点プログラム	重点プログラム名	くらし15　みんなで取り組むCO2排出削減プログラム	主担当部局名	環境森林部	「県政報告書」の頁	244～246頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名		平成18年度目標	平成18年度実績
	地球温暖化の原因物資である二酸化炭素（CO2）の削減に向けて、実効性のある県内体制を整備し、地球温暖化防止対策を進めます。	県民総参加によるエコポイント推進事業	エコポイント推進事業参加者数		230,000人	187,656人
		※その他当施策外の事業5事業				

当施策関連事業		現状	評価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○エコポイントについて、従来から実施しているグループ単位での参加方式に加え、平成17年度から実施している事業者との連携による個人参加型の新エコポイント制度の協力事業所を増やすとともに、参加者の増加に向けて県民への周知活動に努めた。	○平成18年度のエコポイント参加数は51,506人で、昨年度参加数61,617人と比較し減少している。19年度からは個人参加のみになることから、スーパーなど民間事業者との連携をさらに強め、地球温暖化防止を推進するための県民運動として拡大していく必要がある。

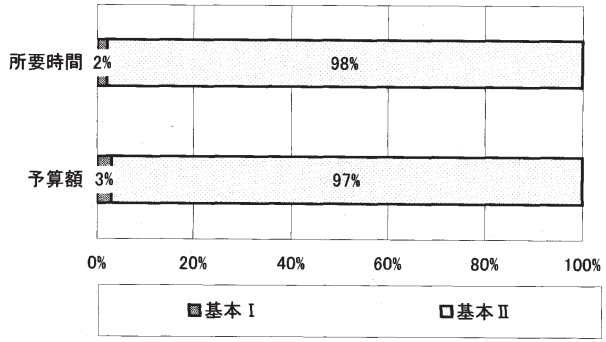
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　468 ～ 472 頁
2007年版県政報告書　126 ～ 127 頁

施策名	443　エネルギー対策の推進
主担当	政策部　政策企画分野
施策の目的	地域資源であるさまざまなエネルギーが、適切な組み合わせのもとに利用され、安定的に供給されている。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	新エネルギーの導入量（原油換算）（kl）	目標	－	214,000	278,000
		実績	206,257	－	－
副指標	新エネルギービジョン策定市町数（累計）（市町）	目標	－	13	22
		実績	10	－	－
副指標	水力発電の年間供給電力目標の達成率（%）	目標	－	100	100
		実績	94.5	－	－
旧指標	新エネルギーの導入量（原油換算）（kl）	目標	179,000		
		実績	209,522		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 地球にやさしいエネルギー対策の推進	政策部 土地・資源室	○住宅等への新エネルギー導入に対する補助 ○新エネルギーの普及啓発	80%	123,684	3,460	4
Ⅱ 電力・エネルギーの安定供給	政策部 土地・資源室	○発電用施設周辺地域や石油貯蔵施設周辺地域の公共施設整備への交付金 ○企業庁の電気事業（水力発電及びRDF焼却・発電事業）	20%	3,478,476	141,215	9
		合計	100%	3,602,160	144,675	13

※数値目標「新エネルギーの導入量」について、主指標はバイオマスエネルギーを含めるとともに、実績値の確定が遅いことから、前年度の数値としている。

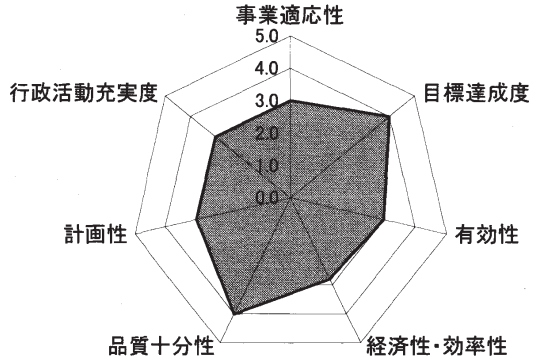
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定 **B** 22.8

エネルギー対策の推進



評価項目	施策	基本事業 I	基本事業 II
1 事業適応性	3	3	3
2 目標達成度	4	4	3
3 有効性	3	3	3
4 経済性・効率性	2.8	3	2
5 品質十分性	4.0	4	4
6 計画性	3.0	3	3
7 行政活動充実度	3.0	3	3
合計	22.8	23	21

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎施策の目標指標「新エネルギーの導入量（原油換算）」について、平成18年度の実績は209,522klと目標である179,000klを大きく超えて達成している。【目標達成度】

◎家庭用新エネルギー普及支援事業について、市町に積極的に働きかけたことにより、平成19年度は全市町で補助を実施している。【品質十分性】

○企業庁の水力発電事業の民間譲渡について、適正な譲渡価格の設定や地域貢献の取組継続等の譲渡条件を整理する必要がある。【事業適応性】

○市町の新エネルギービジョンは29市町のうち10市町が策定しているが、新エネルギーの導入に当たっては住民、事業者とともに市町の積極的な取組が不可欠である。【品質十分性】

●RDF焼却・発電事業について、市町等と平成18～19年度の処理料金を5,058円/tで合意しているが、当該処理料金では事業にかかる経費に見合った収入が得られていない。【経済性・効率性】

◎プラス評価　●マイナス評価　○その他　【　】内は評価項目

○意見

1　新エネルギー導入促進のための普及啓発

新エネルギーの導入に当たっては、住民、事業者とともに、市町の積極的な取組が不可欠であることから、市町のビジョン策定を支援するとともに、市町と連携して普及啓発を図られたい。

また、平成18年9月から、地域での新エネルギー普及啓発を行う「新エネサポーター」の登録を進めているが、今後、さらに連携し普及啓発に努められたい。

2　水力発電事業の民間譲渡に向けた取組

企業庁の水力発電事業について、平成19年2月の「企業庁のあり方に関する基本的方向」に基づき、21年度末を目標として交渉を進めているが、譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献の取組継続等の譲渡条件の整理などの課題があることから、関係部局と連携し、地域貢献の取組内容を説明するなど、地域住民及び市町の理解と合意形成に努め、的確に対応されたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現 状 等	評 価	評点
1 事業適応性	①	○平成9年6月に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が施行され、本法律に基づく基本方針の中で、地方公共団体の果たすべき役割として、具体的な導入計画の策定等により太陽光発電や風力発電等の新エネルギーの計画的な利用を進めることが必要とされている。	○平成12年3月に新エネルギー導入の基本的な方向を示すとともに、新エネルギーを効果的に導入していくための指針として、「三重県新エネルギービジョン」を策定している。 その後、14年3月にバイオマスが新エネルギーに位置付けられ、また、風力発電の導入実績が増加したことなどから、17年3月にビジョンを見直すとともに導入目標を修正している。	3
		○日本のエネルギー需給構造は、エネルギーの約8割を輸入に依存し、また一次エネルギーの約半分を石油に依存しているなど、先進各国に比べて極めて脆弱であることから、石油をはじめとするエネルギーの安定確保に努めるとともに、石油依存度の低減等の取組が必要な状況である。	○新エネルギーへの理解、電力やエネルギーの安定供給や電源の立地に対する理解を深めるため、普及啓発や電源交付金等の趣旨を周知するための事業を実施している。	
		○新エネルギーは、まだ経済性に課題があることから、導入を促進するためには理解や関心を高めていくことが重要である。 県では、新エネルギーの導入について住民、事業者等による主体的な取組の促進を支援することが役割だと考えている。	○新エネルギーの導入に当たっては住民、事業者とともに、市町の積極的な取組が不可欠であることから、市町と連携した普及啓発が求められる。	
		○企業庁の水力発電事業については、平成19年2月の「企業庁のあり方に関する基本的方向」を踏まえて、21年度末を目標に民間譲渡の交渉を進めている。 水力発電の民間譲渡については政策部と企業庁が連携し、RDF焼却・発電事業の受け皿検討については環境森林部と企業庁が連携して関係部局等と協議している。	○譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献の取組継続等の譲渡条件の整理等の課題があることから、関係部局と連携し、地域貢献の取組内容の説明をするなど、地域住民及び市町の理解と合意形成に努め、的確に対応する必要がある。	

	②	○家庭用新エネルギー普及支援事業及びエコスクール支援事業について、平成18年度から普及啓発を要件に加えて補助を行っている。 ・エコスクール支援事業 対象：学校、事業所 普及啓発：普及啓発の報告を翌年度末までに提出 ・家庭用新エネルギー普及支援事業 対象：県民（市町経由） 普及啓発：新エネサポーターとして登録を義務付け	○補助制度の改正を行い、補助対象を企業等に広げるとともに、補助要件に普及啓発を行うことを加えるなど見直しを行っている。 普及啓発を行うことを補助要件としているのは全国的にも三重県だけである。 平成18年9月から実施している新エネサポーターについては490人（19年11月1日現在）の登録があり、体験談の投稿等を行っているが、今後、さらに連携し普及啓発に努める必要がある。 アンケート結果（19年6月実施アンケート、回答200人） ・友人に紹介等をした：31人 ・体験談等の投稿：29件	
2 目標達成度	①	○施策の指標は、「新エネルギーの導入量（原油換算）」であり、三重県内における新エネルギー導入による従来型一次エネルギー（石油、石炭等）の削減量（原油換算）としている。	○施策の目標指標は、施策目的の達成度を表している。 なお、第二次戦略計画の目標指標は、主指標「新エネルギーの導入量」（バイオマスエネルギー含む）としている。 新エネルギーの導入実績の確定が翌々年の春であることから、新しい目標指標は前年度の実績値としているが、施策の達成状況を把握するための指標としては妥当である。	4
	②	○平成18年度の実績は209,522klで、目標である179,000klを達成している。 なお、18年度実績数値を把握できるのが20年度春であるため、実績は暫定数値である。	◎目標を大きく超えて達成している。 なお、旧指標の数値目標及び実績は新エネルギーからバイオマスエネルギーを除いた数値である。	
	③	○施策を構成する基本事業の目標指標2項目の目標と実績は次のとおりである。 ・県全体の太陽光発電能力 目標29,000kw、実績30,757kw ・発電施設能力(企業庁) 目標110,070kw、実績110,070kw	○基本事業の指標はすべて目標が達成されているが、うち1項目は企業庁の発電施設能力であり、平成17年度から目標、実績とも110,070kwとなっている。	

3 有効性	③	○施策を構成する2本の基本事業の寄与度は、「地球にやさしいエネルギー対策の推進」を80%、「電力・エネルギーの安定供給」を20%としている。 ○基本事業「電力・エネルギーの安定供給」は寄与度は20%であるが、企業庁水力発電施設の維持管理費である営業費用約14億円が位置付けられているため、予算額は全体の97%を占めている。	○基本事業は、施策の目的を達成するために必要なもので構成されている。	3
4 経済性・効率性	③	○RDF焼却・発電事業について、平成17年度末までの累積損失が10.4億円である。 市町と18～19年度の処理料金を5,058円/tで合意しているが、当該処理料金では28年度までの収支均衡を図ることが依然として困難な状況である。	●現在、RDF焼却・発電事業にかかる経費に見合った収入が得られていないことから、平成20年度以降の処理料金の協議に当たっては市町等との信頼関係を保ちつつも、健全な経営が可能な事業収支計画策定に努める必要がある。	2.8
5 品質十分性	①	○三重県の新エネルギー導入状況(平成18年度末) 風力発電 : 導入累計 34,000kw(全国17位) 家庭用太陽光発電 : 導入件数累計 6,119件 1万世帯当たりの導入件数 88.5件(全国平均68.7件)	○風力、太陽光発電について、比較的導入が進んでいる。	
		○家庭用新エネルギー普及支援事業は、市町が住民に行う補助に対する県から市町への補助制度である。平成18年度は23市町で実施されているが、6市町では制度がないため、県の補助を受けられない。 なお、19年度はすべての市町で補助制度を定めた。 補助額:1件6万円 18年度補助件数:475件	◎家庭用新エネルギー普及支援事業について、市町に積極的に働きかけたことにより、平成19年度は全市町で補助を実施している。	

	②	○新エネルギービジョンが策定されている市町は、29市町のうち10市町である。 　家庭用新エネルギー普及支援事業を実施する市町が新エネルギービジョンを未策定の場合、3年以内のビジョン策定を平成18年度から補助金交付要領に盛り込んだ。 ○電源立地関係の補助金等について、申請した市町を対象に事務手続きの説明会を開催している。 ・発電用施設周辺地域振興事業費補助金 　対象市町数：29市町、平成18年度実施市町数：11市町 　これまでに当該制度を利用したことのない市町数：5市町 ・電源立地地域対策交付金 　対象市町数：7市町、平成18年度実施市町数：7市町 ・石油貯蔵施設立地対策事業 　対象市町数：11市町、平成18年度実施市町数：10市町	○平成19年度には全市町で実施予定であることから、今後市町のビジョン策定が進むことが見込まれる。 　新エネルギーの導入に当たっては住民、事業者とともに、市町の積極的な取組が不可欠であることから、市町のビジョン策定を支援するとともに、市町と連携して普及啓発を図る必要がある。 ○補助金申請した市町担当者に説明会を行っているが、広く市町の利用を図るためには、さまざまな機会を捉えて補助制度について説明するなど、利用していない市町への対応が必要である。	4.0
	③	○企業庁は、平成18年3月に18～20年度までの3ヵ年の耐震化計画等を「三重県企業庁防災危機管理推進計画」として取りまとめ、「安全・安心・安定」供給を行うように努めている。 　また、年間の訓練計画を策定した上で、災害事故等を想定した各種訓練を実施し、その効果を検証して改善を図っている。 ○三重ごみ固形燃料発電所では平成15年度の事故を踏まえ、施設の改修、管理運営組織の強化、安全管理体制の整備、RDF品質管理などを実施している。 ・RDF品質管理：受入基準（水分、温度等）を満たさないものの受入を拒否、RDF化施設への改善指導、現地確認等を実施 ・三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議：RDF発電の安全確保及び環境保全のため設置　等	◎企業庁電気事業の危機管理について、毎年各所属において危機管理マニュアル訓練を実施し、その結果を検証し、必要に応じてマニュアルの見直しを行っている。 　また、年間の訓練計画を策定し、震災・災害・事故を想定した各種訓練を実施し、その効果を検証して改善を図っている。 　三瀬谷発電管理事務所：台風等を想定　延11回実施 　三重ごみ固形燃料発電所：火災事故等を想定　延6回実施 ○三重ごみ固形燃料発電所の安全性確保及び事故防止の対策に取り組んでいる。 ・RDF品質管理 　平成18年度中に受入基準を満たさなかったもの　8件 　現地確認　3回 ・三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議 　18年度　安全管理会議2回、技術部会3回開催	

<table>
<tr><td rowspan="2">6 計画性</td><td>①</td><td>○新エネルギービジョンを平成12年3月に策定、状況変化に対応するため17年3月に見直しをしている。
　また、民間の活動も含めた新エネルギー導入実績を調査し、毎年11月頃にホームページで公表している。
新エネルギー導入実績
<table><tr><th></th><th>H22目標</th><th>導入実績</th></tr><tr><td>太陽光発電</td><td>75,000 kw</td><td>30,757 kw</td></tr><tr><td>風力発電</td><td>102,000 kw</td><td>34,064 kw</td></tr><tr><td>バイオマス発電</td><td>6,000 kw</td><td>1,460 kw</td></tr><tr><td>バイオマス熱利用</td><td>19,000 kw</td><td>13,395 kw</td></tr><tr><td>コージェネレーション</td><td>434,000 kw</td><td>391,851 kw</td></tr><tr><td>クリーンエネルギー自動車</td><td>22,000 台</td><td>4,031 台</td></tr><tr><td>廃棄物発電</td><td>43,000 kw</td><td>42,630 kw</td></tr><tr><td>合計（原油換算）</td><td>310,000 kl</td><td>224,961 kl</td></tr></table>※コージェネレーションには燃料電池を含む。
※クリーンエネルギー自動車のみH17実績。その他はH18実績。</td><td>○バイオマスエネルギーの新エネルギーへの位置付けや風力発電の導入実績の増等、状況変化に対応した見直しを行っており、新エネルギー導入状況についても、毎年状況把握を行っている。</td><td rowspan="2">3.0</td></tr>
<tr><td>③</td><td>○水力発電所の設備改良、大規模修繕を実施するに当たり、長期改良計画を策定している。
　なお、計画は「おおむね12年に1度実施する内部点検に極力あわせる」、「緊急度の優劣」等の観点から毎年度見直しを行い、更新をしている。</td><td>○前年度の実施状況を反映させ、長期改良計画の見直しを行い、計画的な改良に努めている。</td></tr>
<tr><td>7 行政活動充実度</td><td>①</td><td>○新エネルギー普及啓発事業で実施している企業を対象とした「新エネルギーセミナー」は「三重の21世紀リーディング産業展」と、県民を対象とした「クリーンエネルギーフェア」は「こども環境体感フェア」と同時期に開催している。
　また、地球温暖化防止活動推進員養成セミナーや環境学習情報センターの指導者養成専門講座で新エネルギーについての情報提供を行っている。</td><td>○企業向けの啓発は農水商工部と、県民向けの啓発は環境森林部と協力して開催し事業を実施するなど、対象、内容によって、他部と連携して啓発に取り組んでいる。</td><td>3.0</td></tr>
</table>

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	くらし15　みんなで取り組むCO2排出削減プログラム	主担当部局名	環境森林部	「県政報告書」の頁	244 ～ 246頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名		平成18年度目標	平成18年度実績
	地球温暖化の原因物質である二酸化炭素（CO2）の削減に向けて、実効性のある県内体制を整備し、地球温暖化防止対策を進めます。	地球にやさしい新エネルギー導入推進事業	太陽光発電導入量（県内全体総発電能力）（累計）		29,000kw	30,757kw
		※その他当施策外の事業5事業				

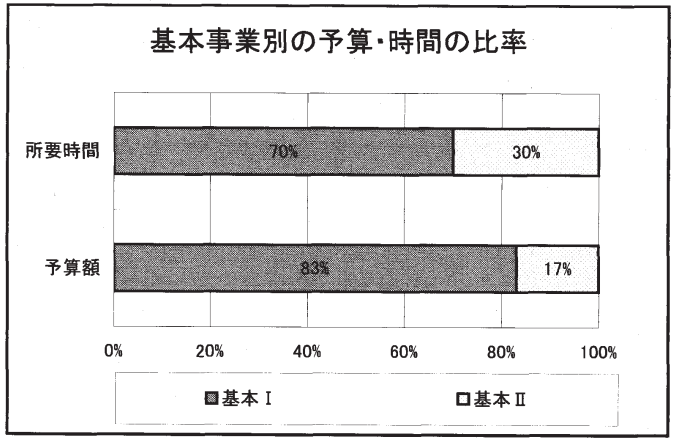
当施策関連事業		現　状	評　価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○事業目標を達成している。 ○この事業では、住宅や県有施設、小中学校等への太陽光発電システムなどの導入支援を実施し、平成18年度に県有施設5ヵ所（50kw）、小中学校等6ヵ所（90kw）、住宅475件（1,778kw）導入された。 ○県全体での太陽光発電は30,757kwとなり、平成15年度末から19,300kw増えている。	○目標を達成している。 県民等への情報提供や活動の支援、「新エネサポーター制度」等の活用とともに、市町と協力してさらに普及啓発に取り組む必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　478 ～ 481 頁
2007年版県政報告書　130 ～ 131 頁

施策名	512　県境を越えた交流・連携の推進
主担当	政策部　政策企画分野
施策の目的	三重県と近隣府県等が、県境や圏域を越えた交流・連携によって課題の解決に向けて取り組んでいる。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	近隣府県等との間で新たに実施する交流・連携事業の数（累計）	目標	―	3	12
		実績	―	―	―
副指標	三重県提案により近隣府県等との間で新たに実施する交流・連携事業の数（累計）	目標	―	1	4
		実績	―	―	―
旧指標	近隣府県等との広域連携に関する認知度（%）	目標	36		
		実績	32.8		



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 中部・近畿圏との交流ネットワークの形成	政策部 地方分権・広域連携室	○中部圏知事会、近畿ブロック知事会への参画 ○関西広域連携協議会(現 関西広域機構)での広域連携事業の実施 ○首都機能移転の促進	50%	9,586	5,605	2
Ⅱ 近隣府県等との連携強化	政策部 地方分権・広域連携室	○「環伊勢湾」、「紀伊半島」等交流・連携事業の実施 ○日本まんなか共和国における交流・連携事業の実施	50%	1,908	2,378	1
		合計	100%	11,494	7,983	3

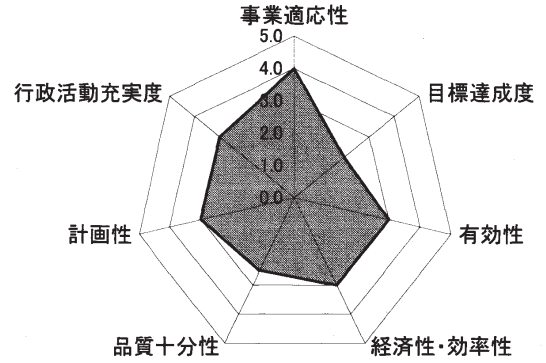
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
C
20.5

県境を越えた交流・連携の推進



評価項目	施策	基本事業 Ⅰ	基本事業 Ⅱ
1 事業適応性	4	4	3
2 目標達成度	2	3	3
3 有効性	3	3	3
4 経済性・効率性	3.0	3	3
5 品質十分性	2.5	2	3
6 計画性	3.0	3	3
7 行政活動充実度	3.0	3	3
合計	20.5	21	21

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎民間と複数府県との統一協定である「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」は、支援を行う店舗にステッカーを掲出し、災害時の帰宅支援サービスの提供に統一して取り組む、官民の広域的な防災協定として全国初めてのものである。【事業適応性】

○環境や防災等で広域的な取組を実施しているが、さらに近隣府県との連携により効果的な取組が期待されるものについて、積極的に活用できるよう各部局との連携を深めることが必要である。【行政活動充実度】

●施策の目標指標「近隣府県等との広域連携に関する認知度」は、平成18年度の目標36％に対し実績は32.8％と施策の目標を下回っており、前年度よりも減少している。【目標達成度】

●広域連携の取組について、資料提供等により情報提供を行っているが、県の活動の概要をまとめて紹介しているホームページはなく、広域連携に対する県民の認知度も低い。【品質十分性】

◎プラス評価　●マイナス評価　○その他　【　】内は評価項目

○意見

1　県民への情報提供

広域連携の活動の概要をまとめて紹介しているホームページなどはなく、広域連携に対する県民の認知度も低いので、三重県がどういう取組に参加し、どのような活動をしているのかについて、さらに県民に周知されたい。

2　各部局との連携強化

各部局の事業で、近隣府県と連携することによりその効果が期待できるものについて、広域的な取組として実施されるよう各部局との連携を一層深められたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現 状 等	評 価	評点
1 事業適応性	①	○防災、環境、観光等、県単独では解決することが難しい課題が増えており、複数の府県等が連携して取り組み、解決していくことが求められている。 主な連携事業 ・中部圏ごみゼロ社会実現推進会議(中部圏知事会) ・近畿高等学校総合文化祭(近畿ブロック知事会) ・関西エコオフィス宣言運動(関西広域連携協議会) ・伊勢湾再生行動計画の策定(東海三県一市連絡協議会) ・三県合同防災訓練(紀伊半島振興対策協議会) ※関西広域連携協議会は平成19年7月1日に同協議会を含む8つの広域組織が統合・参画する「関西広域機構」へ統合された。	○中部圏、近畿圏とネットワーク形成のため、両圏域での知事会等に参画するなど、複数の府県等と連携した取組を行い、また、商工会議所等経済界も含めた連携を図っている。 平成18年度には中部圏知事会で合意された中部圏ごみゼロ社会実現推進会議を設立し、「マイボトルマイカップ運動」「リユース容器調査」等ごみ減量化に向けた運動に取り組むなど新たな連携事業も行っている。	4
		○平成18年9月に内閣に道州制担当大臣が置かれ、19年1月には「道州制ビジョン」策定のための「道州制ビジョン懇談会」が設置された。	○知事会、官民の広域連携組織、近隣県の連絡協議会等さまざまな枠組みで検討している。	
	②	○関西広域連携協議会(2府7県4政令市及び商工会議所等)の取組として、コンビニエンスストア・外食事業者12社との「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、平成17年4月1日より災害時帰宅支援ステーションの支援が関西2府5県域の約6千店舗でスタートした。 19年11月1日現在、関西2府5県4政令市と16社との締結となっている。	◎民間と複数府県との統一協定であり、支援を行う店舗に同一のステッカーを掲出し、災害時の帰宅支援サービスの提供に統一して取り組むという、官民の広域的な防災協定として全国初めてのものである。	
		○三重県の提案により、平成17年度東海三県一市知事市長会議で、国等と連携しながら、多様な主体による伊勢湾の保全・再生に向け、積極的に取り組んでいくことで合意し、三県一市及び関係する国機関で構成する伊勢湾再生推進会議が18年2月に設立された。	○伊勢湾の保全・再生に取り組むための国や関係機関を含んだ組織を設置している。 今後は、NPO団体など民間組織とも連携をとりながら取組を進めていくことが必要である。	

<table>
<tr><td rowspan="3">2 目標達成度</td><td>①</td><td>○施策の旧指標は「近隣府県等との広域連携に関する認知度」であり、県民意識基礎調査で「取組の内容を知っている」「取り組んでいることは知っている」と答えた県民の割合としている。</td><td>○平成19年度から県民意識基礎調査が行われないので、第二次戦略計画では、主指標「近隣府県等との間で新たに実施する交流・連携事業の数」、副指標「三重県提案により近隣府県等との間で新たに実施する交流・連携事業の数」としており、取組状況を表す指標として妥当である。</td><td rowspan="3">2</td></tr>
<tr><td>②</td><td>○平成18年度の目標36％に対し、実績は32.8％である。
　中部国際空港開港、愛知万博等の影響からか、16年度、17年度実績は共に35.6％である。</td><td>●施策の目標を下回っており、前年度よりも減少している。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>○施策を構成する基本事業の目標指標2項目の目標と実績は次のとおりである。
・近畿・中部圏における広域連携事業数
　目標6事業、実績6事業
・広域交流圏における広域連携事業数
　目標16事業、実績16事業</td><td>○基本事業の指標はすべて目標が達成されている。</td></tr>
<tr><td>3 有効性</td><td>①</td><td>○施策を構成する2本の基本事業の寄与度は、「中部・近畿圏との交流ネットワークの形成」を50％、「近畿府県等との連携強化」を50％としている。</td><td>○基本事業の指標はすべて目標が達成されているが、施策の目標は達成されていない。
　平成19年度以降は施策の目標指標を変更しており、基本事業の目標が施策にも反映される指標となっている。</td><td>3</td></tr>
<tr><td>4 経済性・効率性</td><td>②</td><td>○会議の簡素化、事務の効率化を進めており、負担金等の削減をしている。
（単位：千円）
<table>
<tr><th></th><th>H17</th><th>H18</th></tr>
<tr><td>中部圏知事会</td><td>400</td><td>400</td></tr>
<tr><td>中部圏開発整備地方協議会</td><td>500</td><td>500</td></tr>
<tr><td>近畿ブロック知事会</td><td>1,000</td><td>900</td></tr>
<tr><td>近畿開発促進協議会</td><td>204</td><td>196</td></tr>
<tr><td>関西広域連携協議会</td><td>4,210</td><td>3,922</td></tr>
<tr><td>三重・福井・岐阜・滋賀4県連携</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>京滋奈三・広域交流研究会</td><td>100</td><td>100</td></tr>
<tr><td>東海三県一市連絡協議会</td><td>300</td><td>200</td></tr>
<tr><td>紀伊半島振興対策協議会</td><td>540</td><td>540</td></tr>
<tr><td>伊勢湾総合対策協議会</td><td>400</td><td>400</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>7,654</td><td>7,158</td></tr>
</table>
※三重・福井・岐阜・滋賀4県連携は、負担金制度を導入していない。</td><td>○各団体で経費削減に努め、負担金等を削減している。</td><td>3.0</td></tr>
</table>

5 品質十分性	①	○三重・福井・岐阜・滋賀4県連携では、文化、環境、職員研修、男女共同参画等9分野を中心に連携を進めている。 ・子ども環境会議（平成11年度～） ・県境での廃棄物路上検査(平成10年度～) 等を実施している。 ○紀伊半島振興対策協議会（3県）では、東海南海連絡道等の交通体系の整備促進、広域観光リゾート地域の形成、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録、災害時における協力体制の確立等について事業を実施してきている。 これまでの主な成果 ・ドクターヘリ三県共同利用（平成14年度～） ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全活用（平成13年度～） ○広域連携の事業数は増加している。 連携事業数の推移 年度 H16 H17 H18 連携事業数 18 20 22	◎他府県との連携交流を各分野において実施してきており、これまで成果も現れている。	2.5
	②	○広域連携の取組等について、その都度資料提供等を行っている。 また、伊勢湾総合対策協議会（3県1市）や関西広域連携協議会、三重・畿央地域首都機能移転連絡会議（1府3県）等は独自のホームページで取組を紹介している。 ・平成18年度資料提供等　29件 ・19年度一万人アンケートによる「広域連携・交流」の認知度 19.9%　　44項目中43位	●資料提供等により情報提供を行っているが、三重県の広域連携活動の概要をまとめて紹介しているホームページはなく、広域連携に対する県民の認知度も低いので、三重県がどういう取組に参加し、どのような活動をしているのかについて、さらに県民に周知する必要がある。	

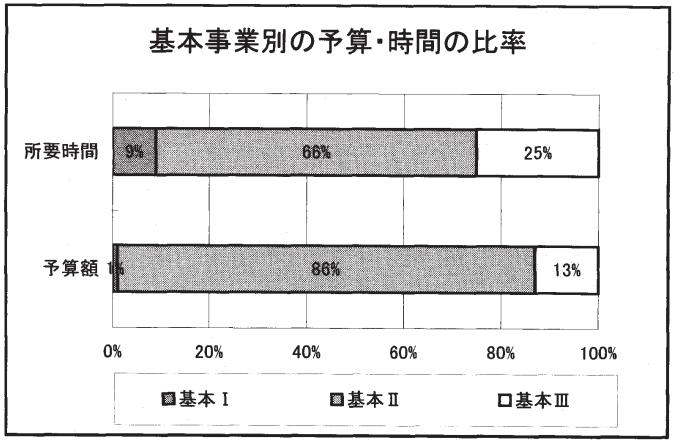
6 計画性	①	○各組織の連携事業については、年1回取組状況を把握し、知事会等で進捗状況の管理を行い、継続・廃止の整理を行っている。 ・日本まんなか共和国技術交流推進協議会が平成18年度で終了 ○三県一市ならびに国の機関で構成する伊勢湾再生推進会議では、平成19年度から10年間を計画期間とする「伊勢湾再生行動計画」を19年3月に策定し、年2回程度実施状況の把握等を行うとともに、3年毎に行動計画の見直しを行うこととしている。	○進捗状況の管理を行うことにより、以降の事業の進め方について検討されている。 ○計画の実施状況把握や計画の見直し等、計画を進めるための仕組みをつくっている。 　また、行動計画には行政や行政と連携した団体の現在実施している取組については記載されているが、NPOや企業、大学等の独自の取組については盛り込まれていないため、今後、多様な主体の活動を把握し、協働・連携して事業を実施していくことが必要となる。	3.0
7 行政活動充実度	①	○平成18年度に関係する近隣府県等との間で、ドクターヘリ三県共同利用やごみ発生・排出抑制対策の啓発活動、医薬品の確保・供給体制の確立等22事業を実施した。	○環境や防災等で広域的な取組を実施しているが、さらに近隣府県と連携することによりその効果が期待できるものについて、広域的な取組として実施されるよう各部局との連携を一層深めることが必要である。	3.0

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　540～543頁
2007年版県政報告書　154～155頁

施策名	551　道路網の整備
主担当	県土整備部　道路政策分野
施策の目的	道路利用者が、安全かつ快適に道路を利用することができ、県内外との交流・連携を広げている。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	幹線道路網の整備率（%）	目標	―	53.7	59.5
		実績	50.7	―	―
副指標	県管理道路改良率（%）	目標	―	70.9	71.5
		実績	70.7	―	―
副指標	舗装の維持管理指数	目標	―	5.0以上	5.0以上
		実績	5.5	―	―
旧指標	幹線道路における移動時間数（平均移動距離40kmあたり）（分）	目標	56.1		
		実績	55.2		

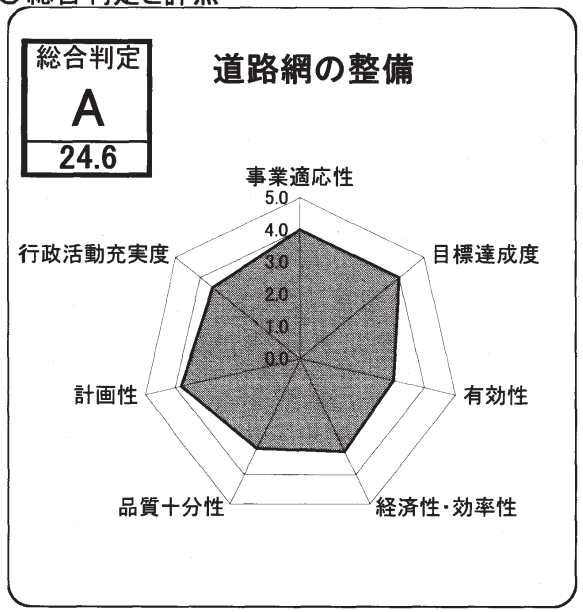


基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 高規格道路ネットワークの形成	県土整備部 高速道・道路企画室	○高規格道路等の整備に必要な用地の確保 ○高規格道路等の整備の進捗に合わせた河川や砂防などの関連施設の整備	50%	262,488	42,431	3
Ⅱ 道路ネットワークの形成	県土整備部 道路整備室	○道路改築事業 ○直轄道路事業負担金 ○交通安全施設等整備事業	30%	42,233,925	289,869	15
Ⅲ 適切な道路資本の維持管理	県土整備部 維持管理室	○舗装や側溝等の維持修繕 ○道路照明の維持管理や道路管理瑕疵による事故への賠償 ○住民参加維持管理	20%	6,513,293	108,409	6
		合計	100%	49,009,706	440,709	24

行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点



評価項目	施策	基本事業		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
1 事業適応性	4	3	3	4
2 目標達成度	4	4	2	3
3 有効性	3	3	3	3
4 経済性・効率性	3.2	3	3	4
5 品質十分性	3.1	3	4	2
6 計画性	3.8	4	4	3
7 行政活動充実度	3.5	4	3	3
合計	24.6	24	22	22

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎「住民参加の維持管理」事業について、自治会等への総委託面積等が大きく増加しており、他の主体が「公」の担い手として活動するための環境整備に取り組み、成果を上げている。【事業適応性】

◎「新道路整備戦略」については、道路整備予算が減少している中、前期（平成15～19年度）の完成供用延長は目標達成率123.4%が見込まれている。前5カ年に比べて完成箇所数の目標達成率も向上させている。【計画性】

◎高規格道路等の整備促進のために、独自のプロジェクトマネジメントシートを作成して進捗管理を行い、一人ひとりが責任を持って業務を行っている。【行政活動充実度】

●緊急輸送道路の整備について、整備率が目標を下回っている。【品質十分性】

●道路の整備に係る交通安全対策事業や自動車交通と公共交通について、TDM（交通需要管理）施策やITSの活用を含めた総合的な方針等が策定されていない。【行政活動充実度】

◎プラス評価　●マイナス評価　【 】内は評価項目

○意見

1　緊急輸送道路ネットワークの整備推進

第2次三重地震対策アクションプログラムの策定とともに緊急輸送道路の指定が見直され、路線数・箇所数が増加したが、整備の遅れているところもあるので、計画的に緊急輸送道路ネットワークの整備を推進されたい。

2　ITSの活用等を含めた「新道路整備戦略」の見直し

道路の整備に係る交通安全対策事業の実施やITSの活用等が重要となってきているので、これらを盛り込み、交通手段のバランスの取れた社会の実現を図るための「新道路整備戦略」の見直しを進められたい。

2 施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現 状 等	評 価	評点
1 事業適応性	①	○市町村合併の進行に合わせて、県及び市町のそれぞれの管理すべき道路について、検討を始めたところである。	○市町村合併により、その認定要件を欠くこととなる県道については、市町村合併支援プランの一つとして「都道府県道の路線認定基準」が緩和され、県道とみなすことができるとされているが、1市町内で、同じ認定要件を満たしている県道を複数管理している箇所もあるので、市町等と今後の道路管理について、協議を進めることが望ましい。	4
	②	○地域住民により構成された団体等が行う道路の草刈りや清掃活動等に対し助成を行うことにより、住民参加の維持管理が県内各地で実施されている。 平成18年度 道路美化ボランティア活動助成事業　170団体　約17,000人 ふれあいの道事業　26団体 約5,000人 除草委託事業　170団体　約7,000人	◎「住民参加の維持管理」事業への県内の自治会等への委託団体数が、平成14年度の267団体から18年度の366団体へ増加しており、同期間の総委託面積も527千㎡から988千㎡へと大きく増加しており、他の主体が「公」の担い手として活動するための環境整備に取り組んで、成果を上げている。	
2 目標達成度	①	○施策の旧指標は「幹線道路における移動時間数（平均移動距離40kmあたり）」である。	○旧指標は、県道整備の進捗が直接反映しないなどの課題があったため、第二次戦略計画の主指標は、「幹線道路網の整備率」に変更し、副指標は「県管理道路改良率」、「舗装の維持管理指数」としている。新指標は、施策目的の達成状況を表しているが、主指標、副指標ともに実績の指標であり、移動時間数や利用者満足度などの成果を検証できる指標を合わせて確認しながら進行管理をすることが望ましい。 なお、一万人アンケート結果からみると、道路改良率は、県民の満足度とある程度相関性があることが分かる。 （単位：%） 平成16年度 / 平成17年度 / 平成18年度 重要意識 79.1 / 80.6 / 80.4 満足意識 29.2 / 34.2 / 36.0 不満意識 31.3 / 30.3 / 27.6 県管理道路改良率 69.5 / 70.0 / 70.7 ※出典：平成18年度版一万人アンケート、県管理道路改良率は、各年度4月1日現在。	4

	②	○平成18年度の「幹線道路における移動時間数（平均移動距離40kmあたり）」の実績は55.2分であり、目標の56.1分を達成している。	○目標は妥当な水準であり、実績は目標を達成しているが、目標指標では、県道が対象外で、かつ、朝夕の混雑時が対象時間外となっているので、施策の目標達成度を的確に表しているとは言えない。	
	③	○第一次戦略計画の基本事業の目標指標5項目のうち、すべての項目で目標を達成している。	◎基本事業の目標がすべて達成されている。	
3 有効性	②	○基本事業は、高速道路整備、一般道路整備、道路維持から構成されており、連携をとって事業を進める仕組みとなっている。	○高速道路整備と一般道路整備は、本線とアクセス道路の整備のように十分な連携をとって進められているが、災害防除事業と道路整備事業の事業間連携のように合併施工を増やすなど改善が求められている事業もある。	3
	③	○施策は3本の基本事業で構成されており、寄与度は「高規格道路ネットワークの形成」を50%、「道路ネットワークの形成」を30%、「適切な道路資本の維持管理」20%としている。	○施策の目的達成に必要な事業で構成されている。	
4 経済性・効率性	①	○「住民参加の維持管理」事業により、維持管理費を削減する効果が生じている。草刈作業では業者に業務委託するより自治会等への委託の方が安価であり、全県的には約22,000千円の経費削減と推定している。 ○入札制度改革やコスト縮減行動計画に基づいて、経済的、効率的に事業を実施している。	◎自治会等の草刈実施箇所の維持管理は、業者への委託箇所と管理のレベルはあまり変わらず、地域住民の公共施設に対する維持管理意識の向上効果も考えれば効率的な事業である。 ◎コスト削減のための第2次行動計画（H14～15年度）では、目標の15%を上回る17.8%を一年前倒しで達成し、第3次行動計画（H16～19年度）を策定して、取り組んでいる。 　また、入札制度改革等により公共工事における平均落札率は平成15年度の91.8%から平成18年度の86%まで低下している。	3.2
	②	○志摩開発有料道路Ⅱ期事業は無料開放に伴う三重県道路公社の事業清算に対し、約30億円の県負担金を支出した。	●県支出金30億円のうち、約24億円は過年度経営改善対策借入金の返済金であり、有料道路方式で事業を実施したが、効率性は結果として十分に発揮されたとはいえない。	
5 品質十分性	①	○「新道路整備戦略」の見直しに当たっては、県民への5,000人アンケート、県議会議員、市町長へのアンケートにより意見・意向を把握するとともに、直接、県民の生の声を聞くため、有識者も交えた県内各地域ごとの懇談会の開催を予定している。 　また、重点整備箇所の選定に当たって、地域ごとのニーズを踏まえた地域戦略加点を追加する仕組みにしている。 ○道路整備における主要な指標である「県管理道路整備率」、「県管理道路改良率」は下記のとおりである。 ・県管理道路整備率(車道幅員5.5m未満は含まない。) 　平成18年4月1日現在 49.4%　(全国平均 57.2%、順位30位) ・県管理道路改良率(車道幅員5.5m未満を含む。) 　平成18年4月1日現在 70.7%　(全国平均 79.9%、順位39位)	◎平成15年度の策定時には、アンケート結果に基づき、「高齢者や通学者等が安全に歩ける道路」等の評価点を高くするとともに、地域ごとのニーズを踏まえた地域戦略加点を追加することによって、それぞれのニーズへ対応しようと工夫しており、今回の見直しに当っても、快適な道路環境の創造に向けて、合併した市町への支援など的確に対応することとしている。 ○道路整備率、道路改良率は全国平均を下回っているが、県管理道路の延長は3,505.4kmと全国18位（県面積は全国25位）と長く、1k㎡当たりの県管理道路延長を他団体と比較すると、全国平均413.7mに対して、三重県は608.5mであり、人口千人当たりの道路延長は、全国平均1.22kmに対して、三重県は1.88kmと相対的にもかなり長い道路延長を管理していることが分かる。	

②

○ホームページ「三重県の道路」で道路に関する情報を網羅的に提供している。

○一万人アンケート結果からみると、道路改良率は、地域住民の満足度とある程度相関性があることが認められるが、東紀州地域においては、高速道路の開通していないこともあり、満足度は非常に低い数値となっている。

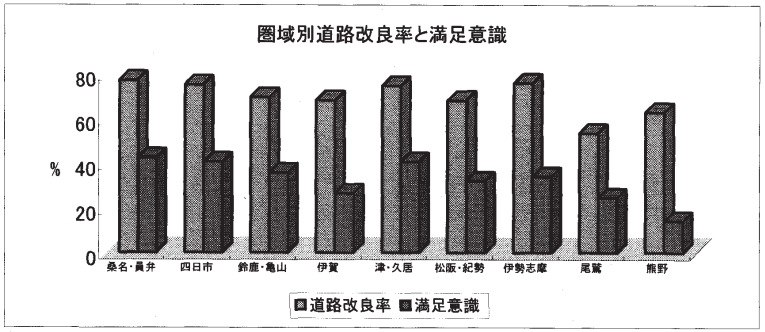
「道路の整備」一万人アンケート結果　（単位:%）

圏域名	重要意識	満足意識	不満意識	建設事務所名	道路改良率
桑名・員弁	78.2	42.5	19.3	桑名	76.9
四日市	80.4	40.7	23.9	四日市	74.9
鈴鹿・亀山	82.4	35.8	29.5	鈴鹿	69.4
伊賀	78.7	26.4	34.7	伊賀	68.1
津・久居	81.7	40.5	25.4	津	74.5
松阪・紀勢	78.6	31.9	29.9	松阪	68.0
伊勢志摩	79.9	34.1	26.8	伊勢・志摩	75.7
尾鷲	86.2	24.6	41.5	尾鷲	53.5
熊野	84.8	14.1	60.4	熊野	62.8
平均	80.4	36.0	27.6	県平均	70.7

※出典：平成18年度版一万人アンケート、道路改良率は、H18.4.1現在。

◎ホームページの更新も早く、県土整備部で作っている「三重県の公共事業情報」や「三重県の入札情報サービス」等と合わせて、非常に詳細で分かりやすい情報提供を行っている。

○「高速交通網」の一万人アンケートの圏域別結果も、「道路の整備」とほぼ同様の傾向であり、東紀州地域の高速道路の整備が強く求められていることが分かる。



3.1

③

○道路管理瑕疵による事故が、平成18年度は34件と増加している。また、県職員、郵政公社職員等からの道路損傷連絡制度は、年々通報件数が減少している。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
管理瑕疵による事故の発生件数（件）	18	15	34

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
郵政公社職員	5	3	5
県職員	81	76	63

●道路の法面については、年一回パトロールで定期点検を実施しているが、目視が中心で、事故を予見することは困難な状況にある。「道路防災総点検」も平成8～9年度に実施されてから、10年を経過して、総点検で対策が必要な箇所とされた1,264箇所以外での崩落事故等も起こっている状況であるので、再点検の実施など充実を図ることが望ましい。

また、道路損傷等の連絡制度は、連絡件数が向上するよう制度の周知や改善が求められる。

○緊急輸送道路の整備について、「新道路整備戦略」に路線の整備率を数値目標に設定するとともに、重点プログラムのくらし1「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム」でも整備箇所を事業目標に設定して取り組んだ。

・「新道路整備戦略」（対象91路線）
　緊急輸送道路整備率　目標 83%　実績（19年度末見込み）76.6%
・「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム」（対象12箇所）
　緊急輸送道路整備箇所の整備割合　目標 75%　実績 67%

●用地取得の遅れなどにより、目標達成度は低い一方、平成19年7月に第2次三重地震対策アクションプログラムの策定とともに緊急輸送道路の指定が見直され、路線数・箇所数が増加したので、目標未達成により遅れている箇所等を含め、計画的に整備に取り組む必要がある。
・緊急輸送道路　（旧）208箇所　1,448.8km　（新）355箇所1,687.3km

なお、第二次戦略計画の重点事業「くらし1　「いのち」を守るみえの地震対策」では、緊急輸送道路に係る事業目標を下記のとおりとしている。
・緊急輸送道路ネットワークの整備率　　現状 87.9%　目標(H22) 91.2%
・緊急輸送道路において、対策が必要な落石等危険箇所の整備割合
　現状 54%　　目標(H22) 100%

6 計画性	①	○毎年、国と協働して、業務計画書及び達成度報告書を作成して、事業を計画的に実施し、進捗管理を行っている。	◎計画書及び報告書は、三重の道路整備の情報を網羅的提供しながら、三重の道路の現状と課題を分析するとともに、今後の道づくりの方向性を記載しており、道路行政マネジメントを示すものとなっている。	3.8
	②	○「道路整備10箇年戦略」の前期（平成10年度から14年度まで）の完成目標116箇所に対し、完成実績は83箇所（71.6％）であったが、「新道路整備戦略」の前期（15年度から19年度まで）では、完成目標82箇所に対し、完成実績は70箇所（85.4％）となる見込みである。 なお、整備の前期目標5項目について、緊急輸送道路整備率を除く4項目で目標達成が見込まれている。	◎戦略策定時より、道路整備予算が減少している中、「新道路整備戦略」の前期（平成15年度から19年度まで）の供用延長は目標値101kmに対し、部分供用も含め124.6km（123.4％）が見込まれている。前5カ年に比べて完成箇所数の目標達成率も向上させており、成果を上げている。 なお、戦略に基づいて整備した個別の箇所の成果の検証及びその情報の提供はなされていないので、できるだけ実施することが望ましい。	
7 行政活動充実度	①	○自動車高速交通網、道路交通網は県土整備部、その他の公共交通網は政策部、交通安全対策は生活部の所管であり、連携のとれた総合的な交通網の整備の方針策定等は行われていない。	●道路の整備に係る交通安全対策事業や自動車交通と公共交通について、TDM（交通需要管理）施策やITSの活用を含めた総合的な方針策定等が行われていないので、それぞれの役割を明確化し、交通手段のバランスの取れた社会の実現を目指し、連携を進める必要がある。 ※TDM（交通需要管理）：駅周辺の駐車場を活用して、マイカーと公共交通機関の併用を促進し、車の量の削減を図る。 ※ITS（高度道路交通システム）：最先端の情報通信技術を利用し、安全性・輸送効率などの最適化を目指す新しい道路交通システムの総称。	3.5
		○交通安全施設等整備事業については、施策「321:交通安全対策の推進」に位置付けるとともに、国、県警、中日本高速道路㈱とともに、三重県道路交通環境安全推進連絡会議を設置して、わかりやすい道路標識の整備や重大事故の再発防止に取り組んでいる。	◎有識者もメンバーに加えて、意見を聞き、事故対策等について提案するとともに、ホームページ「三重の安全な道づくり」等で、連絡会議の活動がわかりやすく情報提供されている。	
	③	○高規格道路等の整備促進のために、独自のプロジェクトマネジメントシートを作成し、進捗管理を行っている。また、関係する部局の職員も参加し、各項目ごとに責任者を定めている。	◎プロジェクトマネジメントシートに事業における課題解決の目標を定めて、進捗会議を随時開催して進行管理を行うとともに、各項目ごとに責任者を定めることにより、一人ひとりが責任を持って業務を行っている。	

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	絆4　高速道路と市町村合併を支援する道路整備プログラム	主担当部局名	県土整備部	「県政報告書」の頁	256～257頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成18年度 目標	平成18年度 実績
人や地域の活発な交流につながる、高速道路・市町村合併を支援する道路を積極的に整備、促進します。	市町村合併支援道路整備事業（県管理道路）	市町村合併を支援する道路の供用延長（累計）	24.1km	18.3km
	市町村合併を支援する直轄道路事業			
	高速道路に関連する用地取得対策事業	県内の高速道路等の新規供用延長（累計）	17.5km	17.5km
	高速道路に関連する施設整備事業			
	高速道路に関連する市町村補助事業			
	高速道路網に関連する直轄道路事業			

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○構成関連6事業のうち、目標を達成しているのは4事業である。（数値目標としては、2項目中1項目の達成。未達成であったのは、市町村合併を支援する直轄道路事業の進捗が遅れたことによるものである。） ○市町村合併に伴う新市の地域づくりを積極的に支援するため、新市の中心部と周辺部を連絡する道路や公共施設等の共同利用を促進させるための道路の整備を進めている。 ○県民が安全、安心を実感できるよう道路ネットワークの根幹となる高速道路の整備を着実に進め、地域をつくる基盤となる高速道路網の整備を進めている。	○市町村合併を支援する直轄国道の整備を除き、事業目標を達成している。直轄国道の早期供用開始を国に働きかけるとともに、市町村合併支援道路整備事業（県管理道路）を新道路整備戦略等に明確に位置付けて整備の推進を図る必要がある。 ○高速道路の整備については、御遷宮に向けた県内の高速道路等の新規供用延長を、第二次戦略計画で重点事業の事業目標として取り組んでいる。

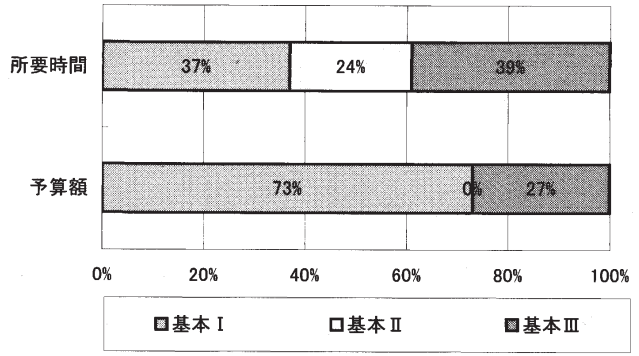
施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン第二次戦略計画　544 ～ 547 頁
2007年版県政報告書　156 ～ 157 頁

施策名	552　交通網の整備
主担当	政策部　政策企画分野
施策の目的	県民が、安全で利便性の高い交通網を利用して円滑に移動している。

数値目標		年度	2006	2007	2010
主指標	県内の公共交通機関の利用者数（千人）	目標	―	121,949	121,949
		実績	121,949	―	―
副指標	県民の公共交通機関満足度（%）	目標	―	24.9	30.0
		実績	23.2	―	―
旧指標	高速交通機関アクセス30分程度の市町村の割合（%）	目標	80.0		
		実績	80.0		
旧指標	交通手段のうち公共交通機関を利用した人の割合（%）	目標	14.2		
		実績	8.9		

基本事業別の予算・時間の比率



基本事業名	主担当室	事業概要	寄与度	予算額（千円）	所要時間	事務事業数
Ⅰ 生活交通の確保	政策部 交通政策室	○市町自主運行バス、広域幹線路線等の地方バス路線への補助 ○三岐鉄道北勢線、伊勢鉄道への設備近代化等に対する補助	40%	653,752	7,735	6
Ⅱ 名古屋圏、大阪圏との輸送力強化	政策部 交通政策室	○JRや伊勢鉄道の利便性向上のための要望活動、利用促進活動	25%	1,593	4,960	1
Ⅲ 高速交通ネットワークの形成	政策部 交通政策室	○中部国際空港の海上アクセスへの補助、及び中部国際空港、関西国際空港の利用促進活動 ○伊勢湾口道路、東海南海連絡道の整備促進活動 ○リニア中央新幹線の早期実現への活動	35%	243,583	8,240	8
		合計	100%	898,928	20,935	15

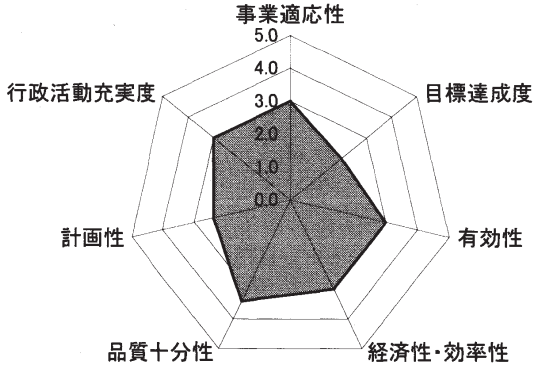
行政監査（評価）の結果

1　総括

○総合判定と評点

総合判定
C
19.8

交通網の整備



評価項目	施策	基本事業		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
1 事業適応性	3	3	3	3
2 目標達成度	2	2	2	3
3 有効性	3	3	3	3
4 経済性・効率性	3.0	3	3	3
5 品質十分性	3.4	4	3	3
6 計画性	2.4	2	2	3
7 行政活動充実度	3.0	3	3	3
合計	19.8	20	19	21

「経済性・効率性」以下の項目については、各基本事業の寄与度により評点を加重平均しています。

○主な評価内容

◎生活交通のあり方を考える地域公共交通会議について、県と三重運輸支局が連携して市町に働きかけたことにより、21市町で設置され、路線延長や運賃変更について協議されている。【品質十分性】

●施策の目標指標のうち「高速交通機関アクセス30分程度の市町村の割合」は達成しているが、「交通手段のうち公共交通機関を利用した人の割合」は目標を大きく下回っている。【目標達成度】

●県が補助を行っているバス路線のうち、広域幹線路線では、バス運行の危機的状況を利用者に示すことにより、一層の活用を呼びかけるなどの取組を行っているが、市町自主運行バス等では一部を除きそのような取組が行われていない。【品質十分性】

●県全体としての総合的な交通体系のあり方やその方策を明らかにした計画等は策定されていない。【計画性】

◎プラス評価　●マイナス評価　【　】内は評価項目

○意見

1　生活交通確保のための会議への支援

市町や事業者と利用促進の取組を進めるとともに、地域公共交通会議を有効に活用し、地域の公共交通をどうしていくのかを市町が地域住民と一緒に考えていけるよう支援されたい。

また、バス路線維持の補助金について、地域住民が路線の状況を知り、路線について考える機会を得られるように、路線状況や利活用の周知を補助条件にするなど制度を見直されたい。

2　総合的な交通体系についての指針策定

県内の都市間交通や、三重県と大都市や海外とを結ぶ高速交通について、鉄道・道路・空港などの多様な交通形態による総合的な交通体系のあり方を示した指針を策定されたい。

2　施策の現状及び評価

＊「評価項目」欄の①、②、③は、評価の視点の区分です。

評価項目		現状等	評価	評点
1 事業適応性	①	○全国的に交通機関別の輸送分担率は、自家用車が増加し、鉄道・バスは減少している。 三重県では、特に自家用車の比率が全国平均より高くなっている。 ○中部国際空港への海上アクセス（松阪ルート開設後1日平均） ・津ルートでは888人（前年同期△166人、平成19年1月～4月） ・松阪ルートでは320～330人（18年12月～19年3月） 平成18年4月には四日市ルートが開設され、20年春には伊勢ルートの開設が予定されている。 ○中部国際空港では三県一市・経済団体、空港会社等と連携して、関西国際空港でも関西の自治体と経済団体、空港会社と連携して機能強化について取り組んでいる。 ○平成18年10月に道路運送法が改正になり、地域公共交通会議等の市町、住民及び事業者が公共交通について検討していく場が設けられている。 ○事業者バス路線は多くの路線で採算が取れておらず、廃線が現実のものとなっており、市町の自主運行バスについても負担額が増加し、市町の財政を圧迫している。 また、鉄道でも伊賀線、養老線が平成19年10月から運営と設備を別会社で行う上下分離方式を採用し、新会社で運行を開始している。	○公共交通機関の利用者の減少は、自家用車への依存、少子化等が原因と考えられる。 三重県では、中小私鉄やバス事業への補助を行い、路線の維持に努めているが、輸送分担率は減少している。 ○中部国際空港及びアクセスの利便性を高めるためには、利用者の増加が望まれることから、そのための取組を引き続き空港会社、経済団体等と取り組むとともに、観光等については民間業者と連携しつつ市町と協働した取組が必要である。 ○日常生活に必要となる交通手段について、乗合タクシー、デマンド交通等も含めた地域ニーズに応じた方法を地域で検討、導入していけるように、市町を支援していく必要がある。	3

		H2	H7	H12	H16	H12からの増減
鉄道	全国	27.6	26.8	25.4	24.5	-0.9
	三重県	10.3	9.8	8.5	6.3	-2.2
乗合バス	全国	7.8	6.9	5.7	4.9	-0.8
	三重県	5.0	4.6	3.8	2.6	-1.2
自家用車	全国	58.1	60.7	63.7	65.9	2.2
	三重県	81.3	82.4	84.8	89.3	4.5

		○JR関西本線、紀勢本線、参宮線等の機能強化について、沿線自治体と協働で事業者、国に働きかけを行い、また、利用促進のために、チラシや啓発冊子、沿線ウォーキングガイドブックの作成等を行っている。 　また、平成18年度から伊勢鉄道の利用促進のための勉強会を沿線自治体、事業者と行っている。		
2 目標達成度	①	○この施策は、第二次戦略計画の策定にあたり、施策「高速交通網の整備」の一部を施策「公共交通網の整備」に統合したものである。 　旧指標は「高速交通機関アクセス30分程度の市町村の割合」と「交通手段のうち公共交通機関を利用した人の割合」としている。	○第二次戦略計画の目標指標は、主指標「県内の公共交通機関の利用者数」、副指標「県民の公共交通機関満足度」としており、施策の達成状況を表す指標として妥当である。	2
	②	○平成18年度の指標「高速交通機関アクセス30分程度の市町村の割合」は目標80％に対して、実績80％、「交通手段のうち公共交通機関を利用した人の割合」は目標14.2％に対して、実績8.9％である。	●「高速交通機関アクセス30分程度の市町村の割合」は達成しているが、「交通手段のうち公共交通機関を利用した人の割合」は公共交通の輸送分担率の減少に歯止めがかからず目標を大きく下回っている。	
	③	○施策を構成する基本事業の目標指標4項目の目標と実績は次のとおりである。 ・県庁から名古屋空港（中部国際空港）へのアクセス時間 　目標50分、実績50分 ・公共交通活用に向けた取組数 　目標15、実績17 ・県内の鉄道路線営業キロ数 　目標639.8㎞、実績639.8㎞ ・県民に対するバス利用可能人口割合 　目標67.8％、実績70.6％	○基本事業の指標はすべて目標が達成されている。	
3 有効性	①	○施策を構成する3本の基本事業の寄与度は、「生活交通の確保」を40％、「名古屋圏、大阪圏との輸送力強化」を25％、「高速交通ネットワークの形成」を35％としている。	○基本事業の目標はすべて達成されているが、施策の目標は一部達成されていない。 　「県民が安全で利便性の高い交通網を利用して円滑に移動している」という施策目的を掲げているが、事業が目的達成のために有効に機能していないので、見直しをする必要がある。	3

<table>
<tr><td></td><td>③</td><td>○第一次戦略計画では、利便性向上、鉄道整備、バス交通確保、高速交通としていた基本事業の構成を、生活交通、都市間交通、高速交通に見直しをしている。</td><td>○交通手段別の体系から地域の生活交通、都市間の交通といった交通の目的による事業体系に見直しをしている。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4 経済性・効率性</td><td>①</td><td>○県単補助金である市町村自主運行バス等維持費補助金について、平成17年度に補助対象及び補助率等を見直している。
補助対象：支出に占める収入の割合が30％以上 → 10％以上
補助率：17年度1/2から毎年1/20ずつ減少し、22年度以降1/4
補助単価：第3種生活バスの単価を基準（毎年変動）
16年度は137円/km → 単価固定106円/km

市町村自主運行バス等維持補助金の推移
<table><tr><td>年度</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td></tr><tr><td>補助額（千円）</td><td>191,792</td><td>210,769</td><td>228,216</td><td>226,247</td><td>200,426</td></tr><tr><td>系統数</td><td>215</td><td>254</td><td>251</td><td>258</td><td>298</td></tr></table></td><td>○県財政が厳しい中、補助額が年々増加している一方で、市町から制度対象の拡大要望があったことから、限られた予算の中で対応するため、平成17年度に補助金制度を改正し、対象を広げる一方で補助率を順次下げることで対応している。</td><td rowspan="2">3.0</td></tr>
<tr><td>②</td><td>○太平洋新国土軸構想推進協議会（平成18～19年度は三重県が事務局）の18年度の分担金は66万円であった。</td><td>○ホームページの管理体制を見直すことにより年間約20万円節減するなど、経費節減に努めた結果、平成19年度から分担金を53万円と約8割に削減している。</td></tr>
<tr><td>5 品質十分性</td><td>①</td><td>○平成18年10月に道路運送法が改正され、市町等が運行するバス等について変更を加える際は、地域需要に即した生活交通のあり方を審議する、地域住民、利用者、事業者、市町等による地域公共交通会議の合意が必要となった。
・バス等を運行している市町　26市町
・地域公共交通会議の設置　21市町（19年8月）
他県では地域公共交通会議の合議事項が発生する際に、会議の設置を行うところが多く、中部運輸局管内では全体の3割程度の市町村が設置しているのみである。</td><td>◎政策部と三重運輸支局が連携して市町に設置を働きかけたことにより、21市町で地域公共交通会議が設置され、路線延長や運賃変更について協議されている。
市町の自主運行バスに限らず、地域の生活交通のあり方を協議する場であることから、有効に活用されるよう引き続き支援が必要である。</td><td></td></tr>
</table>

○市町村自主運行バス等では、平成18年度に25市町、298系統に対し約2億円、第3種生活路線では、12市町22系統に対し約3千万円、広域幹線路線では、45系統に対し約2億9千万円の補助を行った。

補助額の推移　（単位：千円）

年度	H15	H16	H17	H18
自主運行バス	213,081	229,890	226,927	202,425
第3種生活路線	30,913	32,693	32,501	29,936
広域幹線路線	251,552	267,292	281,967	293,596
合計	495,546	529,875	541,395	525,957

＊車両購入補助を含む
＊市町村自主運行バス：市町村が運営する自主運行バス
＊第3種生活路線：事業者が運行する平均乗車密度5人未満のバス路線
＊広域幹線路線：事業者が運行する複数市町村にまたがる路線

●広域幹線路線では、補助対象路線を記したチラシをバスに掲示するなど、バス運行の危機的状況を利用者に示すことにより、より一層の活用を呼びかけるなどの取組を行っているが、自主運行バス等では一部を除きそのような取組が行われていない。
　地域公共交通会議が設けられたこともあり、自主運行バス及び第3種生活路線維持の補助金について、バス路線の状況や利活用PRを補助条件にするなど、地域住民と市町が路線について考える機会を得られるように補助制度の見直しが必要である。

○バスの幹線路線に関しては、県内9交通圏ごとに事業者、市町、県をメンバーとしたワーキンググループを立ち上げ、アセスメントを実施している。

○幹線路線に関して今後の方針等を含めた意見交換の場であることから、毎年行われるアセスメントを活用し、市町、事業者と連携し、各路線ごとの今後のあり方等を議論していく必要がある。

○平成19年度「県民一万人アンケート」では、「公共交通網」の不満度が41.7％で44項目中3位と高い状態である。

（単位：％）

	H16	H17	H18	H19
重要度	81.6 (21)	82.5 (21)	83.0 (22)	82.4 (22)
不満度	41.4 (5)	39.0 (6)	39.9 (5)	41.7 (3)

＊（ ）内は44項目中の順位

○アンケート結果からは、公共交通網に関する満足度が向上していないので、県民と事業者、市町等で意見交換できる場の活用を図る必要がある。

3.4

②

○福祉有償運送の運営協議会について、中部運輸局管内の設置率は76％（平成19年4月）であるが、三重県では17年度に29市町すべてに設置され、県内全域で福祉有償運送を行うことが可能となった。
　全市町村設置しているのは中部運輸局管内では三重県のみである。
　また、18年度中の協議会開催回数も他県が1回に満たない状況の中、県内協議会は平均4回以上開催されている。
※福祉有償運送：NPO法人等が、高齢者や障がい者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う車による移送サービス

◎三重県では、政策部と健康福祉部が三重運輸支局と連携して広域での設置を市町に働きかけたことから、全市町で運営協議会が設置され、平成19年3月末には86事業者により福祉有償運送が行われている。
　また、協議会の運営に対しても支援を行うことにより、協議会の活発な開催がなされている。

6 計画性	①	○平成17年3月に中部地方交通審議会から「中部圏における今後の交通政策のあり方について」の答申が出され、日常生活圏ごとの地域の実情に沿った交通計画は市町村が主体となって策定し、県は市町村間の調整や交通ネットワークの維持・改善・整備等の役割を担うこととされている。 　また、都市行政の一環として県土整備部が都市圏域単位で望ましい方向性を示した都市圏交通計画を策定している。19年3月には伊賀都市圏で計画を策定し、今後各都市圏で順次策定していく予定である。	●個別地域での交通計画策定は行われているが、県全体として交通体系のあり方やその方策を明らかにした計画等は現在策定されていない。 　施策目的に向けて、県内の都市間交通や、三重県と大都市や海外とを結ぶ高速交通について、鉄道、道路、空港などの多様な交通形態による総合的な交通体系のあり方を示した指針を策定する必要がある。	**2.4**
7 行政活動充実度	①	○福祉有償運送では健康福祉部と連携を図っている。また、平成18年8月を「公共交通利用促進月間」と位置付け、環境森林部と連携し、職員の公共交通利用通勤を推進した。 　また、県土整備部が行う都市圏交通計画の策定に参画している。 ○高速交通の整備について、構想段階のものは政策部で所管し、高速道路等の計画路線決定以降の事業を県土整備部で担当している。	○現在、福祉有償運送、環境面等で連携が図られているが、これからの地域公共交通を考える上では、街づくりと一体で取り組む必要があることから、県土整備部等との連携が今後さらに必要となる。 ○高速交通の整備にあわせて、地域づくり、まちづくり、地域交通のあり方等を関連部局、地元住民、自治体等と連携して進める必要がある。	**3.0**

《評価、評点及び総合判定の考え方》

1　評価項目の考え方

行政監査（評価）では、施策を7つの評価項目により評価をしています。

「事業適応性」、「目標達成度」、「有効性」の3つについては、施策の目的や目標の妥当性と水準を評価しています。

「経済性・効率性」、「品質十分性」、「計画性」、「行政活動充実度」の4つについては、事業の実施状況や進め方を評価しています。
そのため、これらの評価には、施策を構成する基本事業の内容を反映させています。

総合判定では、これらの7つの評価項目から、施策として行政サービスの水準がどの程度のレベルにあるのかを示しています。

評価項目	評価事項
1　事業適応性	社会経済情勢等の変化に的確に対応しているか、「新しい時代の公」や「文化力」の視点から事業を展開しているかを評価する。
2　目標達成度	目標指標や目標値が妥当であるか、実績が目標を達成しているかを評価する。
3　有効性	施策の目的を達成するために、事業（基本事業と事務事業）が効果的に展開されているか、事業が施策の目的に寄与しているかを評価する。
4　経済性・効率性	事業の実施に伴って投入されたお金などが、経済的かつ効率的に使われているかを評価する。
5　品質十分性	提供しているサービスの質や提供の方法が適正であるか、サービスの対象者が満足するものであるかを評価する。
6　計画性	事業が計画的に進められているかを評価する。
7　行政活動充実度	分野等を越えた連携や先進例調査等による業務の見直し、組織の能力の維持・向上に取り組んでいるかを評価する。

7つの評価項目ごとの評価（評点）

評点を合計

施策の総合判定

2　評点の算出方法

(1) 施策の評点

①「事業適応性」「目標達成度」「有効性」の3つの評価項目について、それぞれの施策の評価基準に基づき、a、b、cの3段階評価を行います。

②3段階評価の組合せにより、1～5の評点を付けます。

③「経済性・効率性」「品質十分性」「計画性」「行政活動充実度」の4つの評価項目については、後述(2)の「基本事業の評点」から、施策の評点を付けます。

（例）「経済性・効率性」の場合

基本事業名	経済性・効率性の評点　ア	寄与度　イ	乗じた値　ア×イ
A基本事業	3	20%	0.6
B基本事業	4	30%	1.2
C基本事業	2	50%	1.0
計		100%	2.8

施策の評点

①「事業適応性」「目標達成度」「有効性」については、《施策の評価基準》により、◎（プラス評価）、●（マイナス評価）、○（その他）に区分し、それらにより各評価の視点ごとにa、b、cの3段階評価を行う。
（a=優れている：＋1、b=普通（求められる水準を満たしている）：0、c=劣っている：-1）

②下記のとおり1～5の評点を付ける。

評価結果（3種類）	加減算	評点	
a,a,a	＋3	5	5：優れている
a,a,b	＋2	5	
a,b,b	＋1	4	4：やや優れている
a,a,c	（＋2,－1）1	4	
b,b,b	0	3	3：おおむね妥当
a,b,c	（＋1,－1）0	3	
a,c,c	（＋1,－2）－1	2	2：やや劣っている
b,b,c	－1	2	
b,c,c	－2	1	1：劣っている
c,c,c	－3	1	

③4つの評価項目については、各基本事業の評点に、その基本事業の寄与度を乗じて、加算した値とする。

※寄与度とは、施策に対する基本事業の貢献割合です。
寄与度の決定に当たっては、AHP（階層化意思決定法）の手法を用いています。
今回の行政監査（評価）では、「県民ニーズ」「緊急性・適時性」「公益性」の3つの要素を設け、各要素間の重要性や、各要素における基本事業間の相対的水準について、施策の責任者の判断に基づきAHP手法による数値を算出します。
その数値を参考に、施策の責任者が寄与度を設定し、評価する中で確定しています。

(2) 基本事業の評点

①7つの評価項目について、それぞれの基本事業の評価基準に基づきa、b、cの3段階評価を行います。

②3段階評価の組合せにより、1～5の評点を付けます。

①《基本事業の評価基準》に従って3段階評価を行う。

↓

②施策と同様に1～5の評点を付ける。

(3) 施策の総合判定

施策の7つの評価項目の評点合計（満点35）から、右記の5段階評価（AA～D）により総合判定を行います。

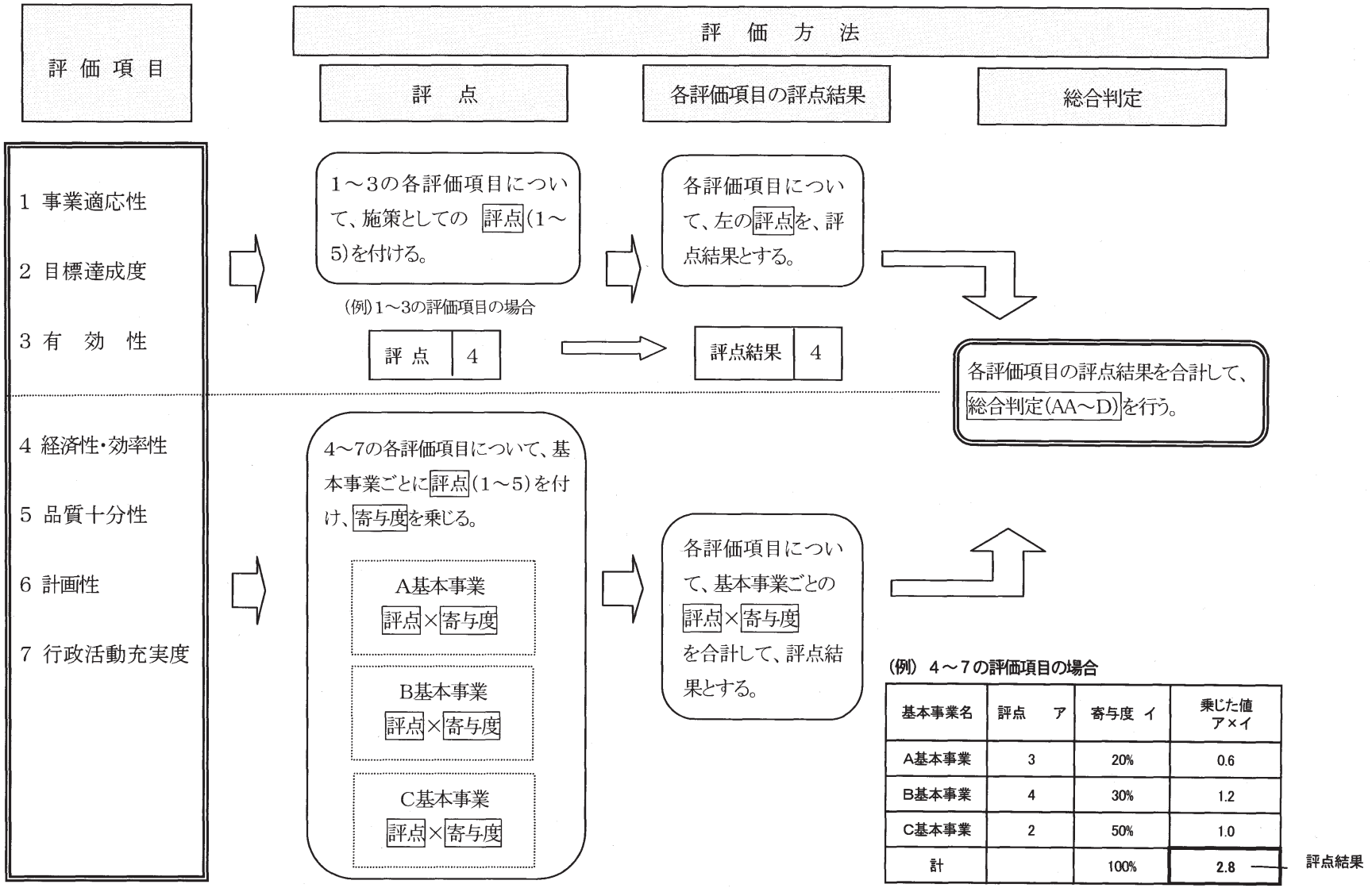
ただし、評点合計が21.0以上の場合であっても、「事業適応性」「目標達成度」「有効性」のいずれかの評価項目の評点が「2」以下のときは、評点合計にかかわらず総合判定を「C」としています。

※評点合計が21.0以上であっても、評価項目の評点が「2」以下のときに総合判定を「C」とする場合の対象項目を全項目（7項目）としていたものを、平成17年度から見直し、「事業適応性」「目標達成度」「有効性」の3項目のみとしました。

施策の評点合計	総合判定	内　　容
28.0以上　（満点35）	AA	優れた取組が多く、十分な成果が発揮されている。
24.5～28.0	A	優れた取組がいくつかあり、成果が発揮されている。
21.0～24.5	B	取組の成果が発揮されておおむね良好な結果が見られる。さらなる取組により、より上位をめざすことが必要である。
17.5～21.0	C	いくつかの取組において成果が十分とはいえず、改善の余地がある。さらなる改善が必要である。
～17.5	D	取組にさまざまな問題点が散見され、成果があまり見られない。大幅な改善が必要である。

※総合判定の区分等は、英国ベストバリュー検査の評価方法及び日本経営品質賞の評価基準を参考としました。

3 施策の評点算出のフロー図



＊寄与度とは、施策に対する基本事業の貢献割合です。

(例) 4～7の評価項目の場合

基本事業名	評点 ア	寄与度 イ	乗じた値 ア×イ
A基本事業	3	20%	0.6
B基本事業	4	30%	1.2
C基本事業	2	50%	1.0
計		100%	2.8 ← 評点結果

《施策の評価基準》

評価項目	評価事項	評価の視点	プラス評価の事例	マイナス評価の事例
1　事業適応性 「事業の必要性と公共性」	社会経済情勢等の変化に的確に対応しているか、「新しい時代の公」や「文化力」の視点から事業を展開しているかを評価する。	①社会経済情勢や国の動きなど、県を取り巻く環境の変化、課題に対応しているか。	◎環境変化を先取りして、先進的な取組が行われている。	●環境変化にかかる課題が認識されていなかったり、認識はされていても対応が行われていない。
		②「新しい時代の公」の考え方に基づき、多様な主体の役割分担を整理して、県としての役割を果たしているか。	◎「公」を担う多様な主体を意識し、情報共有を図るなど、他の主体が「公」の担い手として活動するための環境整備に積極的に取り組んでいる。	●他の主体が担うべき領域で、合理的な理由がないにもかかわらず、県が担っている、または活動環境の整備を全く行っていない。 ●県が担うべき領域であるのに、担っていない。
		③事業の執行に当たって、「文化力」の視点が加わっているか。	◎「みえの文化力指針」の「9つのヒント」に沿った発想の転換により、事業の見直しを行っている。	●「みえの文化力指針」に沿った見直しの余地があるのに、従来どおりの基準で事業を執行している。
2　目標達成度 「指標から見た業務の水準」	目標指標や目標値が妥当であるか、実績が目標を達成しているかを評価する。	①目標指標は、事業の進捗状況や達成度を的確に表しているか。	◎目標指標（主指標及び副指標）は、施策のアウトカムによる進捗状況や達成度を的確に表している。	●目標指標（主指標及び副指標）は、施策の進捗状況や達成度をほとんど表していない。
		②目標値の設定が妥当な水準で、目標を達成しているか。	◎目標は高い水準であり、実績は目標を上回っている。 ◎目標は妥当な水準であり、実績は目標を大きく上回っている。	●実績は目標を大きく下回っている。 ●実績は目標を下回っており、かつ前年実績を下回っている。
		③基本事業の目標を達成しているか。また、目標指標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して妥当な水準か。	◎基本事業の目標がすべて達成されている。 ◎目標指標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して相当な上位にある。	●多くの基本事業で目標が達成されていない。 ●目標指標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して相当な低位にある。
3　有効性 「基本事業の施策等への寄与度」	施策の目的を達成するために、事業（基本事業と事務事業）が効果的に展開されているか、事業が施策の目的に寄与しているかを評価する。	①施策の目的を達成するために、各基本事業の成果が貢献しているか。	◎各基本事業が成果を上げるとともに、その成果が施策の目的の達成に大きく貢献している。	●各基本事業の成果が施策の目的達成に貢献していない。
		②施策を構成する基本事業間で連携が図られているか。	◎基本事業間で連携する仕組みを取り入れ、施策の目的の達成に大きく貢献している。	●基本事業間で対象や意図に整合性を欠いたり、基本事業間の連携に問題がある。
		③施策の目的を達成するためにふさわしい基本事業の位置付け・構成になっているか。	◎必要な事業（基本事業・事務事業）をすべて位置付けるとともに、施策の目的達成のために（基本）事業が相互に連携している。	●必要な事業が位置付けられていないうえに、それらとの連携も取られていない。

○プラス評価、マイナス評価は、上記のほか事例に準じて判定する。

《基本事業の評価基準》

	評価事項	評価の視点	プラス評価の事例	マイナス評価の事例
4　経済性・効率性 「行政資源の投入効果」	事業の実施に伴って投入されたお金などが、経済的かつ効率的に使われているかを評価する。	①ヒト・モノ・カネ等の投入した行政資源は、経済的・効率的に活用されているか。	◎経済性・効率性の指標（アウトプット／インプット）が他団体や過去に比べて高い。	●投入した行政資源からみて不経済・非効率な事業の状況が見られる。
		②事業を外部委託するなどコスト削減に取り組んでいるか。	◎外部委託、PFIの導入、各種のコスト縮減対策を講じ、成果を上げている。	●コスト縮減の余地があるのに対策を講じていない。
		③収入は適正に収納しているか。また、受益者・国・市町村等から受益や役割に応じた負担等を求めているか。	◎財源確保の対応が優れており、受益や役割に応じた適正な負担を求めている。	●受益や役割に応じた負担を求めるべきであるのに、求めていない。
5　品質十分性 「サービス内容の適正度」	提供しているサービスの質や提供の方法が適正であるか、サービスの対象者が満足するものであるかを評価する。	①サービスを適正に提供しているか。また、具体的なサービスの内容や基準等は妥当な水準か。また、ニーズや満足度に対応した業務改善に努めているか。	◎他団体等に比べレベルの高いサービスが提供されている。 ◎ニーズを把握し、高いレベルを目指した改善努力が行われている。	●正確性や合規性に欠けている。 ●サービスの内容が低い。 ●対象者からの不満が顕在化しているのに、改善努力を行っていない。
		②対象者にサービス内容が周知されているか。また、公平なサービスの提供に努めているか。	◎対象者に分かりやすい方法による情報提供や公平なサービス提供を図るための積極的な取組が行われている。	●サービスにかかる情報提供を行っていない。 ●合理的な理由がないのに、対象者や地域でサービスや情報の提供に偏りがある。
		③危機管理の対策を講じているか。	◎予想されるリスク（危機）に備えて対応マニュアルの作成などの対策が講じられている。	●当然予想されるリスク（危機）が認識されていない。 ●認識はされていても何らの対策が講じられていない。
6　計画性 「中長期的視点と進行管理」	事業が計画的に進められているかを評価する。	①計画の策定が行われているか。また、計画の進行管理を行う仕組みがあるか。	◎中長期的な展望の下で、実効性のある実施計画が策定されており、かつ、それらの計画の進行管理を行う仕組みがある。	●「県民しあわせプラン」以外に計画などが必要な事業にもかかわらず策定されていない。また、計画はあるが進行管理を行う仕組みがない。
		②事業は計画的に実施、実行されているか。	◎計画の目標を達成するための進行管理が的確に行われており、成果が上がっている。	●計画的に事業が展開されていない。毎年度、場当たり的に事業が行われている。
		③計画の見直しへの対応が適切に行われているか。	◎急激な環境変化にも柔軟に対応し、計画が見直されている。	●環境変化から計画の見直しが必要にもかかわらず、見直されていない。
7　行政活動充実度 「事業の経営手段」	分野等を越えた連携や先進例調査等による業務の見直し、組織の能力の維持・向上に取り組んでいるかを評価する。	①分野や部局の枠にとらわれず、関連する部局等と連携し、総合行政の視点を持って事業が実施されているか。	◎事業の展開に必要な分野や部局の連携が積極的に行われ成果が上がっている。	●分野や部局を越えて連携して取り組むべき課題があるが、連携が不十分であり、事業が縦割り的に行われている。
		②他団体等やベストプラクティス、経年での業績等を比較して業務の見直しに取り組まれているか。	◎他団体へのベンチマーキングやベストプラクティス、経年の比較などを行い、業務見直しに取り組まれており、成果が上がっている。	●他団体の優れた事例などが把握されていない。 ●経年比較などによる適切な業務の見直しが行われていない。
		③内部統制の充実などにより、組織の業務執行能力の維持・向上を図っているか。	◎組織内での対話・情報共有により、率先実行などの優れた改善に取り組んでいる。 ◎業務マニュアルの作成による標準化や、内部チェック等によるOJTに積極的に取り組んでいる。	●組織として改善すべき点を共有する仕組みや環境がない。 ●職員に必要な資格取得や能力の向上が進んでいない、または、それらを支援する仕組みがない。

○「1事業適応性」「2目標達成度」「3有効性」の評価項目の評価は、施策の評価基準に準ずる。

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）
1箇月　　3,000円
1箇年　　36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
http://www.pref.mie.jp/

平成19年12月7日発行
津市広明町13番地
三　　重　　県
印刷・販売　株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代)　FAX 059-225-9431

R70 古紙配合率70%の再生紙を使用しています